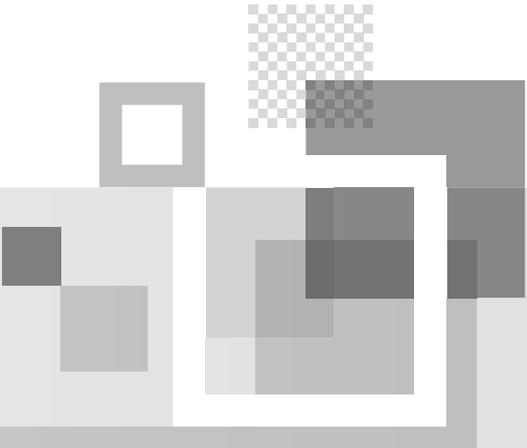


# 高齢者虐待の実態把握等のための 調査研究事業

報告書

令和4年3月

厚生労働省 老健局



## 目次

### 第1章 研究事業の概要

|              |   |
|--------------|---|
| I. 目的        | 1 |
| II. 事業実施の概要  |   |
| 1. 研究事業の実施体制 | 2 |
| 2. 研究事業の実施概要 | 4 |

### 第2章 法に基づく対応状況調査(令和3年度実施分)

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| I. 法に基づく対応状況調査の概要                     |     |
| 1. 目的                                 | 9   |
| 2. 調査の概要                              | 9   |
| II. 調査結果：養介護施設従事者等による高齢者虐待            |     |
| 1. 相談・通報～事実確認調査                       | 12  |
| 2. 虐待事例の特徴                            | 24  |
| 3. 虐待事例への対応状況                         | 44  |
| III. 調査結果：養護者による高齢者虐待                 |     |
| 1. 相談・通報～事実確認調査                       | 47  |
| 2. 虐待事例の特徴                            | 59  |
| 3. 虐待事例への対応状況                         | 91  |
| IV. 調査結果：虐待等による死亡事例                   |     |
| 1. 事件形態及び加害者－被害者の関係                   | 98  |
| 2. 被害者・加害者の特徴                         | 98  |
| V. 調査結果：市町村の体制整備状況と対応状況               |     |
| 1. 取組の状況                              | 102 |
| 2. 取り組みのパターンと相談・通報及び虐待判断件数            | 104 |
| 3. 市町村ごとの対応状況と取組状況                    | 111 |
| 4. 体制整備の具体的方法                         | 113 |
| 5. 市町村が挙げた課題                          | 121 |
| VI. 調査結果：都道府県の状況                      |     |
| 1. 都道府県における取組状況と市町村に対する評価             | 126 |
| 2. 都道府県における取組状況と市町村の取組・対応状況           | 129 |
| VII. 新型コロナウイルス感染症による影響                |     |
| 1. 調査概要                               | 130 |
| 2. 調査結果の概要                            | 131 |
| VIII. 高齢者権利擁護等推進事業に関する検証及び見直し実施に向けた調査 |     |
| 1. 調査概要                               | 145 |
| 2. 調査結果の概要                            | 146 |
| IX. 考察                                |     |
| 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待                  | 156 |
| 2. 養護者による高齢者虐待                        | 158 |

## 第3章 養介護施設従事者等虐待対応における体制整備について

### I. 追加調査（アンケート調査）

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生リスクと自治体による体制整備等に関する仮説 . . . . . 164
2. アンケート調査の実施概要 . . . . . 165
3. アンケート調査結果の概要 . . . . . 166

### II. ヒアリング調査

1. ヒアリング調査の設計 . . . . . 191
2. ヒアリング調査の実施概要 . . . . . 193
3. ヒアリング調査結果の概要 . . . . . 194

### III. 考察

1. 追加調査（アンケート調査） . . . . . 215
2. ヒアリング調査 . . . . . 217

## 第4章 養護者支援について

### I. 追加調査（アンケート調査）

1. 養護者支援の困難さに関する仮説 . . . . . 220
2. アンケート調査の実施概要 . . . . . 221
3. アンケート調査結果の概要 . . . . . 222

### II. ヒアリング調査

1. ヒアリング調査の実施概要 . . . . . 244
2. ヒアリング調査結果の概要 . . . . . 246

### III. 考察

1. 追加調査（アンケート調査） . . . . . 282
2. ヒアリング調査 . . . . . 283
3. 残された課題 . . . . . 285

## 第5章 自治体における高齢者虐待対応体制の整備にかかる提案並びに法に基づく対応状況調査の課題及び提案

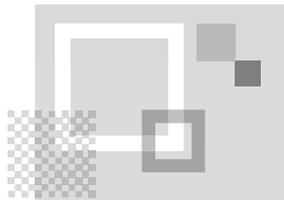
### I. 自治体における高齢者虐待対応体制の整備にかかる提案 . . . . . 287

### II. 法に基づく対応状況調査に関する提案

1. 経緯 . . . . . 293
2. 提案 . . . . . 293

## 巻末資料

1. 「法に基づく対応状況調査」調査項目と選択肢 . . . . . 303
2. 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 委員会 委員一覧 . . . . . 314



## 第 1 章

---

# 研究事業の概要



# I. 目的

本事業では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（以下、「法に基づく対応状況調査」という。）等の集計及び市町村の虐待対応担当者や有識者等の意見をふまえた分析を行うとともに、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応に資する都道府県及び市町村の先駆的な取組事例を収集する。

さらに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて虐待対応策を講じることができるよう高齢者虐待に係る地方公共団体の体制整備の促進を図ることを目的とする。

具体的には、次の事業を行う。

## 1. 法に基づく対応状況調査等の集計及び要因分析

法に基づく対応状況調査及び追加調査（付随調査）の自治体への回答依頼、自治体からの問合せ対応、回答データの集計・精査及び要因分析を行う。

## 2. 地方公共団体の体制整備状況の評価や促進要因抽出を目的とした分析の実施

法に基づく対応状況調査データを利用し、地方公共団体の体制整備状況の評価の観点や促進要因を抽出する。

## 3. 法に基づく対応状況調査の課題及び次年度以降の調査票等の検討

法に基づく対応状況調査において、調査内容・回答手法の改善に向けた課題整理や、詳細な虐待の実態把握・要因分析や市町村の体制整備の充実強化に向けた次年度以降の調査票及び記入要領を検討する。

## 4. 取組事例の収集と提言

法に基づく対応状況調査データから虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応及び体制整備等に向けた取組事例を収集し、回答データの集計・分析結果等を基に、収集した事例も参考にしながら、市町村における虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備に向けて実現可能な施策の検討及び提言を行う。

## 5. 報告書のとりまとめ・調査結果の公表にあたって必要となる資料の作成

1～2の内容を中間報告書に、1～4の内容を最終報告書に取りまとめる。

また、調査結果の公表にあたって必要となる資料を適宜作成する。

なお、最終報告書は冊子印刷し、都道府県・市町村及び関係団体等へ送付し、自治体・関係者における高齢者虐待への理解促進を図る。

## Ⅱ. 事業実施の概要

### 1. 研究事業の実施体制

学識経験者、法律関係者（権利擁護に知見のある弁護士）、都道府県担当部署職員、市町村担当部署職員、地域包括支援センター職員、高齢者施設関係者等により、本事業を推進するための総合的なプロジェクト委員会を設置した。併せて、本研究事業において調査・作業等を円滑に進めるため、プロジェクト委員会委員から構成される「従事者虐待作業部会」「養護者虐待作業部会」の2つの作業部会を設置した。

また、以上の実施体制のすべてにおいて、日本社会福祉士会が事務局を務めることとした。

#### (1) プロジェクト委員会の設置

##### 1) 設置目的

研究事業を総合的に推進する基盤としてプロジェクト委員会を設置した。

##### 2) 作業内容

- ①研究事業全体の方向性の検討
- ②要因分析の手法の企画及び分析項目の選定
- ③体制整備状況の評価・促進要因抽出方法の検討
- ④法に基づく対応状況調査の方法に関する課題検討
- ⑤市町村の体制整備を促進するための都道府県の取組の検討
- ⑥取組事例収集のための自治体ヒアリング、効果的施策の検討
- ⑦事業結果のとりまとめ

##### 3) 委員構成

学識経験者、法律関係者（権利擁護に知見のある弁護士）、都道府県担当部署職員、市町村担当部署職員、地域包括支援センター職員。

##### 4) 各回での検討内容（全3回）

- ①第1回：研究事業全体の方向性の検討
  - 事業概要と全体スケジュールの確認
  - 作業部会における作業内容の確認
  - 法に基づく対応状況調査の集計及び分析の内容検討
  - 体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の内容検討
  - 法に基づく対応状況調査をもとにした事例収集についての検討
- ②第2回：法に基づく対応状況調査の進捗状況確認
  - 法に基づく対応状況調査データに対する要因分析の内容（改定案）検討
  - 体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析（改定案）の内容検討
  - 体制整備を促進するための都道府県の取組を把握するための内容検討

法に基づく対応状況調査をもとにした取組事例収集についての検討  
法に基づく対応状況調査の調査票及び記入要領内容（改訂案）の検討

③第3回：要因分析の結果確認・検討

体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の結果確認・検討  
法に基づく対応状況調査をもとにした取組事例収集と効果的政策の提言の検討  
法に基づく対応状況調査の課題と改善策のとりまとめ  
事業結果のとりまとめと資料化の検討

## （2）作業部会の設置

### 1）設置目的

本研究事業において予定されている調査等を円滑に進めるため、下記のとおり2つの作業部会を設置した。

### 2）作業内容

- ①要因分析の手法の実施
- ②体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析
- ③法に基づく対応状況調査の方法に関する課題検討
- ④体制整備を促進するための都道府県の取組の検討
- ⑤法に基づく状況調査の結果を基にした取組事例収集

### 3）従事者虐待作業部会

#### ①委員構成

プロジェクト委員会委員より8名が兼任した。

#### ②作業内容

上述する2）の事業内容それぞれにおいて、養介護施設従事者等による高齢者虐待部分の精査・詳細検討を行った。

### 4）養護者虐待作業部会

#### ①委員構成

プロジェクト委員会委員より8名が兼任した。

#### ②作業内容

上述する2）の事業内容それぞれにおいて、養護者による高齢者虐待部分の精査・詳細検討を行った。

## 2. 研究事業の実施概要

### (1) 法に基づく対応状況調査（詳細は本報告書第2章参照）

#### 1) 目的

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が施行されて以降、厚生労働省では、各年度における市町村・都道府県の高齢者虐待への対応状況等を把握するための調査を行ってきた。調査の名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（以下、「法に基づく対応状況調査」という。）であり、各年度における対応状況等を把握することで、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的としている。

#### 2) 調査の概要

##### ①調査の対象

調査対象は、特別区（東京23区）を含む市町村1,741団体、及び都道府県47団体（悉皆）であった。

調査対象年度は調査実施年度の前年度（令和2年度）であり、同年度中に新たに相談・通報があった事例や、それ以前の年度に相談・通報があり同年度中に事実確認や対応を行った事例、同年度中の市町村の概況・体制整備状況、及び都道府県の状況等について回答を求めた。

##### ②手続き

都道府県担当課から管内市町村（指定都市・中核市を含む）担当課へ調査票（Excelファイル）を送付し、市町村担当課において回答後、都道府県担当課へ提出。都道府県担当課は、管内市町村の「法に基づく対応状況調査」ファイルを確認・修正（都道府県における回答が必要な場合当該回答を行う）後、管内市町村の回答をとりまとめ、委託機関（日本社会福祉士会）へ提出。集計後、厚生労働省に提出した。

##### ③調査票の構成と主な調査内容

A 票：市町村の概況等

B 票：養介護施設従事者等による高齢者虐待

①相談・通報対応件数及び相談・通報者

②事実確認の状況と結果

③虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待者・虐待者の状況、行政の対応等（虐待の種別・類型、被虐待者・虐待者の状況は、附票（附B票）に個人ごとに回答）

C 票：養護者による高齢者虐待

①相談・通報対応件数及び相談・通報者

②事実確認の状況と結果

③虐待の種別・類型

④被虐待者、虐待者の状況

⑤虐待への対応策

D 票：高齢者虐待対応に関する体制整備の状況

E 票：虐待等による死亡事例の状況

その他：都道府県の集約時に「市町村における体制整備の取組に関する都道府県管内の概況」を都道府県が回答

## (2) 法に基づく対応状況調査 追加調査(付随調査)

### 1) 目的

本調査は、法に基づく対応状況調査の付随調査として、対応状況等の詳細を把握することで、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的としている。

### 2) 調査の概要

#### ①調査の対象

特別区（東京 23 区）を含む市町村 1,741 団体（悉皆）を対象に、「新型コロナウイルス感染症に関する調査」、「高齢者権利擁護等推進事業に関する検証及び見直し実施に向けた調査」、「養介護施設従事者等虐待の未然防止・早期発見に関する対応体制に関する調査」及び「養護者支援の体制状況に関する調査」を実施した。

なお、「高齢者権利擁護等推進事業に関する検証及び見直し実施に向けた調査」、「養介護施設従事者等虐待の未然防止・早期発見に関する対応体制に関する調査」については、都道府県 47 団体（悉皆）へも実施した。

#### ②手続き

都道府県担当課から管内市町村（指定都市・中核市を含む）担当課へ調査票（Excel ファイル）を送付し、市町村担当課において回答後、都道府県担当課へ提出。都道府県担当課は、都道府県を対象とする調査の回答とともに、管内市町村の回答をとりまとめ、委託機関（日本社会福祉士会）へ提出。集計後、厚生労働省に提出した。

#### ③新型コロナウイルス感染症に関する調査（詳細は本報告書第 2 章参照）

##### 【主な調査項目】

##### ●市町村への調査項目

- ・市町村の高齢者虐待対応への新型コロナウイルス感染症の影響、対応策 等
- ・地域住民への普及啓発活動に関する新型コロナウイルス感染症の影響、対応策
- ・介護施設・サービス事業所への支援活動(研修等)への影響、対応策 等
- ・その他、高齢者虐待対応に関する新型コロナウイルス感染症の影響等
- ・国や都道府県への期待・要望等

#### ④高齢者権利擁護等推進事業に関する検証及び見直し実施に向けた調査

（詳細は本報告書第 2 章参照）

##### 【主な調査項目】

##### ●都道府県への調査項目

- ・高齢者権利擁護等推進事業の実施状況  
（事業への評価、事業の具体的な効果、活用していない理由）
- ・高齢者虐待の取組  
（「未然防止」、「悪化防止（早期発見、迅速且つ適切な対応）」、「再発防止」）
- ・高齢者権利擁護等推進事業の財源
- 市町村への調査項目
  - ・高齢者権利擁護等推進事業の活用状況
  - ・高齢者権利擁護等推進事業の活用意向
  - ・事業における改善点

**⑤養介護施設従事者等虐待の未然防止・早期発見に関する対応体制に関する調査（詳細は本報告書第3章参照）**

**【主な調査項目】**

- 都道府県への調査項目
  - ・養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する周知・啓発の取組
  - ・施設・事業所に対する指導等の実施状況
  - ・関係部署、自治体間での養介護施設従事者等に関連する情報共有・連携
  - ・養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応
  - ・介護保険施設・事業所職員等を対象とする教育研修等の実施状況
  - ・介護保険施設・事業所等の運営支援、サービスの質向上のための自治体の取組
- 市町村への調査項目
  - ・養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する周知・啓発の取組
  - ・施設・事業所に対する指導等の実施状況
  - ・関係部署、自治体間での養介護施設従事者等虐待に関連する情報共有・連携
  - ・養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応
  - ・介護保険施設・事業所等の運営支援、サービスの質向上のための自治体の取組

**⑥養護者支援の体制状況に関する調査（詳細は本報告書第4章参照）**

**【主な調査項目】**

- 市町村への調査項目
  - ・養護者支援の具体的な内容
  - ・分離保護する・した場合、分離後あるいは分離に向けた分離前の養護者支援
  - ・養護者支援に際して、連携がうまくいった（連携が機能した）機関・部署等
  - ・養護者支援の体制
  - ・養護者支援によって虐待が解消した事例において、困難を感じた点やその困難への対応の工夫など、うまくいった条件や理由等
  - ・養護者支援の取り組みにおいてどのような困難を感じますか。

### (3) 高齢者虐待対応体制の整理に関するヒアリング調査

#### 1) 目的

ヒアリング調査では、自治体における高齢者虐待対応に関する取組の底上げや横展開を図ることを目的に、各地域で行われている取組内容、取組の工夫等に焦点を当てた聞き取り調査を行った。

とりわけ、法に基づく対応状況調査および追加調査(付随調査)の「養介護施設従事者等虐待の未然防止・早期発見に関する対応体制に関する調査」、「養護者支援の体制状況に関する調査」結果に焦点をあて、ヒアリング調査を行った。

#### 2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応体制に関するヒアリング調査

(詳細は本報告書第3章参照)

##### ①調査対象

追加調査(付随調査)の「養介護施設従事者等虐待の未然防止・早期発見に関する対応体制に関する調査」の回答より、4地域を選定し、都道府県と管内市町村の連携についてヒアリングを行った。都道府県4か所、市町村4か所。

##### ②調査項目

###### 【主なヒアリング項目】

| 市町村   | 都道府県  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状</li><li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待対応における市町村と都道府県の役割分担</li><li>・施設・事業所における虐待防止、早期発見・早期対応の取組</li><li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待対応体制</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状</li><li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待対応における都道府県の役割</li><li>・施設・事業所における虐待防止、早期発見・早期対応の取組</li><li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する市町村支援の取組</li></ul> |

#### 3) 養護者による高齢者虐待対応体制に関するヒアリング調査

(詳細は本報告書第4章参照)

##### ①調査対象

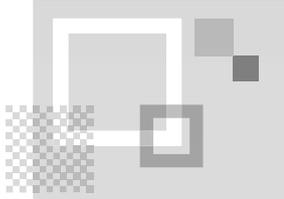
追加調査(付随調査)の「養護者支援の体制状況に関する調査」の回答より、人口規模を考慮して選定し、養護者支援の取組についてヒアリングを行った。市町村6か所(10万以上の市町村3カ所、3~10万未満の市町村2カ所、3万未満の市町村1カ所)。

##### ②調査項目

###### 【主なヒアリング項目】

- ・高齢者虐待対応における養護者支援の状況
- ・高齢者虐待対応における養護者支援の体制整備状況





## 第 2 章

---

# 法に基づく対応状況調査 (令和3年度実施分)



# I. 法に基づく対応状況調査の概要

## 1. 目的

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が施行されて以降、厚生労働省では、各年度における市町村・都道府県の高齢者虐待への対応状況等を把握するための調査を行ってきた。調査の名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（以下、「法に基づく対応状況調査」という。）であり、各年度における対応状況等を把握することで、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的としている。

## 2. 調査の概要

### （1）調査対象

調査対象は、特別区（東京23区）を含む市町村1,741団体、及び都道府県47団体（悉皆）であった。

調査対象年度は調査実施年度の前年度（令和2年度）であり、同年度中に新たに相談・通報があった事例や、それ以前の年度に相談・通報があり同年度中に事実確認や対応を行った事例、同年度中の市町村の概況・体制整備状況、及び都道府県の状況等について回答を求めた。

### （2）手続き

都道府県担当課から管内市町村（指定都市・中核市を含む）担当課へ調査票（Excelファイル）を送付し、市町村担当課において回答後、都道府県担当課へ提出。都道府県担当課は、管内市町村の「法に基づく対応状況調査」ファイルを確認・修正（都道府県における回答が必要な場合当該回答を行う）後、管内市町村の回答をとりまとめ、委託機関（日本社会福祉士会）へ提出。集計後、厚生労働省に提出した。

なお、調査の実施概要は図表2-I-2-1に示す。

### （3）調査票の構成と主な調査内容

#### 1) A票：市町村の概況等

#### 2) B票：養介護施設従事者等による高齢者虐待

①相談・通報対応件数及び相談・通報者

②事実確認の状況と結果

③虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待者・虐待者の状況、行政の対応等（虐待の種別・類型、被虐待者・虐待者の状況は、附票（附B票）に個人ごとに回答）

#### 3) C票：養護者による高齢者虐待

①相談・通報対応件数及び相談・通報者

②事実確認の状況と結果

③虐待の種別・類型

④被虐待者、虐待者の状況

⑤虐待への対応策

- 4) D票：高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
- 5) E票：虐待等による死亡事例の状況
- 6) その他：都道府県の集約時に「市町村における体制整備の取組に関する都道府県管内の概況」を都道府県が回答

(4) 調査項目等の変更

今回実施した調査では、調査内容は前年度調査票を元に、調査項目の追加や回答要件等の変更を行った。追加・変更内容は下記のとおりである。

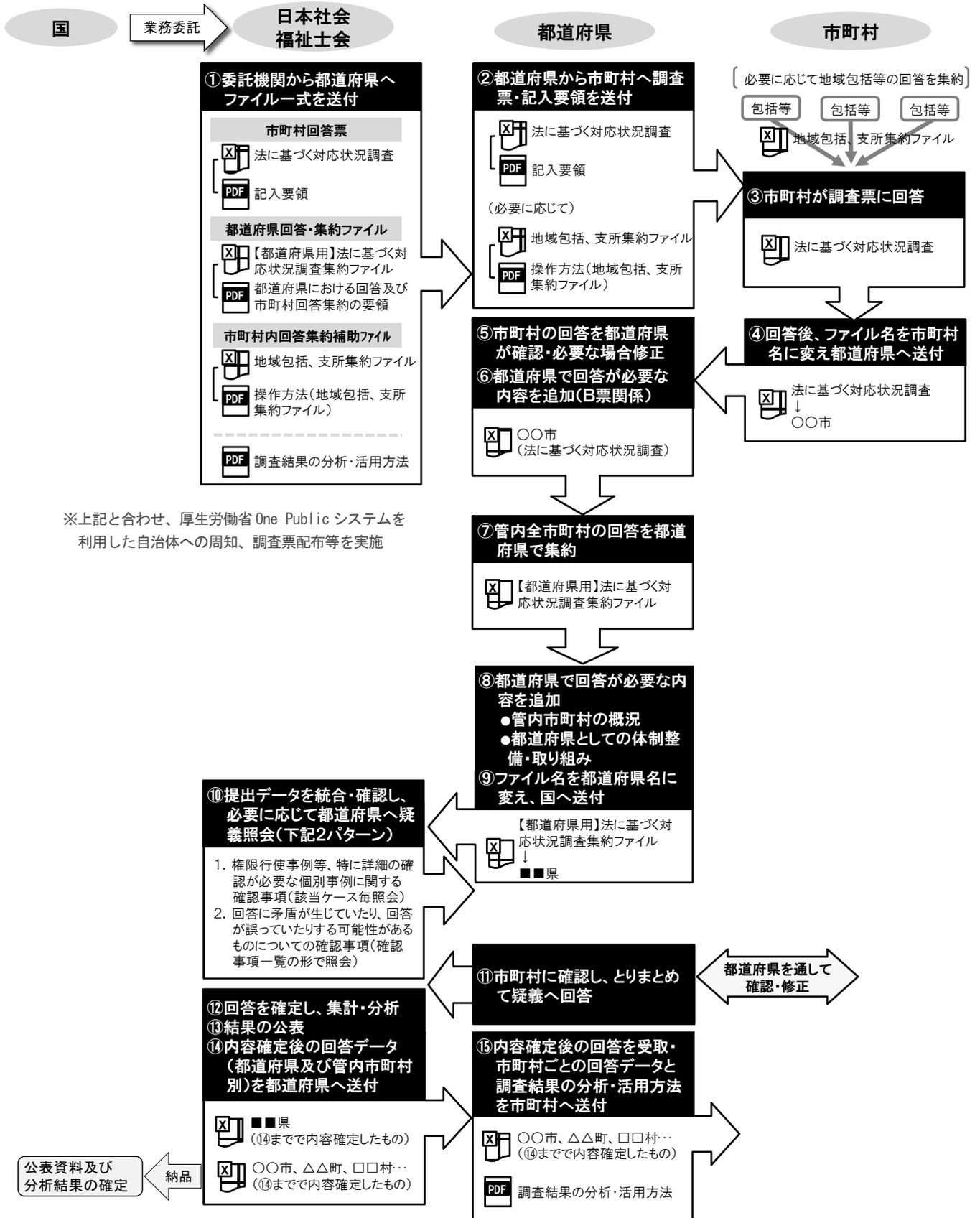
●調査票の見直し

- 【B票】過去の虐待発生状況を選択式に変更
- 【B票】虐待の判断に至らなかった場合の理由記載欄を追加
- 【C票】虐待の判断に至らなかった場合の理由記載欄を追加
- 【D票】市町村の体制整備項目を追加（終結事案の事後検証実施状況）
- 【E票】養護者による虐待死亡事案の事後検証の実施状況を追加

●記入要領の見直し（定義の整理、過去に誤記入が発生しやすかった点の注記等を追加）

- 【B・C票】対応の時点を明確化するための注記等

図表 2-I-2-1 調査の実施概要



※上記と合わせ、厚生労働省 One Public システムを利用した自治体への周知、調査票配布等を実施

## Ⅱ. 調査結果：養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 1. 相談・通報～事実確認調査

#### (1) 相談・通報件数と虐待判断件数

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する令和2年度の相談・通報件数は、市町村が受理したものが2,097件、都道府県が直接受理したものが22件、計2,119件であった。市町村が受理した相談・通報件数は、令和元年度の2,267件から170件(7.5%)減少していた(図表2-Ⅱ-1-1)。

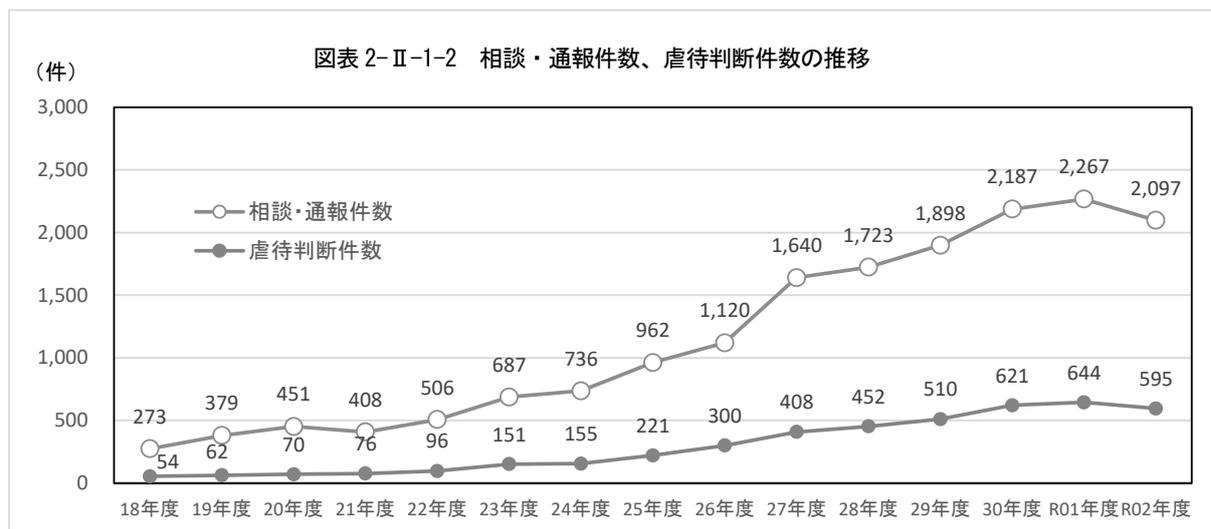
一方、令和2年度内に虐待の事実が認められた事例数(虐待判断件数)は595件であり、令和元年度の644件から49件(7.6%)減少していた(市町村への相談・通報件数、虐待判断件数の推移は図表2-Ⅱ-1-2参照)。

※虐待判断件数とは、市町村が事実確認の結果、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例数を指す。

図表 2-Ⅱ-1-1 相談・通報件数

|           | 件数    | 割合     |
|-----------|-------|--------|
| 市町村が受理    | 2,097 | 99.0%  |
| 都道府県が直接受理 | 22    | 1.0%   |
| 合計        | 2,119 | 100.0% |

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計



## (2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳をみると、「当該施設職員」が26.7%で最も多く、「当該施設元職員」9.9%、「施設・事業所の管理者」14.5%と合わせると、施設関係者が51.0%を占めていた。また、「家族・親族」からの相談・通報は13.9%であり、令和元年度（499人、18.9%）から減少した。（図表2-II-1-3）。

相談・通報者「その他」の内訳は、行政職員や行政機関が別件対応中に発見したものや「法人上部組織」、「知人・友人、地域住民等」などの割合が高く、「他自治体」や「同施設入所者・家族」、「別介護事業所職員」なども一定数みられた（図表2-II-1-4）。

図表 2-II-1-3 市町村への相談・通報者内訳

|       | 本人による届出 | 家族・親族 | 当該施設職員 | 当該施設元職員 | 施設・事業所の管理者 | （医療機関従事者<br>（医師含む）） | 介護支援専門員 | 介護サービス相談員 | 地域包括支援センター職員 | 職員<br>社会福祉協議会 | 国民健康保険団体連合会 |
|-------|---------|-------|--------|---------|------------|---------------------|---------|-----------|--------------|---------------|-------------|
| 人数    | 63      | 332   | 637    | 237     | 346        | 75                  | 103     | 5         | 81           | 5             | 3           |
| 割合    | 2.6%    | 13.9% | 26.7%  | 9.9%    | 14.5%      | 3.1%                | 4.3%    | 0.2%      | 3.4%         | 0.2%          | 0.1%        |
| (参考)  | 41      | 499   | 628    | 188     | 401        | 86                  | 91      | 26        | 91           | 5             | 8           |
| 令和元年度 | 1.6%    | 18.9% | 23.8%  | 7.1%    | 15.2%      | 3.3%                | 3.4%    | 1.0%      | 3.4%         | 0.2%          | 0.3%        |

|       | 都道府県から連絡 | 警察   | その他   | 不明（匿名を含む） | 合計     |
|-------|----------|------|-------|-----------|--------|
| 人数    | 52       | 56   | 266   | 129       | 2,390  |
| 割合    | 2.2%     | 2.3% | 11.1% | 5.4%      | 100.0% |
| (参考)  | 56       | 56   | 273   | 193       | 2,642  |
| 令和元年度 | 2.1%     | 2.1% | 10.3% | 7.3%      | 100.0% |

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計。割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数2,390人は、相談・通報件数2,097件と一致しない。

図表 2-II-1-4 相談・通報者「その他」の内訳

| 当該自治体行政職員 | 法人上部組織等 | 行政機関が別件対応<br>中に発見 | 知人・友人、地域住民等 | 他自治体 | 同法人職員 | 同施設入所者・家族 | 別介護事業所職員 | 従事者の親族・知人等 | 民生委員 | 後見人・代理人 | マスコミ | 議員   | 事故報告 | 実習・研修関係者 | 運営適正化委員会・第三者委員会等 | 弁護士  | その他  | 合計     |
|-----------|---------|-------------------|-------------|------|-------|-----------|----------|------------|------|---------|------|------|------|----------|------------------|------|------|--------|
| 39        | 30      | 17                | 32          | 23   | 22    | 16        | 22       | 12         | 4    | 10      | 1    | 5    | 6    | 2        | 1                | 1    | 23   | 266    |
| 14.7%     | 11.3%   | 6.4%              | 12.0%       | 8.6% | 8.3%  | 6.0%      | 8.3%     | 4.5%       | 1.5% | 3.8%    | 0.4% | 1.9% | 2.3% | 0.8%     | 0.4%             | 0.4% | 8.6% | 100.0% |

### (3) 相談・通報が寄せられた施設・事業所の種類

相談・通報が寄せられた養介護施設・事業所の種類は、「特別養護老人ホーム」が24.2%で最も多く、次いで「(住宅型)有料老人ホーム」が17.9%、「認知症対応型共同生活介護」が13.5%、「(介護付き)有料老人ホーム」が13.0%、「介護老人保健施設」が8.4%の順であった(図表2-II-1-5)。

図表2-II-1-5 相談・通報が寄せられた施設・事業所の種類

|      | 特別養護老人ホーム       | 介護老人保健施設 | 療養型医療施設・介護 | 生活介護            | 認知症対応型共同 | 宅小規模多機能型居 | 人(住宅型)有料老        | 人(介護付き)有料 | 軽費老人ホーム | 養護老人ホーム | 短期入所施設        | 訪問介護等 | 通所介護等 | 居宅介護支援等 | その他   | 合計 |
|------|-----------------|----------|------------|-----------------|----------|-----------|------------------|-----------|---------|---------|---------------|-------|-------|---------|-------|----|
| 件数   | 512             | 178      | 9          | 287             | 51       | 379       | 275              | 15        | 18      | 76      | 75            | 133   | 29    | 82      | 2,119 |    |
| 割合   | 24.2%           | 8.4%     | 0.4%       | 13.5%           | 2.4%     | 17.9%     | 13.0%            | 0.7%      | 0.8%    | 3.6%    | 3.5%          | 6.3%  | 1.4%  | 3.9%    | 100%  |    |
| グループ | 介護保険施設<br>33.0% |          |            | GH・小規模多機能:16.0% |          |           | その他入所系:<br>36.0% |           |         |         | 居宅系:<br>11.2% |       | 3.9%  | 100%    |       |    |

### (4) 事実確認と虐待判断件数

市町村に寄せられた相談・通報件数のうち、事実確認を行った事例は87.4%であった。

事実確認を行った結果、「虐待が認められた」割合は26.0%、虐待の「事実が認められなかった」事例は40.6%、「判断に至らなかった」事例は20.7%であった(図表2-II-1-6)。

また、事実確認を行っていない理由では「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」や「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が一定割合を占めているが、「その他」の内訳では「情報不足」、「家族・通報者等の拒否」や「既存情報・間接的情報より要否を判断」なども挙げられていた(図表2-II-1-7)。

相談・通報の受理から市町村の事実確認開始までの期間(中央値)は4日、虐待判断事例における受理から虐待確認までの期間(中央値)は34日であった。(図表2-II-1-8)。

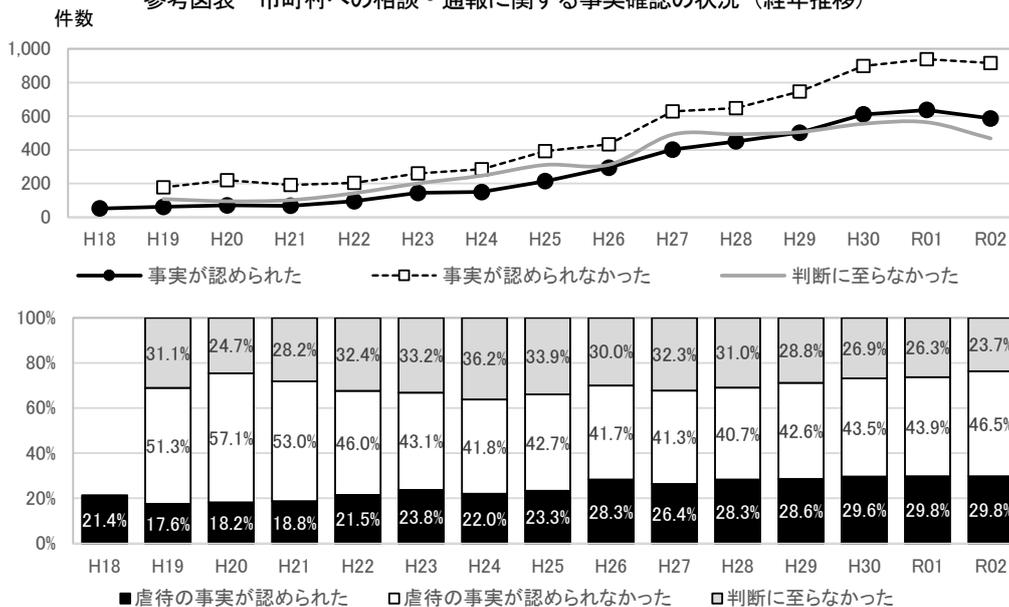
なお、市町村の事実確認により虐待事実を判断した事例は587件である。これに加え、「都道府県が直接相談・通報を受理した事例」24件のうち8件で虐待の事実が確認されているため、令和2年度の虐待判断事例は合計595件となる。

図表2-II-1-6 市町村への相談・通報に関する事実確認の状況

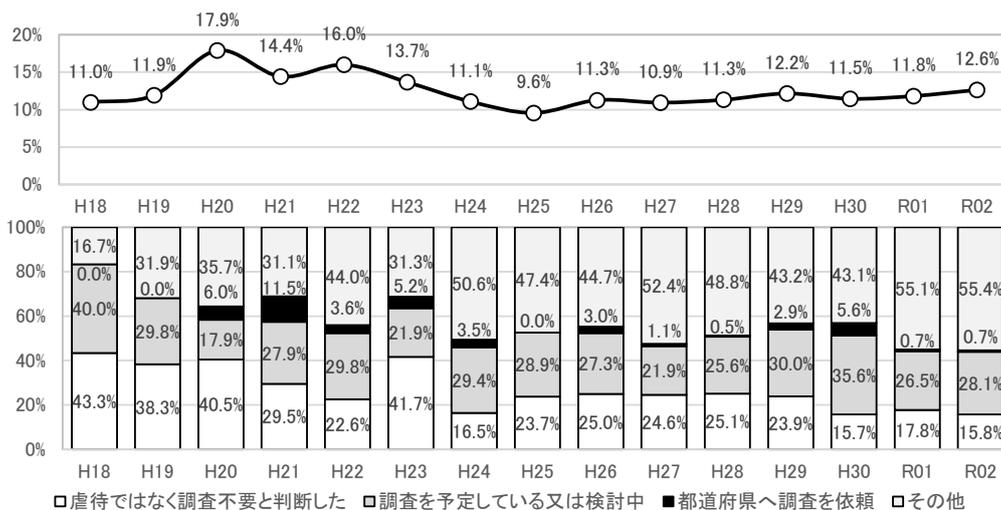
|                        | 件数    | 令和2年度内           |                   | 割合(%)  |
|------------------------|-------|------------------|-------------------|--------|
|                        |       | (うち令和2年度内に通報・相談) | (うち令和元年度以前に通報・相談) |        |
| 事実確認を行った事例             | 1,971 | (1,818)          | (153)             | (87.4) |
| 事実が認められた               | 587   | (523)            | (64)              | [26.0] |
| 事実が認められなかった            | 916   | (860)            | (56)              | [40.6] |
| 虐待の有無の判断に至らなかった        | 468   | (435)            | (33)              | [20.7] |
| 事実確認を行っていない事例          | 285   | (279)            | (6)               | (12.6) |
| 虐待ではなく事実確認不要と判断した      | 45    | (45)             | (0)               | [2.0]  |
| 後日、事実確認を予定している又は要否を検討中 | 80    | (79)             | (1)               | [3.5]  |
| 都道府県へ事実確認を依頼           | 2     | (2)              | (0)               | [0.1]  |
| その他                    | 158   | (153)            | (5)               | [7.0]  |
| 合計                     | 2,256 | (2,097)          | (159)             | 100    |

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認が対象年度となった事例について集計

参考図表 市町村への相談・通報に関する事実確認の状況（経年推移）



参考図表 事実確認を行わなかった割合と理由（経年推移）



図表 2-II-1-7 事実確認を行っていない理由が「その他」の内訳

|    | 情報不足 | 家族・通報者等の拒否 | 既存情報・間接的情報より要否を判断 | 施設・事業者側との調整により | 他自治体・他制度担当 | 警察対応 | 他事例と連動して調査実施のため | 新型コロナウイルス感染症のため立入不可、電話等での聞き取り実施 | その他 |
|----|------|------------|-------------------|----------------|------------|------|-----------------|---------------------------------|-----|
| 件数 | 45   | 31         | 31                | 15             | 14         | 9    | 4               | 1                               | 5   |

※「施設・事業者側との調整により」には、事後報告、虐待解消後であった場合等を含む。

図表 2-II-1-8 初動期の対応期間の分布

|         | 0日    | 1日   | 2日   | 3～6日  | 7～13日 | 14～20日 | 21～27日 | 28日以上 | 合計     |
|---------|-------|------|------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 相談通報受理～ | 600   | 182  | 70   | 239   | 292   | 143    | 99     | 344   | 1,969  |
| 事実確認開始  | 30.5% | 9.2% | 3.6% | 12.1% | 14.8% | 7.3%   | 5.0%   | 17.5% | 100.0% |
| 中央値4日   |       |      |      |       |       |        |        |       |        |
| 相談通報受理～ | 69    | 18   | 10   | 28    | 61    | 43     | 32     | 326   | 587    |
| 虐待確認    | 11.8% | 3.1% | 1.7% | 4.8%  | 10.4% | 7.3%   | 5.5%   | 55.5% | 100.0% |
| 中央値34日  |       |      |      |       |       |        |        |       |        |

虐待の判断に至らなかった事例について理由の記載を求めたところ、「サービス提供上問題あるが虐待は確認できない（不適切介護等）」が25.1%で最も多く、次いで「事実確認継続中」が22.1%、「通報内容や虐待事実が確認できない」が20.1%、「客観的証拠が得られない」が12.6%となっていた。

図表 2-II-1-9 虐待の判断に至らなかった理由（記載内容を複数回答形式で分類）

|                               | 件数  | 割合    |
|-------------------------------|-----|-------|
| 事実確認継続中                       | 103 | 22.1% |
| サービス提供上問題あるが虐待は確認できない（不適切介護等） | 117 | 25.1% |
| 通報内容や虐待事実が確認できない              | 94  | 20.1% |
| 客観的証拠が得られない                   | 59  | 12.6% |
| 本人からの確認が困難                    | 22  | 4.7%  |
| 痣等の原因が特定できない                  | 22  | 4.7%  |
| 事故の可能性                        | 13  | 2.8%  |
| 虐待が疑われる職員が退職し確認できない           | 8   | 1.7%  |
| 発生時期、被虐待者・虐待者が特定できない          | 8   | 1.7%  |
| 虐待ではない苦情、通報内容の信憑性             | 13  | 2.8%  |
| その他                           | 14  | 3.0%  |

※記載のあった467件を分類

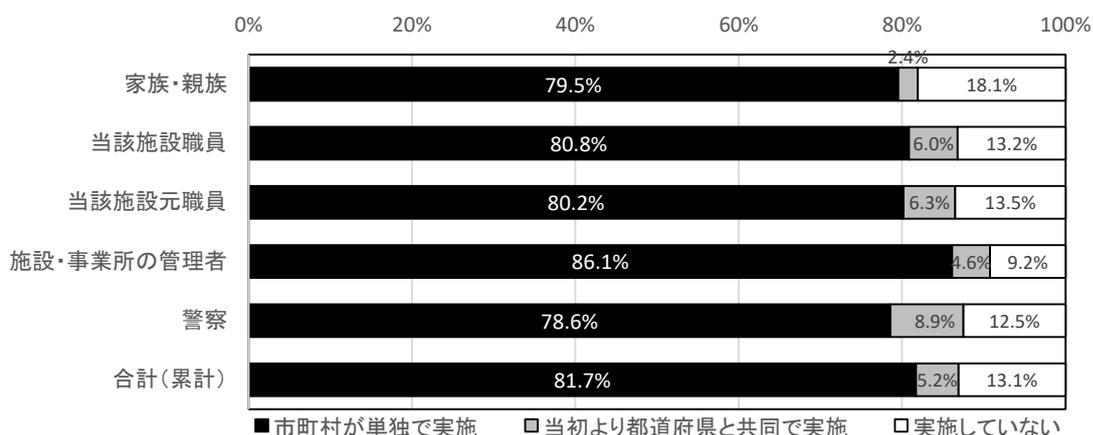
#### 〔相談・通報者と事実確認、虐待事例の状況〕

相談・通報者別に事実確認の有無をみると、いずれの通報者であっても概ね80%前後の割合で「市町村が単独で実施」していた。

また、相談・通報件数の上位を占めた「家族・親族」や「当該施設職員」、「当該施設元職員」、「施設・事業所の管理者」が含まれる相談・通報において事実確認を実施していない理由を確認した。相談・通報者に「家族・親族」が含まれる事例のうち事実確認を実施していない割合は18.1%（60件）であり、その理由は「虐待ではなく調査不要と判断した」が20.0%、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が33.3%、その他の内訳である「家族・通報者等の拒否」が16.7%を占めた。

「当該施設・事業所職員」や「当該施設元職員」が含まれるケースでは、事実確認調査未実施割合は10%程度であるが、その理由では「調査を予定している又は検討中」が25～45%を占めていた。

図表 2-II-1-10 相談・通報者と市町村による事実確認調査の有無と方法



図表 2-II-1-11 相談・通報者と事実確認調査を実施していない理由

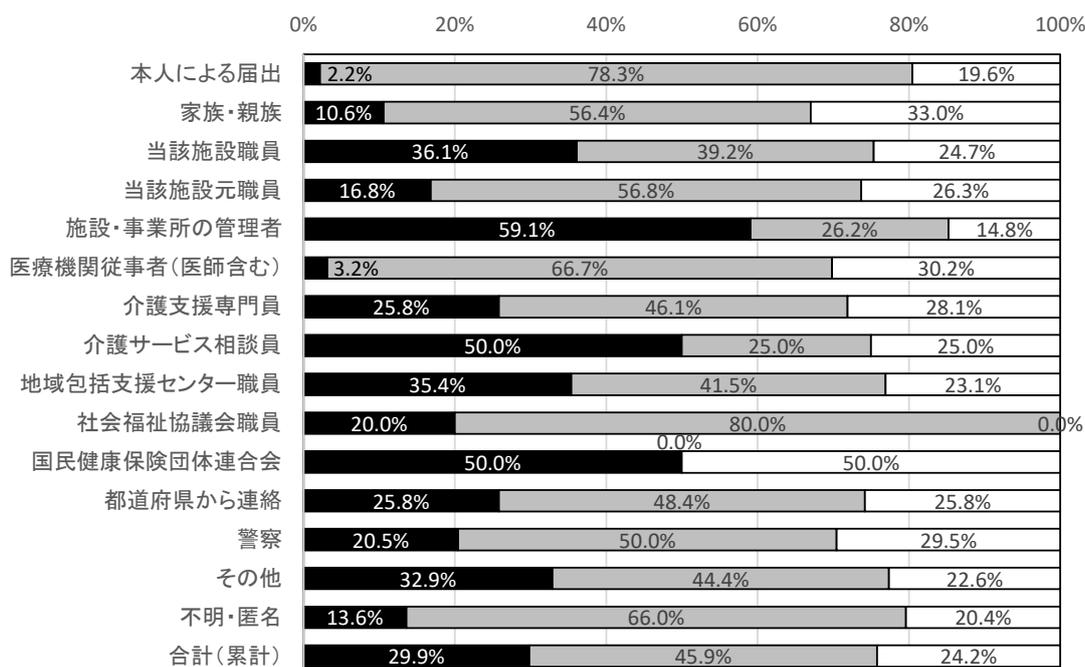
|            |    | 虐待ではなく事実確認不要と判断した | 後日、事実確認を予定している又は要否を検討中 | 都道府県へ調査を依頼 | その他   | 事実確認調査未実施件数 |
|------------|----|-------------------|------------------------|------------|-------|-------------|
| 家族・親族      | 件数 | 12                | 20                     | 1          | 27    | 60          |
|            | 割合 | 20.0%             | 33.3%                  | 1.7%       | 45.0% | 100.0%      |
| 当該施設・事業所職員 | 件数 | 14                | 21                     | 1          | 48    | 84          |
|            | 割合 | 16.7%             | 25.0%                  | 1.2%       | 57.1% | 100.0%      |
| 当該元職員      | 件数 | 2                 | 14                     | 0          | 15    | 31          |
|            | 割合 | 6.5%              | 45.2%                  | 0.0%       | 48.4% | 100.0%      |
| 施設・事業所の管理者 | 件数 | 4                 | 10                     | 0          | 18    | 32          |
|            | 割合 | 12.5%             | 31.3%                  | 0.0%       | 56.3% | 100.0%      |
| 警察         | 件数 | 2                 | 1                      | 0          | 4     | 7           |
|            | 割合 | 28.6%             | 14.3%                  | 0.0%       | 57.1% | 100.0%      |

事実確認調査未実施理由「その他」内訳

|            |    | 情報不足  | 家族・通報者等の拒否 | 既存情報・間接的情報より要否を判断 | 施設・事業者側との調整により | 他自治体・他制度担当 | 警察対応  | 他事例と連動して調査実施のため | 新型コロナウイルス感染症のため立入不可、電話等での聞き取り実施 | その他  |
|------------|----|-------|------------|-------------------|----------------|------------|-------|-----------------|---------------------------------|------|
| 家族・親族      | 件数 | 6     | 10         | 6                 | 2              | 1          | 1     | 0               | 0                               | 0    |
|            | 割合 | 10.0% | 16.7%      | 10.0%             | 3.3%           | 1.7%       | 1.7%  | 0.0%            | 0.0%                            | 0.0% |
| 当該施設・事業所職員 | 件数 | 14    | 10         | 7                 | 6              | 3          | 1     | 1               | 1                               | 2    |
|            | 割合 | 16.7% | 11.9%      | 8.3%              | 7.1%           | 3.6%       | 1.2%  | 1.2%            | 1.2%                            | 2.4% |
| 当該元職員      | 件数 | 6     | 1          | 5                 | 0              | 1          | 0     | 0               | 0                               | 2    |
|            | 割合 | 19.4% | 3.2%       | 16.1%             | 0.0%           | 3.2%       | 0.0%  | 0.0%            | 0.0%                            | 6.5% |
| 施設・事業所の管理者 | 件数 | 3     | 0          | 7                 | 5              | 2          | 1     | 0               | 0                               | 0    |
|            | 割合 | 9.4%  | 0.0%       | 21.9%             | 15.6%          | 6.3%       | 3.1%  | 0.0%            | 0.0%                            | 0.0% |
| 警察         | 件数 | 1     | 1          | 0                 | 0              | 0          | 3     | 0               | 0                               | 0    |
|            | 割合 | 14.3% | 14.3%      | 0.0%              | 0.0%           | 0.0%       | 42.9% | 0.0%            | 0.0%                            | 0.0% |

事実確認の結果について相談・通報者別にみると、「施設・事業所の管理者」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合が 59.1%を占めた。また、「当該施設職員」が含まれる事例では 36.1%を占めるが、「家族・親族」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合は 10.6%であった。なお、相談・通報件数は少ないものの相談・通報者に「介護サービス相談員」が含まれる事例では虐待の事実が認められた割合は 50.0%を占めた（図表 2-II-1-12）。

図表 2-II-1-12 相談・通報者と市町村による事実確認の結果



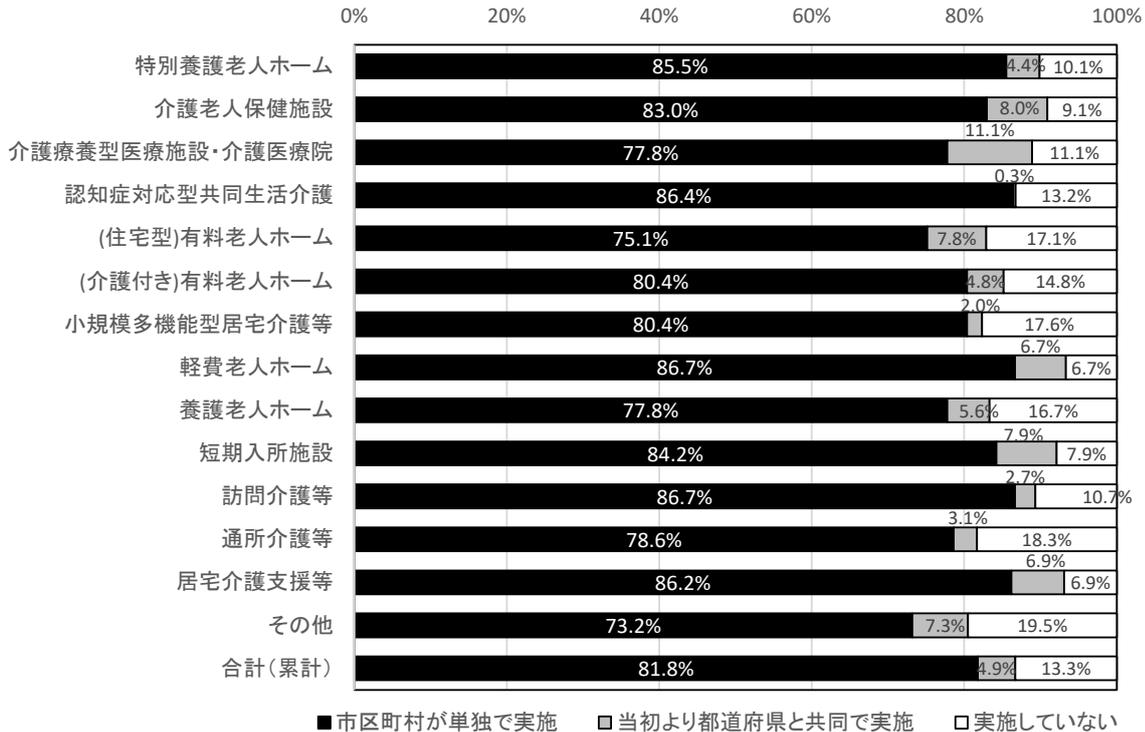
■ 虐待の事実が認められた □ 虐待の事実が認められなかった □ 虐待の事実の判断に至らなかった

〔養介護施設・事業所の種別と事実確認、虐待事例の状況〕

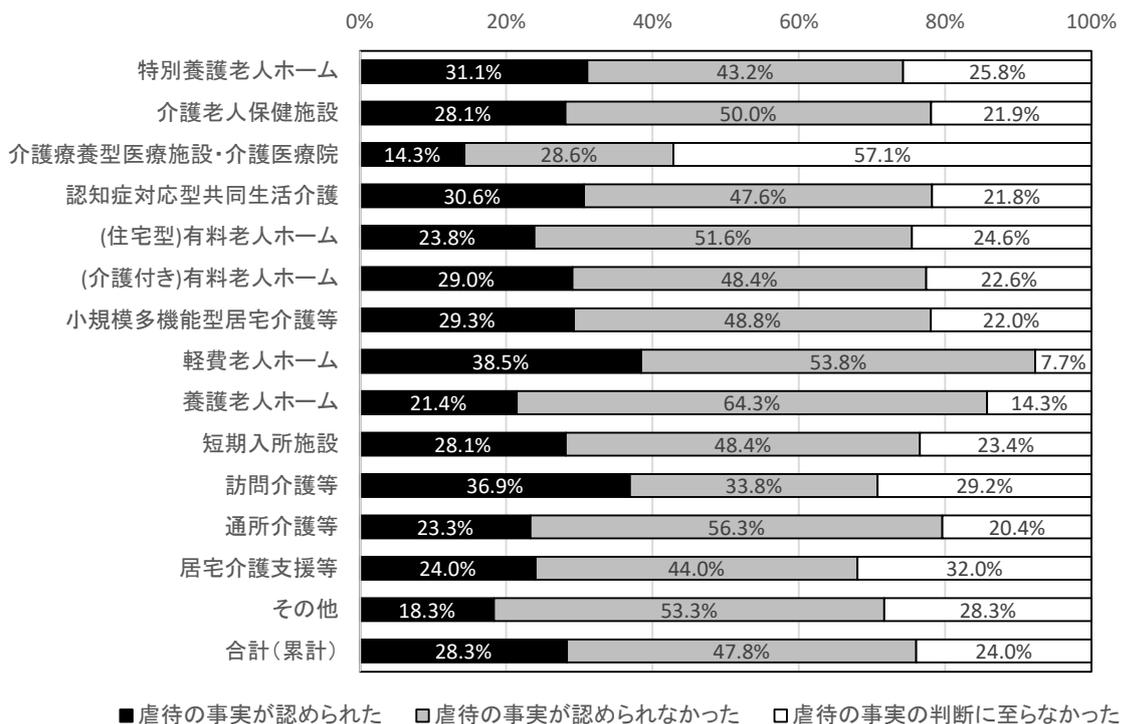
相談・通報が寄せられた養介護施設・事業所種別に事実確認の有無・方法をみると、一部の施設種別を除き、「市町村が単独で実施」した割合が80%以上を占めていた（図表2-II-1-13）。

また、事実確認の結果、虐待の事実が認められた割合は、種別によって若干のバラつきはあるものの、概ね30%前後となっている（図表2-II-1-14）。

図表 2-II-1-13 養介護施設・事業所の種別と市町村による事実確認調査の有無と方法



図表 2-II-1-14 養介護施設・事業所の種別と市町村による事実確認の結果



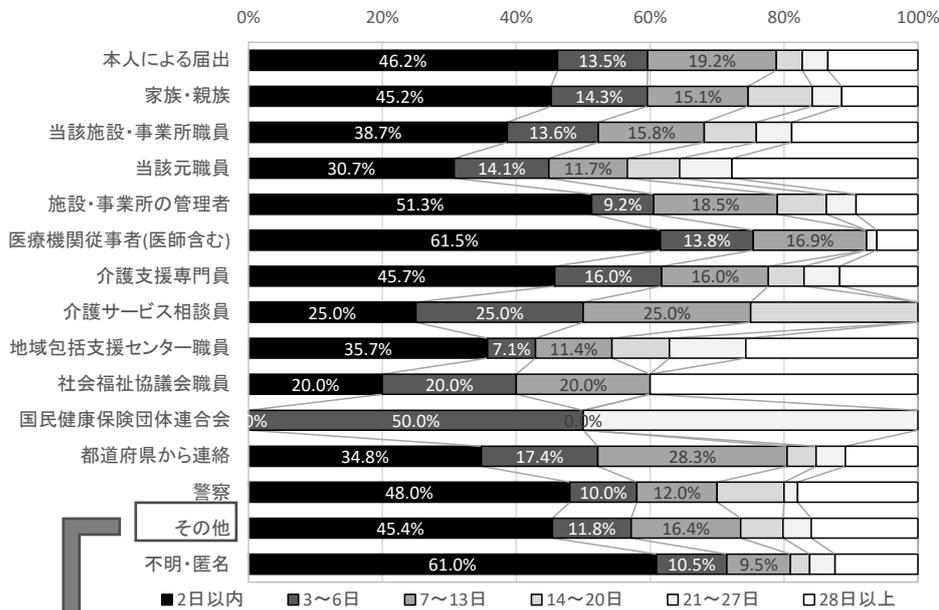
以下では、相談・通報受理から事実確認開始までの期間について、①相談・通報者別、②虐待類型別（虐待判断事例）による差異の有無を確認した。

①相談・通報者別にみた相談・通報受理から事実確認開始までの期間

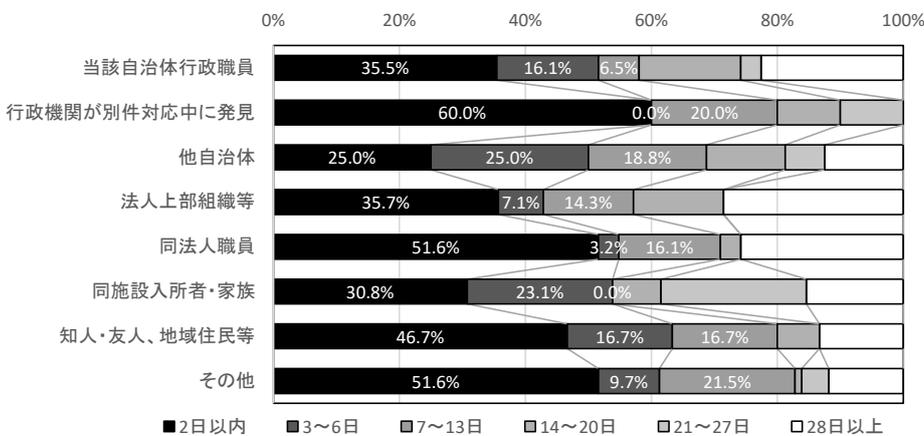
事実確認を行った事例について、相談・通報者別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を確認したところ、「本人」、「家族・親族」、「施設・事業所の管理者」、「医療機関従事者」、「介護支援専門員」、「警察」等が含まれる事例では相談・通報受理後2日以内に事実確認を開始している割合が4割以上を占めていた。相談・通報件数の多い「当該施設・事業所職員」では、2日以内に事実確認を開始した割合は38%、「当該施設元職員」では約31%であった（図表2-II-1-15）。

また、相談・通報者「その他」の内訳を詳細にみたところ、件数は少ないものの「行政機関が別件対応中に発見」した事例のうち60%は即日中に事実確認が開始されていた（図表2-II-1-16）。

図表 2-II-1-15 相談・通報者別にみた相談・通報受理～事実確認までの日数の分布



図表 2-II-1-16 相談・通報者「その他」内訳別にみた相談・通報受理～事実確認までの日数の分布

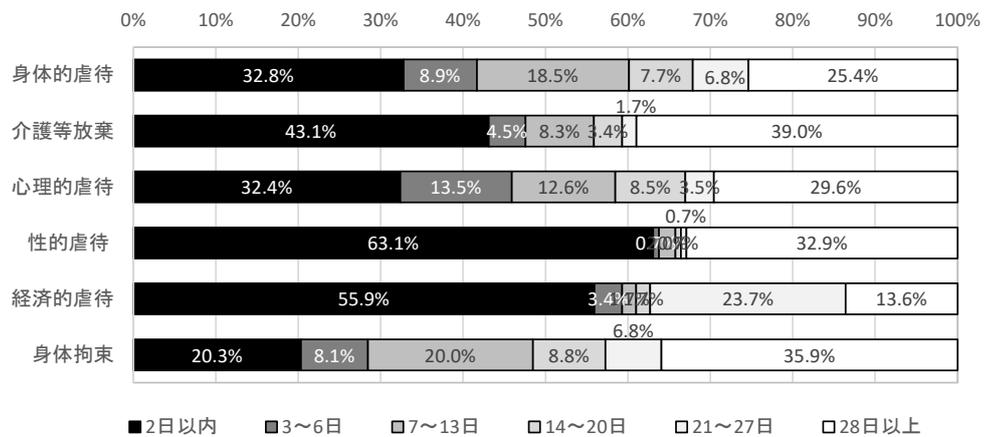


②虐待判断事例における相談・通報受理から事実確認開始までの期間

虐待判断事例について、虐待類型別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を整理したところ、いずれの虐待類型においても相談・通報受理後2日以内に事実確認を開始している割合が30%以上を占めていた（図表2-II-1-17）。

また、養介護施設・事業所種別にみても、相談・通報受理後2日以内に事実確認を開始している割合は概ね40～50%程度であり、施設・事業所種別による大きな差異はみられなかった（図表2-II-1-18）。

図表 2-II-1-17 虐待類型別にみた初動時の対応日数の分布（虐待判断事例）



図表 2-II-1-18 サービス種別にみた初動時の対応日数の分布



## (5) 市町村及び都道府県ごとの対応状況

相談・通報件数及び虐待判断件数について、市町村及び都道府県ごとの値を集計し、分布を整理した。

市町村ごとの分布をみると、「相談・通報件数」が「0件」の市町村は66.9%、虐待判断件数「0件」の市町村は84.3%であった（図表2-II-1-19、図表2-II-1-20）。

都道府県ごとの分布をみると、相談・通報件数で最も多いのは「10～19件」の18都道府県（38.3%）であった。また虐待判断件数では「1～9件」が最も多く32都道府県（68.1%）を占めていた（図表2-II-1-21、図表2-II-1-22）。

図表2-II-1-19 市町村ごとの相談・通報件数分布

| 実施数    | 市町村数 | 割合     | 累積     |
|--------|------|--------|--------|
| 0件     | 1165 | 66.9%  | 66.9%  |
| 1件     | 275  | 15.8%  | 82.7%  |
| 2～4件   | 204  | 11.7%  | 94.4%  |
| 5～9件   | 54   | 3.1%   | 97.5%  |
| 10～19件 | 28   | 1.6%   | 99.1%  |
| 20件以上  | 15   | 0.9%   | 100.0% |
| 合計     | 1741 | 100.0% |        |

※調査対象年度内に通報等を受理した2,097件に対する集計

図表2-II-1-20 市町村ごとの虐待判断件数分布

| 実施数    | 市町村数 | 割合     | 累積     |
|--------|------|--------|--------|
| 0件     | 1468 | 84.3%  | 84.3%  |
| 1件     | 177  | 10.2%  | 94.5%  |
| 2～4件   | 70   | 4.0%   | 98.5%  |
| 5～9件   | 20   | 1.1%   | 99.7%  |
| 10～19件 | 5    | 0.3%   | 99.9%  |
| 20件以上  | 1    | 0.1%   | 100.0% |
| 合計     | 1741 | 100.0% |        |

※市町村の事実確認調査により調査対象年度内に虐待と判断された587件に対する集計（都道府県が判断した虐待事例8件は除く）

図表2-II-1-21 都道府県ごとの相談・通報件数分布

| 実施数    | 都道府県数 | 割合     | 累積     |
|--------|-------|--------|--------|
| 0件     | 0     | 0.0%   | 0.0%   |
| 1～9件   | 4     | 8.5%   | 8.5%   |
| 10～19件 | 18    | 38.3%  | 46.8%  |
| 20～29件 | 9     | 19.1%  | 66.0%  |
| 30～39件 | 4     | 8.5%   | 74.5%  |
| 40～49件 | 1     | 2.1%   | 76.6%  |
| 50件以上  | 11    | 23.4%  | 100.0% |
| 合計     | 47    | 100.0% |        |

※調査対象年度内に通報等を受理した2,097件に対する集計

図表2-II-1-22 都道府県ごとの虐待判断件数分布

| 実施数    | 都道府県数 | 割合     | 累積     |
|--------|-------|--------|--------|
| 0件     | 1     | 2.1%   | 2.1%   |
| 1～9件   | 32    | 68.1%  | 70.2%  |
| 10～19件 | 7     | 14.9%  | 85.1%  |
| 20～29件 | 2     | 4.3%   | 89.4%  |
| 30～39件 | 1     | 2.1%   | 91.5%  |
| 40～49件 | 0     | 0.0%   | 91.5%  |
| 50件以上  | 4     | 8.5%   | 100.0% |
| 合計     | 47    | 100.0% |        |

※市町村の事実確認調査により調査対象年度内に虐待と判断された587件に対する集計（都道府県が判断した虐待事例8件は除く）

## (6) 都道府県への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）1,971件のうち、594件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が587件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した」が7件であった（図表2-II-1-23）。

図表2-II-1-23 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

|                |      |
|----------------|------|
| 市町村から都道府県への報告  | 594件 |
| 虐待の事実が認められた    | 587件 |
| 都道府県に事実確認を依頼した | 7件   |

## (7) 都道府県における対応状況等

市町村から「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した事例」7件について事実確認を行った結果、「虐待ではないと判断した」が2件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が3件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が2件であった（図表2-II-1-24）。

図表2-II-1-24 市町村から報告された事例への都道府県の対応

|                        |    |
|------------------------|----|
| 都道府県に事実確認を依頼した事例       | 7件 |
| 虐待の事実が認められた            | 0件 |
| 虐待ではないと判断した            | 2件 |
| 虐待の有無の判断に至らなかった        | 3件 |
| 後日、事実確認を予定している又は要否を検討中 | 2件 |

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が24件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた」が8件、「虐待ではないと判断した」が6件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が6件であった（図表2-II-1-25）。

図表2-II-1-25 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例  | 24件 |
| 虐待の事実が認められた            | 8件  |
| 虐待ではないと判断した            | 6件  |
| 虐待の有無の判断に至らなかった        | 6件  |
| 後日、事実確認を予定している又は要否を検討中 | 2件  |
| 事実確認を行わなかった            | 2件  |

## (8) 虐待の事実が認められた事例の件数

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）が 587 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が 0 件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が 8 件であり、これらを合わせた総数は 595 件であった（図表 2-Ⅱ-1-26）。

図表 2-Ⅱ-1-26 虐待の事実が認められた事例件数

| 区分    | 市町村が事実確認を行った事例 | 都道府県に事実確認を依頼した事例 | 都道府県が直接、通報等を受理した事例 | 合計          |
|-------|----------------|------------------|--------------------|-------------|
| 令和2年度 | 587            | 0                | 8                  | 595         |
| 令和元年度 | 637            | 0                | 7                  | 644         |
| 増減    | -50 -(7.8%)    | 0 -              | 1 (14.3%)          | -49 -(7.6%) |

## 2. 虐待事例の特徴

### (1) 虐待行為の内容・程度

#### 1) 虐待の種類・類型

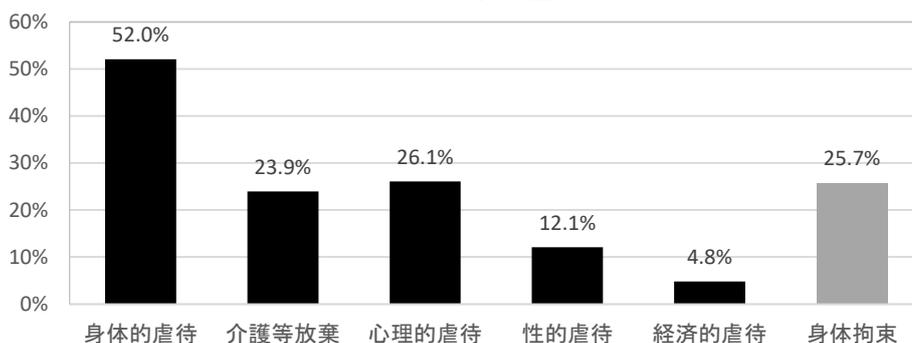
相談・通報が寄せられ、事実確認によって虐待の事実が認められた 595 件のうち、被虐待者が特定できなかった 34 件を除く 561 件において特定された被虐待者数は 1,232 人であった。

被虐待者が受けた虐待の種類・類型では「身体的虐待」が含まれるケースが最も多く 52.0%を占めていた。次いで、「心理的虐待」が 26.1%、「介護等放棄」が 23.9%、「性的虐待」が 12.1%、「経済的虐待」が 4.8%であった。また、虐待に該当する身体拘束を受けていた割合は 25.7%を占めていた（図表 2-II-2-1）。

なお、虐待類型間の組み合わせをみると、単独の割合が多いものの「身体的虐待+心理的虐待」が 8.3%を占めていた（図表 2-II-2-2）。

また、虐待の具体的な内容として回答された記述回答を図表 2-II-2-3 に整理した。

図表 2-II-2-1 虐待行為の類型（複数回答形式）



※被虐待高齢者が特定できなかった34件を除く561件における被虐待者の総数1,232人に対する集計（複数回答）。「身体拘束」は虐待に該当する身体拘束として回答されたものを再掲。

(図表 2-II-2-1 参考図表：集計内訳)

|    | 身体的虐待 | 介護等放棄 | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 | (虐待に該当する身体拘束) |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 人数 | 641   | 295   | 321   | 149   | 59    | (317)         |
| 割合 | 52.0% | 23.9% | 26.1% | 12.1% | 4.8%  | (25.7%)       |

注：割合は、被虐待者が特定できなかった 34 件を除く 561 件において特定された被虐待者 1,232 人に対するもの。

図表 2-II-2-2 類型間の組み合わせ

|    | 身体的虐待(単独) | 介護等放棄(単独) | 心理的虐待(単独) | 性的虐待(単独) | 経済的虐待(単独) | 身体的虐待 + 心理的虐待 | 身体的虐待 + 介護等放棄 | 介護等放棄 + 心理的虐待 | その他の組み合わせ・3種類以上 | 合計     |
|----|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|---------------|---------------|---------------|-----------------|--------|
| 人数 | 474       | 200       | 136       | 88       | 59        | 102           | 60            | 31            | 82              | 1,232  |
| 割合 | 38.5%     | 16.2%     | 11.0%     | 7.1%     | 4.8%      | 8.3%          | 4.9%          | 2.5%          | 6.7%            | 100.0% |

図表 2-II-2-3 具体的な虐待の内容（複数回答形式）

|                  |  | 件数  | 割合<br>(種別内) | 割合(被虐待者数:<br>1,232人比) |
|------------------|--|-----|-------------|-----------------------|
| 身体的虐待<br>(n=641) | 暴力的行為                                    | 244 | 38.1%       | 19.8%                 |
|                  | 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 | 98  | 15.3%       | 8.0%                  |
|                  | 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束                      | 304 | 47.4%       | 24.7%                 |
|                  | その他・詳細不明(身体的虐待)                          | 5   | 0.8%        | 0.4%                  |
| 介護等放棄<br>(n=295) | 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為  | 102 | 34.6%       | 8.3%                  |
|                  | 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為        | 15  | 5.1%        | 1.2%                  |
|                  | 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為           | 103 | 34.9%       | 8.4%                  |
|                  | 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置                   | 45  | 15.3%       | 3.7%                  |
|                  | その他・詳細不明(ネグレクト)                          | 33  | 11.2%       | 2.7%                  |
| 心理的虐待<br>(n=321) | 威嚇的な発言、態度                                | 181 | 56.4%       | 14.7%                 |
|                  | 侮辱的な発言、態度                                | 17  | 5.3%        | 1.4%                  |
|                  | 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度             | 26  | 8.1%        | 2.1%                  |
|                  | 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為                       | 22  | 6.9%        | 1.8%                  |
|                  | 羞恥心の喚起                                   | 52  | 16.2%       | 4.2%                  |
|                  | 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為                       | 8   | 2.5%        | 0.6%                  |
|                  | その他・詳細不明(心理的虐待)                          | 28  | 8.7%        | 2.3%                  |
| 性的虐待<br>(n=149)  | 高齢者にわいせつな行為をすること                         | 140 | 94.0%       | 11.4%                 |
|                  | 高齢者をしてわいせつな行為をさせること                      | 3   | 2.0%        | 0.2%                  |
|                  | その他・詳細不明(性的虐待)                           | 6   | 4.0%        | 0.5%                  |
| 経済的虐待<br>(n=59)  | 金銭を借りる、脅し取る                              | 1   | 1.7%        | 0.1%                  |
|                  | 着服・窃盗・横領                                 | 37  | 62.7%       | 3.0%                  |
|                  | 不正使用                                     | 4   | 6.8%        | 0.3%                  |
|                  | その他・詳細不明(経済的虐待)                          | 17  | 28.8%       | 1.4%                  |

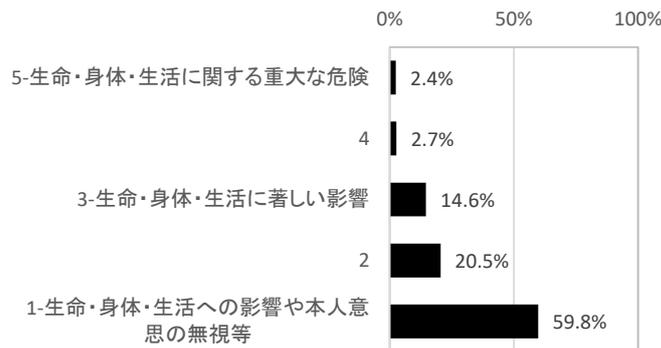
※「具体的な虐待の内容」として回答された記述内容を分類（類型内でもさらに複数回答として集計）。

## 2) 行政担当者が認識している虐待の深刻度

虐待行為の深刻度については、客観的に測定することが困難であるため、行政担当者が認識した深刻度を5段階で回答を求めた。その結果、「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が59.8%を占めたが、深刻度4や深刻度5（生命・身体・生活に関する重大な危険）など深刻度の高い事例も5.1%を占めていた（図表2-II-2-4）。

また、居宅系事業所を除いて虐待類型との関連をみると、身体的虐待や介護等放棄、経済的虐待の事案では深刻度3以上の割合が若干高くなっていた（図表2-II-2-5）。

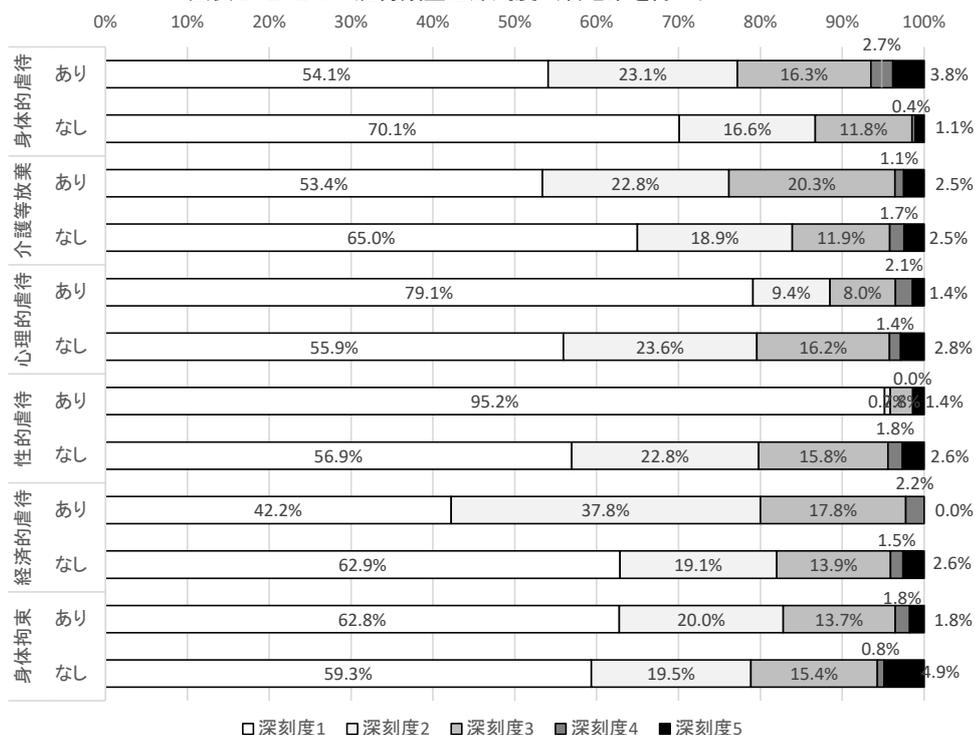
図表 2-II-2-4 虐待の深刻度



(図表 2-II-2-4 参考図表：集計内訳)

|                         | 人数    | 割合     |
|-------------------------|-------|--------|
| 5-生命・身体・生活に関する重大な危険     | 30    | 2.4%   |
| 4                       | 33    | 2.7%   |
| 3-生命・身体・生活に著しい影響        | 180   | 14.6%  |
| 2                       | 252   | 20.5%  |
| 1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等 | 737   | 59.8%  |
| 合計                      | 1,232 | 100.0% |

図表 2-II-2-5 虐待類型と深刻度（居宅系を除く）



□ 深刻度1 □ 深刻度2 □ 深刻度3 □ 深刻度4 ■ 深刻度5

※居宅系事業所で生じた事例を除く。

※「身体拘束」は虐待に該当する身体拘束として回答されたものを再掲。

ここでは、虐待類型と行政担当者が認識した深刻度ごとに、虐待の状況（自由記述）から主なものを抜粋して整理した。

#### ①深刻度1ー生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

- ・身体的虐待では、「車いすのフットレストを蹴る」、「立ち上がろうとする本人を押さえつける」、「夜間、大声で怒鳴られたため、カッとなり右頬を叩いた」、「クッションで頭を叩く」、「おむつパットで頭を叩く・乱雑な身体介助」、「叩かれたので押さえつけた」「無理やり手を引っ張る」、「無理やり全量摂取させる」、「爪切りを強引に実施した」、「足を持って床の上を引きずった」、「つなぎ服」、「ミトン・グローブ」、「4点柵」、「夕食時に車イスとテーブルを紐で固定」、「防水シートで身体を巻き、拘束した」、「夜勤帯、居室の外から鍵をかけている」など。
- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「ナースコール未設置」、「ナースコールに手が届かないようにした」、「排泄による汚染を放置」、「褥瘡予防や病院受診等の放棄」、「食事を与えない」、「夜中の転倒防止を理由に、本来使用できる自室のトイレに鍵をかけ、本人の意思・行動を制限」、「寒い暖房をつけてほしいと申し出た利用者に対し、対応しなかった」、「利用者のナースコールに対応せず、定時の巡回を怠った」、「腹痛の訴えを5日間放置、結果入院」、「転倒後しばらく放置、結果、骨折のため入院」など。
- ・心理的虐待では、「強い口調の声かけ」、「威圧的な発言や態度をとる言動」、「大声で怒鳴られる。訴えを無視される」、「声を荒げて叱責」、「失禁を嘲笑う」、「暴言、スピーチロック」、「詰問を続け怯えさせる」、「利用者が「すみません。」と謝るまで、説教を続ける」、「おむつの中で排泄をするよう紙を貼り出す」、「食事の主食とおかずを混ぜて食べさせる」など。
- ・性的虐待では、「身体接触」、「全裸の写真撮影」、「性器を見せろと言う」、「陰部を触る」、「入居者の裸の写真などをLINEグループで送りあう」、「性的な言動を頻回に発言」、「夜間肌着のままで過ごさせた」など。
- ・経済的虐待では、「金銭搾取」、「キャッシュカード不正使用」、「期限付きの金券を本人や家族に渡さなかった」、「住居侵入と窃盗」、「利用者の電子マネーを無断使用」、「預かった通帳の不正引き出し」など。

#### ②深刻度3ー生命・身体・生活に著しい影響

- ・身体的虐待では、「羽交い絞めにして持ち上げる」、「利用者を複数回殴ったり蹴ったりした」、「利用者が拒否し、痛がっているのに無理に義歯をはずし出血」、「転倒した利用者を引きずりながら乱暴に引き上げ、壁に顔をぶつける」、「医師の処方に基づかない薬を飲ませた」、「椅子にシートで縛り、1時間程度拘束した」、「居室への閉じ込め」など。
- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「就寝時まで車いす上に放置していた」、「巡視の怠り、コール不対応、排泄介助の未実施」、「受傷対応の遅れ」、「意図的に内服薬を服薬させなかった」、「不適切な言葉遣いの放置」など。
- ・心理的虐待では、「大きな声での行動抑制」、「無理やり地面に座らせて怒鳴りつけた」、「威圧的な言動・態度」、「トイレに行かせない心理的苦痛」、「強い口調多数、暴言あり。本人は怯えていた」、「利用者に対し「死」を連想させる言葉を口にした」、「威圧的な態度で強い恐怖感を与えた」など。
- ・性的虐待では、「顔にテープを張る、全裸の写真を撮る」、「利用者の体に抱きつく」、「ズボンパンツを下す」など。

- ・経済的虐待では、「利用者宅にて窃盗」、「金銭詐取」、「利用者の預金を単独で引き出し、横領した」、「入居者から預かった通帳から金銭搾取」など。

③深刻度 5－生命・身体・生活に関する重大な危険

- ・身体的虐待では、「身体ひきずり骨折・暴言・暴力」、「食事の中に故意に塩やからしを混入した」、「オムツいじりをしないようにズボンをきつく締めた。また居室ドアの前に椅子などを置き、居室から出られないようにした」、「居室への閉じ込め、つなぎ服、三角帯の拘束」、「処方外の薬で抑制」、「精神安定剤の過剰投与」など。
- ・介護等放棄（ネグレクト）では、「寒い部屋に放置」、「利用者に対して適切な医療支援を行わなかった」、「緊急時の必要な措置を講じなかった」、「入浴中職員がその場を離れ、被虐待者が浴槽で溺れた」、「食事の接種に必要なヘルパーの利用を停止させ、食事を与えない」、「食事介助中に離席したことで詰まらせたことに気が付かず」、「下肢4ヶ所の骨折に気付かず」など。
- ・心理的虐待、性的虐待については、身体的虐待や介護等放棄との重複ケース、経済的虐待は該当なし。

虐待の深刻度（5段階評価）

|                               |
|-------------------------------|
| 「深刻度 1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」 |
| 「深刻度 2」                       |
| 「深刻度 3－生命・身体・生活に著しい影響」        |
| 「深刻度 4」                       |
| 「深刻度 5－生命・身体・生活に関する重大な危険」     |

## (2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

### 1) 被虐待者の属性

特定された被虐待者 1,232 人の属性は、性別は「女性」が 69.4%を占めており、年齢は 75 歳以上が 80.4% (85 歳以上が 55.3%) を占めていた。

要介護度は要介護 3 以上が 66.2%であり、要介護 4・5 で 44.1%を占めていた。認知症の有無については、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ (相当) 以上が 69.6% (認知症の有無不明のケースを除くと 92.2%) であった。障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) は、「ランク B」が 26.4%で最も多く、「B」と「C」の合計で 33.7%を占めていた (図表 2-Ⅱ-2-6~2-Ⅱ-2-10)。

図表 2-Ⅱ-2-6 被虐待者の性別

|    | 男性    | 女性    | 不明   | 合計     |
|----|-------|-------|------|--------|
| 人数 | 372   | 855   | 5    | 1,232  |
| 割合 | 30.2% | 69.4% | 0.4% | 100.0% |

※被虐待者が特定できなかった 34 件を除く 561 件における被虐待者数 1,232 人に対するもの。

図表 2-Ⅱ-2-7 被虐待者の年齢

|    | 65歳未満<br>障害者 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 |
|----|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人数 | 22           | 32     | 67     | 114    | 195    | 280    |
| 割合 | 1.8%         | 2.6%   | 5.4%   | 9.3%   | 15.8%  | 22.7%  |

|    | 90～94歳 | 95～99歳 | 100歳以上 | 不明   | 合計     |
|----|--------|--------|--------|------|--------|
| 人数 | 275    | 103    | 23     | 121  | 1,232  |
| 割合 | 22.3%  | 8.4%   | 1.9%   | 9.8% | 100.0% |

図表 2-Ⅱ-2-8 被虐待者の要支援・要介護状態区分

|            | 人数    | 割合      |
|------------|-------|---------|
| 自立         | 6     | 0.5%    |
| 要支援1       | 3     | 0.2%    |
| 要支援2       | 12    | 1.0%    |
| 要介護1       | 72    | 5.8%    |
| 要介護2       | 128   | 10.4%   |
| 要介護3       | 273   | 22.2%   |
| 要介護4       | 335   | 27.2%   |
| 要介護5       | 208   | 16.9%   |
| (再掲)要介護3以上 | (816) | (66.2%) |
| 不明         | 195   | 15.8%   |
| 合計         | 1,232 | 100.0%  |

図表 2-II-2-9 被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度

|                | 人数    | 割合      |
|----------------|-------|---------|
| 自立または認知症なし     | 25    | 2.0%    |
| 自立度 I          | 48    | 3.9%    |
| 自立度 II         | 166   | 13.5%   |
| 自立度 III        | 361   | 29.3%   |
| 自立度 IV         | 140   | 11.4%   |
| 自立度 M          | 14    | 1.1%    |
| 認知症あるが自立度は不明   | 177   | 14.4%   |
| (再掲)自立度 II 以上※ | (858) | (69.6%) |
| 認知症の有無が不明      | 301   | 24.4%   |
| 合計             | 1,232 | 100.0%  |

【参考】「認知症の有無が不明」を除いた場合の「自立度 II 以上」の割合

92.2%

(注) 「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度 II 以上」の他「自立度 I」が含まれている可能性がある。

※自立度 II、III、IV、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

図表 2-II-2-10 被虐待者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

|                        | 人数    | 割合      |
|------------------------|-------|---------|
| 自立                     | 9     | 0.7%    |
| J                      | 50    | 4.1%    |
| A                      | 221   | 17.9%   |
| B                      | 325   | 26.4%   |
| C                      | 90    | 7.3%    |
| (再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上※ | (636) | (51.6%) |
| 不明                     | 537   | 43.6%   |
| 合計                     | 1,232 | 100.0%  |

※「日常生活自立度(寝たきり度) A以上」は、A、B、Cの人数の合計。

## 2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

入所系施設における被虐待者の要介護度、認知症の程度、寝たきり度別に虐待の種類・類型を整理した。

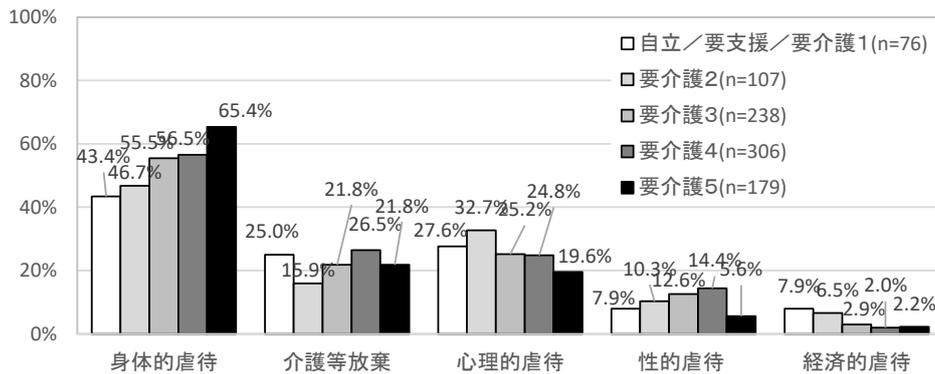
要介護度と虐待類型の関係では、要介護度が重度の高齢者ほど身体的虐待の割合が高い傾向がみられた。(図表 2-II-2-11)。

認知症の程度と虐待類型の関係では、被虐待者に認知症があり「自立度 IV/M」の場合、身体的虐待を受ける割合が特に高くなっていた(図表 2-II-2-12)。

被虐待者の寝たきり度と虐待類型の関係では、「寝たきり度 C」において身体的虐待の割合が高く、心理的虐待の割合が低い傾向がみられた(図表 2-II-2-13)。

なお、経済的虐待については、要介護度では「自立/要支援/要介護 1」「養介護 2」、寝たきり度では「自立/J」に該当する高齢者ほど割合が高くなっていた。

図表 2-II-2-11 入所系施設における被虐待者の要介護度と虐待類型の関係

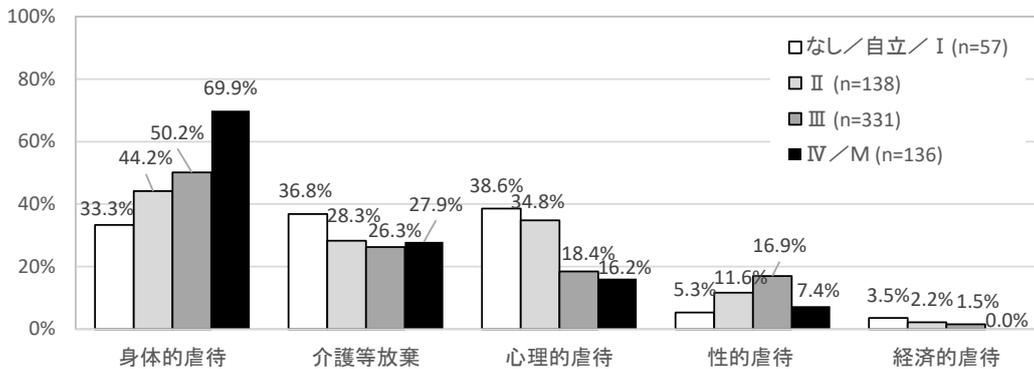


※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースを除く。

(図表 2-II-2-11 参考図表：集計内訳)

|                    |    | 虐待類型  |       |       |       |       |
|--------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                    |    | 身体的虐待 | 介護等放棄 | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |
| 自立/要支援/要介護1 (n=76) | 人数 | 33    | 19    | 21    | 6     | 6     |
|                    | 割合 | 43.4% | 25.0% | 27.6% | 7.9%  | 7.9%  |
| 要介護2 (n=107)       | 人数 | 50    | 17    | 35    | 11    | 7     |
|                    | 割合 | 46.7% | 15.9% | 32.7% | 10.3% | 6.5%  |
| 要介護3 (n=238)       | 人数 | 132   | 52    | 60    | 30    | 7     |
|                    | 割合 | 55.5% | 21.8% | 25.2% | 12.6% | 2.9%  |
| 要介護4 (n=306)       | 人数 | 173   | 81    | 76    | 44    | 6     |
|                    | 割合 | 56.5% | 26.5% | 24.8% | 14.4% | 2.0%  |
| 要介護5 (n=179)       | 人数 | 117   | 39    | 35    | 10    | 4     |
|                    | 割合 | 65.4% | 21.8% | 19.6% | 5.6%  | 2.2%  |
| 合計 (n=906)         | 人数 | 505   | 208   | 227   | 101   | 30    |
|                    | 割合 | 55.7% | 23.0% | 25.1% | 11.1% | 3.3%  |

図表 2-II-2-12 入所系施設における被虐待者の認知症の程度と虐待類型の関係

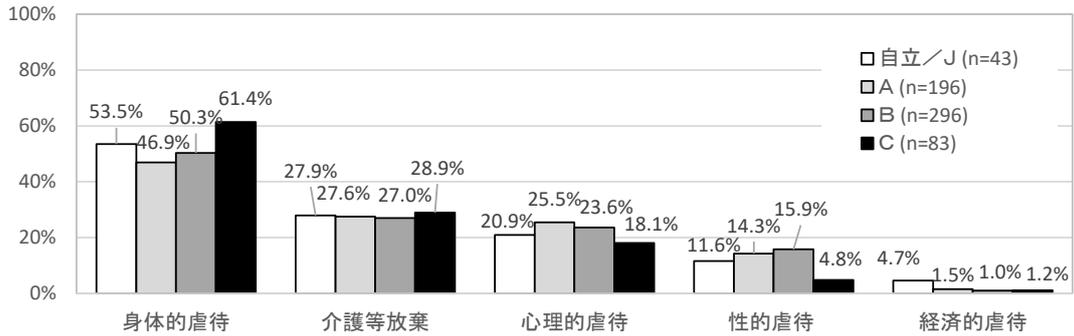


※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(図表 2-II-2-12 参考図表：集計内訳)

|                |        | 虐待類型  |       |       |       |       |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                |        | 身体的虐待 | 介護等放棄 | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |
| なし/自立/I (n=57) | 人数     | 19    | 21    | 22    | 3     | 2     |
|                | 割合 (%) | 33.3% | 36.8% | 38.6% | 5.3%  | 3.5%  |
| II (n=138)     | 人数     | 61    | 39    | 48    | 16    | 3     |
|                | 割合 (%) | 44.2% | 28.3% | 34.8% | 11.6% | 2.2%  |
| III (n=331)    | 人数     | 166   | 87    | 61    | 56    | 5     |
|                | 割合 (%) | 50.2% | 26.3% | 18.4% | 16.9% | 1.5%  |
| IV/M (n=136)   | 人数     | 95    | 38    | 22    | 10    | 0     |
|                | 割合 (%) | 69.9% | 27.9% | 16.2% | 7.4%  | 0.0%  |
| 合計 (n=662)     | 人数     | 341   | 185   | 153   | 85    | 10    |
|                | 割合 (%) | 51.5% | 27.9% | 23.1% | 12.8% | 1.5%  |

図表 2-II-2-13 入所施設における被虐待者の寝たきり度と虐待類型の関係

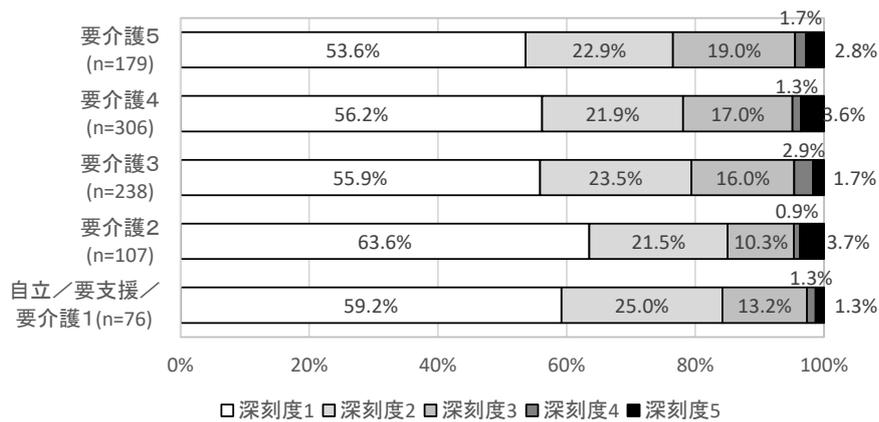


※「入所施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケースを除く。

(図表 2-II-2-13 参考図表：集計内訳)

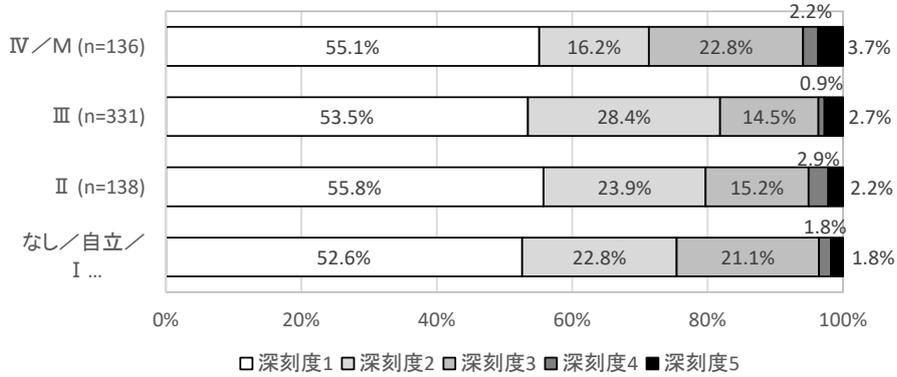
|             |        | 虐待種別  |       |       |       |       |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             |        | 身体的虐待 | 介護等放棄 | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |
| 自立/J (n=43) | 人数     | 23    | 12    | 9     | 5     | 2     |
|             | 割合 (%) | 53.5% | 27.9% | 20.9% | 11.6% | 4.7%  |
| A (n=196)   | 人数     | 92    | 54    | 50    | 28    | 3     |
|             | 割合 (%) | 46.9% | 27.6% | 25.5% | 14.3% | 1.5%  |
| B (n=296)   | 人数     | 149   | 80    | 70    | 47    | 3     |
|             | 割合 (%) | 50.3% | 27.0% | 23.6% | 15.9% | 1.0%  |
| C (n=83)    | 人数     | 51    | 24    | 15    | 4     | 1     |
|             | 割合 (%) | 61.4% | 28.9% | 18.1% | 4.8%  | 1.2%  |
| 合計 (n=618)  | 人数     | 315   | 170   | 144   | 84    | 9     |
|             | 割合 (%) | 51.0% | 27.5% | 23.3% | 13.6% | 1.5%  |

図表 2-II-2-14 入所施設における被虐待者の要介護度と深刻度の関係



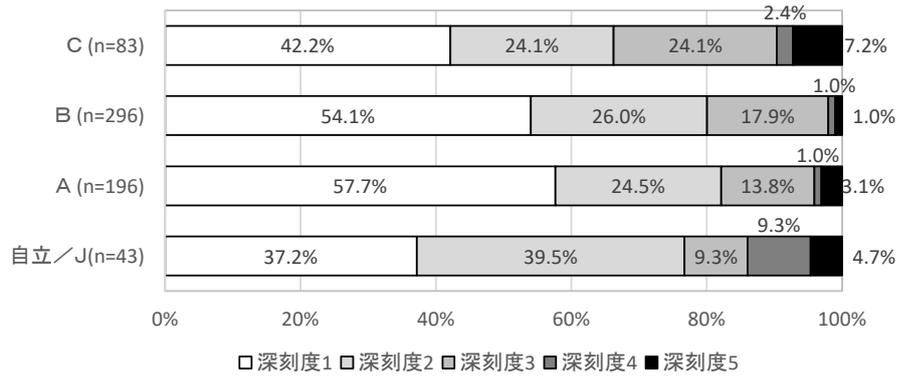
※「入所施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

図表 2-Ⅱ-2-15 入所系施設における被虐待者の認知症の程度と深刻度の関係



※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

図表 2-Ⅱ-2-16 入所系施設における被虐待者の寝たきり度と深刻度の関係



※「入所系施設」は介護保険施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

### (3) 虐待者の属性

虐待の事実が認められた事例 595 件のうち、虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）が特定された事例は 525 件であり、判明した虐待者は 740 人であった。

虐待者の職名・職種は「介護職」が 585 人で 79.1%を占めている。年齢は、30歳未満が 96 人(13.0%)、30～39歳が 111 人(15.0%)、40～49歳が 117 人(15.8%)、50～59歳が 109 人(14.7%)、60歳以上が 93 人(12.6%)であった。

虐待者の性別は、「男性」387 人(52.3%)、「女性」320 人(43.2%)であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める男性の割合が 20.9%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 52.3%であることを踏まえると、「本調査での虐待者」の方が男性の割合が高い。

図表 2-II-2-17 虐待者の職名または職種

|    | 介護職   |         |       |       | 看護職  | 管理職  | 施設長  | 経営者・開設者 | その他  | 不明   | 合計     |
|----|-------|---------|-------|-------|------|------|------|---------|------|------|--------|
|    | 介護福祉士 | 介護福祉士以外 | 資格不明  |       |      |      |      |         |      |      |        |
| 人数 | 585   | 182     | 108   | 295   | 25   | 45   | 27   | 30      | 26   | 2    | 740    |
| 割合 | 79.1% | 31.1%   | 18.5% | 50.4% | 3.4% | 6.1% | 3.6% | 4.1%    | 3.5% | 0.3% | 100.0% |

図表 2-II-2-18 施設・事業所種別と虐待者の職種

|                 | 虐待者数<br>(人) | 虐待者の職種 |     |      |      |         |           | 介護職<br>割合(%) | 管理職、施設長、経営者等割合<br>(%) |
|-----------------|-------------|--------|-----|------|------|---------|-----------|--------------|-----------------------|
|                 |             | 介護職    | 看護職 | 管理職  | 施設長  | 経営者・開設者 | その他<br>不明 |              |                       |
| 特別養護老人ホーム       | 212         | 199    | 1   | 1    | 3    | 4       | 4         | 93.9         | 3.8                   |
| 介護老人保健施設        | 69          | 57     | 10  | 0    | 1    | 0       | 1         | 82.6         | 1.4                   |
| 介護療養型医療施設・介護医療院 | 2           | 2      | 0   | 0    | 0    | 0       | 0         | 100.0        | 0.0                   |
| 認知症対応型共同生活介護    | 112         | 94     | 0   | 7    | 4    | 3       | 2         | 83.9         | 12.5                  |
| 有料老人ホーム         | 184         | 141    | 1   | 16   | 16   | 7       | 3         | 76.6         | 21.2                  |
| (内数)住宅型有料老人ホーム  | (101)       | (64)   | (1) | (15) | (13) | (6)     | (2)       | (63.4)       | (33.7)                |
| (内数)介護付き有料老人ホーム | (83)        | (77)   | (0) | (1)  | (3)  | (1)     | (1)       | (92.8)       | (6.0)                 |
| 小規模多機能型居宅介護等    | 33          | 24     | 4   | 2    | 0    | 3       | 0         | 72.7         | 15.2                  |
| 軽費老人ホーム         | 5           | 2      | 1   | 0    | 0    | 0       | 2         | 40.0         | 0.0                   |
| 養護老人ホーム         | 3           | 2      | 0   | 0    | 0    | 0       | 1         | 66.7         | 0.0                   |
| 短期入所施設          | 22          | 18     | 2   | 1    | 0    | 0       | 1         | 81.8         | 4.5                   |
| 訪問介護等           | 28          | 21     | 2   | 4    | 1    | 0       | 0         | 75.0         | 17.9                  |
| 通所介護等           | 37          | 14     | 4   | 10   | 2    | 5       | 2         | 37.8         | 45.9                  |
| 居宅介護支援等         | 6           | 0      | 0   | 1    | 0    | 1       | 4         | 0.0          | 33.3                  |
| その他             | 27          | 11     | 0   | 3    | 0    | 7       | 6         | 40.7         | 37.0                  |
| 合計              | 740         | 585    | 25  | 45   | 27   | 30      | 26        | 79.1         | 13.8                  |

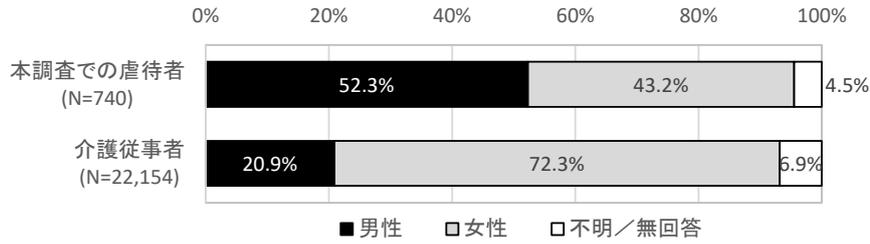
図表 2-II-2-19 虐待者の性別

|    | 男性    | 女性    | 不明   | 合計     |
|----|-------|-------|------|--------|
| 人数 | 387   | 320   | 33   | 740    |
| 割合 | 52.3% | 43.2% | 4.5% | 100.0% |

図表 2-II-2-20 虐待者の年齢

|    | 30歳未満 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60歳以上 | 不明    | 合計     |
|----|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 人数 | 96    | 111    | 117    | 109    | 93    | 214   | 740    |
| 割合 | 13.0% | 15.0%  | 15.8%  | 14.7%  | 12.6% | 28.9% | 100.0% |

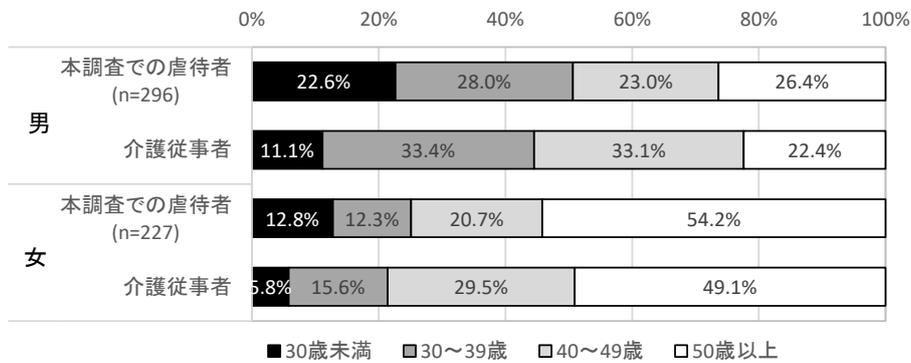
図表 2-II-2-21 虐待者の性別（対介護労働実態調査中の介護従事者）



※「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和2年度介護労働実態調査』による。

|          | 男性 | 女性    | 不明     | 合計    |        |
|----------|----|-------|--------|-------|--------|
| 本調査での虐待者 | 人数 | 387   | 320    | 33    | 740    |
|          | 割合 | 52.3% | 43.2%  | 4.5%  | 100.0% |
| 介護従事者    | 人数 | 4,627 | 16,008 | 1,519 | 22,154 |
|          | 割合 | 20.9% | 72.3%  | 6.9%  | 100.0% |

図表 2-II-2-22 虐待者の性別と年齢（対介護労働実態調査中の介護従事者）



※性別・年齢は「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和2年度介護労働実態調査』による。

（本調査での虐待者）

|    |        | 年齢   |        |        |       | 総計    |
|----|--------|------|--------|--------|-------|-------|
|    |        | ～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50歳以上 |       |
| 男性 | 人数     | 67   | 83     | 68     | 78    | 296   |
|    | 割合 (%) | 22.6 | 28.0   | 23.0   | 26.4  | 100.0 |
| 女性 | 人数     | 29   | 28     | 47     | 123   | 227   |
|    | 割合 (%) | 12.8 | 12.3   | 20.7   | 54.2  | 100.0 |
| 合計 | 人数     | 96   | 111    | 115    | 201   | 523   |
|    | 割合 (%) | 18.4 | 21.2   | 22.0   | 38.4  | 100.0 |

※性別・年齢の「不明」を除く

（比較対象：介護従事者）

|    |        | 年齢   |        |        |       | 総計    |
|----|--------|------|--------|--------|-------|-------|
|    |        | ～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50歳以上 |       |
| 男性 | 割合 (%) | 11.1 | 33.4   | 33.1   | 22.4  | 100.0 |
| 女性 | 割合 (%) | 5.8  | 15.6   | 29.5   | 49.1  | 100.0 |

※性別・年齢の「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和2年度介護労働実態調査』による。

#### (4) 事例の規模 (参考値)

被虐待者・虐待者の人数は、ともに特定された分のみのため参考値である。

被虐待者数及び虐待者の特定状況から虐待事例の規模を整理したところ、特定できた被虐待者・虐待者がいずれも「1名」の割合が全体の63.2%を占めていた。

図表 2-II-2-23 被虐待者・虐待者の規模 (参考値)

|        |             | 虐待者規模       |      |      |       |        | 総計    |
|--------|-------------|-------------|------|------|-------|--------|-------|
|        |             | 1人          | 2~4人 | 5~9人 | 10人以上 | 特定不能   |       |
| 被虐待者規模 | 1人          | 件数<br>376   | 27   | 1    | 2     | 37     | 443   |
|        |             | 割合<br>63.2% | 4.5% | 0.2% | 0.3%  | 6.2%   | 74.5% |
|        | 2~4人        | 件数<br>48    | 24   | 2    |       | 8      | 82    |
|        |             | 割合<br>8.1%  | 4.0% | 0.3% | 0.0%  | 1.3%   | 13.8% |
|        | 5~9人        | 件数<br>10    | 5    | 3    | 1     | 1      | 20    |
|        |             | 割合<br>1.7%  | 0.8% | 0.5% | 0.2%  | 0.2%   | 3.4%  |
|        | 10人以上       | 件数<br>7     | 1    | 2    | 2     | 4      | 16    |
|        | 割合<br>1.2%  | 0.2%        | 0.3% | 0.3% | 0.7%  | 2.7%   |       |
| 特定不能   | 件数<br>8     | 3           |      |      | 23    | 34     |       |
|        | 割合<br>1.3%  | 0.5%        | 0.0% | 0.0% | 3.9%  | 5.7%   |       |
| 合計     | 件数<br>449   | 60          | 8    | 5    | 73    | 595    |       |
|        | 割合<br>75.5% | 10.1%       | 1.3% | 0.8% | 12.3% | 100.0% |       |

#### (5) 虐待があった施設・事業所の種別と虐待行為の内容・程度

虐待の事実が認められた事例 595 件のうち、サービス種別として最も多いのは「特別養護老人ホーム」(28.2%)であった。次いで「有料老人ホーム」(27.0%)、「認知症対応型共同生活介護」(13.9%)、「介護老人保健施設」(8.4%)の順であった(図表 2-II-2-24)。

サービス種別を大別すると、「介護保険施設」(特養、老健、療養型・介護医療院)が37.0%、「グループホーム(GH)・小規模多機能」が16.0%、「その他の入所系施設(介護保険施設及びGH・小規模多機能、居宅介護系事業所以外)」が32.8%、「居宅介護系事業所」が11.0%であった。

過去の指導等の有無をみると、虐待があった施設・事業所のうち、25.7%が過去に何らかの指導等や対応が行われていた。指導内容としては、虐待防止の取組や不適切ケア、事故発生時の対応、身体拘束の適正運用等に関するもののほか、人員基準違反等に関する指導、記録整備等に関する内容であった。また、過去にも虐待が発生していたケースは93件あった。なお、過去に何らかの指導が行われていた施設・事業所153件のうち77件は過去に虐待が発生していた事案が含まれている(図表 2-II-2-25)。

発生した虐待の種類・類型をみると、いずれのサービス種別においても「身体的虐待」が最も多い。「その他入所系」や「居宅系」では、他のサービス種別に比べて「経済的虐待」が含まれる割合が高くなっていた(図表 2-II-2-26)。

また、各サービス種別(詳細)にみた虐待の種類・類型を図表 2-II-2-27 に示す。特徴として、虐待に該当する身体拘束は「(住宅型)有料老人ホーム」、「居宅介護支援等」での発生割合が高くなっていた。

サービス種別と虐待の深刻度の関係では、「その他入所系」、「居宅系」において「深刻度3以上」の割合が高い傾向がみられた。(図表 2-II-2-28)。

図表 2-II-2-24 虐待のあった施設・事業所のサービス種別

|      | 特別養護老人ホーム       | 介護老人保健施設 | 療院<br>介護療養型医療施設・介護医 | 認知症対応型共同生活介護 | 小規模多機能型居宅介護等     | (住宅型)有料老人ホーム | (介護付き)有料老人ホーム | 軽費老人ホーム | 養護老人ホーム | 短期入所施設        | 訪問介護等 | 通所介護等 | 居宅介護支援等 | その他  | 合計   |
|------|-----------------|----------|---------------------|--------------|------------------|--------------|---------------|---------|---------|---------------|-------|-------|---------|------|------|
| 件数   | 168             | 50       | 2                   | 83           | 12               | 81           | 80            | 6       | 3       | 25            | 31    | 30    | 5       | 19   | 595  |
| 割合   | 28.2%           | 8.4%     | 0.3%                | 13.9%        | 2.0%             | 13.6%        | 13.4%         | 1.0%    | 0.5%    | 4.2%          | 5.2%  | 5.0%  | 0.8%    | 3.2% | 100% |
| グループ | 介護保険施設<br>37.0% |          | GH・小規模多機能:16.0%     |              | その他入所系:<br>32.8% |              |               |         |         | 居宅系:<br>11.1% |       |       | 3.2%    | 100% |      |

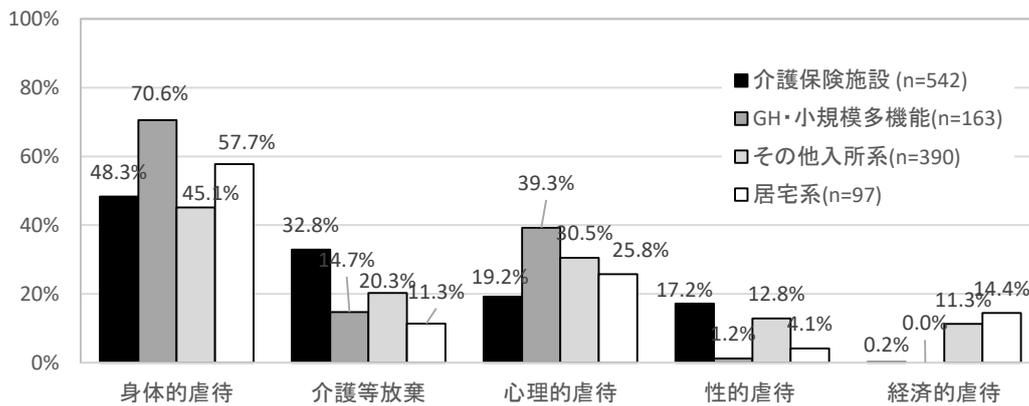
※調査対象年度内の虐待判断事例について集計。

※「その他」のうち7件はサービス付き高齢者向け住宅等を養介護施設・事業所とみなしたもの、8件は複数のサービス種別にまたがるもしくは複数型のもの、2件は未届け有料老人ホーム、2件は短期入所併設施設。

図表 2-II-2-25 虐待が確認された施設・事業所における過去の指導等

|                   | 件数  | 割合 (%) |
|-------------------|-----|--------|
| 当該施設等における過去の虐待あり  | 93  | 15.6%  |
| 当該施設等に対する過去の指導等あり | 153 | 25.7%  |

図表 2-II-2-26 サービス種別と虐待類型の関係



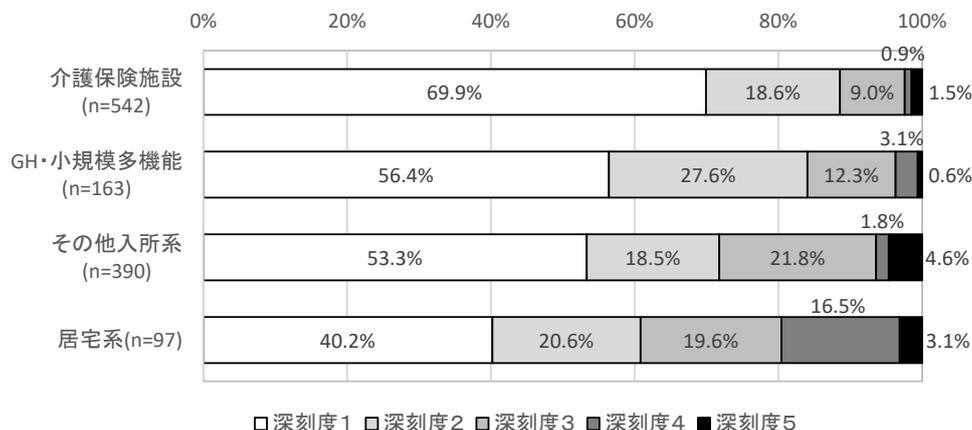
※被虐待者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

図表 2-Ⅱ-2-27 サービス種別（詳細）と虐待類型の関係

|                  |          | 被虐待者数           | 虐待類型         |              |              |              |              |             |
|------------------|----------|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
|                  |          |                 | 身体的虐待        | 身体拘束         | 介護等放棄        | 心理的虐待        | 性的虐待         | 経済的虐待       |
|                  |          |                 |              |              |              |              |              |             |
| 特別養護老人ホーム        | 人数<br>割合 | 461<br>100.0%   | 206<br>44.7% | 94<br>20.4%  | 169<br>36.7% | 64<br>13.9%  | 92<br>20.0%  | 0<br>0.0%   |
| 介護老人保健施設         | 人数<br>割合 | 79<br>100.0%    | 54<br>68.4%  | 7<br>8.9%    | 9<br>11.4%   | 40<br>50.6%  | 1<br>1.3%    | 1<br>1.3%   |
| 介護療養型医療施設(介護医療院) | 人数<br>割合 | 2<br>100.0%     | 2<br>100.0%  | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   |
| 認知症対応型共同生活介護     | 人数<br>割合 | 148<br>100.0%   | 106<br>71.6% | 39<br>26.4%  | 24<br>16.2%  | 55<br>37.2%  | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   |
| 有料老人ホーム          | 人数<br>割合 | 308<br>100.0%   | 148<br>48.1% | 93<br>30.2%  | 32<br>10.4%  | 107<br>34.7% | 47<br>15.3%  | 43<br>14.0% |
| (住宅型)有料老人ホーム     | 人数<br>割合 | 174<br>100.0%   | 96<br>55.2%  | 71<br>40.8%  | 26<br>14.9%  | 28<br>16.1%  | 0<br>0.0%    | 39<br>22.4% |
| (介護付き)有料老人ホーム    | 人数<br>割合 | 134<br>100.0%   | 52<br>38.8%  | 22<br>16.4%  | 6<br>4.5%    | 79<br>59.0%  | 47<br>35.1%  | 4<br>3.0%   |
| 小規模多機能型居宅介護等     | 人数<br>割合 | 15<br>100.0%    | 9<br>60.0%   | 2<br>13.3%   | 0<br>0.0%    | 9<br>60.0%   | 2<br>13.3%   | 0<br>0.0%   |
| 軽費老人ホーム          | 人数<br>割合 | 7<br>100.0%     | 1<br>14.3%   | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    | 5<br>71.4%   | 0<br>0.0%    | 1<br>14.3%  |
| 養護老人ホーム          | 人数<br>割合 | 3<br>100.0%     | 1<br>33.3%   | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    | 2<br>66.7%   | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   |
| 短期入所施設           | 人数<br>割合 | 72<br>100.0%    | 26<br>36.1%  | 11<br>15.3%  | 47<br>65.3%  | 5<br>6.9%    | 3<br>4.2%    | 0<br>0.0%   |
| 訪問介護等            | 人数<br>割合 | 42<br>100.0%    | 19<br>45.2%  | 19<br>45.2%  | 2<br>4.8%    | 11<br>26.2%  | 1<br>2.4%    | 11<br>26.2% |
| 通所介護等            | 人数<br>割合 | 41<br>100.0%    | 24<br>58.5%  | 14<br>34.1%  | 7<br>17.1%   | 14<br>34.1%  | 3<br>7.3%    | 3<br>7.3%   |
| 居宅介護支援等          | 人数<br>割合 | 14<br>100.0%    | 13<br>92.9%  | 13<br>92.9%  | 2<br>14.3%   | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   |
| その他              | 人数<br>割合 | 40<br>100.0%    | 32<br>80.0%  | 25<br>62.5%  | 3<br>7.5%    | 9<br>22.5%   | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%   |
| 合計               | 人数<br>割合 | 1,232<br>100.0% | 641<br>52.0% | 317<br>25.7% | 295<br>23.9% | 321<br>26.1% | 149<br>12.1% | 59<br>4.8%  |

※「身体拘束」は、要件を満たさず、「緊急やむを得ない場合」に例外的に許容されるものを除く「虐待に該当する身体拘束」を指す。

図表 2-Ⅱ-2-28 サービス種別と虐待の深刻度の関係



※被虐待者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。

## (6) 虐待の発生要因

### 1) 虐待対応ケース会議での発生要因の分析

令和元年度に虐待と判断した 595 件のうち、虐待対応ケース会議において虐待の発生要因に関する分析を実施した割合は 73.8%であった（図表 2-II-2-29）。

図表 2-II-2-29 虐待対応ケース会議での発生要因の分析

|          | 実施した  | 実施していない | その他  | 合計    |
|----------|-------|---------|------|-------|
| 件数       | 439 件 | 145 件   | 11 件 | 595 件 |
| 構成割合 (%) | 73.8  | 24.4    | 1.8  | 100.0 |

### 2) 虐待の発生要因

虐待の発生要因として記載のあった 644 件の記述内容を複数回答形式で分類したところ、最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」（48.7%）であり、次いで「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」（22.2%）、「職員のストレスや感情コントロールの問題」（17.1%）、「倫理観や理念の欠如」（14.6%）の順であった（図表 2-II-2-30）。

虐待発生要因とサービス種別の関係をみたところ、「教育・知識・介護技術等に関する問題」はいずれのサービス種別においても同程度の割合であるが、「倫理観や理念の欠如」は「居宅系」事業所の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-31）。

虐待発生要因と虐待類型の関係をみると、身体的虐待では「職員のストレスや感情コントロールの問題」が最も高く、介護等放棄では虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が、経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」を指摘する割合が高くなっていた（図表 2-II-2-32）。

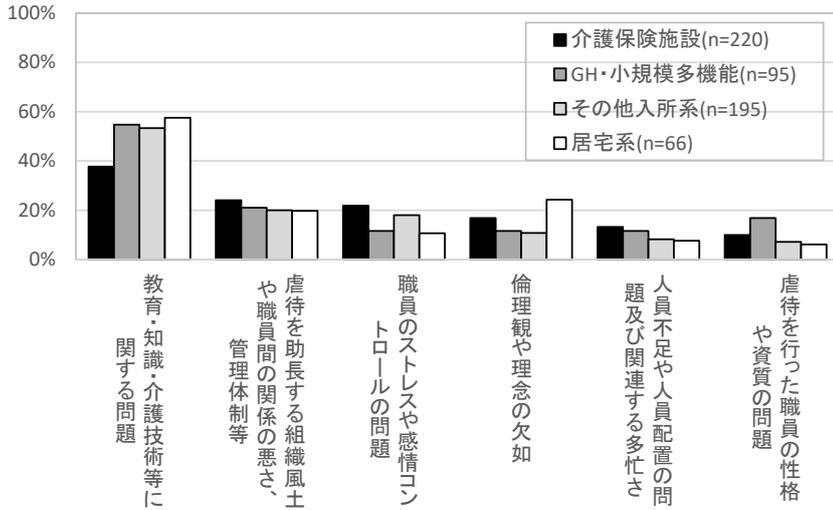
図表 2-II-2-30 虐待の発生要因（複数回答形式）

| 内容                          | 件数   | 割合 (%) |
|-----------------------------|------|--------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題           | 290件 | 48.7   |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等 | 132件 | 22.2   |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題         | 102件 | 17.1   |
| 倫理観や理念の欠如                   | 87件  | 14.6   |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ       | 63件  | 10.6   |
| 虐待を行った職員の性格や資質の問題           | 57件  | 9.6    |
| その他                         | 19件  | 3.2    |

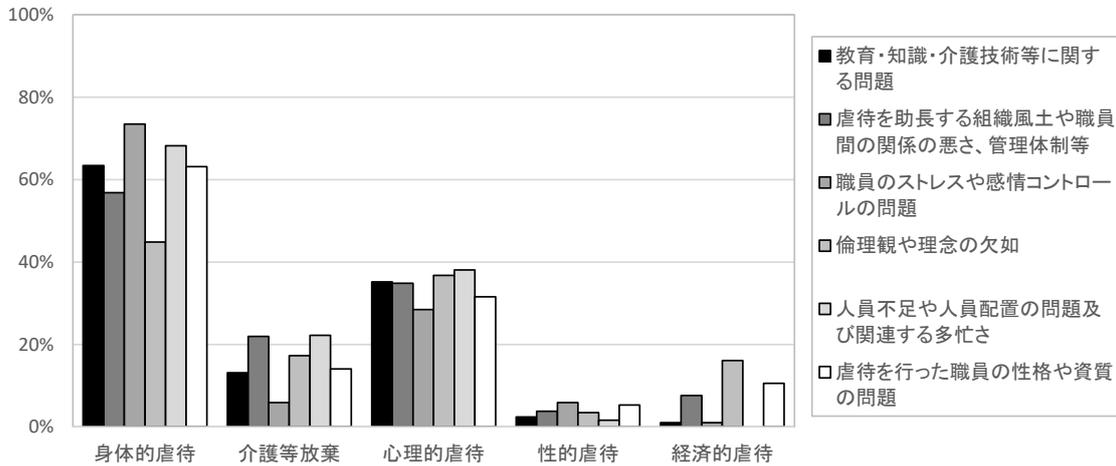
※※割合の母数は 595 件。

※ここでの「人員不足」は、配置基準は満たしているものの、一定の経験がある職員が少なかったり、夜間体制に不安があったり、その他利用者の状態像と職員体制のバランスが取れていない状況を指す。

図表 2-II-2-31 虐待発生要因とサービス種別



図表 2-II-2-32 虐待発生要因と虐待類型



(図表 2-II-2-32 参考図表：集計内訳)

|                              |    | 虐待類型  |       |       |      |       |
|------------------------------|----|-------|-------|-------|------|-------|
|                              |    | 身体的虐待 | 介護等放棄 | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 |
| 教育・知識・介護技術等に関する問題(n=290)     | 件数 | 184   | 38    | 102   | 7    | 3     |
|                              | 割合 | 63.4% | 13.1% | 35.2% | 2.4% | 1.0%  |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ(n=132) | 件数 | 75    | 29    | 46    | 5    | 10    |
|                              | 割合 | 56.8% | 22.0% | 34.8% | 3.8% | 7.6%  |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題(n=102)   | 件数 | 75    | 6     | 29    | 6    | 1     |
|                              | 割合 | 73.5% | 5.9%  | 28.4% | 5.9% | 1.0%  |
| 倫理観や理念の欠如(n=87)              | 件数 | 39    | 15    | 32    | 3    | 14    |
|                              | 割合 | 44.8% | 17.2% | 36.8% | 3.4% | 16.1% |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ(n=63)  | 件数 | 43    | 14    | 24    | 1    | 0     |
|                              | 割合 | 68.3% | 22.2% | 38.1% | 1.6% | 0.0%  |
| 虐待を行った職員の性格や資質の問題(n=57)      | 件数 | 36    | 8     | 18    | 3    | 6     |
|                              | 割合 | 63.2% | 14.0% | 31.6% | 5.3% | 10.5% |

平成30年度調査から追加した選択肢形式の虐待発生要因をみると、「虐待を行った職員の課題」とともに「組織運営上の課題」や「運営法人（経営層）の課題」として回答率の高い項目もみられた。

施設・事業所種別の回答割合でも、全体の回答割合と比べて極端に差がある項目は少ない（図表2-II-2-33）。

図表2-II-2-33 虐待の発生要因（選択肢形式）

|                | 件数                          | 割合     | 施設・事業所種別 |           |        |       |       |       |
|----------------|-----------------------------|--------|----------|-----------|--------|-------|-------|-------|
|                |                             |        | 介護保険施設   | GH・小規模多機能 | その他居住系 | 居宅系   | その他   |       |
| 施設・事業所数        | 595                         | 100.0% | 220      | 95        | 195    | 66    | 19    |       |
| 運営法人（経営層）の課題   | 経営層の倫理観・理念の欠如               | 133    | 22.4%    | 17.3%     | 17.9%  | 26.2% | 33.3% | 26.3% |
|                | 経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足         | 205    | 34.5%    | 28.6%     | 33.7%  | 34.9% | 47.0% | 57.9% |
|                | 経営層の現場の実態の理解不足              | 266    | 44.7%    | 43.6%     | 43.2%  | 46.2% | 43.9% | 52.6% |
|                | 業務環境変化への対応取組が不十分            | 197    | 33.1%    | 31.8%     | 30.5%  | 34.9% | 34.8% | 36.8% |
|                | 不安定な経営状態                    | 49     | 8.2%     | 9.1%      | 6.3%   | 7.2%  | 9.1%  | 15.8% |
|                | その他                         | 39     | 6.6%     | 6.4%      | 9.5%   | 4.6%  | 7.6%  | 10.5% |
| 組織運営上の課題       | 介護方針の不適切さ                   | 160    | 26.9%    | 19.5%     | 25.3%  | 31.8% | 36.4% | 36.8% |
|                | 高齢者へのアセスメントが不十分             | 205    | 34.5%    | 28.6%     | 34.7%  | 37.4% | 39.4% | 52.6% |
|                | チームケア体制・連携体制が不十分            | 312    | 52.4%    | 55.0%     | 57.9%  | 49.2% | 50.0% | 36.8% |
|                | 虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分       | 350    | 58.8%    | 53.6%     | 60.0%  | 59.0% | 66.7% | 84.2% |
|                | 事故や苦情対応の体制が不十分              | 201    | 33.8%    | 32.7%     | 30.5%  | 38.5% | 30.3% | 26.3% |
|                | 開かれた施設・事業所運営がなされていない        | 137    | 23.0%    | 24.1%     | 14.7%  | 23.6% | 31.8% | 15.8% |
|                | 業務負担軽減に向けた取組が不十分            | 218    | 36.6%    | 41.8%     | 33.7%  | 37.4% | 24.2% | 26.3% |
|                | 職員の指導管理体制が不十分               | 388    | 65.2%    | 64.5%     | 65.3%  | 65.6% | 69.7% | 52.6% |
|                | 職員研修の機会や体制が不十分              | 303    | 50.9%    | 45.9%     | 52.6%  | 53.3% | 57.6% | 52.6% |
|                | 職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい     | 239    | 40.2%    | 41.4%     | 47.4%  | 38.5% | 34.8% | 26.3% |
| 職員が相談できる体制が不十分 | 266                         | 44.7%  | 45.0%    | 51.6%     | 43.6%  | 42.4% | 26.3% |       |
| その他            | 25                          | 4.2%   | 2.7%     | 5.3%      | 3.6%   | 9.1%  | 5.3%  |       |
| 虐待を行った職員の課題    | 職員の倫理観・理念の欠如                | 360    | 60.5%    | 59.5%     | 60.0%  | 62.1% | 65.2% | 42.1% |
|                | 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 | 467    | 78.5%    | 70.0%     | 81.1%  | 82.1% | 87.9% | 94.7% |
|                | 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足  | 370    | 62.2%    | 54.1%     | 69.5%  | 66.2% | 63.6% | 73.7% |
|                | 職員の業務負担の大きさ                 | 236    | 39.7%    | 42.7%     | 40.0%  | 41.0% | 25.8% | 36.8% |
|                | 職員のストレス・感情コントロール            | 370    | 62.2%    | 68.6%     | 63.2%  | 61.0% | 51.5% | 31.6% |
|                | 職員の性格や資質の問題                 | 354    | 59.5%    | 60.0%     | 63.2%  | 57.9% | 62.1% | 42.1% |
|                | 待遇への不満                      | 81     | 13.6%    | 16.4%     | 9.5%   | 12.8% | 10.6% | 21.1% |
|                | その他                         | 28     | 4.7%     | 4.5%      | 6.3%   | 5.6%  | 1.5%  | 0.0%  |
| 被虐待高齢者の状況      | 介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回         | 329    | 55.3%    | 58.6%     | 58.9%  | 54.9% | 47.0% | 31.6% |
|                | 認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある      | 341    | 57.3%    | 56.8%     | 71.6%  | 51.8% | 62.1% | 31.6% |
|                | 医療依存度が高い                    | 56     | 9.4%     | 7.3%      | 10.5%  | 12.8% | 6.1%  | 5.3%  |
|                | 意思表示が困難                     | 238    | 40.0%    | 40.9%     | 46.3%  | 38.5% | 37.9% | 21.1% |
|                | 職員に暴力・暴言を行う                 | 119    | 20.0%    | 24.1%     | 21.1%  | 18.5% | 12.1% | 10.5% |
|                | 他の利用者とのトラブルが多い              | 55     | 9.2%     | 9.5%      | 10.5%  | 10.8% | 4.5%  | 0.0%  |
|                | その他                         | 48     | 8.1%     | 5.5%      | 6.3%   | 11.3% | 7.6%  | 15.8% |

## (7) 身体拘束との関係

特定された被虐待者 1,232 人のうち、虐待に該当する身体拘束を受けた高齢者は 317 人 (25.7%) を占めていた。また、身体的虐待を受けた被虐待者に占める身体拘束の割合は 49.5% を占めており、養介護施設従事者等における高齢者虐待事案の中で大きな要因となっている (図表 2-II-2-34)。

サービス種別にみると、虐待に該当する身体拘束が行われていたのは「介護保険施設」(27.7%) や「その他入所系」(31.9%) のほか、「居宅系」(17.0%) の割合も高い (図表 2-II-2-35)。

虐待者の規模 (人数) を身体拘束の有無別にみると、虐待に該当する身体拘束が行われていた事例では複数の職員が虐待を行っていた割合が高い (図表 2-II-2-36)。

図表 2-II-2-34 被虐待者数及び身体的虐待を受けた被虐待者に占める身体拘束の割合

|  | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度         | 平成27年度         | 平成28年度         | 平成29年度         | 平成30年度         | 令和元年度            | 令和2年度            |
|--|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|------------------|
| 特定された被虐待者総数に占める身体拘束を受けていた被虐待者の割合       | 48人／<br>263人中 | 92人／<br>402人中 | 239人／<br>691人中 | 248人／<br>778人中 | 333人／<br>870人中 | 276人／<br>854人中 | 203人／<br>927人中 | 277人／<br>1,060人中 | 317人／<br>1,232人中 |
|  | 18.3%         | 22.9%         | 34.6%          | 31.9%          | 38.3%          | 32.3%          | 22.0%          | 26.1%            | 25.7%            |
| 身体的虐待を受けていた被虐待者総数に占める身体拘束を受けていた被虐待者の割合 | 48人／<br>149人中 | 92人／<br>258人中 | 239人／<br>441人中 | 248人／<br>478人中 | 333人／<br>570人中 | 276人／<br>511人中 | 203人／<br>533人中 | 277人／<br>637人中   | 317人／<br>641人中   |
|  | 32.2%         | 35.7%         | 54.2%          | 51.9%          | 58.4%          | 54.0%          | 38.1%          | 43.5%            | 49.5%            |

図表 2-II-2-35 虐待に該当する身体拘束の有無とサービス種別

|        |    | 介護保険施設 | GH・小規模多機能 | その他入所系 | 居宅系   | その他  | 合計     |
|--------|----|--------|-----------|--------|-------|------|--------|
| 身体拘束あり | 件数 | 39     | 21        | 45     | 24    | 12   | 141    |
|        | 割合 | 27.7%  | 14.9%     | 31.9%  | 17.0% | 8.5% | 100.0% |
| 身体拘束なし | 件数 | 168    | 104       | 138    | 41    | 6    | 420    |
|        | 割合 | 40.0%  | 24.8%     | 32.9%  | 9.8%  | 1.4% | 100.0% |
| 合計     | 件数 | 207    | 125       | 183    | 65    | 18   | 561    |
|        | 割合 | 36.9%  | 22.3%     | 32.6%  | 11.6% | 3.2% | 100.0% |

※被虐待者が特定できなかった場合等を除く 561 件が対象。

図表 2-II-2-36 虐待に該当する身体拘束の有無と虐待者の規模

|        |    | 1人    | 2～4人  | 5～9人 | 10人以上 | 合計     |
|--------|----|-------|-------|------|-------|--------|
| 身体拘束あり | 件数 | 82    | 21    | 5    | 4     | 112    |
|        | 割合 | 73.2% | 18.8% | 4.5% | 3.6%  | 100.0% |
| 身体拘束なし | 件数 | 366   | 38    | 3    | 1     | 408    |
|        | 割合 | 89.7% | 9.3%  | 0.7% | 0.2%  | 100.0% |
| 合計     | 件数 | 448   | 59    | 8    | 5     | 520    |
|        | 割合 | 86.2% | 11.3% | 1.5% | 1.0%  | 100.0% |

※被虐待者が特定できなかった場合等を除く 520 件が対象。

図表 2-II-2-37 虐待に該当する身体拘束の有無と被虐待者の規模

|        |    | 1人    | 2～4人  | 5～9人 | 10人以上 | 合計     |
|--------|----|-------|-------|------|-------|--------|
| 身体拘束あり | 件数 | 100   | 24    | 10   | 7     | 141    |
|        | 割合 | 70.9% | 17.0% | 7.1% | 5.0%  | 100.0% |
| 身体拘束なし | 件数 | 343   | 59    | 9    | 9     | 420    |
|        | 割合 | 81.7% | 14.0% | 2.1% | 2.1%  | 100.0% |
| 合計     | 件数 | 443   | 83    | 19   | 16    | 561    |
|        | 割合 | 79.0% | 14.8% | 3.4% | 2.9%  | 100.0% |

※被虐待者が特定できなかった場合等を除く 561 件が対象。

## (8) 虐待が発生した施設・事業所の取組

虐待の事実が確認された施設・事業所において取り組まれていた虐待防止に関する取組の状況を確認したところ、「管理者の虐待防止に関する研修の受講」は235施設・事業所(39.5%)で、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」は437施設・事業所(73.4%)で、「虐待防止委員会の設置」は278施設・事業所(46.7%)において実施されていた(図表2-II-2-38)。

虐待の発生要因でもみたように、虐待の発生には虐待を行った職員自身に関する課題のみでなく、法人や組織運営上の課題も大きく関連している。その観点から、管理者の虐待防止に関する意識向上は必要不可欠といえる。今回調査では、「管理者の虐待防止に関する研修の受講」割合は過半数を下回っていることから、施設・事業所管理者の積極的な研修受講や意識改善が求められる。

図表 2-II-2-38 虐待が発生した施設・事業所の取組

|                 | 施設・事業所数 | 管理者の虐待防止に関する研修受講あり |        | 職員に対する虐待防止に関する研修実施あり |        | 虐待防止委員会の設置あり |        |
|-----------------|---------|--------------------|--------|----------------------|--------|--------------|--------|
|                 |         | 件数                 | 割合     | 件数                   | 割合     | 件数           | 割合     |
| 特別養護老人ホーム       | 168     | 64                 | 38.1%  | 146                  | 86.9%  | 106          | 63.1%  |
| 介護老人保健施設        | 50      | 17                 | 34.0%  | 46                   | 92.0%  | 36           | 72.0%  |
| 介護療養型医療施設・介護医療院 | 2       | 2                  | 100.0% | 2                    | 100.0% | 2            | 100.0% |
| 認知症対応型共同生活介護    | 83      | 38                 | 45.8%  | 60                   | 72.3%  | 43           | 51.8%  |
| (住宅型)有料老人ホーム    | 81      | 21                 | 25.9%  | 41                   | 50.6%  | 16           | 19.8%  |
| (介護付き)有料老人ホーム   | 80      | 34                 | 42.5%  | 62                   | 77.5%  | 41           | 51.3%  |
| 小規模多機能型居宅介護等    | 12      | 8                  | 66.7%  | 7                    | 58.3%  | 1            | 8.3%   |
| 軽費老人ホーム         | 6       | 3                  | 50.0%  | 5                    | 83.3%  | 3            | 50.0%  |
| 養護老人ホーム         | 3       | 0                  | 0.0%   | 2                    | 66.7%  | 2            | 66.7%  |
| 短期入所施設          | 25      | 12                 | 48.0%  | 18                   | 72.0%  | 13           | 52.0%  |
| 訪問介護等           | 31      | 14                 | 45.2%  | 16                   | 51.6%  | 7            | 22.6%  |
| 通所介護等           | 30      | 13                 | 43.3%  | 18                   | 60.0%  | 3            | 10.0%  |
| 居宅介護支援等         | 5       | 2                  | 40.0%  | 2                    | 40.0%  | 0            | 0.0%   |
| その他             | 19      | 7                  | 36.8%  | 12                   | 63.2%  | 5            | 26.3%  |
| 計               | 595     | 235                | 39.5%  | 437                  | 73.4%  | 278          | 46.7%  |

### 3. 虐待事例への対応状況

#### (1) 対応状況

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 717 件（令和元年度以前に虐待と判断して令和 2 年度に対応した 122 件を含む。）について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が 558 件、「改善計画提出依頼」が 551 件、「従事者等への注意・指導」が 319 件であった（図表 2-II-3-1）。

図表 2-II-3-1 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（複数回答）

|             |       |
|-------------|-------|
| 施設等に対する指導   | 558 件 |
| 改善計画提出依頼    | 551 件 |
| 従事者等への注意・指導 | 319 件 |

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 135 件、「改善勧告」が 69 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 1 件、「改善命令」が 14 件、「指定の効力停止」が 10 件、「指定の取消」が 3 件であった（図表 2-II-3-2）。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 53 件、「改善命令」が 21 件、「事業の制限、停止、廃止」及び「認可取消」は 0 件であった（図表 2-II-3-3）。

図表 2-II-3-2 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

|  |                |       |
|--|----------------|-------|
| 都道府県又は市町村による<br>介護保険法の規定による権限の行使<br>（複数回答） | 報告徴収、質問、立入検査   | 135 件 |
|  | 改善勧告           | 69 件  |
|  | 改善勧告に従わない場合の公表 | 1 件   |
|  | 改善命令           | 14 件  |
|  | 指定の効力停止        | 10 件  |
|  | 指定の取消          | 3 件   |

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行なった場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

図表 2-II-3-3 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

|  |              |      |
|--|--------------|------|
| 都道府県又は市町村による<br>老人福祉法の規定による権限の行使<br>（複数回答） | 報告徴収、質問、立入検査 | 53 件 |
|  | 改善命令         | 21 件 |
|  | 事業の制限、停止、廃止  | 0 件  |
|  | 認可取消         | 0 件  |

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行なった場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

市町村・都道府県が講じた措置に対して、施設・事業所側が行った対応としては、町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 503 件、「勧告等への対応」が 54 件であった（図表 2-II-3-4）。

図表 2-II-3-4 市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

|                             | 件数     |
|-----------------------------|--------|
| 施設等からの改善計画の提出               | 503 件  |
| 市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善 | (395件) |
| 報告徴収等に対する改善                 | (108件) |
| 勧告等への対応                     | 54 件   |
| その他                         | 29 件   |

※「施設等からの改善計画の提出」内訳において、改善計画提出依頼等と報告徴収等の両者が行われていた場合、報告徴収等にカウント。

図表 2-II-3-5 改善計画提出までの対応期間の分布

|           | 1か月以内 | 1～3か月未満 | 3～6か月未満 | 6か月～1年未満 | 1年～1年6か月未満 | 1年6か月以上 | 合計     |
|-----------|-------|---------|---------|----------|------------|---------|--------|
| 介入～改善計画提出 | 97    | 207     | 127     | 55       | 7          | 7       | 500    |
| 件数        |       |         |         |          |            |         |        |
| 割合        | 19.4% | 41.4%   | 25.4%   | 11.0%    | 1.4%       | 1.4%    | 100.0% |

中央値71日

※介入は、事実確認調査開始日を指す。

|               | 1か月以内 | 1～3か月未満 | 3～6か月未満 | 6か月～1年未満 | 1年～1年6か月未満 | 1年6か月以上 | 合計     |
|---------------|-------|---------|---------|----------|------------|---------|--------|
| 相談通報受理～改善計画提出 | 79    | 177     | 162     | 67       | 9          | 9       | 503    |
| 件数            |       |         |         |          |            |         |        |
| 割合            | 15.7% | 35.2%   | 32.2%   | 13.3%    | 1.8%       | 1.8%    | 100.0% |

中央値88日

## (2) 権限行使の有無と虐待事例の様態

虐待判断事例への対応において、老人福祉法もしくは介護保険法上の権限行使の有無と虐待類型について整理を行ったところ、大きな差異はみられなかった（図表 2-II-3-6）。

図表 2-II-3-6 権限行使の有無と虐待類型

|         |    | 虐待類型    |         |         |        |         |        |
|---------|----|---------|---------|---------|--------|---------|--------|
|         |    | 身体的虐待あり | 介護等放棄あり | 心理的虐待あり | 性的虐待あり | 経済的虐待あり | 身体拘束あり |
| 権限行使あり  | 件数 | 81      | 14      | 45      | 7      | 13      | 30     |
| (n=176) | 割合 | 66.4%   | 11.5%   | 36.9%   | 5.7%   | 10.7%   | 24.6%  |
| 権限行使なし  | 件数 | 293     | 65      | 150     | 14     | 12      | 111    |
| (n=433) | 割合 | 66.7%   | 14.8%   | 34.2%   | 3.2%   | 2.7%    | 25.3%  |
| 合計      | 件数 | 374     | 79      | 195     | 21     | 25      | 141    |
|         | 割合 | 66.7%   | 14.1%   | 34.8%   | 3.7%   | 4.5%    | 25.1%  |

次いで、虐待判断事例への対応において、老人福祉法もしくは介護保険法上の権限行使の有無と過去の指導等の有無について整理を行ったところ、権限行使のあった施設・事業所のうち4割以上が過去に何らかの指導等を受けていた（図表 2-II-3-7）。

図表 2-II-3-7 権限行使の有無と過去の指導等の有無

|        |    | 過去の指導<br>等なし・不明 | 過去の指導<br>等あり | 合計     |
|--------|----|-----------------|--------------|--------|
| 権限行使あり | 件数 | 85              | 37           | 122    |
|        | 割合 | 69.7%           | 30.3%        | 100.0% |
| 権限行使なし | 件数 | 329             | 110          | 439    |
|        | 割合 | 74.9%           | 25.1%        | 100.0% |
| 合計     | 件数 | 414             | 147          | 561    |
|        | 割合 | 73.8%           | 26.2%        | 100.0% |

### (3) 改善取組のモニタリング、調査対象年度末時点の状況

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 717 件（令和元年度以前に虐待と判断して令和 2 年度に対応した 122 件を含む。）に対する改善取組のモニタリング状況を確認したところ、「施設からの報告」を受けていた割合が 51.3%を占めており、「施設訪問による確認」を行っていた割合は 22.3%であった（図表 2-II-3-8）。

また、調査対象年度末日時点での状況は、「終結」が 52.3%、「対応継続」が 47.7%であった（図表 2-II-3-9）。

図表 2-II-3-8 改善取組のモニタリング

|           | 件数    | 割合 (%) |
|-----------|-------|--------|
| 施設訪問による確認 | 160 件 | 22.3%  |
| 施設からの報告   | 368 件 | 51.3%  |
| その他       | 61 件  | 8.5%   |

図表 2-II-3-9 調査対象年度末日での状況

|         | 対応継続  | 終結    | 合計     |
|---------|-------|-------|--------|
| 件数      | 342 件 | 375 件 | 717 件  |
| 構成割合(%) | 47.7% | 52.3% | 100.0% |

図表 2-II-3-10 終結事例における対応期間の分布

|       |    | 1か月以内 | 1～3か月<br>未満 | 3～6か月<br>未満 | 6か月～1年<br>未満 | 1年～1年6か<br>月未満 | 1年6か月<br>以上 | 合計     |
|-------|----|-------|-------------|-------------|--------------|----------------|-------------|--------|
| 介入～終結 | 件数 | 69    | 96          | 88          | 73           | 21             | 25          | 372    |
|       | 割合 | 18.5% | 25.8%       | 23.7%       | 19.6%        | 5.6%           | 6.7%        | 100.0% |

中央値109日

※介入は、事実確認調査開始日を指す。

|               |    | 1か月以内 | 1～3か月<br>未満 | 3～6か月<br>未満 | 6か月～1年<br>未満 | 1年～1年6か<br>月未満 | 1年6か月<br>以上 | 合計     |
|---------------|----|-------|-------------|-------------|--------------|----------------|-------------|--------|
| 相談通報受理～<br>終結 | 件数 | 57    | 93          | 96          | 76           | 26             | 27          | 375    |
|               | 割合 | 15.2% | 24.8%       | 25.6%       | 20.3%        | 6.9%           | 7.2%        | 100.0% |

中央値126日

### Ⅲ. 調査結果：養護者による高齢者虐待

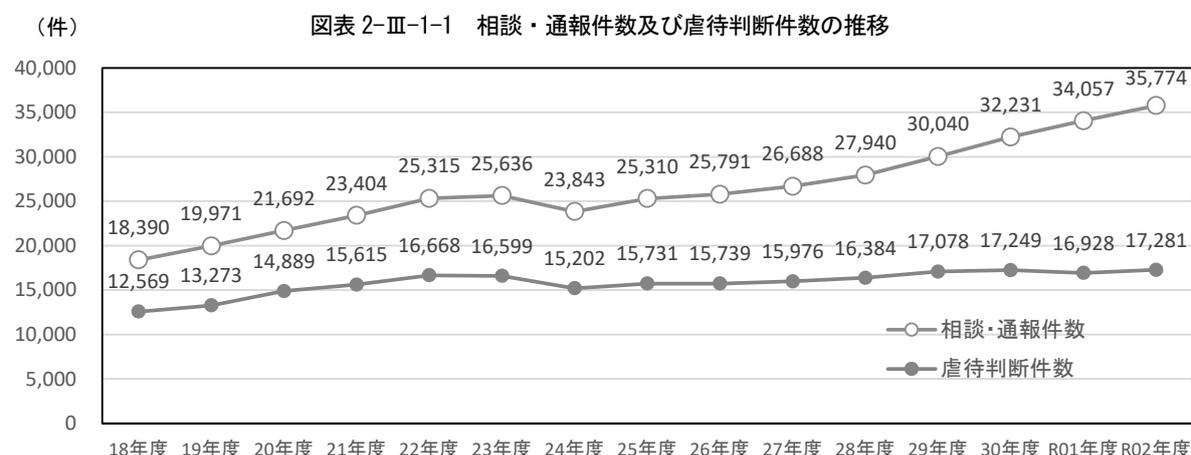
#### 1. 相談・通報～事実確認調査

##### (1) 相談・通報件数と虐待判断件数

養護者による高齢者虐待に関する令和2年度の相談・通報件数は35,774件であり、令和元年度の34,057件から1,717件(5.0%)増加した。

一方、令和2年度内に虐待の事実が認められた事例数(虐待判断件数)は17,281件であり、令和元年度の16,928件から353件(2.1%)増加した(図表2-Ⅲ-1-1)。

なお、市町村ごとに算出した「高齢者人口10万人あたり」の相談・通報件数の中央値は70.9件、虐待判断件数の中央値は26.8件であった(図表2-Ⅲ-1-2)。また、市町村ごとに算出した「地域包括支援センター1か所あたり」の相談・通報件数の中央値は4.0件、虐待判断件数の中央値は1.8件であった(図表2-Ⅲ-1-3)。



図表 2-Ⅲ-1-2 高齢者人口(10万)あたりの相談・通報件数及び虐待判断件数

|            | 平均値  | 標準偏差 | パーセンタイル |     |      |              |       |       |       |
|------------|------|------|---------|-----|------|--------------|-------|-------|-------|
|            |      |      | 5%      | 10% | 25%  | 50%<br>(中央値) | 75%   | 90%   | 95%   |
| 新規相談・通報受理数 | 81.5 | 73.6 | 0.0     | 0.0 | 27.4 | 70.9         | 118.2 | 170.0 | 208.3 |
| 新規虐待判断件数   | 40.2 | 49.4 | 0.0     | 0.0 | 0.0  | 26.8         | 57.9  | 101.1 | 130.0 |

※基礎数は市町村ごと

図表 2-Ⅲ-1-3 地域包括支援センター1か所あたりの相談・通報件数及び虐待判断件数

|            | 平均値 | 標準偏差 | パーセンタイル |     |     |              |     |      |      |
|------------|-----|------|---------|-----|-----|--------------|-----|------|------|
|            |     |      | 5%      | 10% | 25% | 50%<br>(中央値) | 75% | 90%  | 95%  |
| 新規相談・通報受理数 | 6.1 | 8.4  | 0.0     | 0.0 | 1.0 | 4.0          | 8.0 | 14.0 | 20.0 |
| 新規虐待判断件数   | 2.9 | 5.0  | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 1.8          | 4.0 | 7.0  | 9.4  |

※基礎数は市町村ごと

## (2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 38,402 人に対して、「警察」が 31.2%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が 25.4%、「家族・親族」が 8.1%、「被虐待者本人」が 6.3%、「当該市町村行政職員」が 6.0%、「介護保険事業所職員」が 5.0%であった。令和元年度と比較すると、「警察」からの相談・通報が増加し、「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」からの相談・通報がわずかながら減少した（図表 2-Ⅲ-1-4）。

なお、「その他」の内訳をみると、「地域包括支援センター（委託・他地域含む）」が 6 割以上を占めていた（図表 2-Ⅲ-1-5）。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 35,774 件と一致しない。

図表 2-Ⅲ-1-4 相談・通報者の内訳

|       | 介護支援専門員 | 介護保険事業所職員 | 医療機関従事者 | 近隣住民・知人 | 民生委員 | 被虐待者本人 | 家族・親族 | 虐待者自身 | 当該市町村行政職員 | 警察     | その他   | 不明（匿名を含む） | 合計     |
|-------|---------|-----------|---------|---------|------|--------|-------|-------|-----------|--------|-------|-----------|--------|
| 人数    | 9,760   | 1,938     | 1,673   | 1,265   | 684  | 2,427  | 3,127 | 546   | 2,288     | 11,978 | 2,666 | 50        | 38,402 |
| 割合    | 25.4%   | 5.0%      | 4.4%    | 3.3%    | 1.8% | 6.3%   | 8.1%  | 1.4%  | 6.0%      | 31.2%  | 6.9%  | 0.1%      | 100.0% |
| (参考)  | 10,119  | 2,238     | 1,764   | 1,156   | 736  | 2,424  | 2,895 | 483   | 2,160     | 10,007 | 2,703 | 45        | 36,730 |
| 令和元年度 | 27.5%   | 6.1%      | 4.8%    | 3.1%    | 2.0% | 6.6%   | 7.9%  | 1.3%  | 5.9%      | 27.2%  | 7.4%  | 0.1%      | 100.0% |

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計。回答方式は複数回答形式。

※割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの。

図表 2-Ⅲ-1-5 相談・通報者「その他」の内訳

|                       | 件数    | 割合     |
|-----------------------|-------|--------|
| 地域包括支援センター（委託・他地域含む）  | 1616  | 60.6%  |
| 社会福祉協議会               | 165   | 6.2%   |
| 介護保険以外（若しくは不明）の事業所等職員 | 137   | 5.1%   |
| 障害者事業所等職員             | 124   | 4.7%   |
| その他の相談支援機関            | 105   | 3.9%   |
| 認定調査員                 | 29    | 1.1%   |
| 弁護士・司法書士・行政書士         | 31    | 1.2%   |
| 消防・救急関係者              | 31    | 1.2%   |
| 他自治体職員                | 63    | 2.4%   |
| 保健所                   | 36    | 1.4%   |
| 議員                    | 25    | 0.9%   |
| 女性センター等職員             | 11    | 0.4%   |
| 在宅介護支援センター            | 25    | 0.9%   |
| ボランティア・NPO            | 15    | 0.6%   |
| 人権擁護関係者               | 3     | 0.1%   |
| 後見人                   | 18    | 0.7%   |
| 福祉事務所                 | 21    | 0.8%   |
| 児童相談所職員等              | 13    | 0.5%   |
| 裁判所・法務局・法テラス関係者       | 3     | 0.1%   |
| 郵便職員                  | 4     | 0.2%   |
| 金融機関・銀行職員             | 7     | 0.3%   |
| その他                   | 184   | 6.9%   |
| 合計                    | 2,666 | 100.0% |

### (3) 事実確認調査

相談・通報を受理した件数のうち、事実確認調査を実施した割合は94.9%であった。実施方法の内訳は、「訪問調査」が60.7%、「関係者からの情報収集」が33.7%、「立入調査」が0.5%であった（図表2-Ⅲ-1-6）。

事実確認調査を行った事例のうち、「虐待を受けた又は受けたと思われると判断」した割合は49.4%であり、「判断に至らなかった」事例は17.0%であった（図表2-Ⅲ-1-7）。

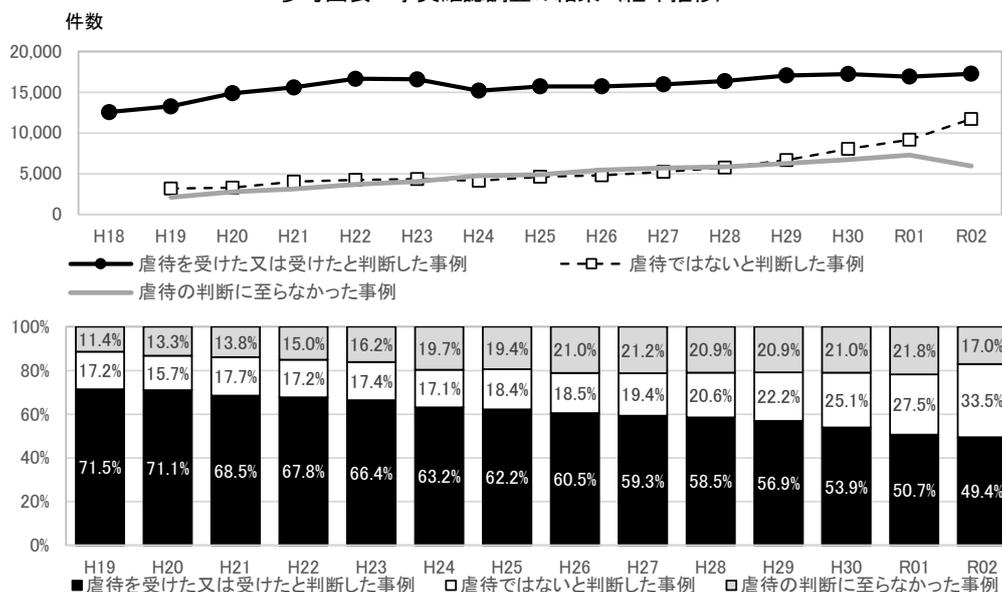
図表 2-Ⅲ-1-6 事実確認の実施状況

|                        | 件数     | (うち令和2年度内に通報・相談) | (うち令和元年度以前に通報・相談) | 割合 (%)  |
|------------------------|--------|------------------|-------------------|---------|
| 事実確認を行った事例             | 34,957 | (33,927)         | (1,030)           | 94.9%   |
| 立入調査以外の方法により調査を行った     | 34,785 | (33,761)         | (1,024)           | (94.5%) |
| 訪問調査を行った               | 22,366 | (21,595)         | (771)             | [60.7%] |
| 関係者からの情報収集を行った         | 12,419 | (12,166)         | (253)             | [33.7%] |
| 立入調査により調査を行った          | 172    | (166)            | (6)               | (0.5%)  |
| 警察が同行した                | 117    | (113)            | (4)               | [0.3%]  |
| 警察に援助要請したが同行はなかった      | 0      | (0)              | (0)               | [0.0%]  |
| 援助要請をしなかった             | 55     | (53)             | (2)               | [0.1%]  |
| 事実確認を行っていない事例          | 1,865  | (1,847)          | (18)              | 5.1%    |
| 虐待ではなく事実確認不要と判断した      | 1,424  | (1,418)          | (6)               | (3.9%)  |
| 後日、事実確認を予定している又は要否を検討中 | 441    | (429)            | (12)              | (1.2%)  |
| 合計                     | 36,822 | (35,774)         | (1,048)           | 100.0%  |

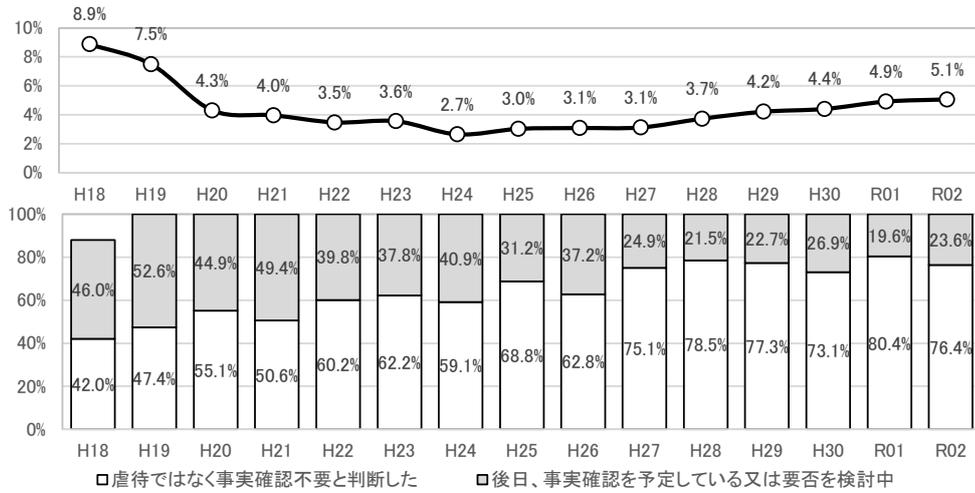
図表 2-Ⅲ-1-7 事実確認調査の結果

|                         | 件数     | 割合     |
|-------------------------|--------|--------|
| 虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 | 17,281 | 49.4%  |
| 虐待ではないと判断した事例           | 11,721 | 33.5%  |
| 虐待の判断に至らなかった事例          | 5,955  | 17.0%  |
| 合計                      | 34,957 | 100.0% |

参考図表 事実確認調査の結果（経年推移）



参考図表 事実確認を行っていない割合と理由（経年推移）



虐待の判断に至らなかった事例について理由の記載を求めたところ、「通報内容、虐待事実が確認できず」が22.5%で最も多いが、「情報が不足」しており明確な判断が難しい状況や、高齢者本人や養護者からの確認を含め事実確認が困難な状況等の回答が寄せられた。

図表 2-Ⅲ-1-8 虐待の判断に至らなかった理由（記載内容を複数回答形式に分類）

|                | 件数                        | 割合         |
|----------------|---------------------------|------------|
| 事実確認継続中        | 383                       | 6.5%       |
| 事実確認の結果、確認の困難さ | 通報内容、虐待事実が確認できず           | 1333 22.5% |
|                | 情報が不足                     | 506 8.5%   |
|                | 虐待とまではいえない、不適切な行為等        | 157 2.6%   |
|                | 養護者・世帯の介護力、理解力、生活水準等による状況 | 94 1.6%    |
|                | 本人による医療・介護等の拒否            | 26 0.4%    |
|                | 認識のズレ、話の食い違い              | 154 2.6%   |
|                | 妄想等による訴え、曖昧な回答            | 157 2.6%   |
|                | 事故の可能性                    | 37 0.6%    |
|                | 原因が特定できない                 | 164 2.8%   |
|                | 一時的な状態、突発的な行為等            | 196 3.3%   |
|                | 家族間・親族間のトラブル、近隣トラブル       | 541 9.1%   |
|                | 本人が否定、訴えなし                | 107 1.8%   |
|                | 養護者が否定                    | 72 1.2%    |
|                | 本人からの暴言、暴力等               | 51 0.9%    |
|                | 本人の疾病や障害、精神的不安            | 92 1.6%    |
|                | 養護者の疾病や障害、精神的不安           | 185 3.1%   |
|                | 本人からの確認が困難                | 237 4.0%   |
| 養護者からの確認が困難    | 220 3.7%                  |            |
| 本人・養護者の非協力、拒否  | 174 2.9%                  |            |
| 本人・養護者の死亡      | 91 1.5%                   |            |
| 対応等            | 本人・養護者の入院・入所・転居等によるリスク解消  | 458 7.7%   |
|                | 関係者の介入、支援継続               | 382 6.4%   |
|                | 経過観察中                     | 88 1.5%    |
| 虐待ではない         | 166 2.8%                  |            |
| 被養護者・養護者に該当しない | 306 5.2%                  |            |
| その他            | 61 1.0%                   |            |

※記載のあった 5,928 件を分類

#### (4) 相談・通報者と事実確認調査、虐待事例の状況

##### 1) 相談・通報者と事実確認調査の方法及び調査結果

相談・通報者によって、事実確認調査の方法や調査結果に違いがあるかどうかを整理したところ、下記のような傾向がみられた。

- ・調査方法では、「警察」以外の通報者が含まれる事例では、訪問調査によって事実確認が実施されている割合が高く、立入調査は「近隣住民・知人」や「家族・親族」が通報者に含まれる事例で高くなっていた。
- ・調査結果では、「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」、「医療機関従事者」、「被虐待者本人」、「家族・親族」、「虐待者自身」、「当該市町村行政職員」が通報者に含まれる事例では「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例」の割合が高い。

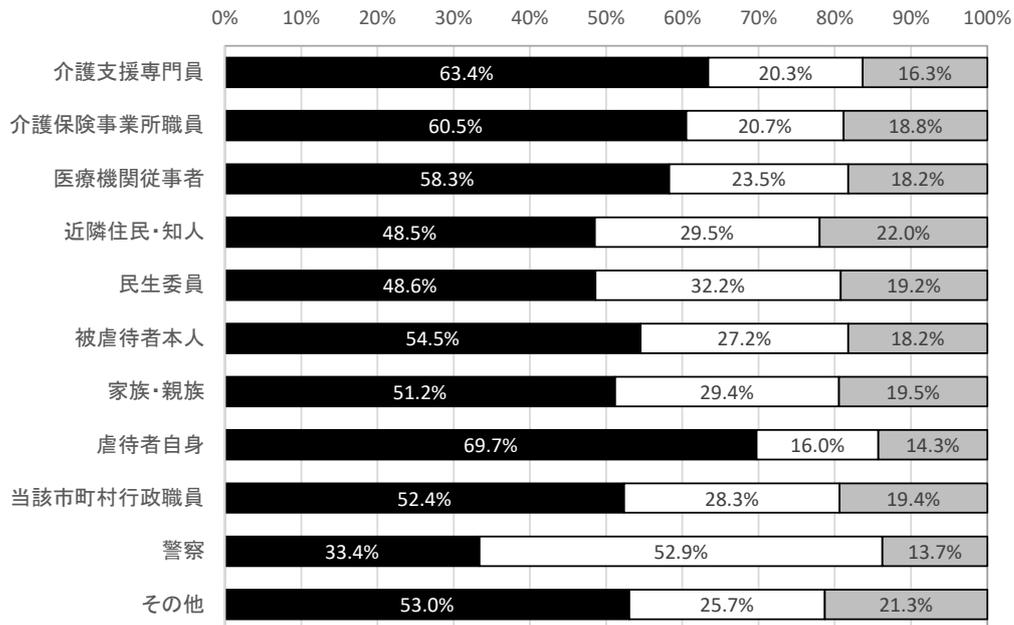
図表 2-Ⅲ-1-9 相談・通報者と事実確認調査の方法及び調査結果

|                            | 調査方法   |   |  |  | 調査結果  |   |  |
|----------------------------|--|---|--|--|---|---|--|
|                            | た訪<br>事問<br>例調<br>査に<br>よ<br>り<br>事<br>実<br>確<br>認<br>を<br>行<br>っ<br>た | 実<br>関<br>係<br>者<br>を<br>か<br>ら<br>の<br>情<br>報<br>集<br>め<br>の<br>み<br>で<br>事<br>実<br>確<br>認<br>を<br>行<br>っ<br>た | た立<br>事入<br>例調<br>査に<br>よ<br>り<br>事<br>実<br>確<br>認<br>を<br>行<br>っ<br>た | 調<br>明<br>相<br>談<br>不<br>要<br>に<br>通<br>報<br>を<br>受<br>理<br>し<br>た<br>事<br>例<br>事<br>実<br>確<br>認<br>を<br>行<br>っ<br>た | わ<br>虐<br>待<br>を<br>受<br>け<br>た<br>と<br>判<br>断<br>し<br>た<br>事<br>例<br>は<br>受<br>け<br>た<br>と<br>思<br>わ<br>れ<br>た | 虐<br>待<br>で<br>は<br>な<br>い<br>と<br>判<br>断<br>し<br>た<br>事<br>例 | 虐<br>待<br>の<br>判<br>断<br>に<br>至<br>ら<br>な<br>か<br>つ<br>た<br>事<br>例 |
| 相<br>談<br>・<br>通<br>報<br>者 | 介護支援専門員  | △   | ▼  |  | ▼   | △   | ▼  |
|                            | 介護保険事業所職員  | △   | ▼  |  | ▼   | △   | ▼  |
|                            | 医療機関従事者  | △   | ▼  |  | ▼   | △   | ▼  |
|                            | 近隣住民・知人  | △   | ▼  | △  | ▼   |   | ▼  |
|                            | 民生委員   | △   | ▼  |  | ▼   |   |  |
|                            | 被虐待者本人   | △   | ▼  |  | △   | △   | ▼  |
|                            | 家族・親族  | △   | ▼  | △  |   | △   | ▼  |
|                            | 虐待者自身  | △   | ▼  |  | ▼   | △   | ▼  |
|                            | 当該市町村行政職員  | △   | ▼  |  | ▼   | △   | ▼  |
|                            | 警察   | ▼   | △  |  | △   | ▼   | △  |
|                            | その他  |   | △  |  | ▼   | △   | ▼  |
|                            | 不明(匿名を含む)  |   |  |  |   |   |  |
| 比較対象(全体の割合)                | 60.4%  | 34.0%   | 0.5%   | 4.0%   | 49.7%   | 33.6%   | 16.7%  |

※相談・通報者ごとの事実確認方法の実施割合や調査結果（判断）の割合が、相談・通報者全体の事実確認方法実施割合、調査結果（判断）の割合と比べて高い場合は△、低い場合は▼とした。また相談・通報者間の比較ではないことに注意。

※空欄は有意差なし

図表 2-Ⅲ-1-9 参考図表：集計内訳（調査結果）



■ 虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断 □ 虐待ではないと判断 ▣ 虐待の判断に至らなかった

#### 〔相談・通報者別、虐待類型別にみた初動対応期間〕

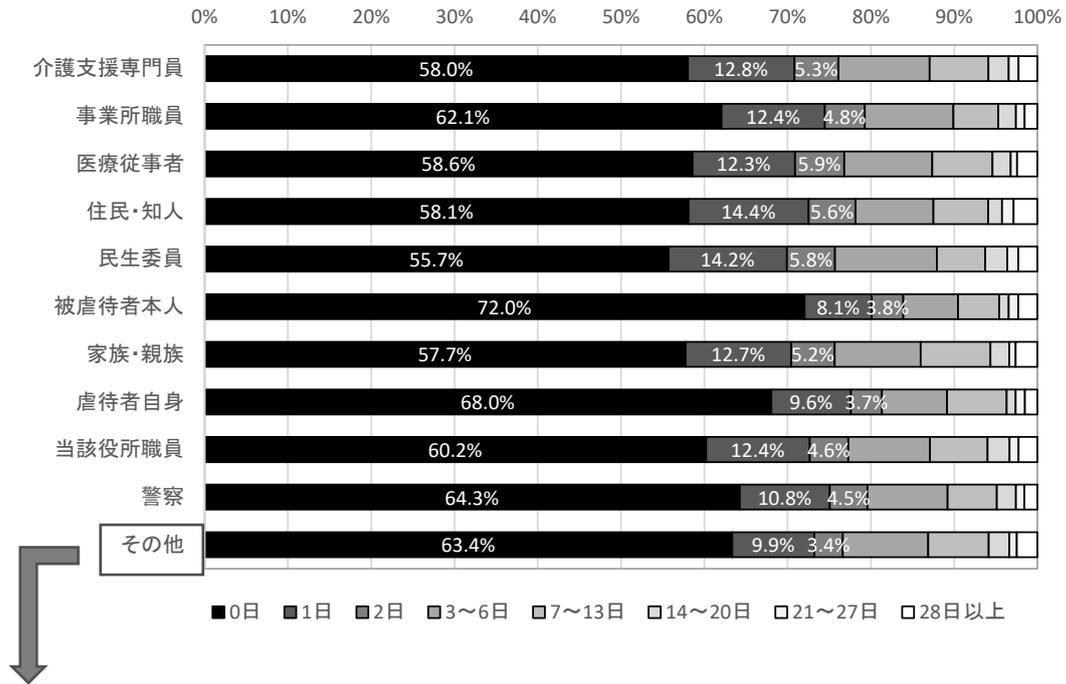
以下では、相談・通報受理から事実確認開始までの期間について、①相談・通報者別、②虐待類型別（虐待判断事例）による差異の有無を確認した。

##### ①相談・通報者別にみた相談・通報受理から事実確認開始までの期間

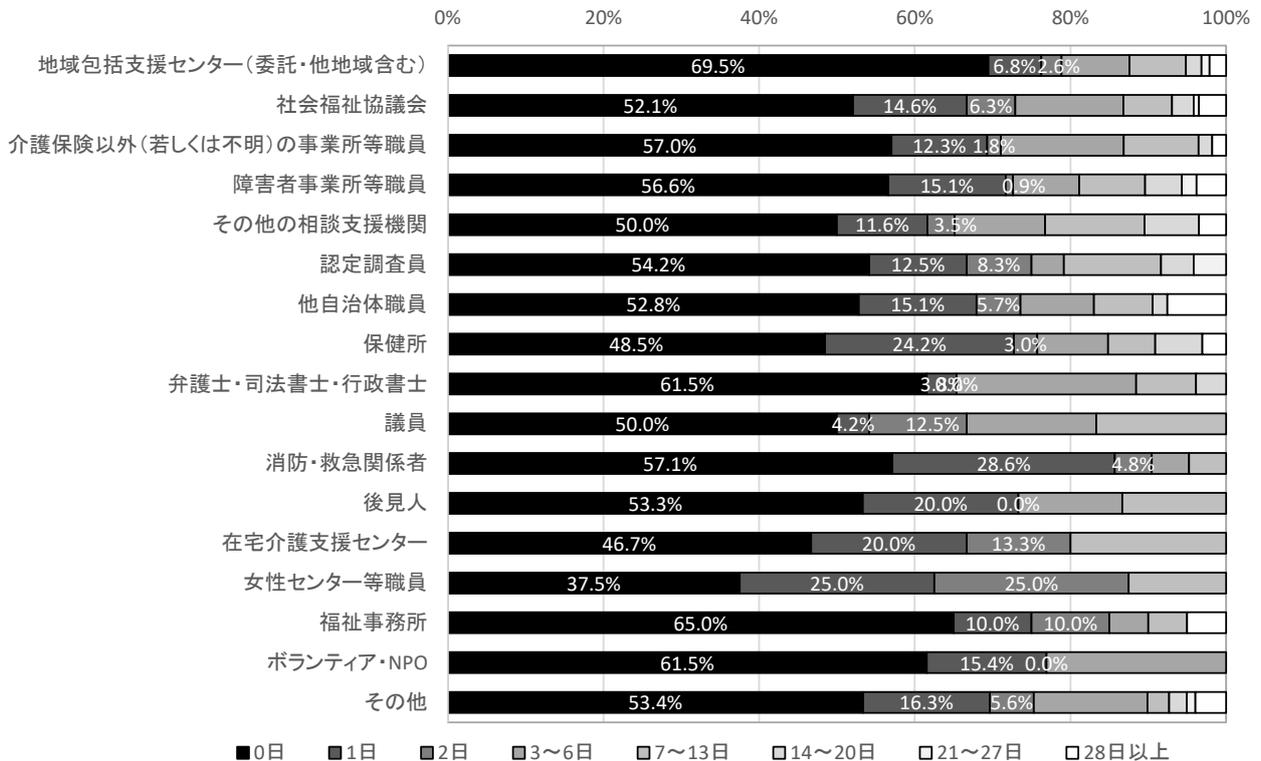
事実確認を行った事例について、相談・通報者別に相談・通報～事実確認開始までの期間（日数）分布を確認したところ、「被虐待者本人」や「虐待者自身」からの相談・通報の場合、即日に事実確認を開始している割合が70%以上を占めており、他の相談・通報者よりも高くなっていた（図表 2-Ⅲ-1-10）。

また、相談・通報者「その他」の内訳も含めてみても、いずれの相談・通報者であっても概ね60～80%は2日以内に事実確認が開始されていた（図表 2-Ⅲ-1-11）。

図表 2-Ⅲ-1-10 相談・通報者別にみた初動期の対応日数の分布（虐待判断事例）



図表 2-Ⅲ-1-11 相談・通報者「その他」内訳別にみた初動期の対応日数の分布（虐待判断事例）



## ②虐待判断事例における相談・通報受理から事実確認開始までの期間

虐待判断事例について、虐待類型別に相談・通報受理から事実確認開始までの期間（日数）分布を整理したところ、性的虐待を除く他の虐待類型にはほとんど差異はみられず、即日（0日）中に開始した割合は60～70%、2日以内では75～80%程度となっていた（図表2-Ⅲ-1-12）。

図表 2-Ⅲ-1-12 虐待類型別にみた初動期の対応日数の分布（虐待判断事例）



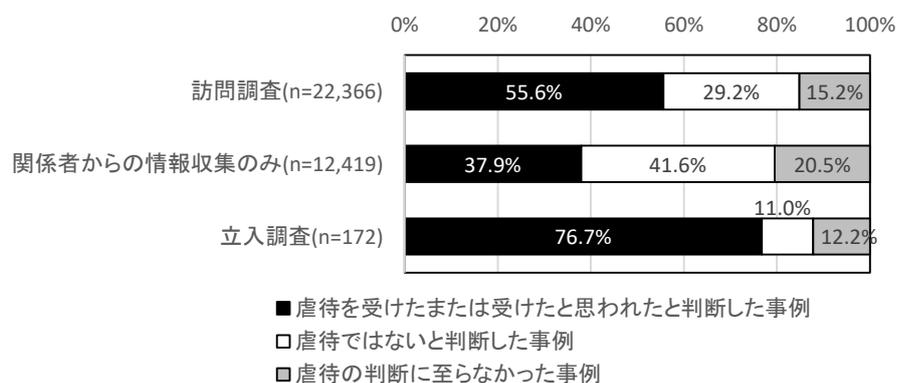
## 2) 事実確認調査の方法と結果、及び虐待事例の特徴

事実確認調査の方法と調査結果の関係をみると、虐待と判断された割合は訪問調査が 55.6%、関係者からの情報収集のみが 37.9%、立入調査が 76.7%であった。

また、事実確認調査の方法別に虐待判断事例の特徴を整理したところ、以下のような特徴がみられた。

- ・訪問調査が行われた事例では、放棄放任（ネグレクト）が含まれる事例の割合が高く、また虐待の深刻度4の割合が高い（「図表2-Ⅲ-2-4 虐待行為の深刻度」参照）。被虐待者の属性では、介護保険申請中及び認定済みの割合が高くなっていた。
- ・関係者からの情報収集のみの事例では、放棄放任（ネグレクト）、心理的虐待が含まれる事例の割合が低くなっていた。また、虐待の深刻度1の割合が高く、深刻度4～5の割合が低い。被虐待者の属性では、75歳未満や介護保険未申請や自立の割合が高い。
- ・立入調査が行われた事例では、経済的虐待が含まれる事例の割合が高く、また虐待の深刻度5の割合が高くなっていた。

図表 2-Ⅲ-1-13 事実確認調査の方法と調査



(図表 2-Ⅲ-1-13 参考図表：集計内訳)

|                         |                   |       | 事実確認の結果             |            |              | 合計     |
|-------------------------|-------------------|-------|---------------------|------------|--------------|--------|
|                         |                   |       | 判断を受けた事例<br>を思われたとは | 虐待事例はないと判断 | 虐待事例の判断に至らない |        |
| 事実確認の方法                 | 訪問調査により事実確認を行った事例 | 件数    | 12,440              | 6,533      | 3,393        | 22,366 |
|                         |                   | 割合    | 55.6%               | 29.2%      | 15.2%        | 100.0% |
| 関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例 | 件数                | 4,709 | 5,169               | 2,541      | 12,419       |        |
|                         | 割合                | 37.9% | 41.6%               | 20.5%      | 100.0%       |        |
| 立入調査により事実確認を行った事例       | 件数                | 132   | 19                  | 21         | 172          |        |
|                         | 割合                | 76.7% | 11.0%               | 12.2%      | 100.0%       |        |
| 合計                      |                   | 件数    | 17,281              | 11,721     | 5,955        | 34,957 |
|                         |                   | 割合    | 49.4%               | 33.5%      | 17.0%        | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-1-14 事実確認調査の方法と虐待類型・深刻度

| 事実確認の方法     |              | 虐待類型  |       |       |      |       | 深刻度   |       |       |      |      |
|-------------|--------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
|             |              | 身体的虐待 | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 | 深刻度1  | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4 | 深刻度5 |
| 事実確認の方法     | 訪問調査         |       |       |       | /    |       | ▼     |       |       | △    |      |
|             | 関係者からの情報収集のみ |       | ▼     |       |      |       | △     |       |       | ▼    | ▼    |
|             | 立入調査         |       | △     |       |      |       |       | ▼     |       |      | △    |
| 比較対象(全体の割合) |              | 68.9% | 19.5% | 41.6% | 1.4% | 14.9% | 33.7% | 20.6% | 31.3% | 7.1% | 7.3% |

※事実確認の方法別にみた虐待類型の割合及び深刻度の割合が、事実確認方法合計の虐待類型の割合及び深刻度の割合よりも高い場合には△、低い場合には▼とした。また類型間の比較ではないことに注意。

※斜線部は有意差なし

図表 2-Ⅲ-1-15 事実確認調査の方法と被虐待者の属性

| 事実確認の方法 |              | 性別 | 年齢   |        |      | 介護保険 |     |      |    |
|---------|--------------|----|------|--------|------|------|-----|------|----|
|         |              |    | ～74歳 | 75～84歳 | 85歳～ | 未申請  | 申請中 | 認定済み | 自立 |
| 事実確認の方法 | 訪問調査         | /  | ▼    |        | △    | ▼    | △   | △    |    |
|         | 関係者からの情報収集のみ |    | △    |        | ▼    | △    | ▼   | ▼    | △  |
|         | 立入調査         |    |      |        |      | △    |     | ▼    |    |

| 事実確認の方法 |              | 要介護度 | 認知症 | 寝たきり度 | 虐待者との同居 |              |        |   |
|---------|--------------|------|-----|-------|---------|--------------|--------|---|
|         |              |      |     |       | 虐待者との同居 | 虐待者及び他家族との同居 | 虐待者と別居 |   |
| 事実確認の方法 | 訪問調査         | /    | /   | /     | /       | /            | /      | / |
|         | 関係者からの情報収集のみ |      |     |       |         |              |        |   |
|         | 立入調査         |      |     |       |         |              |        |   |

※事実確認の方法別にみた被虐待者の各属性割合が、事実確認方法合計の被虐待者の各属性割合よりも高い場合には△、低い場合には▼とした。また類型間の比較ではないことに注意。

※斜線部は有意差なし

### 3) 相談・通報者と虐待事例の特徴

相談・通報者と虐待類型の関係をみると、身体的虐待では相談・通報者に「虐待者自身」「警察」が含まれる事例の割合が高く、放棄放任（ネグレクト）では「介護支援専門員」「介護保険事業所職員」「医療関係従事者」「民生委員」「当該市町村行政職員」が含まれる割合が高い。また、心理的虐待に関しては「被虐待者本人」や「家族・親族」のほか「近隣住民・知人」や「民生委員」が、性的虐待については「被虐待者本人」や「家族・親族」等が、経済的虐待では「介護保険事業所職員」や「医療機関従事者」「被虐待者本人」「当該市町村行政職員」が含まれる割合が高い。

相談・通報者と虐待の深刻度の関係では、「医療機関従事者」や「当該市町村行政職員」が通報者に含まれる事案において深刻度4や深刻度5の割合が高くなっていた（図表2-Ⅲ-1-16）。

また、相談・通報者と被虐待者の属性の関係をみると、特に介護保険申請状況によって一定の傾向があり、介護保険認定済みの場合は「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が相談・通報者に含まれている割合が高く、介護保険未申請ではそれ以外の相談・通報者の割合が高くなっていた（図表2-Ⅲ-1-17）。

図表 2-Ⅲ-1-16 相談・通報者と虐待類型・深刻度

|        | 虐待類型      |      |       |      |       | 深刻度  |      |      |      |      |
|--------|-----------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|
|        | 身体的虐待     | 放棄放任 | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 | 深刻度1 | 深刻度2 | 深刻度3 | 深刻度4 | 深刻度5 |
| 相談・通報者 | 介護支援専門員   | △    | ▼     | ▼    | ▼     |      | △    |      |      | ▼    |
|        | 介護保険事業所職員 |      | △     | ▼    | △     | △    | ▼    |      | △    |      |
|        | 医療機関従事者   | ▼    | △     | ▼    |       | △    | ▼    | ▼    |      | △    |
|        | 近隣住民・知人   | ▼    |       | △    |       |      |      |      |      |      |
|        | 民生委員      | ▼    | △     | △    |       |      |      |      |      |      |
|        | 被虐待者本人    | ▼    | ▼     | △    | △     | △    | △    |      | ▼    |      |
|        | 家族・親族     | ▼    | ▼     | △    | △     |      |      |      |      |      |
|        | 虐待者自身     | △    |       |      | △     |      |      |      |      |      |
|        | 当該市町村行政職員 | ▼    | △     | △    |       | △    |      |      |      | △    |
|        | 警察        | △    | ▼     | ▼    | ▼     | ▼    | △    |      | ▼    | ▼    |
|        | その他       | ▼    | △     |      | ▼     | △    | ▼    |      | △    |      |
|        | 不明(匿名を含む) |      |       |      |       |      |      |      |      |      |

※相談・通報者ごとにみた虐待類型の割合や深刻度の割合が、相談・通報者全体の虐待類型の割合や深刻度の割合と比べて高い場合は△、低い場合は▼とした。また相談・通報者間の比較ではないことに注意。

※空欄は有意差なし

(図表 2-Ⅲ-1-16 参考図表：集計内訳)

|           | 虐待判断事例数 | 虐待類型  |       |       |      |       | 深刻度   |       |       |      |       |
|-----------|---------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
|           |         | 身体的虐待 | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 | 深刻度1  | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4 | 深刻度5  |
| 介護支援専門員   | 6,214   | 71.1% | 22.7% | 37.0% | 1.0% | 13.8% | 32.6% | 22.0% | 32.1% | 7.4% | 6.0%  |
| 介護保険事業所職員 | 1,156   | 70.6% | 25.9% | 32.8% | 3.4% | 23.4% | 27.7% | 21.0% | 37.5% | 7.1% | 6.7%  |
| 医療機関従事者   | 976     | 54.5% | 41.8% | 31.1% | 2.0% | 26.7% | 22.4% | 17.5% | 33.9% | 9.7% | 16.4% |
| 近隣住民・知人   | 599     | 58.6% | 22.9% | 61.6% | 1.3% | 13.0% | 34.1% | 20.5% | 32.4% | 7.5% | 5.5%  |
| 民生委員      | 337     | 56.4% | 24.6% | 57.6% | 1.5% | 16.9% | 36.8% | 18.1% | 29.1% | 6.2% | 9.8%  |
| 被虐待者本人    | 1,270   | 66.1% | 7.8%  | 61.8% | 2.1% | 18.7% | 37.7% | 22.2% | 26.9% | 6.3% | 6.9%  |
| 家族・親族     | 1,493   | 67.2% | 17.3% | 54.1% | 2.3% | 15.9% | 35.3% | 20.0% | 30.2% | 7.6% | 6.9%  |
| 虐待者自身     | 379     | 77.8% | 17.7% | 41.4% | 2.9% | 12.7% | 36.1% | 19.5% | 29.3% | 7.7% | 7.4%  |
| 当該市町村行政職員 | 1,161   | 57.3% | 24.2% | 46.5% | 1.0% | 20.2% | 31.5% | 20.2% | 30.5% | 7.6% | 10.2% |
| 警察        | 3,710   | 82.1% | 5.6%  | 38.8% | 0.8% | 6.1%  | 38.0% | 19.5% | 29.2% | 6.1% | 7.1%  |
| その他       | 1,383   | 56.3% | 28.8% | 41.7% | 0.6% | 22.8% | 29.7% | 18.5% | 35.2% | 7.9% | 8.7%  |
| 不明(匿名を含む) | 18      | 50.0% | 27.8% | 44.4% | 0.0% | 11.1% | 50.0% | 16.7% | 27.8% | 0.0% | 5.6%  |
| 全体        | 17,281  | 70.4% | 19.9% | 43.1% | 1.4% | 15.7% | 33.6% | 20.6% | 31.3% | 7.2% | 7.4%  |

図表 2-Ⅲ-1-17 相談・通報者と被虐待者の属性

|            | 性別<br>(男性) | 年齢   |        |      | 介護保険 |     |      |    | 要介護度   | 認知症    | 寝たきり度  | 虐待者との同居  |             |        |   |
|------------|------------|------|--------|------|------|-----|------|----|--------|--------|--------|----------|-------------|--------|---|
|            |            | ～74歳 | 75～84歳 | 85歳～ | 未申請  | 申請中 | 認定済み | 自立 |        |        |        | 虐待者とのみ同居 | 虐待者及び他家族と同居 | 虐待者と別居 |   |
| 相談・<br>通報者 | 介護支援専門員    | ▼    | ▼      | △    | ▼    | ▼   | △    | ▼  | 要介護2～5 | 自立度Ⅲ・Ⅳ | B・C    | △        |             | ▼      |   |
|            | 介護保険事業所職員  | ▼    | ▼      | △    | ▼    | ▼   | △    | ▼  | 要介護3～5 | 自立度Ⅲ・Ⅳ | B・C    | ▼        | ▼           | △      |   |
|            | 医療機関従事者    |      |        |      |      | △   | ▼    | ▼  | 要介護5   | 自立度Ⅳ・Ⅴ | B・C    |          |             |        |   |
|            | 近隣住民・知人    | ▼    | ▼      | △    |      |     |      |    | 要介護1   |        | A      | △        | ▼           |        |   |
|            | 民生委員       | ▼    | ▼      | △    | △    | △   | ▼    |    | 要介護1～2 |        | J      | △        | ▼           |        |   |
|            | 被虐待者本人     | ▼    | △      | △    | ▼    | △   | △    | ▼  | △      | 要支援    | 自立度Ⅰ以下 | 自立・J     | △           | ▼      | ▼ |
|            | 家族・親族      | ▼    | ▼      | △    |      | △   | △    | ▼  | △      | 要支援    | 自立度Ⅰ以下 | 自立・J     | ▼           | △      | ▼ |
|            | 虐待者自身      |      |        |      |      | △   | △    | ▼  |        | 要支援    |        | J        | △           |        | ▼ |
|            | 当該市町村行政職員  |      | △      |      | ▼    | △   | △    | ▼  | △      | 要支援    |        | J        |             | ▼      | △ |
|            | 警察         | △    | △      |      | ▼    | △   | ▼    | ▼  | △      | 要支援    | 自立度Ⅰ以下 | 自立・J     |             | △      | ▼ |
|            | その他        |      | ▼      |      |      | ▼   | △    |    |        |        | 自立     |          |             | ▼      | △ |
|            | 不明(匿名を含む)  |      |        | ▼    |      | ▼   | △    | △  |        |        |        |          |             |        |   |

※相談・通報者ごとにみた被虐待者の属性割合が、相談・通報者全体の被虐待者の属性割合と比べて高い場合は△、低い場合は▼とした。また相談・通報者間の比較ではないことに注意。

※空欄は有意差なし

※要介護度、認知症、寝たきり度は全体に比して多い区分を表示



## 2. 虐待事例の特徴

### (1) 虐待行為の内容・程度

1件の事例について被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,281 件に対し、被虐待者の総数は 17,778 人であった。

被虐待者数を母数としてみると、虐待の種類では「身体的虐待」が 68.2%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.4%、「放棄放任」(ネグレクト)が 18.7%、「経済的虐待」が 14.6%、「性的虐待」が 0.5%であった。(複数回答)

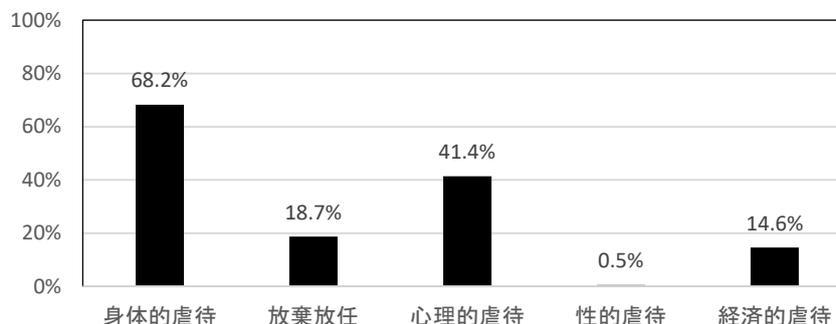
なお、複数の虐待類型間の組み合わせでは「身体的虐待+心理的虐待」が最も多かった。

各類型に該当する具体的な内容として回答された記述内容を図表 2-Ⅲ-2-3 に示す。

虐待の深刻度については、客観的に測定することが困難であるため、行政担当者が認識している虐待の深刻度を確認した。その結果、最も多いのは「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」、次いで「3-生命・身体・生活に著しい影響」で各 3 割以上を占めていた。一方で、深刻度の高い事例も一定割合みられ、最も深刻度の高い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」も 1 割弱 (7.4%) を占めていた (図表 2-Ⅲ-2-4)。

虐待の種類と深刻度の関係を見ると、放棄放任 (ネグレクト) や性的虐待の事例では深刻度が重度 (4・5) の割合が高くなっていた (図表 2-Ⅲ-2-5)。

図表 2-Ⅲ-2-1 虐待行為の種類 (複数回答形式)



(図表 2-Ⅲ-2-1 参考図表 : 集計内訳)

|    | 身体的虐待  | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 |
|----|--------|-------|-------|------|-------|
| 人数 | 12,128 | 3,319 | 7,362 | 92   | 2,588 |
| 割合 | 68.2%  | 18.7% | 41.4% | 0.5% | 14.6% |

図表 2-Ⅲ-2-2 虐待類型間の組み合わせ

|                     | 虐待類型(組み合わせ)    |                |                |             |              |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|-------------|--------------|
|                     | 身体的虐待          | 介護等放棄          | 心理的虐待          | 性的虐待        | 経済的虐待        |
| 身体的虐待<br>(n=11,702) | 6,940<br>57.2% | 1,085<br>8.9%  | 4,568<br>37.7% | 157<br>1.3% | 848<br>7.0%  |
| 放棄放任<br>(n=3,421)   | 1,004<br>30.3% | 1,372<br>41.3% | 987<br>29.7%   | 40<br>1.2%  | 827<br>24.9% |
| 心理的虐待<br>(n=6,874)  | 4,525<br>61.5% | 1,026<br>13.9% | 2,061<br>28.0% | 102<br>1.4% | 993<br>13.5% |
| 性的虐待<br>(n=56)      | 57<br>62.0%    | 21<br>22.8%    | 44<br>47.8%    | 12<br>13.0% | 6<br>6.5%    |
| 経済的虐待<br>(n=2,997)  | 760<br>29.4%   | 820<br>31.7%   | 947<br>36.6%   | 18<br>0.7%  | 904<br>34.9% |

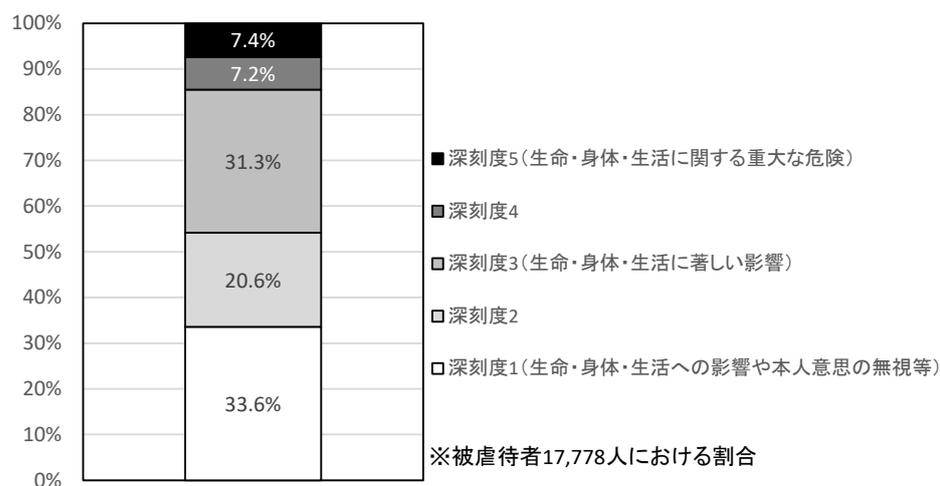
※網掛け部分は各類型が単独で発生しているケース。  
割合は、各類型が含まれているケースの数 (n) に対するもの。

図表 2-Ⅲ-2-3 具体的な虐待の内容 (複数回答形式)

|                 |                        | 件数    | 割合<br>(各類型内) |
|-----------------|------------------------|-------|--------------|
| 身体的虐待(n=12,128) | 暴力的行為                  | 9,236 | 76.2%        |
|                 | 強制的行為・乱暴な扱い            | 990   | 8.2%         |
|                 | 身体拘束                   | 357   | 2.9%         |
|                 | 威嚇                     | 555   | 4.6%         |
|                 | その他(身体的虐待)             | 197   | 1.6%         |
| ネグレクト(n=3,319)  | 希望・必要とする医療サービスの制限      | 617   | 18.6%        |
|                 | 希望・必要とする介護サービスの制限      | 873   | 26.3%        |
|                 | 生活援助全般を行わない            | 471   | 14.2%        |
|                 | 水分・食事摂取の放任             | 501   | 15.1%        |
|                 | 入浴介助放棄                 | 188   | 5.7%         |
|                 | 排泄介助放棄                 | 394   | 11.9%        |
|                 | 劣悪な住環境で生活させる           | 492   | 14.8%        |
|                 | 介護者が不在の場合がある           | 229   | 6.9%         |
|                 | その他(ネグレクト=介護・世話の放棄・放任) | 782   | 23.6%        |
| 心理的虐待(n=7,362)  | 暴言・威圧・侮辱・脅迫            | 5,712 | 77.6%        |
|                 | 無視・訴えの否定や拒否            | 337   | 4.6%         |
|                 | 嫌がらせ                   | 244   | 3.3%         |
|                 | その他(心理的虐待)             | 351   | 4.8%         |
| 性的虐待(n=92)      | 性行為の強要・性的暴力            | 47    | 51.1%        |
|                 | 介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要   | 11    | 12.0%        |
|                 | 介護行為に関係しない性的嫌がらせ       | 6     | 6.5%         |
|                 | その他(性的虐待)              | 22    | 23.9%        |
| 経済的虐待(n=2,588)  | 年金の取り上げ                | 881   | 34.0%        |
|                 | 預貯金の取り上げ               | 494   | 19.1%        |
|                 | 不動産・利子・配当等収入の取り上げ      | 29    | 1.1%         |
|                 | 必要な費用の不払い              | 631   | 24.4%        |
|                 | 日常的な金銭を渡さない・使わせない      | 287   | 11.1%        |
|                 | 預貯金・カード等の不当な使い込み       | 456   | 17.6%        |
|                 | 預貯金・カード等の不当な支払強要       | 93    | 3.6%         |
|                 | 不動産・有価証券などの無断売却        | 15    | 0.6%         |
|                 | その他(経済的虐待)             | 279   | 10.8%        |

※具体的な内容が記載された 15,797 件について、記述内容を分類 (各類型内でもさらに複数回答として集計)

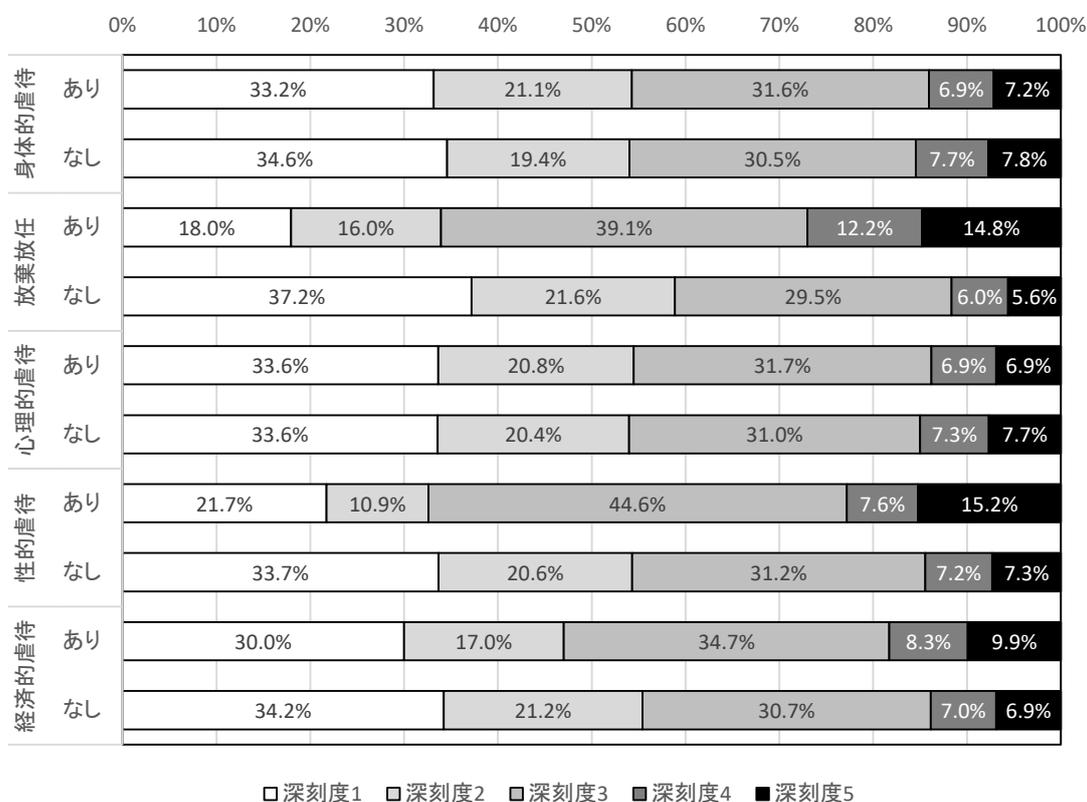
図表 2-Ⅲ-2-4 虐待行為の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-4 参考図表：集計内訳)

|                             | 人数     | 割合     |
|-----------------------------|--------|--------|
| 深刻度1(生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等) | 5,975  | 33.6%  |
| 深刻度2                        | 3,660  | 20.6%  |
| 深刻度3(生命・身体・生活に著しい影響)        | 5,564  | 31.3%  |
| 深刻度4                        | 1,272  | 7.2%   |
| 深刻度5(生命・身体・生活に関する重大な危険)     | 1,307  | 7.4%   |
| 合計                          | 17,778 | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-5 虐待の類型と深刻度



虐待の種類と行政担当者が認識している深刻度ごとに、虐待の状況（自由記述のまま）から主なものを抜粋して整理した。

#### ①深刻度1ー生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等

- ・身体的虐待では、「身体を叩いた」、「蹴った」、「踏みつけた」、「押し倒した」、「突き飛ばされ転倒した」、「首や体を押さえる、髪を引っ張る」、「無理なりハビリの強要」、「外から鍵をかけて自由に外出させない」、「夜になるまで家に入れない」、「ハサミで衣類を切る」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「医療機関へ受診させない」、「被虐待者を単独放置し、医療介護サービスを拒否」、「介護ができないのにサービスを入れようとしない」、「介護サービス量の不足」、「服薬させない、サービス利用させない」、「食事等の提供をしない」、「適切なおむつ交換がされていない、回数が少ない」、「ガス止まり、脱水状態、栄養不足」、「排泄介助をしない、食糧が十分でない、不衛生、体重の減」、「本人の状態にあったケアがなされていない」、「入浴支援の放任、劣悪な環境」など。
- ・心理的虐待では、「殺す、死ぬなどの暴言」、「本人に包丁を突き付ける、物を投げる、怒鳴る」、「被虐待者のスマートフォンを破損」、「長時間叱責して怒鳴る。バカなど侮辱する言葉で罵る」、「執拗に電話で叱責」、「大声で説教する」、「早く死ねばいい、などの暴言」、「病気になった事を責める。家族に会わせない」、「暴言を吐かれうつになる」、「家出を迫る嫌がらせ」、「夜間から朝方まで暴言を浴びせ寝かせない」など。
- ・性的虐待では、「褥瘡の治療のためと言っておむつをつけない」、「ブログに全裸と汚物を載せている」、「下半身が裸の状態の家から閉め出す」、「性行為の強要」など。
- ・経済的虐待では、「本人の年金・保護費の搾取」、「脅迫するようにお金を無心してくる」、「年金通帳を管理されている」、「本人の預貯金を下ろし使ってしまう」、「現金・預金通帳・貴重品を盗まれる」、「預金通帳を返さないため、必要な支払いができない」、「養護者が金銭管理を行っているが、光熱費、食費等について支払いを行わない」、「必要な医療費の支払い拒否」、「本人の年金を使いこみ、必要な介護保険サービスを受けられていない」、「不当な管理によりサービス費滞納繰り返す。サービスが止まり生活が脅かされる」、「本人名義でローンを組み、マンション購入」など。

#### ②深刻度3ー生命・身体・生活に著しい影響

- ・身体的虐待では、「日常的に叩く」、「物で殴る」、「頻回に殴られる」、「蹴る、頭を叩く等の暴行」、「顔全体が腫れあがるほどの暴力」、「殴打により全身に痣あり」、「首を絞められる」、「髪の毛をつかんで振り回す」、「突き飛ばされ、頭部挫傷」、「突き飛ばし骨折させる」、「ガムテープで身体抑制」、「安定剤や入眠剤の乱用」、「養護者が出かけるときはベッドに足を縛り付ける」、「二重カギをして閉じ込め出られないようにする」、「包丁を突きつける等の威嚇」、「被虐待者に刃物を向け威嚇」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「不適切な介護・介護サービス量の不足」、「経済的困窮などから必要な医療を受けさない」、「少額でも負担金のかかるサービスを拒否される」、「無理やり退院させる。褥瘡が出来ても、処置しない」、「本人動けないが放置」、「介護放棄疑いによる脱水症状」、「栄養失調救急搬送」、「食事等必要最低限の介護をしない」、「おむつ交換しない、介護に関心なし」、「食事を与えていない、不衛生」、「害虫、害獣が住み着く不潔で劣悪な住環境」、「介護の放棄、服を着せずにおむつのままで放置する」など。

- ・心理的虐待では、「ほぼ毎日、叱責や暴言がある」、「本人を前に悪口を言い続ける等」、「はさみを突き付け「殺すぞ」と脅迫」、「殺すとメール」、「自宅に火をつけるとの言動」、「無能だと威圧する」、「馬鹿だ、と罵る」、「本人の前で心中をほのめかす」、「金銭に関する一方的要求や嫌がらせ」、「叱咤激励による精神的負担」、「高齢者がサービスを使いたいことを言うと、怒鳴られ、否定された」、「夫から印鑑を出さないと殺すと脅迫された」、「住居への放火」など。
- ・性的虐待では、「ズボンを履かせない」、「室内を下着で放置」、「性行為の強要」、「下着姿で外に出し衣類で叩く」、「服を着せずにおむつのままで放置する」など。
- ・経済的虐待では、「年金・預貯金の搾取と支払いの滞納」、「生活保護費の取り上げ」、「通帳取り上げ、小遣い渡さない」、「通帳、キャッシュカード、スマホを取り上げ」、「入所中の施設費用の長期滞納」、「介護サービス費の不払い」、「年金が生活費となり必要量の介護を受けられず」、「経済的困窮などから必要な医療を受けさせない」、「高齢者の年金を養護者の借金返済に充てており、介護サービス利用料金を滞納してサービスが中断」、「必要な生活費を渡さない」、「保険の解約・携帯電話の不当契約」、「本人管理口座から同意なく出し残金わずか」、「度重なる金銭要求」など。

### ③深刻度5—生命・身体・生活に関する重大な危険

- ・身体的虐待では、「熱湯をかける、首絞める、殴る、蹴る」、「首を絞める、ロープで柱に括り付ける」、「エアガンで撃つ、包丁を向けられる」、「お金を無心し拒否されると暴力を振るう」、「懐中電灯で頭を殴られ出血」、「虐待者が被虐待者に覆い被さり、胸椎骨折で入院」、「排泄の失敗時等に感情的になり暴力を振るう」、「自宅の障子に火をつけられ、棒状のもので殴られる」、「暴力、暴言、自殺を強要し本人が大量服薬し意識消失した」、「無理心中を図った」など。
- ・放棄放任（ネグレクト）では、「息子より受診、入院、入所拒否」、「入院させない、放置し仕事に行く」、「経費面から特養申し込みを制限する、日中ひとりで放置する」、「経済的に依存。必要な受診を阻害」、「1人では食事ができない高齢者を残し、ショートステイ利用も拒否して養護者は県外の自宅へ帰宅。適切な介入ができず、高齢者の体重減少も進んでいる」、「排尿したままの衣類、室内の汚染、寒い室内に一人でいる」、「食事、排せつ等の放棄、家がひどく汚い」、「失禁したまま放置されていた」、「被虐待者の服薬を拒否する、移動時の見守りをしない、転倒を放置する」、「重症褥瘡の放置」、「本人が1か月間寝たきり状態になっているにもかかわらず、病院を受診させなかった」、「自宅内不衛生、本人が倒れていても救急搬送されず」、「体調が著しく悪く、緊急に入院が必要にも関わらず家族が入院を拒否」など。
- ・心理的虐待では、「日常的に暴言や暴力を受け、ナイフを見せつける等脅かされている」、「被虐待者面前での「殺したい」との発言」、「自殺を強要し本人が大量服薬し意識消失した」など。
- ・性的虐待及び経済的虐待では、身体的虐待や放棄放任（ネグレクト）、心理的虐待等との重複多数。

## (2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

### 1) 被虐待者の属性

被虐待者 17,778 人の属性は、性別では男性が 24.7%、女性が 75.2%であった。令和 2 年の人口推計の男女比率に比べ、被虐待者は女性の割合が高いことがわかる（図表 2-Ⅲ-2-6）。

また、被虐待者の年齢構成は 75 歳未満が 23.4%、75 歳以上が 76.6%を占めていた。令和 2 年の人口推計の年齢構成と比較すると、被虐待者は 75 歳以上の割合が高い（図表 2-Ⅲ-2-7、図表 2-Ⅲ-2-8）。

介護保険の申請状況では、被虐待者の 66.0%が「認定済み」であった（図表 2-Ⅲ-2-9、図表 2-Ⅲ-2-10）。

また、介護保険認定済み被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度では 72.2%（全被虐待者の 47.7%）が自立度Ⅱ以上相当であり、認知症の人の割合が高いことが特徴的である（図表 2-Ⅲ-2-11）。

介護保険認定済み被虐待者の日常生活自立度（寝たきり度）では、Aランクが 42.1%、Bランクが 20.4%を占めていた（図表 2-Ⅲ-2-12）。

介護保険サービス利用状況では、虐待判断時点で介護保険認定済み被虐待者の 81.4%が介護保険サービスを利用していた（図表 2-Ⅲ-2-13、図表 2-Ⅲ-2-14）。

図表 2-Ⅲ-2-6 被虐待者の性別（外部指標との比較含む）

|    | (被虐待者) |        |      |        | (人口推計 令和2年10月確定値・単位:千人) |        |        |
|----|--------|--------|------|--------|-------------------------|--------|--------|
|    | 男性     | 女性     | 不明   | 合計     | 男性                      | 女性     | 合計     |
| 人数 | 4,398  | 13,377 | 3    | 17,778 | 15,641                  | 20,386 | 36,027 |
| 割合 | 24.7%  | 75.2%  | 0.0% | 100.0% | 43.4%                   | 56.6%  | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-7 被虐待者の年齢

|    | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90歳以上 | 不明   | 合計     |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|--------|
| 人数 | 1,489  | 2,657  | 3,713  | 4,195  | 3,488  | 2,205 | 31   | 17,778 |
| 割合 | 8.4%   | 14.9%  | 20.9%  | 23.6%  | 19.6%  | 12.4% | 0.2% | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-8 被虐待者の年齢（外部指標との比較含む）

|    | (被虐待者・不明除く) |        |        | (人口推計 令和2年10月確定値・単位:千人) |        |        |
|----|-------------|--------|--------|-------------------------|--------|--------|
|    | 75歳未満       | 75歳以上  | 合計     | 75歳未満                   | 75歳以上  | 合計     |
| 人数 | 4,146       | 13,601 | 17,747 | 17,425                  | 18,602 | 36,027 |
| 割合 | 23.4%       | 76.6%  | 100.0% | 48.4%                   | 51.6%  | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-9 被虐待者の介護保険申請状況

|               | 人数     | 割合     |
|---------------|--------|--------|
| 要介護認定 未申請     | 5,040  | 28.3%  |
| 要介護認定 申請中     | 549    | 3.1%   |
| 要介護認定 済み      | 11,741 | 66.0%  |
| 要介護認定 非該当(自立) | 388    | 2.2%   |
| 不明            | 60     | 0.3%   |
| 合計            | 17,778 | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-10 介護保険認定済者の要介護度

|      | 人数     | 割合(%)  |
|------|--------|--------|
| 要支援1 | 909    | 7.7%   |
| 要支援2 | 939    | 8.0%   |
| 要介護1 | 3,057  | 26.0%  |
| 要介護2 | 2,579  | 22.0%  |
| 要介護3 | 2,087  | 17.8%  |
| 要介護4 | 1,424  | 12.1%  |
| 要介護5 | 722    | 6.1%   |
| 不明   | 24     | 0.2%   |
| 合計   | 11,741 | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-11 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

|              | 人数      | 割合      |
|--------------|---------|---------|
| 自立または認知症なし   | 985     | 8.4%    |
| 自立度Ⅰ         | 2,055   | 17.5%   |
| 自立度Ⅱ         | 4,287   | 36.5%   |
| 自立度Ⅲ         | 2,939   | 25.0%   |
| 自立度Ⅳ         | 750     | 6.4%    |
| 自立度M         | 195     | 1.7%    |
| 認知症はあるが自立度不明 | 308     | 2.6%    |
| (再掲)自立度Ⅱ以上※  | (8,479) | (72.2%) |
| 認知症の有無が不明    | 222     | 1.9%    |
| 合計           | 11,741  | 100.0%  |

【参考】被虐待者全体に占める「自立度Ⅱ以上」(相当)の割合  
47.7%

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

図表 2-Ⅲ-2-12 介護保険認定済者の日常生活自立度(寝たきり度)

|                        | 人数      | 割合      |
|------------------------|---------|---------|
| 自立                     | 476     | 4.1%    |
| 日常生活自立度(寝たきり度)Ⅱ        | 2,662   | 22.7%   |
| Ⅲ                      | 4,946   | 42.1%   |
| Ⅳ                      | 2,401   | 20.4%   |
| Ⅴ                      | 768     | 6.5%    |
| (再掲)日常生活自立度(寝たきり度)Ⅲ以上※ | (8,115) | (69.1%) |
| 不明                     | 488     | 4.2%    |
| 合計                     | 11,741  | 100.0%  |

※「日常生活自立度(寝たきり度)Ⅲ以上」は、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの人数の合計。

図表 2-Ⅲ-2-13 介護保険認定済者の介護サービス利用状況

|                      | 人数     | 割合     |
|----------------------|--------|--------|
| 介護サービスを受けている         | 9,556  | 81.4%  |
| 過去受けていたが判断時点では受けていない | 468    | 4.0%   |
| 過去も含め受けていない          | 1,652  | 14.1%  |
| 不明                   | 65     | 0.6%   |
| 合計                   | 11,741 | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-14 介護保険サービス利用状況別サービス内容(複数回答)

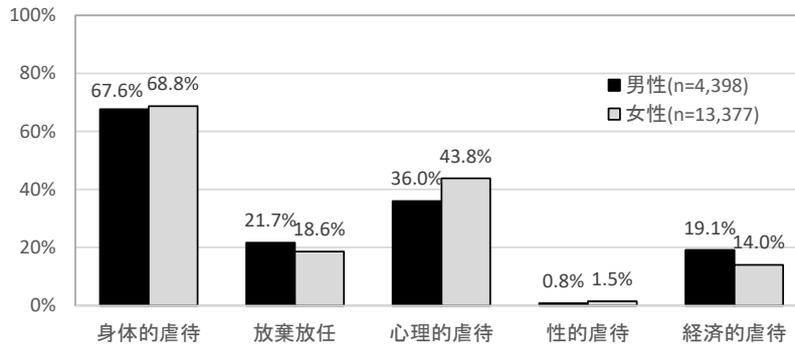
|                | 介護サービスを受けている |       | 過去受けていたが判断時点では受けていない |       | 合計       |       |
|----------------|--------------|-------|----------------------|-------|----------|-------|
|                | 件数           | 割合    | 件数                   | 割合    | 件数       | 割合    |
| 訪問介護           | 2,342        | 24.6% | 89                   | 19.6% | 2,431    | 24.3% |
| 訪問入浴介護         | 133          | 1.4%  | 5                    | 1.1%  | 138      | 1.4%  |
| 訪問看護           | 1,468        | 15.4% | 41                   | 9.1%  | 1,509    | 15.1% |
| 訪問リハビリテーション    | 294          | 3.1%  | 5                    | 1.1%  | 299      | 3.0%  |
| 居宅療養管理・訪問診療    | 60           | 0.6%  | 0                    | 0.0%  | 60       | 0.6%  |
| デイサービス         | 5,910        | 62.1% | 253                  | 55.8% | 6,163    | 61.5% |
| デイケア(通所リハ)     | 818          | 8.6%  | 29                   | 6.4%  | 847      | 8.4%  |
| 福祉用具貸与等        | 2,045        | 21.5% | 46                   | 10.2% | 2,091    | 20.9% |
| 住宅改修           | 28           | 0.3%  | 9                    | 2.0%  | 37       | 0.4%  |
| グループホーム        | 33           | 0.3%  | 1                    | 0.2%  | 34       | 0.3%  |
| 小規模多機能         | 334          | 3.5%  | 9                    | 2.0%  | 343      | 3.4%  |
| ショートステイ        | 1,444        | 15.2% | 53                   | 11.7% | 1,497    | 14.9% |
| 老人保健施設         | 66           | 0.7%  | 5                    | 1.1%  | 71       | 0.7%  |
| 特別養護老人ホーム      | 65           | 0.7%  | 0                    | 0.0%  | 65       | 0.6%  |
| 有料老人ホーム・特定施設   | 27           | 0.3%  | 6                    | 1.3%  | 33       | 0.3%  |
| 介護療養型医療施設・介護医療 | 6            | 0.1%  | 0                    | 0.0%  | 6        | 0.1%  |
| 複合型サービス        | 26           | 0.3%  | 2                    | 0.4%  | 28       | 0.3%  |
| 定期巡回・随時訪問サービス  | 25           | 0.3%  | 0                    | 0.0%  | 25       | 0.2%  |
| その他            | 223          | 2.3%  | 13                   | 2.9%  | 236      | 2.4%  |
| 詳細不明・特定不能      | 78           | 0.8%  | 15                   | 3.3%  | 93       | 0.9%  |
| (被虐待者数)        | (9,556)      | -     | (468)                | -     | (10,024) | -     |

## 2) 被虐待者の属性と虐待行為の内容・程度

虐待行為の類型や深刻度について、被虐待者の属性との関係を整理したところ、下記の傾向がみられた。

- ・被虐待者の性別と虐待類型の関係では、性別によって極端な差はみられないものの、被虐待者が女性では心理的虐待の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-15）。虐待の深刻度については、被虐待者の性別による差異はほとんどみられなかった（図表 2-II-2-16）。
- ・被虐待者の年齢と虐待類型の関係では、被虐待者の年齢が若いほど身体的虐待を受けた割合が高く、逆に被虐待者の年齢が高まるほど放棄放任（ネグレクト）の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-17）。虐待の深刻度については被虐待者の年齢間で大きな差異はみられなかった（図表 2-II-2-18）。
- ・被虐待者の介護保険申請状況（未申請者と認定済み者の比較）と虐待類型の関係では、未申請者では心理的虐待を受けた割合が高く、逆に放棄放任（ネグレクト）は認定済み者の割合が高くなっていた（図表 2-II-2-19）。虐待の深刻度については、明確な差はみられなかった（図表 2-II-2-20）。
- ・介護保険認定済み被虐待者の要介護度と虐待類型の関係をみると、要介護度が重度になるに従って放棄放任（ネグレクト）を受ける割合が顕著に高まっていた。逆に、心理的虐待では要介護度が軽度になるほど割合が高くなる傾向がみられた（図表 2-II-2-21）。虐待の深刻度については、要介護度が重度になるに従って深刻度 4・5 の割合も高まる傾向がみられた（図表 2-II-2-22）。
- ・被虐待者の認知症の程度と虐待類型の関係では、要介護度と同様、認知症の程度が重度化するに従って放棄放任（ネグレクト）を受けた割合が高まっており、心理的虐待については逆の傾向がみられた（図表 2-II-2-23）。なお、虐待の深刻度については、明確な差異はみられなかった（図表 2-II-2-24）。
- ・被虐待者の寝たきり度と虐待類型の関係をみると、要介護度と同様、寝たきり度が重度になるに従って放棄放任（ネグレクト）を受けた割合が高まっており、身体的虐待や心理的虐待では逆の傾向がみられた（図表 2-II-2-25）。虐待の深刻度については、寝たきり度が重度になるに従い深刻度 4・5 の割合が高まる傾向がみられた（図表 2-II-2-26）。
- ・介護保険認定済み被虐待者の介護サービス利用状況と虐待類型の関係をみると、介護サービス利用者は身体的虐待の割合が高いが、放棄放任（ネグレクト）を受けていた割合は低い（図表 2-II-2-27）。また、虐待の深刻度については、深刻度 4・5 の割合は介護サービス利用者が低くなっていた（図表 2-II-2-28）。

図表 2-Ⅲ-2-15 被虐待者の性別と虐待行為の類型



(表 2-Ⅲ-2-15 参考図表 : 集計内訳)

|               |              |        | 虐待類型(複数回答) |       |       |       |       |
|---------------|--------------|--------|------------|-------|-------|-------|-------|
|               |              |        | 身体的虐待      | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |
| 被虐待者の性別       | 男性 (n=4,398) | 人数     | 2,974      | 955   | 1,584 | 35    | 842   |
|               |              | 割合     | 67.6%      | 21.7% | 36.0% | 0.8%  | 19.1% |
| 女性 (n=13,377) | 人数           | 9,197  | 2,489      | 5,863 | 201   | 1,877 |       |
|               | 割合           | 68.8%  | 18.6%      | 43.8% | 1.5%  | 14.0% |       |
| 合計 (N=17,778) | 人数           | 12,172 | 3,445      | 7,448 | 236   | 2,720 |       |
|               | 割合           | 68.5%  | 19.4%      | 41.9% | 1.3%  | 15.3% |       |

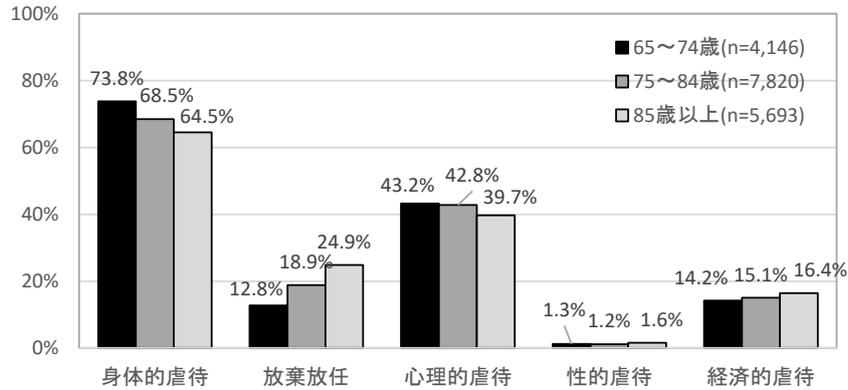
※合計には、性別不明 3 名を含む。

図表 2-Ⅲ-2-16 被虐待者の性別と虐待の深刻度

|         |    |       | 虐待の程度(深刻度) |       |       |       |        | 合計     |
|---------|----|-------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |    |       | 深刻度1       | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5   |        |
| 被虐待者の性別 | 男性 | 人数    | 1,444      | 868   | 1,374 | 337   | 375    | 4,398  |
|         |    | 割合    | 32.8%      | 19.7% | 31.2% | 7.7%  | 8.5%   | 100.0% |
|         | 女性 | 人数    | 4,530      | 2,792 | 4,188 | 935   | 932    | 13,377 |
|         |    | 割合    | 33.9%      | 20.9% | 31.3% | 7.0%  | 7.0%   | 100.0% |
| 合計      | 人数 | 5,975 | 3,660      | 5,564 | 1,272 | 1,307 | 17,778 |        |
|         | 割合 | 33.6% | 20.6%      | 31.3% | 7.2%  | 7.4%  | 100.0% |        |

※合計には、性別不明 3 名を含む。

図表 2-Ⅲ-2-17 被虐待者の年齢と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-17 参考図表：集計内訳)

|               |                 | 虐待類型(複数回答) |        |       |       |       |       |
|---------------|-----------------|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
|               |                 | 身体的虐待      | 放棄放任   | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |       |
| 被虐待者の年齢       | ～74歳 (n=4,146)  | 人数         | 3,061  | 530   | 1,791 | 53    | 589   |
|               |                 | 割合         | 73.8%  | 12.8% | 43.2% | 1.3%  | 14.2% |
|               | ～84歳 (n=7,908)  | 人数         | 5,419  | 1,493 | 3,383 | 91    | 1,195 |
|               |                 | 割合         | 68.5%  | 18.9% | 42.8% | 1.2%  | 15.1% |
|               | 85歳以上 (n=5,693) | 人数         | 3,674  | 1,415 | 2,259 | 92    | 934   |
|               |                 | 割合         | 64.5%  | 24.9% | 39.7% | 1.6%  | 16.4% |
| 合計 (N=17,747) |                 | 人数         | 12,154 | 3,438 | 7,433 | 236   | 2,718 |
|               |                 | 割合         | 68.5%  | 19.4% | 41.9% | 1.3%  | 15.3% |

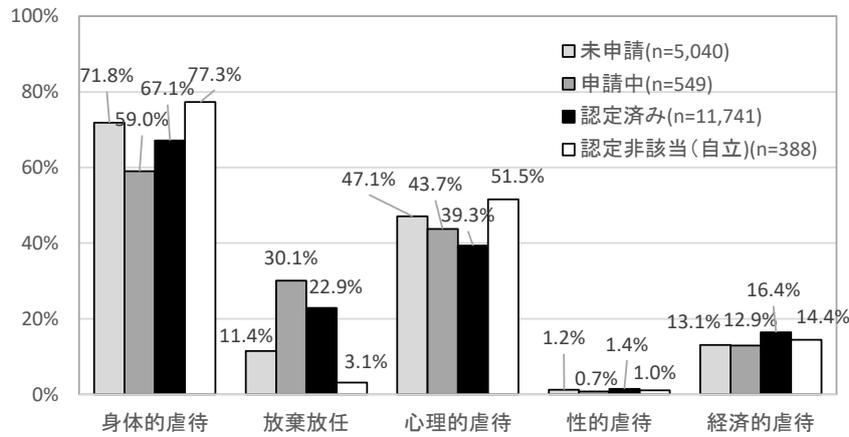
※年齢不明者を除く。

図表 2-Ⅲ-2-18 被虐待者の年齢と虐待の深刻度

|         |        | 虐待の程度(深刻度) |       |       |       |       | 合計    |        |
|---------|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|         |        | 深刻度1       | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5  |       |        |
| 被虐待者の年齢 | 65～74歳 | 人数         | 1,450 | 825   | 1,291 | 271   | 309   | 4,146  |
|         |        | 割合         | 35.0% | 19.9% | 31.1% | 6.5%  | 7.5%  | 100.0% |
|         | 75～84歳 | 人数         | 2,641 | 1,683 | 2,429 | 563   | 592   | 7,908  |
|         |        | 割合         | 33.4% | 21.3% | 30.7% | 7.1%  | 7.5%  | 100.0% |
|         | 85歳以上  | 人数         | 1,871 | 1,151 | 1,831 | 436   | 404   | 5,693  |
|         |        | 割合         | 32.9% | 20.2% | 32.2% | 7.7%  | 7.1%  | 100.0% |
| 合計      |        | 人数         | 5,962 | 3,659 | 5,551 | 1,270 | 1,305 | 17,747 |
|         |        | 割合         | 33.6% | 20.6% | 31.3% | 7.2%  | 7.4%  | 100.0% |

※年齢不明者を除く。

図表 2-Ⅲ-2-19 被虐待者の介護保険申請状況と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-19 参考図表：集計内訳)

|                      |                   | 虐待類型(複数回答) |        |       |       |       |       |
|----------------------|-------------------|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
|                      |                   | 身体的虐待      | 放棄放任   | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |       |
| 介護<br>保険<br>申請<br>状況 | 未申請 (n=5,040)     | 人数         | 3,621  | 576   | 2,372 | 60    | 660   |
|                      |                   | 割合         | 71.8%  | 11.4% | 47.1% | 1.2%  | 13.1% |
|                      | 申請中 (n=549)       | 人数         | 324    | 165   | 240   | 4     | 71    |
|                      |                   | 割合         | 59.0%  | 30.1% | 43.7% | 0.7%  | 12.9% |
|                      | 認定済み (n=11,741)   | 人数         | 7,881  | 2,687 | 4,616 | 167   | 1,929 |
|                      |                   | 割合         | 67.1%  | 22.9% | 39.3% | 1.4%  | 16.4% |
|                      | 認定非該当(自立) (n=388) | 人数         | 300    | 12    | 200   | 4     | 56    |
|                      |                   | 割合         | 77.3%  | 3.1%  | 51.5% | 1.0%  | 14.4% |
| 合計 (N=17,718)        |                   | 人数         | 11,678 | 3,449 | 6,876 | 93    | 3,019 |
|                      |                   | 割合         | 65.9%  | 19.5% | 38.8% | 0.5%  | 17.0% |

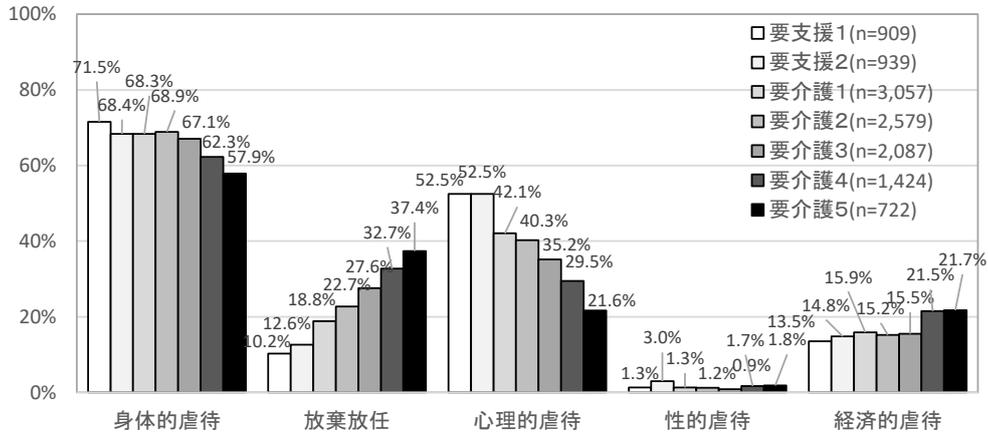
※介護保険申請状況不明を除く

図表 2-Ⅲ-2-20 被虐待者の介護保険申請状況と虐待の深刻度

|                      |           | 虐待の程度(深刻度) |       |       |       |       | 合計    |        |
|----------------------|-----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|                      |           | 深刻度1       | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5  |       |        |
| 介護<br>保険<br>申請<br>状況 | 未申請       | 人数         | 1,830 | 998   | 1,486 | 305   | 421   | 5,040  |
|                      |           | 割合         | 36.3% | 19.8% | 29.5% | 6.1%  | 8.4%  | 100.0% |
|                      | 申請中       | 人数         | 149   | 106   | 173   | 41    | 80    | 549    |
|                      |           | 割合         | 27.1% | 19.3% | 31.5% | 7.5%  | 14.6% | 100.0% |
|                      | 認定済み      | 人数         | 3,824 | 2,473 | 3,772 | 898   | 774   | 11,741 |
|                      |           | 割合         | 32.6% | 21.1% | 32.1% | 7.6%  | 6.6%  | 100.0% |
|                      | 認定非該当(自立) | 人数         | 162   | 66    | 110   | 24    | 26    | 388    |
|                      |           | 割合         | 41.8% | 17.0% | 28.4% | 6.2%  | 6.7%  | 100.0% |
| 合計                   |           | 人数         | 5,965 | 3,643 | 5,541 | 1,268 | 1,301 | 17,718 |
|                      |           | 割合         | 33.7% | 20.6% | 31.3% | 7.2%  | 7.3%  | 100.0% |

※介護保険申請状況不明を除く

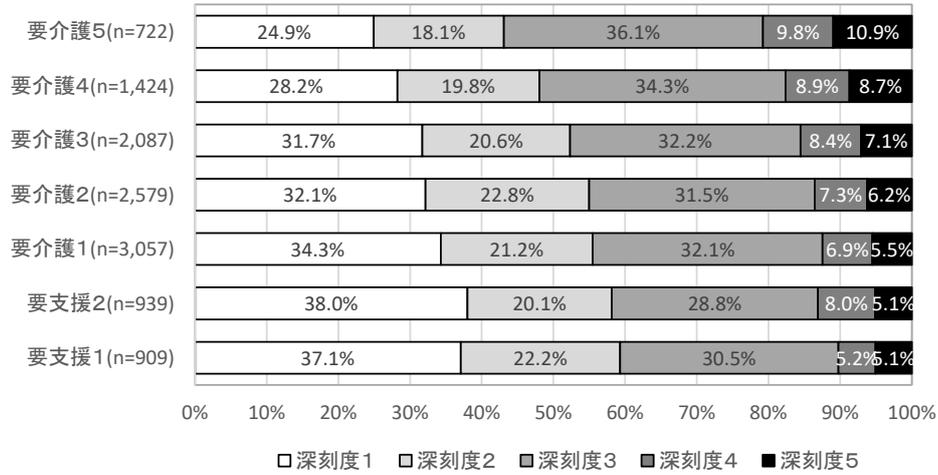
図表 2-Ⅲ-2-21 被虐待者（介護保険認定済み者）の要介護度と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-21 参考図表：集計内訳)

|               |      |           | 虐待類型(複数回答) |       |       |       |       |       |
|---------------|------|-----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               |      |           | 身体的虐待      | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |       |
| 要介護度          | 要支援1 | (n=909)   | 人数         | 650   | 93    | 477   | 12    | 123   |
|               |      |           | 割合         | 71.5% | 10.2% | 52.5% | 1.3%  | 13.5% |
|               | 要支援2 | (n=939)   | 人数         | 642   | 118   | 493   | 28    | 139   |
|               |      |           | 割合         | 68.4% | 12.6% | 52.5% | 3.0%  | 14.8% |
|               | 要介護1 | (n=3,057) | 人数         | 2,089 | 575   | 1,287 | 40    | 485   |
|               |      |           | 割合         | 68.3% | 18.8% | 42.1% | 1.3%  | 15.9% |
|               | 要介護2 | (n=2,579) | 人数         | 1,776 | 586   | 1,039 | 32    | 392   |
|               |      |           | 割合         | 68.9% | 22.7% | 40.3% | 1.2%  | 15.2% |
|               | 要介護3 | (n=2,087) | 人数         | 1,400 | 576   | 734   | 18    | 324   |
|               |      |           | 割合         | 67.1% | 27.6% | 35.2% | 0.9%  | 15.5% |
|               | 要介護4 | (n=1,424) | 人数         | 887   | 466   | 420   | 24    | 306   |
|               |      |           | 割合         | 62.3% | 32.7% | 29.5% | 1.7%  | 21.5% |
|               | 要介護5 | (n=722)   | 人数         | 418   | 270   | 156   | 13    | 157   |
|               |      |           | 割合         | 57.9% | 37.4% | 21.6% | 1.8%  | 21.7% |
| 合計 (N=11,717) |      |           | 人数         | 7,862 | 2,684 | 4,606 | 167   | 1,926 |
|               |      |           | 割合         | 67.1% | 22.9% | 39.3% | 1.4%  | 16.4% |

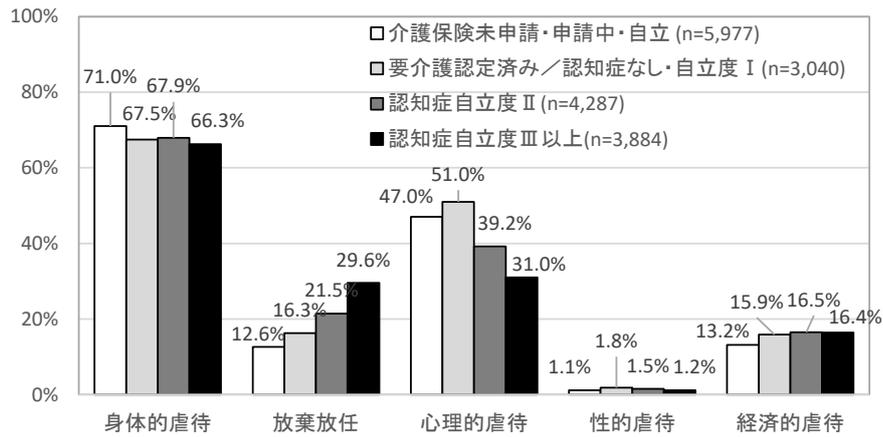
図表 2-Ⅲ-2-22 被虐待者（介護保険認定済み者）の要介護度と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-22 参考図表：集計内訳)

|      |      | 虐待の程度(深刻度) |       |       |       |      | 合計     |        |
|------|------|------------|-------|-------|-------|------|--------|--------|
|      |      | 深刻度1       | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5 |        |        |
| 要介護度 | 要支援1 | 人数         | 337   | 202   | 277   | 47   | 46     | 909    |
|      |      | 割合         | 37.1% | 22.2% | 30.5% | 5.2% | 5.1%   | 100.0% |
|      | 要支援2 | 人数         | 357   | 189   | 270   | 75   | 48     | 939    |
|      |      | 割合         | 38.0% | 20.1% | 28.8% | 8.0% | 5.1%   | 100.0% |
|      | 要介護1 | 人数         | 1,048 | 648   | 981   | 212  | 168    | 3,057  |
|      |      | 割合         | 34.3% | 21.2% | 32.1% | 6.9% | 5.5%   | 100.0% |
|      | 要介護2 | 人数         | 829   | 589   | 812   | 188  | 161    | 2,579  |
|      |      | 割合         | 32.1% | 22.8% | 31.5% | 7.3% | 6.2%   | 100.0% |
|      | 要介護3 | 人数         | 662   | 430   | 671   | 176  | 148    | 2,087  |
|      |      | 割合         | 31.7% | 20.6% | 32.2% | 8.4% | 7.1%   | 100.0% |
|      | 要介護4 | 人数         | 402   | 282   | 489   | 127  | 124    | 1,424  |
|      |      | 割合         | 28.2% | 19.8% | 34.3% | 8.9% | 8.7%   | 100.0% |
|      | 要介護5 | 人数         | 180   | 131   | 261   | 71   | 79     | 722    |
|      |      | 割合         | 24.9% | 18.1% | 36.1% | 9.8% | 10.9%  | 100.0% |
| 合計   | 人数   | 3,815      | 2,471 | 3,761 | 896   | 774  | 11,717 |        |
|      | 割合   | 32.6%      | 21.1% | 32.1% | 7.6%  | 6.6% | 100.0% |        |

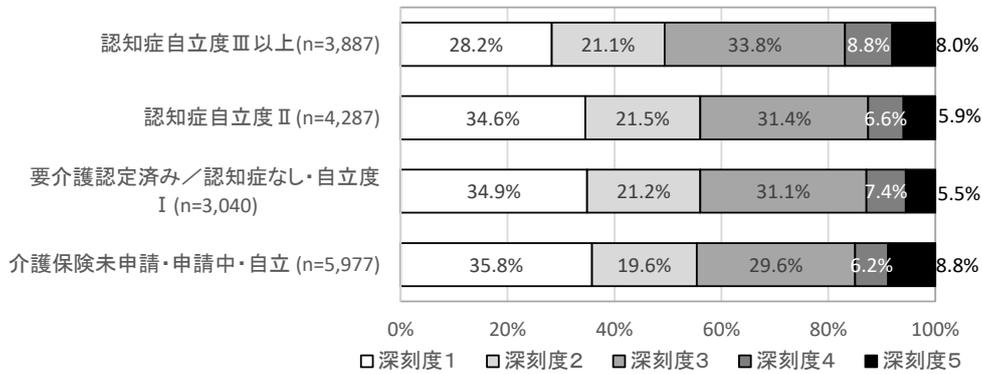
図表 2-Ⅲ-2-23 被虐待者の認知症の程度と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-23 参考図表：集計内訳)

|                |                               |    | 虐待類型(複数回答) |       |       |      |       |
|----------------|-------------------------------|----|------------|-------|-------|------|-------|
|                |                               |    | 身体的虐待      | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 |
| 日常生活高齢者の認知症の程度 | 介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,977)      | 人数 | 4,245      | 753   | 2,812 | 68   | 787   |
|                |                               | 割合 | 71.0%      | 12.6% | 47.0% | 1.1% | 13.2% |
|                | 要介護認定済み／認知症なし・自立度 I (n=3,040) | 人数 | 2,051      | 495   | 1,549 | 56   | 484   |
|                |                               | 割合 | 67.5%      | 16.3% | 51.0% | 1.8% | 15.9% |
|                | 認知症自立度 II (n=4,287)           | 人数 | 2,913      | 920   | 1,681 | 66   | 706   |
|                |                               | 割合 | 67.9%      | 21.5% | 39.2% | 1.5% | 16.5% |
|                | 認知症自立度 III 以上 (n=3,884)       | 人数 | 2,574      | 1,148 | 1,204 | 45   | 638   |
|                |                               | 割合 | 66.3%      | 29.6% | 31.0% | 1.2% | 16.4% |
| 合計 (N=17,188)  |                               | 人数 | 11,783     | 3,316 | 7,246 | 235  | 2,615 |
|                |                               | 割合 | 68.6%      | 19.3% | 42.2% | 1.4% | 15.2% |

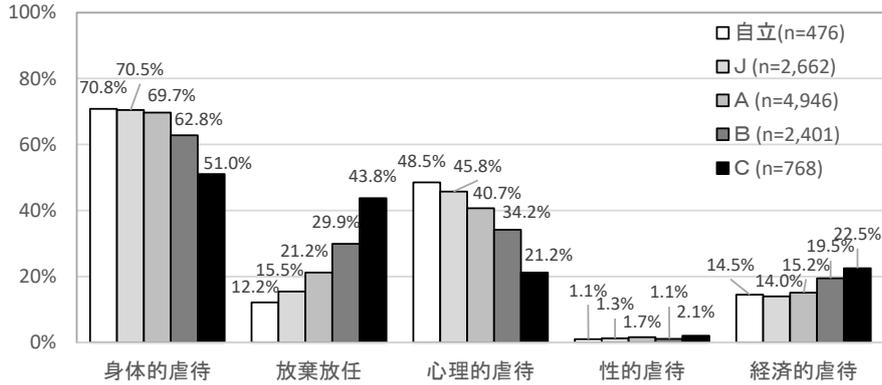
図表 2-Ⅲ-2-24 被虐待者の認知症の程度と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-24 参考図表：集計内訳)

|                |                     |    | 虐待の程度(深刻度) |       |       |       |       | 合計     |
|----------------|---------------------|----|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
|                |                     |    | 深刻度1       | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5  |        |
| 日常生活高齢者の認知症の程度 | 介護保険未申請・申請中・自立      | 人数 | 2,141      | 1,170 | 1,769 | 370   | 527   | 5,977  |
|                |                     | 割合 | 35.8%      | 19.6% | 29.6% | 6.2%  | 8.8%  | 100.0% |
|                | 要介護認定済み／認知症なし・自立度 I | 人数 | 1,060      | 644   | 944   | 224   | 168   | 3,040  |
|                |                     | 割合 | 34.9%      | 21.2% | 31.1% | 7.4%  | 5.5%  | 100.0% |
|                | 認知症自立度 II           | 人数 | 1,482      | 921   | 1,346 | 283   | 255   | 4,287  |
|                |                     | 割合 | 34.6%      | 21.5% | 31.4% | 6.6%  | 5.9%  | 100.0% |
|                | 認知症自立度 III 以上       | 人数 | 1,097      | 821   | 1,311 | 343   | 312   | 3,884  |
|                |                     | 割合 | 28.2%      | 21.1% | 33.8% | 8.8%  | 8.0%  | 100.0% |
| 合計             |                     | 人数 | 5,780      | 3,556 | 5,370 | 1,220 | 1,262 | 17,188 |
|                |                     | 割合 | 33.6%      | 20.7% | 31.2% | 7.1%  | 7.3%  | 100.0% |

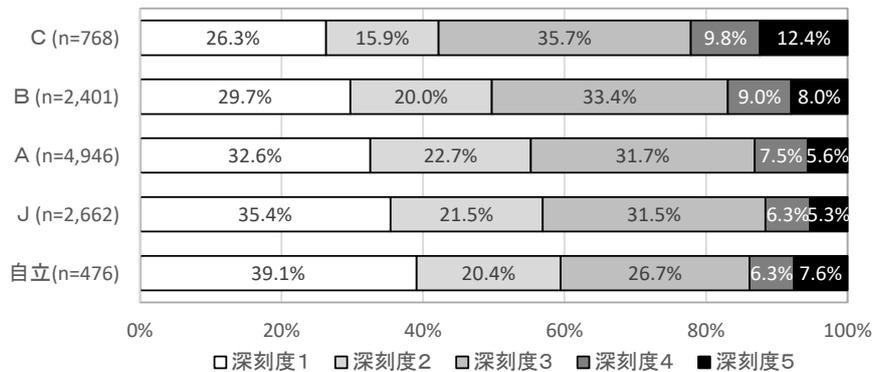
図表 2-Ⅲ-2-25 被虐待者の寝たきり度と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-25 参考図表：集計内訳)

|  |             |       | 虐待類型(複数回答) |       |       |       |       |
|--|-------------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
|  |             |       | 身体的虐待      | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |
| 自立<br>障害<br>高齢<br>(寝<br>た<br>き<br>り<br>日<br>常<br>生<br>活) | 自立 (n=476)  | 人数    | 337        | 58    | 231   | 5     | 69    |
|  |             | 割合    | 70.8%      | 12.2% | 48.5% | 1.1%  | 14.5% |
|  | J (n=2,662) | 人数    | 1,877      | 412   | 1,218 | 35    | 374   |
|  |             | 割合    | 70.5%      | 15.5% | 45.8% | 1.3%  | 14.0% |
|  | A (n=4,946) | 人数    | 3,446      | 1,050 | 2,012 | 83    | 750   |
|  | 割合          | 69.7% | 21.2%      | 40.7% | 1.7%  | 15.2% |       |
|  | B (n=2,401) | 人数    | 1,509      | 718   | 821   | 27    | 467   |
|  | 割合          | 62.8% | 29.9%      | 34.2% | 1.1%  | 19.5% |       |
|  | C (n=768)   | 人数    | 392        | 336   | 163   | 16    | 173   |
|  | 割合          | 51.0% | 43.8%      | 21.2% | 2.1%  | 22.5% |       |
| 合計 (N=11,253)  |             | 人数    | 7,561      | 2,574 | 4,445 | 166   | 1,833 |
|  |             | 割合    | 67.2%      | 22.9% | 39.5% | 1.5%  | 16.3% |

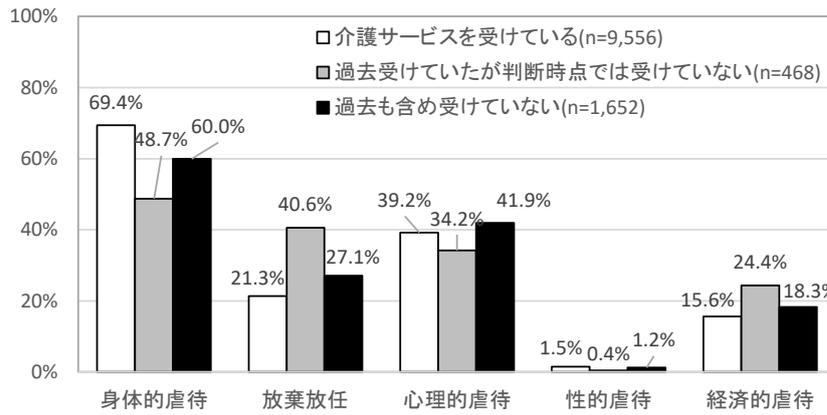
図表 2-Ⅲ-2-26 被虐待者の寝たきり度と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-26 参考図表：集計内訳)

|  |    |       | 虐待の程度(深刻度) |       |       |       |        | 合計     |
|--|----|-------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|  |    |       | 深刻度1       | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5   |        |
| 自立<br>障害<br>高齢<br>(寝<br>た<br>き<br>り<br>日<br>常<br>生<br>活) | 自立 | 人数    | 186        | 97    | 127   | 30    | 36     | 476    |
|  |    | 割合    | 39.1%      | 20.4% | 26.7% | 6.3%  | 7.6%   | 100.0% |
|  | J  | 人数    | 943        | 572   | 838   | 168   | 141    | 2,662  |
|  |    | 割合    | 35.4%      | 21.5% | 31.5% | 6.3%  | 5.3%   | 100.0% |
|  | A  | 人数    | 1,610      | 1,122 | 1,566 | 370   | 278    | 4,946  |
|  | 割合 | 32.6% | 22.7%      | 31.7% | 7.5%  | 5.6%  | 100.0% |        |
|  | B  | 人数    | 714        | 480   | 801   | 215   | 191    | 2,401  |
|  | 割合 | 29.7% | 20.0%      | 33.4% | 9.0%  | 8.0%  | 100.0% |        |
|  | C  | 人数    | 202        | 122   | 274   | 75    | 95     | 768    |
|  | 割合 | 26.3% | 15.9%      | 35.7% | 9.8%  | 12.4% | 100.0% |        |
| 合計   |    | 人数    | 3,655      | 2,393 | 3,606 | 858   | 741    | 11,253 |
|  |    | 割合    | 32.5%      | 21.3% | 32.0% | 7.6%  | 6.6%   | 100.0% |

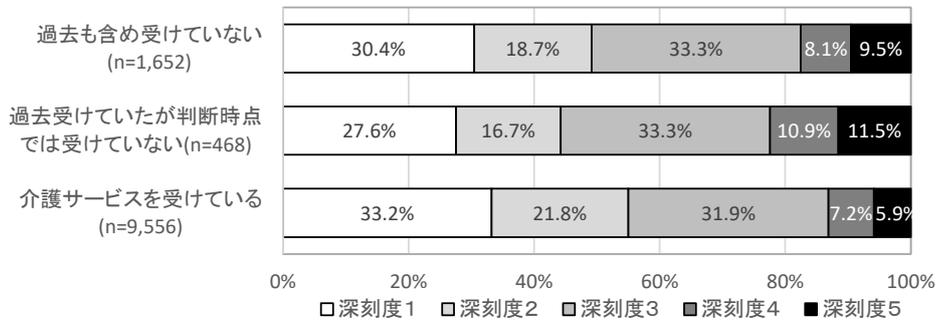
図表 2-Ⅲ-2-27 介護保険認定済み者の介護サービス利用状況と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-27 参考図表：集計内訳)

|                              | 虐待類型(複数回答)             |          |          |          |          |          |
|------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                              | 身体的虐待                  | 放棄放任     | 心理的虐待    | 性的虐待     | 経済的虐待    |          |
| 介護サービスの利用状況                  | 介護サービスを受けている (n=9,556) | 人数 6,631 | 人数 2,037 | 人数 3,748 | 人数 144   | 人数 1,490 |
|                              | 割合 69.4%               | 割合 21.3% | 割合 39.2% | 割合 1.5%  | 割合 15.6% |          |
| 過去受けていたが判断時点では受けていない (n=468) | 人数 228                 | 人数 190   | 人数 160   | 人数 2     | 人数 114   |          |
|                              | 割合 48.7%               | 割合 40.6% | 割合 34.2% | 割合 0.4%  | 割合 24.4% |          |
| 過去も含め受けていない (n=1,652)        | 人数 991                 | 人数 447   | 人数 693   | 人数 20    | 人数 302   |          |
|                              | 割合 60.0%               | 割合 27.1% | 割合 41.9% | 割合 1.2%  | 割合 18.3% |          |
| 合計(n=11,676)                 | 人数 7,850               | 人数 2,674 | 人数 4,601 | 人数 166   | 人数 1,906 |          |
|                              | 割合 67.2%               | 割合 22.9% | 割合 39.4% | 割合 1.4%  | 割合 16.3% |          |

図表 2-Ⅲ-2-28 介護保険認定済み者の介護サービス利用状況と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-28 参考図表：集計内訳)

|                      | 虐待の程度(深刻度)   |          |          |          |          | 合計     |       |
|----------------------|--------------|----------|----------|----------|----------|--------|-------|
|                      | 深刻度1         | 深刻度2     | 深刻度3     | 深刻度4     | 深刻度5     |        |       |
| 介護サービスの利用状況          | 介護サービスを受けている | 人数 3,176 | 人数 2,081 | 人数 3,046 | 人数 691   | 人数 562 | 9,556 |
|                      | 割合 33.2%     | 割合 21.8% | 割合 31.9% | 割合 7.2%  | 割合 5.9%  | 100.0% |       |
| 過去受けていたが判断時点では受けていない | 人数 129       | 人数 78    | 人数 156   | 人数 51    | 人数 54    | 468    |       |
|                      | 割合 27.6%     | 割合 16.7% | 割合 33.3% | 割合 10.9% | 割合 11.5% | 100.0% |       |
| 過去も含め受けていない          | 人数 503       | 人数 309   | 人数 550   | 人数 133   | 人数 157   | 1,652  |       |
|                      | 割合 30.4%     | 割合 18.7% | 割合 33.3% | 割合 8.1%  | 割合 9.5%  | 100.0% |       |
| 合計                   | 人数 3,808     | 人数 2,468 | 人数 3,752 | 人数 875   | 人数 773   | 11,676 |       |
|                      | 割合 32.6%     | 割合 21.1% | 割合 32.1% | 割合 7.5%  | 割合 6.6%  | 100.0% |       |

### (3) 虐待者（養護者）の属性と虐待行為の内容・程度

#### 1) 虐待者（養護者）の属性

1件の事例について複数の虐待者（養護者）がいる場合があるため、虐待判断件数17,281件に対し、調査で確認できた虐待者（養護者）の総数は18,687人であった。

被虐待者からみた虐待者の続柄は、息子が39.9%で最も多く、次いで夫（22.4%）、娘（17.8%）の順であった（図表2-Ⅲ-2-29）。なお、「その他」について記載内容を整理したところ、「甥・姪」「友人知人・近隣・同居人」「内縁の夫・妻」「その他親族」が多かった。また、「事業者・居所管理者等」に該当する虐待者が29人みられた（図表2-Ⅲ-2-30）。

年齢区分は「50～59歳」が25.8%、「40～49歳」が16.2%で多いものの、「20歳未満」から「90歳以上」まで広く分布している（図表2-Ⅲ-2-31）。虐待者の続柄別にみると、「夫」の72.6%、「妻」の56.1%は75歳以上であった。また、「息子」や「娘」が65歳以上である割合も1割程度を占めている（図表2-Ⅲ-2-32）。

なお、虐待者が複数存在したケースは4.6%であり、虐待者の組み合わせとして最も多いのは「息子夫婦」（複数虐待者ケースの21.2%）であった（図表2-Ⅲ-2-33及び図表2-Ⅲ-2-34）。

図表2-Ⅲ-2-29 虐待者（養護者）の被虐待者との続柄

|    | 夫     | 妻     | 息子    | 娘     | 息子の配偶者(嫁) | 娘の配偶者(婿) | 兄弟姉妹 | 孫    | その他  | 不明   | 合計     |
|----|-------|-------|-------|-------|-----------|----------|------|------|------|------|--------|
| 人数 | 4,183 | 1,304 | 7,462 | 3,330 | 526       | 210      | 391  | 569  | 703  | 9    | 18,687 |
| 割合 | 22.4% | 7.0%  | 39.9% | 17.8% | 2.8%      | 1.1%     | 2.1% | 3.0% | 3.8% | 0.0% | 100.0% |

図表2-Ⅲ-2-30 虐待者（養護者）の被虐待者との続柄「その他」の分類（記述回答分類）

| 甥・姪 | 友人・知人・近隣・同居人 | 内縁の夫・妻 | その他親族 | 事業者・居所管理者等 | 元配偶者 | 元親族 | 後見人・代理人 | その他 | 詳細不明 | 合計  |
|-----|--------------|--------|-------|------------|------|-----|---------|-----|------|-----|
| 159 | 150          | 141    | 127   | 29         | 39   | 10  | 3       | 38  | 7    | 703 |

※「事業者・居所管理者等」の内訳は、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅職員（13人）のほか、高齢者住宅職員・管理人（2名）、無料低額宿泊所（1名）、生活支援ハウス（1名）、シェアハウス（1名）、家主・寮母・アパート管理人（3名）等である。

※「その他」には、内縁関係者の子や孫など親族関係に該当しない場合等が含まれる。

図表2-Ⅲ-2-31 虐待者の年齢

|    | 20歳未満 | 20-29歳 | 30-39歳 | 40-49歳 | 50-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 75-79歳 | 80-84歳 | 85-89歳 | 90歳以上 | 不明   | 合計     |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|--------|
| 人数 | 73    | 316    | 953    | 3,020  | 4,828  | 1,597  | 1,303  | 1,587  | 1,537  | 1,507  | 825    | 238   | 903  | 18,687 |
| 割合 | 0.4%  | 1.7%   | 5.1%   | 16.2%  | 25.8%  | 8.5%   | 7.0%   | 8.5%   | 8.2%   | 8.1%   | 4.4%   | 1.3%  | 4.8% | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-32 虐待者の続柄と年齢

|       |             | 虐待者の年齢     |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        | 合計     |
|-------|-------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
|       |             | 40歳未満      | 40-49歳 | 50-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 75-79歳 | 80-84歳 | 85-89歳 | 90歳以上 | 不明     |        |
| 虐待者続柄 | 夫           | 人数<br>0    | 5      | 11     | 43     | 265    | 775    | 1,012  | 1,144  | 674    | 208   | 46     | 4,183  |
|       |             | 割合<br>0.0% | 0.1%   | 0.3%   | 1.0%   | 6.3%   | 18.5%  | 24.2%  | 27.3%  | 16.1%  | 5.0%  | 1.1%   | 100.0% |
|       | 妻           | 人数<br>0    | 11     | 66     | 69     | 115    | 288    | 331    | 282    | 106    | 12    | 24     | 1,304  |
|       |             | 割合<br>0.0% | 0.8%   | 5.1%   | 5.3%   | 8.8%   | 22.1%  | 25.4%  | 21.6%  | 8.1%   | 0.9%  | 1.8%   | 100.0% |
|       | 息子          | 人数<br>547  | 1,915  | 3,002  | 889    | 507    | 190    | 29     | 3      | 0      | 0     | 380    | 7,462  |
|       |             | 割合<br>7.3% | 25.7%  | 40.2%  | 11.9%  | 6.8%   | 2.5%   | 0.4%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%  | 5.1%   | 100.0% |
| 娘     | 人数<br>243   | 796        | 1,397  | 414    | 181    | 75     | 13     | 1      | 1      | 0      | 209   | 3,330  |        |
|       | 割合<br>7.3%  | 23.9%      | 42.0%  | 12.4%  | 5.4%   | 2.3%   | 0.4%   | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   | 6.3%  | 100.0% |        |
| その他   | 人数<br>552   | 293        | 352    | 182    | 235    | 259    | 152    | 77     | 44     | 18     | 244   | 2,408  |        |
|       | 割合<br>22.9% | 12.2%      | 14.6%  | 7.6%   | 9.8%   | 10.8%  | 6.3%   | 3.2%   | 1.8%   | 0.7%   | 10.1% | 100.0% |        |
| 合計    | 人数<br>1,342 | 3,020      | 4,828  | 1,597  | 1,303  | 1,587  | 1,537  | 1,507  | 825    | 238    | 903   | 18,687 |        |
|       | 割合<br>7.2%  | 16.2%      | 25.8%  | 8.5%   | 7.0%   | 8.5%   | 8.2%   | 8.1%   | 4.4%   | 1.3%   | 4.8%  | 100.0% |        |

※「その他」は、息子の配偶者（嫁）、娘の配偶者（婿）、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計

図表 2-Ⅲ-2-33 被虐待者ごとにカウントした虐待者の続柄（複数虐待者含む）

|    | 夫     | 妻     | 息子    | 娘     | 息子の配偶者(嫁) | 娘の配偶者(婿) | 兄弟姉妹 | 孫    | その他  | 不明   | 複数虐待者 | 合計     |
|----|-------|-------|-------|-------|-----------|----------|------|------|------|------|-------|--------|
| 件数 | 4,102 | 1,195 | 6,873 | 2,963 | 318       | 140      | 347  | 419  | 589  | 6    | 826   | 17,778 |
| 割合 | 23.1% | 6.7%  | 38.7% | 16.7% | 1.8%      | 0.8%     | 2.0% | 2.4% | 3.3% | 0.0% | 4.6%  | 100.0% |

※「その他」は、息子の配偶者（嫁）、娘の配偶者（婿）、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計

図表 2-Ⅲ-2-34 「複数虐待者」の内訳

|    | 息子夫婦  | 息子2人 | 息子と娘 | 妻と息子 | 娘夫婦  | 娘と孫  | 夫と息子 | 妻と娘  |
|----|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 件数 | 175   | 77   | 70   | 68   | 64   | 61   | 43   | 36   |
| 割合 | 21.2% | 9.3% | 8.5% | 8.2% | 7.7% | 7.4% | 5.2% | 4.4% |

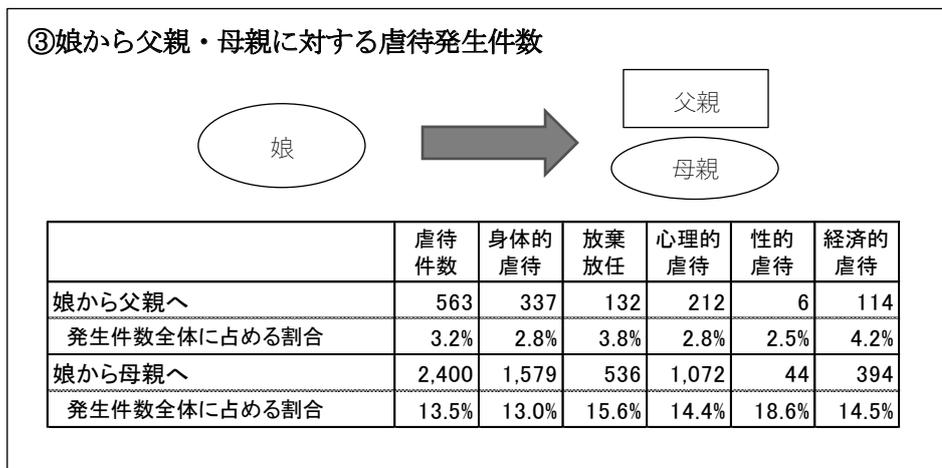
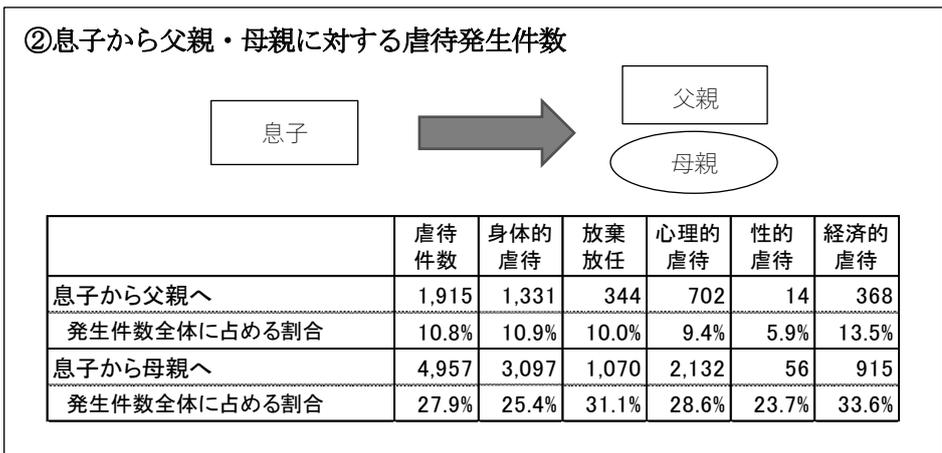
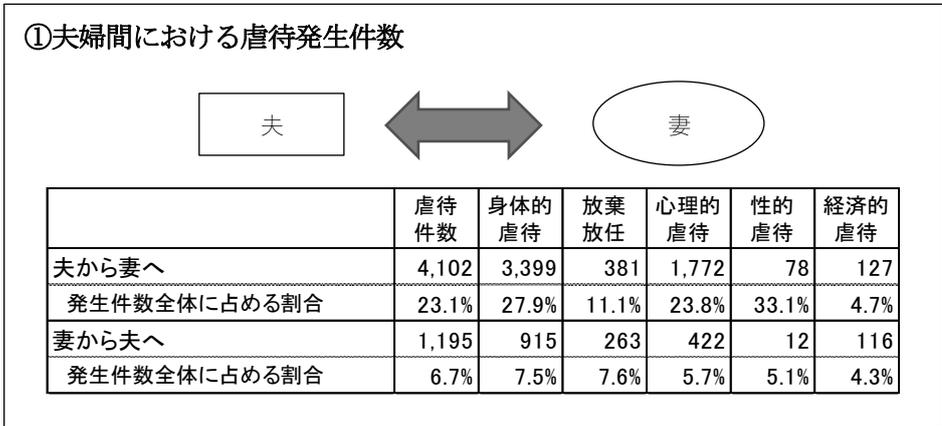
  

|    | 夫と娘  | 息子と孫 | 娘2人  | 息子夫婦と孫 | 息子・娘3人以上 | 娘夫婦と孫 | その他   | 合計     |
|----|------|------|------|--------|----------|-------|-------|--------|
| 件数 | 33   | 27   | 28   | 9      | 8        | 3     | 124   | 826    |
| 割合 | 4.0% | 3.3% | 3.4% | 1.1%   | 1.0%     | 0.4%  | 15.0% | 100.0% |

〔参考〕 被虐待者と虐待者の続柄別にみた高齢者虐待発生件数

被虐待者と虐待者の関係を明確化し、虐待判断件数と全体に占める割合を整理した。

なお、ここでは虐待者と被虐待者の関係が明確なもの（虐待者が「夫」「妻」「息子」「娘」「息子の配偶者（嫁）」「娘の配偶者（婿）」「孫」のケース）を図表に整理した。



④息子の配偶者（嫁）から父親・母親に対する虐待発生件数



|                | 虐待<br>件数 | 身体的<br>虐待 | 放棄<br>放任 | 心理的<br>虐待 | 性的<br>虐待 | 経済的<br>虐待 |
|----------------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 息子の配偶者（嫁）から父親へ | 42       | 23        | 9        | 20        | 0        | 7         |
| 発生件数全体に占める割合   | 0.2%     | 0.2%      | 0.3%     | 0.3%      | 0.0%     | 0.3%      |
| 息子の配偶者（嫁）から母親へ | 276      | 186       | 60       | 146       | 2        | 28        |
| 発生件数全体に占める割合   | 1.6%     | 1.5%      | 1.7%     | 2.0%      | 0.8%     | 1.0%      |

⑤娘の配偶者（婿）から父親・母親に対する虐待発生件数



|               | 虐待<br>件数 | 身体的<br>虐待 | 放棄<br>放任 | 心理的<br>虐待 | 性的<br>虐待 | 経済的<br>虐待 |
|---------------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 娘の配偶者（婿）から父親へ | 30       | 20        | 1        | 11        | 0        | 5         |
| 発生件数全体に占める割合  | 0.2%     | 0.2%      | 0.0%     | 0.1%      | 0.0%     | 0.2%      |
| 娘の配偶者（婿）から母親へ | 110      | 54        | 15       | 70        | 3        | 20        |
| 発生件数全体に占める割合  | 0.6%     | 0.4%      | 0.4%     | 0.9%      | 1.3%     | 0.7%      |

⑥孫から祖父・祖母に対する虐待発生件数



|              | 虐待<br>件数 | 身体的<br>虐待 | 放棄<br>放任 | 心理的<br>虐待 | 性的<br>虐待 | 経済的<br>虐待 |
|--------------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 孫から祖父へ       | 196      | 83        | 46       | 48        | 1        | 94        |
| 発生件数全体に占める割合 | 1.1%     | 0.7%      | 1.3%     | 0.6%      | 0.4%     | 3.5%      |
| 孫から祖母へ       | 393      | 221       | 96       | 154       | 9        | 133       |
| 発生件数全体に占める割合 | 2.2%     | 1.8%      | 2.8%     | 2.1%      | 3.8%     | 4.9%      |

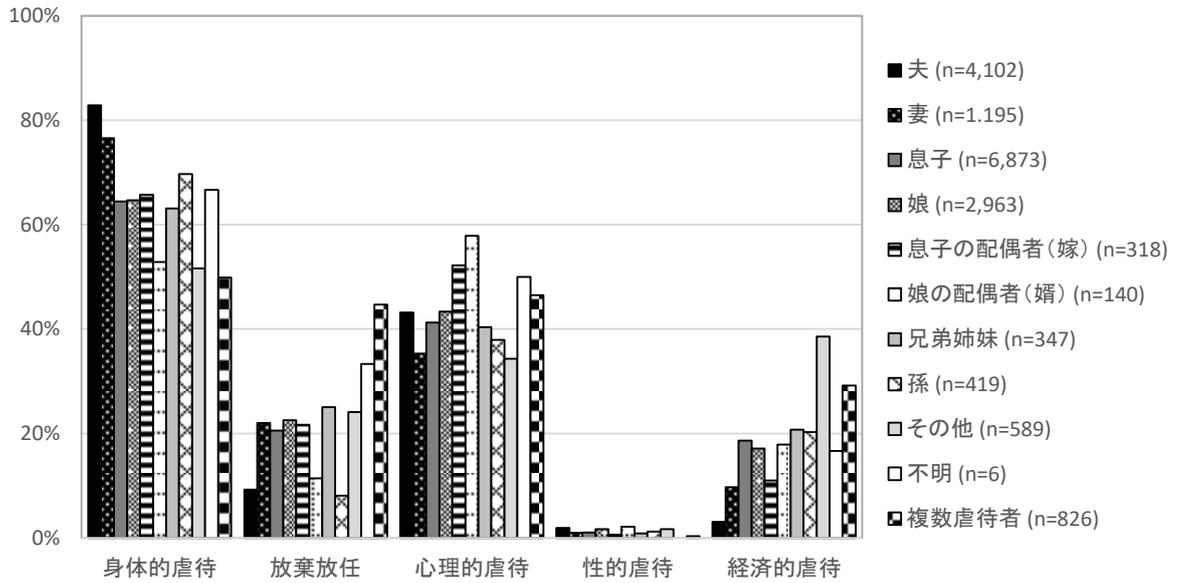
## 2) 虐待行為の内容・程度と虐待者（養護者）の属性

虐待者（養護者）の属性別に虐待行為の類型を整理したところ、下記のような傾向がみられた。なお、虐待者が「息子」や「娘」のケースが半数以上を占めているため、下記では「息子」「娘」以外の虐待者において全体と比較して特徴がみられたもののみを記載している（図表 2-Ⅲ-2-35）。

- ・虐待者が「夫」のケースでは、「身体的虐待」が含まれる割合が高く、逆に「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合は低い。
- ・虐待者が「妻」のケースでは、「身体的虐待」の割合が高く、「経済的虐待」は低い。
- ・虐待者が「兄弟姉妹」のケースでは、「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合が高く、「身体的虐待」は低い。
- ・虐待者が「孫」のケースでは、「経済的虐待」の割合が高く、「放棄放任」（ネグレクト）は低い。
- ・虐待者が「その他」のケースでは、「経済的虐待」や「放棄放任」（ネグレクト）の割合が全体よりも高く、「身体的虐待」や「心理的虐待」が低い。
- ・虐待者が「複数虐待者」のケースでは、「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合が高く、「身体的虐待」の割合は低い。

また、虐待者（養護者）の属性別に虐待の深刻度をみると、深刻度が重度（4・5）の割合は「複数虐待者」のケースで20%近くを占めていた。虐待者の続柄で最も多い「息子」のケースでは15.7%、「妻」や「娘」、「兄弟姉妹」のケースでも14～15%程度が重度（4・5）と認識されていた（図表 2-Ⅲ-2-36）。

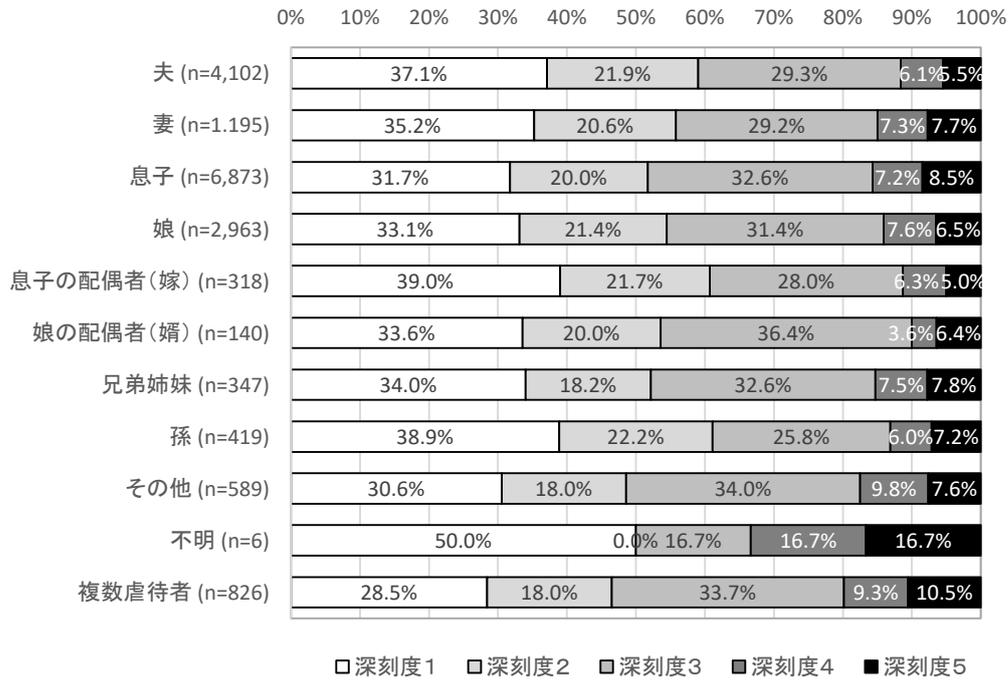
図表 2-Ⅲ-2-35 虐待者の続柄と虐待行為の類型



(図表 2-Ⅲ-2-35 参考図表 : 集計内訳)

|               |                   | 虐待類型(複数回答)  |       |       |       |       |
|---------------|-------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
|               |                   | 身体的虐待       | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |
| 被虐待者の続柄       | 夫 (n=4,102)       | 件数<br>3,399 | 381   | 1,772 | 78    | 127   |
|               |                   | 割合<br>82.9% | 9.3%  | 43.2% | 1.9%  | 3.1%  |
|               | 妻 (n=1,195)       | 件数<br>915   | 263   | 422   | 12    | 116   |
|               |                   | 割合<br>76.6% | 22.0% | 35.3% | 1.0%  | 9.7%  |
|               | 息子 (n=6,873)      | 件数<br>4,428 | 1,414 | 2,835 | 70    | 1,283 |
|               |                   | 割合<br>64.4% | 20.6% | 41.2% | 1.0%  | 18.7% |
|               | 娘 (n=2,963)       | 件数<br>1,916 | 668   | 1,284 | 50    | 508   |
|               |                   | 割合<br>64.7% | 22.5% | 43.3% | 1.7%  | 17.1% |
|               | 息子の配偶者(嫁) (n=318) | 件数<br>209   | 69    | 166   | 2     | 35    |
|               |                   | 割合<br>65.7% | 21.7% | 52.2% | 0.6%  | 11.0% |
|               | 娘の配偶者(婿) (n=140)  | 件数<br>74    | 16    | 81    | 3     | 25    |
|               |                   | 割合<br>52.9% | 11.4% | 57.9% | 2.1%  | 17.9% |
|               | 兄弟姉妹 (n=347)      | 件数<br>219   | 87    | 140   | 3     | 72    |
|               | 割合<br>63.1%       | 25.1%       | 40.3% | 0.9%  | 20.7% |       |
| 孫 (n=419)     | 件数<br>292         | 34          | 159   | 5     | 85    |       |
|               | 割合<br>69.7%       | 8.1%        | 37.9% | 1.2%  | 20.3% |       |
| その他 (n=589)   | 件数<br>304         | 142         | 202   | 10    | 227   |       |
|               | 割合<br>51.6%       | 24.1%       | 34.3% | 1.7%  | 38.5% |       |
| 不明 (n=6)      | 件数<br>4           | 2           | 3     | 0     | 1     |       |
|               | 割合<br>66.7%       | 33.3%       | 50.0% | 0.0%  | 16.7% |       |
| 複数虐待者 (n=826) | 件数<br>412         | 369         | 384   | 3     | 241   |       |
|               | 割合<br>49.9%       | 44.7%       | 46.5% | 0.4%  | 29.2% |       |
| 合計 (N=17,778) | 件数<br>12,172      | 3,445       | 7,448 | 236   | 2,720 |       |
|               | 割合<br>68.5%       | 19.4%       | 41.9% | 1.3%  | 15.3% |       |

図表 2-Ⅲ-2-36 虐待者の続柄と虐待の深刻度



(図表 2-Ⅲ-2-36 参考図表 : 集計内訳)

| 被虐待者の続柄   |    | 虐待の程度(深刻度) |       |       |       |       | 合計     |
|-----------|----|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
|           |    | 深刻度1       | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5  |        |
| 夫         | 件数 | 1,522      | 900   | 1,203 | 251   | 226   | 4,102  |
|           | 割合 | 37.1%      | 21.9% | 29.3% | 6.1%  | 5.5%  | 100.0% |
| 妻         | 件数 | 421        | 246   | 349   | 87    | 92    | 1,195  |
|           | 割合 | 35.2%      | 20.6% | 29.2% | 7.3%  | 7.7%  | 100.0% |
| 息子        | 件数 | 2,181      | 1,373 | 2,241 | 497   | 581   | 6,873  |
|           | 割合 | 31.7%      | 20.0% | 32.6% | 7.2%  | 8.5%  | 100.0% |
| 娘         | 件数 | 981        | 633   | 931   | 225   | 193   | 2,963  |
|           | 割合 | 33.1%      | 21.4% | 31.4% | 7.6%  | 6.5%  | 100.0% |
| 息子の配偶者(嫁) | 件数 | 124        | 69    | 89    | 20    | 16    | 318    |
|           | 割合 | 39.0%      | 21.7% | 28.0% | 6.3%  | 5.0%  | 100.0% |
| 娘の配偶者(婿)  | 件数 | 47         | 28    | 51    | 5     | 9     | 140    |
|           | 割合 | 33.6%      | 20.0% | 36.4% | 3.6%  | 6.4%  | 100.0% |
| 兄弟姉妹      | 件数 | 118        | 63    | 113   | 26    | 27    | 347    |
|           | 割合 | 34.0%      | 18.2% | 32.6% | 7.5%  | 7.8%  | 100.0% |
| 孫         | 件数 | 163        | 93    | 108   | 25    | 30    | 419    |
|           | 割合 | 38.9%      | 22.2% | 25.8% | 6.0%  | 7.2%  | 100.0% |
| その他       | 件数 | 180        | 106   | 200   | 58    | 45    | 589    |
|           | 割合 | 30.6%      | 18.0% | 34.0% | 9.8%  | 7.6%  | 100.0% |
| 不明        | 件数 | 3          | 0     | 1     | 1     | 1     | 6      |
|           | 割合 | 50.0%      | 0.0%  | 16.7% | 16.7% | 16.7% | 100.0% |
| 複数虐待者     | 件数 | 235        | 149   | 278   | 77    | 87    | 826    |
|           | 割合 | 28.5%      | 18.0% | 33.7% | 9.3%  | 10.5% | 100.0% |
| 総計        | 件数 | 5,975      | 3,660 | 5,564 | 1,272 | 1,307 | 17,778 |
|           | 割合 | 33.6%      | 20.6% | 31.3% | 7.2%  | 7.4%  | 100.0% |

## (4) 家庭状況と虐待行為の内容・程度

### 1) 虐待者（養護者）との同別居・家族形態

虐待者（養護者）との同別居関係では、「虐待者のみと同居」が約半数（52.4%）を占めて最も多く、「虐待者及び他家族と同居」（36.0%）を合わせると88.4%が虐待者と同居していた（図表2-Ⅲ-2-37）。家族形態では、「未婚の子と同居」が36.4%で最も多く、「配偶者と離別・死別等した子と同居」（13.2%）、「子夫婦と同居」（11.7%）と合わせると61.3%が子世代と同居していた。また、「夫婦のみ世帯」は23.3%、「単身世帯」は6.7%であった（図表2-Ⅲ-2-38）。

図表 2-Ⅲ-2-37 被虐待者における虐待者との同居の有無（同別居関係）

|    | 虐待者のみと同居 | 虐待者及び他家族と同居 | 虐待者と別居 | その他  | 不明   | 合計     |
|----|----------|-------------|--------|------|------|--------|
| 人数 | 9,308    | 6,401       | 1,928  | 134  | 7    | 17,778 |
| 割合 | 52.4%    | 36.0%       | 10.8%  | 0.8% | 0.0% | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-2-38 家族形態

|    | 単身世帯  | 夫婦のみ世帯 | 未婚の子と同居 | 配偶者と離別・死別等した子と同居 | 子夫婦と同居 | その他   | 不明   | 合計     |
|----|-------|--------|---------|------------------|--------|-------|------|--------|
| 人数 | 1,187 | 4,138  | 6,470   | 2,340            | 2,084  | 1,535 | 24   | 17,778 |
| 割合 | 6.7%  | 23.3%  | 36.4%   | 13.2%            | 11.7%  | 8.6%  | 0.1% | 100.0% |

（注）「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

「その他」は、下記「その他①」「その他②」「その他③」の合計

「その他①」：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

「その他②」：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

「その他③」：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

### 2) 家庭状況と虐待行為の内容・程度

被虐待者と虐待者の同別居関係別に虐待行為の類型をみると、虐待者と同居（「虐待者のみと同居」「虐待者及び他家族と同居」）しているケースでは「身体的虐待」や「心理的虐待」が含まれる割合が高く、約70%が身体的虐待を、約40%が心理的虐待を受けていた。

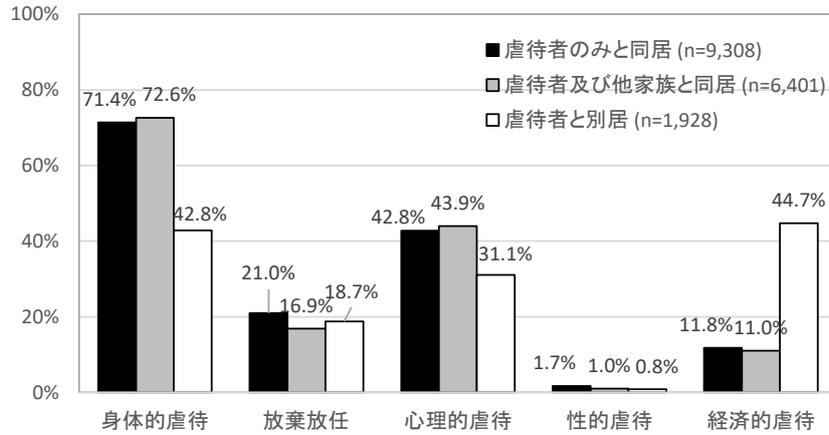
一方、虐待者と別居しているケースでは「経済的虐待」が含まれる割合が高いことが特徴的であり、被虐待者の半数近く（44.7%）が経済的虐待を受けていた（図表2-Ⅲ-2-39）。

なお、虐待の深刻度に関しては、同別居関係による特徴はみられなかった（図表2-Ⅲ-2-40）。

家族形態と虐待行為の類型をみると、「単身世帯」では全体に比べて「身体的虐待」や「心理的虐待」の割合が低く、「経済的虐待」の割合が高いことが特徴的である。また、「夫婦のみ世帯」では「身体的虐待」の割合が高く、「放棄放任」（ネグレクト）や「経済的虐待」の割合が低い（図表2-Ⅲ-2-41）。

虐待の深刻度に関しては、家族形態による明確な特徴はみられなかった（図表2-Ⅲ-2-42）。

図表 2-Ⅲ-2-39 同別居関係別の虐待行為の類型（「その他」「不明」を除く）



（図表 2-Ⅲ-2-39 参考図表：集計内訳）

|               |                       |    | 虐待類型(複数回答) |       |       |      |       |
|---------------|-----------------------|----|------------|-------|-------|------|-------|
|               |                       |    | 身体的虐待      | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 |
| 同別居関係         | 虐待者のみと同居 (n=9,308)    | 人数 | 6,645      | 1,951 | 3,983 | 157  | 1,095 |
|               |                       | 割合 | 71.4%      | 21.0% | 42.8% | 1.7% | 11.8% |
|               | 虐待者及び他家族と同居 (n=6,401) | 人数 | 4,650      | 1,079 | 2,813 | 62   | 706   |
|               |                       | 割合 | 72.6%      | 16.9% | 43.9% | 1.0% | 11.0% |
|               | 虐待者と別居 (n=1,928)      | 人数 | 826        | 361   | 599   | 16   | 862   |
|               |                       | 割合 | 42.8%      | 18.7% | 31.1% | 0.8% | 44.7% |
| 合計 (n=17,637) |                       | 人数 | 12,121     | 3,391 | 7,395 | 235  | 2,663 |
|               |                       | 割合 | 68.7%      | 19.2% | 41.9% | 1.3% | 15.1% |

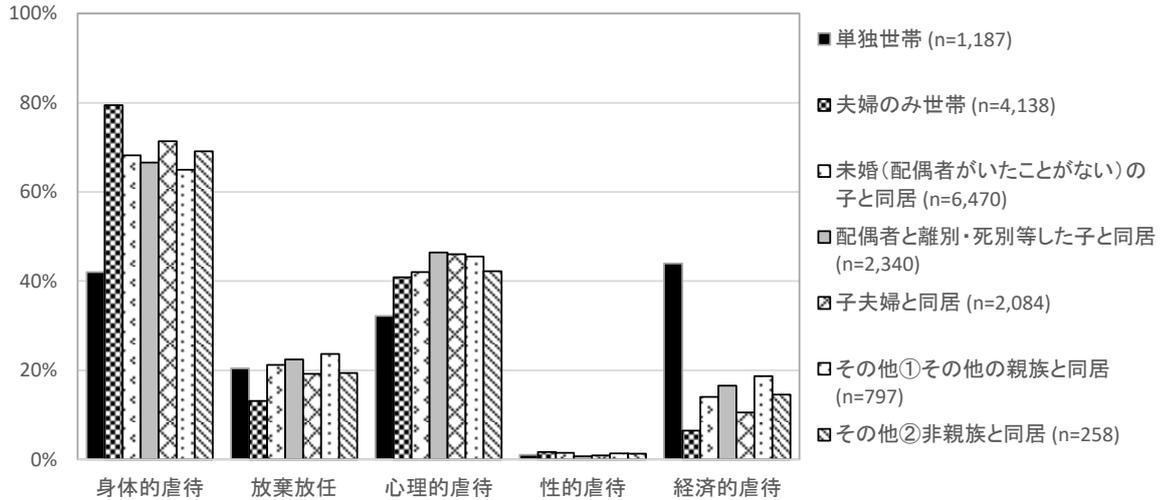
※同別居関係が「その他」「不明」のケースを除く。

図表 2-Ⅲ-2-40 同別居関係と虐待の深刻度

|       |             |    | 虐待の程度(深刻度) |       |       |       |       | 合計     |
|-------|-------------|----|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
|       |             |    | 深刻度1       | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5  |        |
| 同別居関係 | 虐待者のみと同居    | 人数 | 3,001      | 1,865 | 2,989 | 706   | 747   | 9,308  |
|       |             | 割合 | 32.2%      | 20.0% | 32.1% | 7.6%  | 8.0%  | 100.0% |
|       | 虐待者及び他家族と同居 | 人数 | 2,239      | 1,404 | 1,913 | 425   | 420   | 6,401  |
|       |             | 割合 | 35.0%      | 21.9% | 29.9% | 6.6%  | 6.6%  | 100.0% |
|       | 虐待者と別居      | 人数 | 695        | 368   | 618   | 119   | 128   | 1,928  |
|       |             | 割合 | 36.0%      | 19.1% | 32.1% | 6.2%  | 6.6%  | 100.0% |
| 合計    |             | 人数 | 5,935      | 3,637 | 5,520 | 1,250 | 1,295 | 17,637 |
|       |             | 割合 | 33.7%      | 20.6% | 31.3% | 7.1%  | 7.3%  | 100.0% |

※同別居関係が「その他」「不明」のケースを除く。

図表 2-Ⅲ-2-41 家族形態と虐待行為の類型（「その他」「不明」を除く）



(図表 2-Ⅲ-2-41 参考図表：集計内訳)

|                       |                                | 虐待類型(複数回答)  |       |       |       |       |
|-----------------------|--------------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
|                       |                                | 身体的虐待       | 放棄放任  | 心理的虐待 | 性的虐待  | 経済的虐待 |
| 家族形態                  | 単独世帯 (n=1,187)                 | 人数<br>499   | 243   | 382   | 13    | 522   |
|                       |                                | 割合<br>42.0% | 20.5% | 32.2% | 1.1%  | 44.0% |
|                       | 夫婦のみ世帯 (n=4,138)               | 人数<br>3,288 | 544   | 1,690 | 72    | 268   |
|                       |                                | 割合<br>79.5% | 13.1% | 40.8% | 1.7%  | 6.5%  |
|                       | 未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 (n=6,470) | 人数<br>4,413 | 1,372 | 2,720 | 100   | 908   |
|                       |                                | 割合<br>68.2% | 21.2% | 42.0% | 1.5%  | 14.0% |
|                       | 配偶者と離別・死別等した子と同居 (n=2,340)     | 人数<br>1,559 | 526   | 1,086 | 18    | 388   |
|                       |                                | 割合<br>66.6% | 22.5% | 46.4% | 0.8%  | 16.6% |
|                       | 子夫婦と同居 (n=2,084)               | 人数<br>1,487 | 401   | 960   | 19    | 220   |
|                       |                                | 割合<br>71.4% | 19.2% | 46.1% | 0.9%  | 10.6% |
| その他①その他の親族と同居 (n=797) | 人数<br>518                      | 189         | 363   | 11    | 149   |       |
|                       | 割合<br>65.0%                    | 23.7%       | 45.5% | 1.4%  | 18.7% |       |
| その他②非親族と同居 (n=258)    | 人数<br>177                      | 74          | 98    |       | 64    |       |
|                       | 割合<br>68.6%                    | 28.7%       | 38.0% | 0.0%  | 24.8% |       |
| 合計 (n=17,274)         | 人数<br>11,941                   | 3,349       | 7,299 | 233   | 2,519 |       |
|                       | 割合<br>69.1%                    | 19.4%       | 42.3% | 1.3%  | 14.6% |       |

図表 2-Ⅲ-2-42 家族形態と虐待の深刻度

|               |                      | 虐待の程度(深刻度)  |       |       |       |        | 合計     |
|---------------|----------------------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|               |                      | 深刻度1        | 深刻度2  | 深刻度3  | 深刻度4  | 深刻度5   |        |
| 家族形態          | 単独世帯                 | 人数<br>405   | 232   | 408   | 72    | 70     | 1,187  |
|               |                      | 割合<br>34.1% | 19.5% | 34.4% | 6.1%  | 5.9%   | 100.0% |
|               | 夫婦のみ世帯               | 人数<br>1,501 | 887   | 1,226 | 264   | 260    | 4,138  |
|               |                      | 割合<br>36.3% | 21.4% | 29.6% | 6.4%  | 6.3%   | 100.0% |
|               | 未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 | 人数<br>1,985 | 1,345 | 2,072 | 516   | 552    | 6,470  |
|               |                      | 割合<br>30.7% | 20.8% | 32.0% | 8.0%  | 8.5%   | 100.0% |
|               | 配偶者と離別・死別等した子と同居     | 人数<br>788   | 444   | 741   | 171   | 196    | 2,340  |
|               |                      | 割合<br>33.7% | 19.0% | 31.7% | 7.3%  | 8.4%   | 100.0% |
|               | 子夫婦と同居               | 人数<br>788   | 452   | 626   | 117   | 101    | 2,084  |
|               |                      | 割合<br>37.8% | 21.7% | 30.0% | 5.6%  | 4.8%   | 100.0% |
| その他①その他の親族と同居 | 人数<br>270            | 157         | 250   | 59    | 61    | 797    |        |
|               | 割合<br>33.9%          | 19.7%       | 31.4% | 7.4%  | 7.7%  | 100.0% |        |
| その他②非親族と同居    | 人数<br>72             | 52          | 86    | 22    | 26    | 258    |        |
|               | 割合<br>27.9%          | 20.2%       | 33.3% | 8.5%  | 10.1% | 100.0% |        |
| 合計            | 人数<br>5,809          | 3,569       | 5,409 | 1,221 | 1,266 | 17,274 |        |
|               | 割合<br>33.6%          | 20.7%       | 31.3% | 7.1%  | 7.3%  | 100.0% |        |

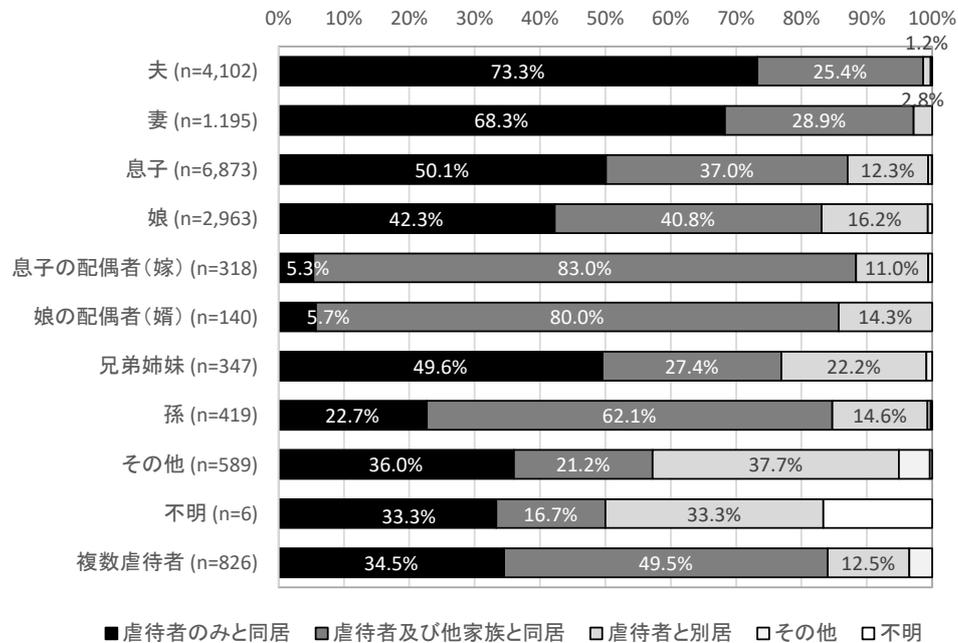
※家族形態が「その他」「不明」のケースを除く。

### 3) 続柄別の同別居関係と家族形態の組み合わせ

虐待者（養護者）の続柄別に同別居関係をみると、虐待者が「夫」や「妻」のケースでは70%前後が「虐待者のみと同居」（夫婦世帯）であった。また、虐待者が「息子」や「娘」、「兄弟姉妹」のケースでは40～50%程度が「虐待者のみと同居」であった（図表 2-Ⅲ-2-43）。

虐待者の続柄ごとに同別居関係と家族形態の上位を図表 2-Ⅲ-2-44 及び図表 2-Ⅲ-2-45 に示す。

図表 2-Ⅲ-2-43 虐待者の続柄と同別居関係



(図表 2-Ⅲ-2-43 参考図表：集計内訳)

| 虐待者続柄 |           | 同居・別居の関係 |             |        |       |        | 合計     |
|-------|-----------|----------|-------------|--------|-------|--------|--------|
|       |           | 虐待者のみと同居 | 虐待者及び他家族と同居 | 虐待者と別居 | その他   | 不明     |        |
| 虐待者続柄 | 夫         | 人数 3,005 | 1,040       | 48     | 9     | 0      | 4,102  |
|       |           | 割合 73.3% | 25.4%       | 1.2%   | 0.2%  | 0.0%   | 100.0% |
|       | 妻         | 人数 816   | 345         | 34     | 0     | 0      | 1,195  |
|       |           | 割合 68.3% | 28.9%       | 2.8%   | 0.0%  | 0.0%   | 100.0% |
|       | 息子        | 人数 3,444 | 2,540       | 845    | 41    | 3      | 6,873  |
|       |           | 割合 50.1% | 37.0%       | 12.3%  | 0.6%  | 0.0%   | 100.0% |
|       | 娘         | 人数 1,252 | 1,210       | 481    | 20    | 0      | 2,963  |
|       |           | 割合 42.3% | 40.8%       | 16.2%  | 0.7%  | 0.0%   | 100.0% |
|       | 息子の配偶者(嫁) | 人数 17    | 264         | 35     | 2     | 0      | 318    |
|       |           | 割合 5.3%  | 83.0%       | 11.0%  | 0.6%  | 0.0%   | 100.0% |
|       | 娘の配偶者(婿)  | 人数 8     | 112         | 20     | 0     | 0      | 140    |
|       |           | 割合 5.7%  | 80.0%       | 14.3%  | 0.0%  | 0.0%   | 100.0% |
|       | 兄弟姉妹      | 人数 172   | 95          | 77     | 3     | 0      | 347    |
|       |           | 割合 49.6% | 27.4%       | 22.2%  | 0.9%  | 0.0%   | 100.0% |
| 孫     | 人数 95     | 260      | 61          | 2      | 1     | 419    |        |
|       | 割合 22.7%  | 62.1%    | 14.6%       | 0.5%   | 0.2%  | 100.0% |        |
| その他   | 人数 212    | 125      | 222         | 28     | 2     | 589    |        |
|       | 割合 36.0%  | 21.2%    | 37.7%       | 4.8%   | 0.3%  | 100.0% |        |
| 不明    | 人数 2      | 1        | 2           | 0      | 1     | 6      |        |
|       | 割合 33.3%  | 16.7%    | 33.3%       | 0.0%   | 16.7% | 100.0% |        |
| 複数虐待者 | 人数 285    | 409      | 103         | 29     | 0     | 826    |        |
|       | 割合 34.5%  | 49.5%    | 12.5%       | 3.5%   | 0.0%  | 100.0% |        |
| 合計    | 人数 9,308  | 6,401    | 1,928       | 134    | 7     | 17,778 |        |
|       | 割合 52.4%  | 36.0%    | 10.8%       | 0.8%   | 0.0%  | 100.0% |        |

(注) 虐待者の続柄は、被虐待者から見たものであり、被虐待者1人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

図表 2-Ⅲ-2-44 虐待者の続柄ごとの同居関係と家族形態（上位5位かつ続柄内構成比5%以上）

|                   |           | 1位                                   | 2位                                | 3位                                | 4位                                   | 5位              |
|-------------------|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 夫<br>(n=4,102)    | 組合せ       | 虐待者のみと同居<br>×夫婦のみ世帯                  | 虐待者及び他家族と同<br>居×未婚の子と同居           | 虐待者及び他家族と同<br>居×子夫婦と同居            |                                      |                 |
|                   | 件数(続柄内割合) | 2,977 (72.6%)                        | 580 (14.1%)                       | 218 (5.3%)                        |                                      |                 |
| 妻<br>(n=1,195)    | 組合せ       | 虐待者のみと同居<br>×夫婦のみ世帯                  | 虐待者及び他家族と同<br>居×未婚の子と同居           |                                   |                                      |                 |
|                   | 件数(続柄内割合) | 813 (68.0%)                          | 211 (17.7%)                       |                                   |                                      |                 |
| 息子<br>(n=6,873)   | 組合せ       | 虐待者のみと同居<br>×未婚の子と同居                 | 虐待者及び他家族と同<br>居×未婚の子と同居           | 虐待者のみと同居×配<br>偶者と離別・死別等し<br>た子と同居 | 虐待者及び他家族と同<br>居×子夫婦と同居               | 虐待者と別居<br>×単独世帯 |
|                   | 件数(続柄内割合) | 2,585 (37.6%)                        | 1,354 (19.7%)                     | 797 (11.6%)                       | 682 (9.9%)                           | 485 (7.1%)      |
| 娘<br>(n=2,963)    | 組合せ       | 虐待者のみと同居<br>×未婚の子と同居                 | 虐待者及び他家族と同<br>居×未婚の子と同居           | 虐待者及び他家族と同<br>居×子夫婦と同居            | 虐待者及び他家族と同<br>居×配偶者と離別・死<br>別等した子と同居 | 虐待者と別居<br>×単独世帯 |
|                   | 件数(続柄内割合) | 909 (30.7%)                          | 415 (14.0%)                       | 402 (13.6%)                       | 340 (11.5%)                          | 298 (10.1%)     |
| 息子の配偶者<br>(n=318) | 組合せ       | 虐待者及び他家族と同<br>居×子夫婦と同居               | 虐待者と別居<br>×単独世帯                   |                                   |                                      |                 |
|                   | 件数(続柄内割合) | 239 (75.2%)                          | 24 (7.5%)                         |                                   |                                      |                 |
| 娘の配偶者<br>(n=140)  | 組合せ       | 虐待者及び他家族と同<br>居×子夫婦と同居               | 虐待者と別居<br>×単独世帯                   |                                   |                                      |                 |
|                   | 件数(続柄内割合) | 108 (77.1%)                          | 10 (7.1%)                         |                                   |                                      |                 |
| 兄弟姉妹<br>(n=347)   | 組合せ       | 虐待者のみと同居×そ<br>の他①その他の親族と<br>同居       | 虐待者及び他家族と同<br>居×その他①その他<br>の親族と同居 | 虐待者と別居<br>×単独世帯                   |                                      |                 |
|                   | 件数(続柄内割合) | 171 (49.3%)                          | 86 (24.8%)                        | 59 (17.0%)                        |                                      |                 |
| 孫<br>(n=419)      | 組合せ       | 虐待者及び他家族と同<br>居×配偶者と離別・死<br>別等した子と同居 | 虐待者のみと同居×そ<br>の他①その他の親族と<br>同居    | 虐待者及び他家族と同<br>居×子夫婦と同居            | 虐待者及び他家族と同<br>居×その他①その他<br>の親族と同居    | 虐待者と別居<br>×単独世帯 |
|                   | 件数(続柄内割合) | 104 (24.8%)                          | 94 (22.4%)                        | 84 (20.0%)                        | 54 (12.9%)                           | 32 (7.6%)       |

網掛けは、当該家庭が虐待者（養護者）と被虐待者だけで構成されているケース。

続柄が「その他」「不明」のケース及び被虐待者1人に対して虐待者が複数であるケースを除いている。

通い介護や入院・入所中等のケースがあるため、図表 2-Ⅲ-2-43 の値とは必ずしも一致しない。

図表 2-Ⅲ-2-45 虐待者の続柄と同別居関係及び家族形態の組み合わせ（全被虐待者に対する構成比1%以上）

| 虐待者       | 同別居         | 世帯形態                 | 件数    | 割合    |
|-----------|-------------|----------------------|-------|-------|
| 夫         | 虐待者とのみ同居    | 夫婦のみ世帯               | 2,977 | 16.7% |
| 息子        | 虐待者とのみ同居    | 未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 | 2,585 | 14.5% |
| 息子        | 虐待者及び他家族と同居 | 未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 | 1,354 | 7.6%  |
| 娘         | 虐待者とのみ同居    | 未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 | 909   | 5.1%  |
| 妻         | 虐待者とのみ同居    | 夫婦のみ世帯               | 813   | 4.6%  |
| 息子        | 虐待者とのみ同居    | 配偶者と離別・死別等した子と同居     | 795   | 4.5%  |
| 息子        | 虐待者及び他家族と同居 | 子夫婦と同居               | 682   | 3.8%  |
| 夫         | 虐待者及び他家族と同居 | 未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 | 580   | 3.3%  |
| 息子        | 虐待者と別居      | 単独世帯                 | 485   | 2.7%  |
| 娘         | 虐待者及び他家族と同居 | 未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 | 415   | 2.3%  |
| 娘         | 虐待者及び他家族と同居 | 子夫婦と同居               | 402   | 2.3%  |
| 息子        | 虐待者及び他家族と同居 | 配偶者と離別・死別等した子と同居     | 385   | 2.2%  |
| 娘         | 虐待者及び他家族と同居 | 配偶者と離別・死別等した子と同居     | 340   | 1.9%  |
| 娘         | 虐待者とのみ同居    | 配偶者と離別・死別等した子と同居     | 318   | 1.8%  |
| 娘         | 虐待者と別居      | 単独世帯                 | 298   | 1.7%  |
| 息子の配偶者(嫁) | 虐待者及び他家族と同居 | 子夫婦と同居               | 239   | 1.3%  |
| 夫         | 虐待者及び他家族と同居 | 子夫婦と同居               | 218   | 1.2%  |
| 妻         | 虐待者及び他家族と同居 | 未婚(配偶者がいたことがない)の子と同居 | 211   | 1.2%  |
| 複数虐待者     | 虐待者及び他家族と同居 | 子夫婦と同居               | 188   | 1.1%  |
| 息子        | 虐待者と別居      | 夫婦のみ世帯               | 178   | 1.0%  |

割合は被虐待者 17,778 人に対するもの

## (5) 虐待の発生要因

虐待発生要因については一昨年度まで自由記述により回答を求め、それを分類して発生要因別の割合を示していた。しかし昨年度より選択肢（複数回答）で回答を求める形式に改めている。

発生要因の上位には虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」（56.2%）、被虐待者の「認知症の症状」（51.4%）、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」（48.6%）、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」（45.2%）、「精神状態が安定していない」（44.8%）、「理解力の不足や低下」（41.9%）、「知識や情報の不足」（41.4%）などが挙げられた（図表 2-Ⅲ-2-46）。

なお、虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」への回答の有無別にみると、「性格や人格（に基づく言動）」に回答したケースの半数以上が「精神状態が安定していない」「理解力の不足や低下」を回答しており、また「障害・疾病」や「(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題」、「経済的困窮」もそれぞれ3~4割を占めた。この結果からは、虐待者自身や家庭における生活課題を背景として精神的な不安定さや性格・人格として捉えられる言動が発現している状況と考えられ、「性格や人格（に基づく言動）」を指摘された養護者のうち、少なくない割合で何らかの支援を必要とする養護者が含まれていることが推測される（図表 2-Ⅲ-2-47）。

図表 2-Ⅲ-2-46 虐待の発生要因（複数回答）

|         |   | 件数    | 割合 (%) |
|---------|---|-------|--------|
| 虐待者の要因  | a) 介護疲れ・介護ストレス                            | 8,638 | 50.0%  |
|         | b) 虐待者の介護力の低下や不足                          | 7,029 | 40.7%  |
|         | c) 孤立・補助介護者の不在等                           | 5,350 | 31.0%  |
|         | d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー | 1,611 | 9.3%   |
|         | e) 知識や情報の不足                               | 7,357 | 42.6%  |
|         | f) 理解力の不足や低下                              | 7,446 | 43.1%  |
|         | g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感                      | 3,474 | 20.1%  |
|         | h) 障害・疾病                                  | 5,933 | 34.3%  |
|         | i) 精神状態が安定していない                           | 7,964 | 46.1%  |
|         | j) 性格や人格(に基づく言動)                          | 9,999 | 57.9%  |
|         | k) ひきこもり                                  | 1,671 | 9.7%   |
|         | l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係                      | 8,043 | 46.5%  |
|         | m) 飲酒                                     | 2,134 | 12.3%  |
|         | n) ギャンブル                                  | 445   | 2.6%   |
|         | o) その他                                    | 1,200 | 6.9%   |
| 被虐待者の状況 | a) 認知症の症状                                 | 9,141 | 52.9%  |
|         | b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下       | 5,294 | 30.6%  |
|         | c) 身体的自立度の低さ                              | 6,903 | 39.9%  |
|         | d) 排泄介助の困難さ                               | 4,589 | 26.6%  |
|         | e) 外部サービス利用に抵抗感がある                        | 2,411 | 14.0%  |
|         | f) 性格や人格(に基づく言動)                          | 5,335 | 30.9%  |
|         | g) その他                                    | 778   | 4.5%   |
| 家庭の要因   | a) 経済的困窮(経済的問題)                           | 5,397 | 31.2%  |
|         | b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)                     | 2,713 | 15.7%  |
|         | c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題            | 5,180 | 30.0%  |
|         | d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力          | 3,587 | 20.8%  |
|         | e) その他                                    | 582   | 3.4%   |
| その他     | a) ケアサービスの不足の問題                           | 3,808 | 22.0%  |
|         | b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題                 | 834   | 4.8%   |
|         | c) その他                                    | 246   | 1.4%   |

※割合の母数は17,281件。

図表 2-Ⅲ-2-47 養護者の「性格・人格」回答の有無別にみた虐待の発生要因（複数回答）

|         |   | 回答件数   |                 |       | 構成比    |                 |        |
|---------|---|--------|-----------------|-------|--------|-----------------|--------|
|         |   | 全体     | 養護者の「性格・人格」回答有無 |       | 全体     | 養護者の「性格・人格」回答有無 |        |
|         |   |        | 回答あり            | 回答なし  |        | 回答あり            | 回答なし   |
| 虐待者側の要因 | a) 介護疲れ・介護ストレス                            | 8,638  | 4,621           | 4,017 | 48.6%  | 46.2%           | 51.6%  |
|         | b) 虐待者の介護力の低下や不足                          | 7,029  | 4,411           | 2,618 | 39.5%  | 44.1%           | 33.7%  |
|         | c) 孤立・補助介護者の不在等                           | 5,350  | 3,327           | 2,023 | 30.1%  | 33.3%           | 26.0%  |
|         | d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー | 1,611  | 1,076           | 535   | 9.1%   | 10.8%           | 6.9%   |
|         | e) 知識や情報の不足                               | 7,357  | 4,788           | 2,569 | 41.4%  | 47.9%           | 33.0%  |
|         | f) 理解力の不足や低下                              | 7,446  | 5,244           | 2,202 | 41.9%  | 52.4%           | 28.3%  |
|         | g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感                      | 3,474  | 2,576           | 898   | 19.5%  | 25.8%           | 11.5%  |
|         | h) 障害・疾病                                  | 5,933  | 3,791           | 2,142 | 33.4%  | 37.9%           | 27.5%  |
|         | i) 精神状態が安定していない                           | 7,964  | 5,722           | 2,242 | 44.8%  | 57.2%           | 28.8%  |
|         | j) 性格や人格（に基づく言動）                          | 9,999  | 9,999           | 0     | 56.2%  |                 |        |
|         | k) ひきこもり                                  | 1,671  | 1,257           | 414   | 9.4%   | 12.6%           | 5.3%   |
|         | l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係                      | 8,043  | 6,026           | 2,017 | 45.2%  | 60.3%           | 25.9%  |
|         | m) 飲酒                                     | 2,134  | 1,446           | 688   | 12.0%  | 14.5%           | 8.8%   |
|         | n) ギャンブル                                  | 445    | 335             | 110   | 2.5%   | 3.4%            | 1.4%   |
|         | o) その他                                    | 1,200  | 700             | 500   | 6.7%   | 7.0%            | 6.4%   |
| 被虐待者の状況 | a) 認知症の症状                                 | 9,141  | 4,937           | 4,204 | 51.4%  | 49.4%           | 54.0%  |
|         | b) 精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下       | 5,294  | 3,251           | 2,043 | 29.8%  | 32.5%           | 26.3%  |
|         | c) 身体的自立度の低さ                              | 6,903  | 4,105           | 2,798 | 38.8%  | 41.1%           | 36.0%  |
|         | d) 排泄介助の困難さ                               | 4,589  | 2,637           | 1,952 | 25.8%  | 26.4%           | 25.1%  |
|         | e) 外部サービス利用に抵抗感がある                        | 2,411  | 1,578           | 833   | 13.6%  | 15.8%           | 10.7%  |
|         | f) 性格や人格（に基づく言動）                          | 5,335  | 3,739           | 1,596 | 30.0%  | 37.4%           | 20.5%  |
|         | g) その他                                    | 778    | 463             | 315   | 4.4%   | 4.6%            | 4.0%   |
| 家庭の要因   | a) 経済的困窮（経済的問題）                           | 5,397  | 3,469           | 1,928 | 30.4%  | 34.7%           | 24.8%  |
|         | b) 家庭内の経済的利害関係（財産、相続）                     | 2,713  | 2,054           | 659   | 15.3%  | 20.5%           | 8.5%   |
|         | c) （虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題            | 5,180  | 3,728           | 1,452 | 29.1%  | 37.3%           | 18.7%  |
|         | d) （虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力          | 3,587  | 2,437           | 1,150 | 20.2%  | 24.4%           | 14.8%  |
|         | e) その他                                    | 582    | 357             | 225   | 3.3%   | 3.6%            | 2.9%   |
| その他     | a) ケアサービスの不足の問題                           | 3,808  | 2,364           | 1,444 | 21.4%  | 23.6%           | 18.6%  |
|         | b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題                 | 834    | 550             | 284   | 4.7%   | 5.5%            | 3.7%   |
|         | c) その他                                    | 246    | 157             | 89    | 1.4%   | 1.6%            | 1.1%   |
| 合計      |   | 17,778 | 9,999           | 7,779 | 100.0% | 100.0%          | 100.0% |

※網掛けは、養護者の「性格・人格」回答の有無で概ね10%以上の差がみられた項目。

図表 2-Ⅲ-2-48 虐待者の続柄別にみた虐待の発生要因（複数回答、上位 6 位まで）

|                   | 1位                | 2位                   | 3位                   | 4位                             | 5位                      | 6位                   |
|-------------------|-------------------|----------------------|----------------------|--------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 全体<br>(n=17,778)  | 虐待者の性格や人格(に基づく言動) | 被虐待者の認知症の症状          | 虐待者の介護疲れ・介護ストレス      | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係           | 虐待者の精神状態が安定していない        | 虐待者の理解力の不足や低下        |
|                   | 件数<br>割合          | 9,999<br>56.2%       | 9,141<br>51.4%       | 8,638<br>48.6%                 | 8,043<br>45.2%          | 7,964<br>44.8%       |
| 夫<br>(n=4,102)    | 虐待者の性格や人格(に基づく言動) | 虐待者の介護疲れ・介護ストレス      | 被虐待者の認知症の症状          | 虐待者の理解力の不足や低下                  | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係    | 虐待者の介護力の低下や不足        |
|                   | 件数<br>割合          | 2,462<br>60.0%       | 2,029<br>49.5%       | 1,938<br>47.2%                 | 1,935<br>47.2%          | 1,726<br>42.1%       |
| 妻<br>(n=1,195)    | 虐待者の介護疲れ・介護ストレス   | 虐待者の性格や人格(に基づく言動)    | 被虐待者の認知症の症状          | 被虐待者の身体的自立度の低さ                 | 虐待者の理解力の不足や低下           | 虐待者の介護力の低下や不足        |
|                   | 件数<br>割合          | 732<br>61.3%         | 674<br>56.4%         | 670<br>56.1%                   | 624<br>52.2%            | 594<br>49.7%         |
| 息子<br>(n=6,873)   | 虐待者の性格や人格(に基づく言動) | 被虐待者の認知症の症状          | 虐待者の精神状態が安定していない     | 虐待者の介護疲れ・介護ストレス                | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係    | 虐待者(養護者)の知識や情報の不足    |
|                   | 件数<br>割合          | 3,745<br>54.5%       | 3,514<br>51.1%       | 3,170<br>46.1%                 | 3,022<br>44.0%          | 3,014<br>43.9%       |
| 娘<br>(n=2,963)    | 虐待者の精神状態が安定していない  | 虐待者の介護疲れ・介護ストレス      | 虐待者の性格や人格(に基づく言動)    | 被虐待者の認知症の症状                    | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係    | 被虐待者の身体的自立度の低さ       |
|                   | 件数<br>割合          | 1,713<br>57.8%       | 1,655<br>55.9%       | 1,638<br>55.3%                 | 1,618<br>54.6%          | 1,409<br>47.6%       |
| 息子の配偶者<br>(n=318) | 虐待者の介護疲れ・介護ストレス   | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 | 被虐待者の認知症の症状          | 虐待者の性格や人格(に基づく言動)              | 虐待者の精神状態が安定していない        | 被虐待者の身体的自立度の低さ       |
|                   | 件数<br>割合          | 202<br>63.5%         | 182<br>57.2%         | 182<br>57.2%                   | 169<br>53.1%            | 144<br>45.3%         |
| 娘の配偶者<br>(n=140)  | 虐待者の性格や人格(に基づく言動) | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 | 被虐待者の認知症の症状          | 被虐待者と他家族の関係の悪さほか家族関係の問題        | 被虐待者の身体的自立度の低さ          | 虐待者(養護者)の知識や情報の不足    |
|                   | 件数<br>割合          | 93<br>66.4%          | 77<br>55.0%          | 62<br>44.3%                    | 58<br>41.4%             | 54<br>38.6%          |
| 兄弟姉妹<br>(n=347)   | 虐待者の性格や人格(に基づく言動) | 虐待者の介護疲れ・介護ストレス      | 虐待者の理解力の不足や低下        | 被虐待者の精神障害、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下 | 被虐待者の認知症の症状             | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 |
|                   | 件数<br>割合          | 197<br>56.8%         | 186<br>53.6%         | 178<br>51.3%                   | 175<br>50.4%            | 170<br>49.0%         |
| 孫<br>(n=419)      | 虐待者の精神状態が安定していない  | 虐待者の性格や人格(に基づく言動)    | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 | 被虐待者の認知症の症状                    | 被虐待者と他家族の関係の悪さほか家族関係の問題 | 虐待者の障害・疾病            |
|                   | 件数<br>割合          | 233<br>55.6%         | 229<br>54.7%         | 208<br>49.6%                   | 187<br>44.6%            | 174<br>41.5%         |
| 複数虐待者<br>(n=826)  | 被虐待者の認知症の症状       | 虐待者の性格や人格(に基づく言動)    | 虐待者の知識や情報の不足         | 虐待者の介護疲れ・介護ストレス                | 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係    | 虐待者の介護力の低下や不足        |
|                   | 件数<br>割合          | 498<br>60.3%         | 460<br>55.7%         | 447<br>54.1%                   | 434<br>52.5%            | 424<br>51.3%         |

### 3. 虐待事例への対応状況

#### (1) 対応状況

##### 1) 対応期間

相談・通報の受理から市町村の事実確認調査開始までの期間（中央値）は0日（即日）、虐待判断事例における受理から判断までの期間（中央値）は2日であった。日数の分布状況をみると、多くの事例では速やかな対応がなされているものの、一部には対応に時間を要している事例もみられる（図表2-Ⅲ-3-1）。

また、終了した事例における介入開始から終了までの期間（中央値）は77日、相談・通報受理から終了までの期間（中央値）は82日であった（図表2-Ⅲ-3-2）。

図表2-Ⅲ-3-1 初動期における対応期間の分布

|                   | 0日     | 1日    | 2日    | 3～6日  | 7～13日 | 14～20日 | 21～27日 | 28日以上 | 合計     |
|-------------------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 相談通報受理～<br>事実確認開始 | 18,795 | 3,625 | 1,515 | 3,136 | 2,074 | 724    | 328    | 849   | 31,046 |
| 件数                | 60.5%  | 11.7% | 4.9%  | 10.1% | 6.7%  | 2.3%   | 1.1%   | 2.7%  | 100.0% |
| 割合                |        |       |       |       |       |        |        |       |        |

中央値0日（即日）

|                 | 0日    | 1日    | 2日   | 3～6日  | 7～13日 | 14～20日 | 21～27日 | 28日以上 | 合計     |
|-----------------|-------|-------|------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 相談通報受理～<br>虐待確認 | 6,047 | 1,537 | 879  | 2,004 | 1,952 | 949    | 558    | 1,617 | 15,543 |
| 件数              | 38.9% | 9.9%  | 5.7% | 12.9% | 12.6% | 6.1%   | 3.6%   | 10.4% | 100.0% |
| 割合              |       |       |      |       |       |        |        |       |        |

中央値2日

図表2-Ⅲ-3-2 終了事例における対応期間の分布

|       | 0日   | 1～27日 | 28～55日 | 56～83日 | 84～111日 | 112～139日 | 140日以上 | 合計     |
|-------|------|-------|--------|--------|---------|----------|--------|--------|
| 介入～終了 | 355  | 1,388 | 1,094  | 874    | 822     | 646      | 1,913  | 7,092  |
| 件数    | 5.0% | 19.6% | 15.4%  | 12.3%  | 11.6%   | 9.1%     | 27.0%  | 100.0% |
| 割合    |      |       |        |        |         |          |        |        |

中央値77日

|               | 0日   | 1～27日 | 28～55日 | 56～83日 | 84～111日 | 112～139日 | 140日以上 | 合計     |
|---------------|------|-------|--------|--------|---------|----------|--------|--------|
| 相談通報受理～<br>終了 | 271  | 1,426 | 1,145  | 910    | 870     | 695      | 2,128  | 7,445  |
| 件数            | 3.6% | 19.2% | 15.4%  | 12.2%  | 11.7%   | 9.3%     | 28.6%  | 100.0% |
| 割合            |      |       |        |        |         |          |        |        |

中央値82日

##### 2) 対応方法とその結果

令和元年度以前に虐待と判断され、対応が令和2年度にまたがった継続事例を含めた24,760人の被虐待者のうち、「被虐待者の保護として虐待者から分離を行った事例」は6,620人（26.7%）であり、「被虐待者と分離していない事例」は12,653人（51.1%）であった。なお、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」も3,161人（12.8%）みられた（図表2-Ⅲ-3-3）。

分離が行われた事例の対応内容（最初に行った対応）では、「契約による介護保険サービスの利用」が最も多く、2,092人（31.6%）を占めていた。次いで、「医療機関への一時入院」（18.6%）、「やむを得ない事由等による措置」（14.3%）、「他選択肢（介護保険サービス、老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置、緊急一時保護、医療機関への一時入院）以外の住まい・施設等の利用」（14.2%）、「緊急一時保護」（10.1%）、「虐待者を高齢者から分離（転居等）」（6.0%）の順であった（図表2-Ⅲ-3-4）。

分離を行っていない事例の対応内容では、「経過観察（見守り）のみ」が24.3%を占めていた。経過観察以外の対応を行った事例（複数回答）では、「養護者に対する助言」が最も多く53.9%を占

め、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」(26.2%)が上位となった。「養護者が介護負担軽減のための事業に参加」は最も下位であり2.2%であった。

権利擁護関係の対応では、成年後見制度については「利用開始済み」が941人、「利用手続き中」が610人であり、これらを合わせた1,551人のうち市町村長申立て事例は1,001人(64.7%)であった(図表2-Ⅲ-3-6)。また、日常生活自立支援事業については309人が「利用開始」となった(図表2-Ⅲ-3-7)。

令和2年度末時点の対応状況を見ると、「対応継続」が48.4%、「終結」が51.6%であった(図表2-Ⅲ-3-8)。

「終結」とされたケースの終結時の状況(記述回答)を複数回答形式で分類したところ、被虐待者の「施設入所・入院」が37.4%で最も多く、次いで「在宅での状況安定・虐待消失等による支援不要、通常のケアマネジメントに移行等」が33.8%、被虐待者「本人死亡」が9.4%の順であった(図表2-Ⅲ-3-9)。

一方、「対応継続」とされた事例の年度末の状況(記述回答)を複数回答形式で分類したところ、「状況安定・見守り継続」が39.6%で最も多く、次いで「入所待ち、サービス調整中、転居調整中」が15.6%、「施設等入所、別居等対応中等」が12.1%、「在宅サービス利用中」が11.6%の順であった(図表2-Ⅲ-3-10)。

なお、市町村ごとに算出した「高齢者人口10万人あたり」の「終結」事例数(中央値)は14.6件、「対応継続」事例数(中央値)は10.3件であった(図表2-Ⅲ-3-11)。また、「地域包括支援センター1か所あたり」の「終結」事例数(中央値)は1.0件、「対応継続」事例数(中央値)は1.0件であった(図表2-Ⅲ-3-12)。

図表2-Ⅲ-3-3 分離の有無

|                            | 人数     | 割合     |
|----------------------------|--------|--------|
| 被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例 | 6,620  | 26.7%  |
| 被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例       | 12,653 | 51.1%  |
| 現在対応について検討・調整中の事例          | 588    | 2.4%   |
| 虐待判断時点で既に分離状態の事例           | 3,161  | 12.8%  |
| その他                        | 1,738  | 7.0%   |
| 合計                         | 24,760 | 100.0% |

※本調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計

図表 2-Ⅲ-3-4 分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）

|                  | 人数    | 割合     | 面会制限を行った事例<br>(内数) |
|------------------|-------|--------|--------------------|
| 契約による介護保険サービスの利用 | 2,092 | 31.6%  | 447                |
| やむを得ない事由等による措置   | 945   | 14.3%  | 644                |
| 緊急一時保護           | 666   | 10.1%  | 454                |
| 医療機関への一時入院       | 1,233 | 18.6%  | 249                |
| 上記以外の住まい・施設等の利用  | 943   | 14.2%  | 326                |
| 虐待者を高齢者から分離(転居等) | 396   | 6.0%   | 87                 |
| その他              | 345   | 5.2%   | 96                 |
| 合計               | 6,620 | 100.0% | 2,303              |

図表 2-Ⅲ-3-5 分離をしていない場合の対応内容

|               | 人数                          | 割合    |       |
|---------------|-----------------------------|-------|-------|
| 経過観察(見守り)のみ   | 3,072                       | 24.3% |       |
| 経過観察以外の<br>対応 | 養護者に対する助言・指導                | 6,815 | 53.9% |
|               | 養護者が介護負担軽減のための事業に参加         | 278   | 2.2%  |
|               | 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用         | 962   | 7.6%  |
|               | 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し | 3,310 | 26.2% |
|               | 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用     | 520   | 4.1%  |
|               | その他                         | 2,571 | 20.3% |
| 合計(累計)        | 17,528                      |       |       |
| 合計(人数)        | 12,653                      |       |       |

※経過観察以外の対応を行ったか否かをたずねた上で、「行った」とした事例について、対応の内訳を複数回答形式でたずねた。割合はすべて「被虐待者と虐待者を分離していない事例」の被虐待者 12,653 人に対するもの。

図表 2-Ⅲ-3-6 成年後見制度の利用状況

|               | 人数   |
|---------------|------|
| 成年後見制度利用開始済   | 941  |
| 成年後見制度利用手続き中  | 610  |
| (内数) 市町村長申立あり | 1003 |
| 市町村長申立なし      | 548  |

図表 2-Ⅲ-3-7 日常生活自立支援事業の利用状況

|                | 人数  |
|----------------|-----|
| 日常生活自立支援事業利用開始 | 309 |

図表 2-Ⅲ-3-8 対応状況（調査対象年度末時点）

|      | 人数     | 割合     |
|------|--------|--------|
| 対応継続 | 11,977 | 48.4%  |
| 終結   | 12,783 | 51.6%  |
| 合計   | 24,760 | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-3-9 終結とされた状況（複数回答）

|    | 在宅での状況安定・虐待の消滅等 | 成年後見等権利擁護対応による安定 | 生活保護等の制度利用による安定 | 施設入所・入院 | 本人転居・養護者との別居 | 離婚等による別居 | 養護者入院・加療・転居・逮捕等 | 本人死亡  | 養護者死亡 | 他機関・部署等引き継ぎ | その他  |
|----|-----------------|------------------|-----------------|---------|--------------|----------|-----------------|-------|-------|-------------|------|
| 件数 | 3,721           | 450              | 75              | 4,115   | 867          | 23       | 714             | 1,038 | 208   | 200         | 128  |
| 割合 | 33.8%           | 4.1%             | 0.7%            | 37.4%   | 7.9%         | 0.2%     | 6.5%            | 9.4%  | 1.9%  | 1.8%        | 1.2% |

※終結時の状況について回答があった記述内容を複数回答形式で分類（n=11,009）

図表 2-Ⅲ-3-10 対応継続とされた状況（複数回答）

|    | 状況安定・見守り継続 | 被害者への対応継続 | 入所待ち、転居調整中 | 施設等入所、別居等対応 | 継続養護者支援、家族支援 | 在宅サービス利用中 | ケアマネジャーによる管理中 | 成年後見等の対応中 | 退院等の動き待ち、対応 | その他  |
|----|------------|-----------|------------|-------------|--------------|-----------|---------------|-----------|-------------|------|
| 件数 | 2,506      | 661       | 989        | 767         | 385          | 733       | 230           | 246       | 234         | 119  |
| 割合 | 39.6%      | 10.4%     | 15.6%      | 12.1%       | 6.1%         | 11.6%     | 3.6%          | 3.9%      | 3.7%        | 1.9% |

※対応継続とされ、調査対象年度末時点での状況について回答があった記述内容を複数回答形式で分類（n=6,336）

図表 2-Ⅲ-3-11 高齢者人口（10万）あたりの対応結果別事例数

|         | 平均値  | 標準偏差 | パーセンタイル |     |     |              |      |      |       |
|---------|------|------|---------|-----|-----|--------------|------|------|-------|
|         |      |      | 5%      | 10% | 25% | 50%<br>(中央値) | 75%  | 90%  | 95%   |
| 終結事例数   | 27.6 | 41.2 | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 14.6         | 40.2 | 70.9 | 99.3  |
| 対応継続事例数 | 25.2 | 39.1 | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 10.3         | 35.0 | 72.7 | 102.3 |

※基礎数は市町村ごと

図表 2-Ⅲ-3-12 地域包括支援センター1か所あたりの対応結果別事例数

|         | 平均値 | 標準偏差 | パーセンタイル |     |     |              |     |     |     |
|---------|-----|------|---------|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|
|         |     |      | 5%      | 10% | 25% | 50%<br>(中央値) | 75% | 90% | 95% |
| 終結事例数   | 2.0 | 3.3  | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 1.0          | 2.8 | 5.0 | 7.0 |
| 対応継続事例数 | 1.9 | 4.4  | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 1.0          | 2.0 | 5.0 | 7.0 |

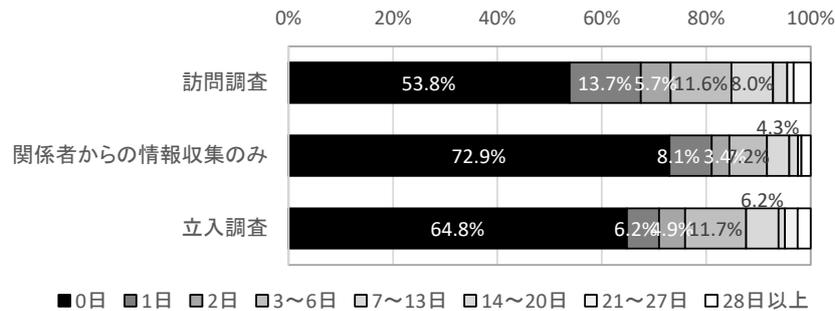
※基礎数は市町村ごと

### 3) 対応方法と期間

事実確認の方法と、通報等受理から事実確認開始までの期間の関係を整理したところ、「訪問調査」では2日以内に開始した割合が約7割を占めていた。(図表2-Ⅲ-3-13)。

また、「終結」とされた事例において、対応方法と介入から終結までの期間の関係を整理したところ、「分離以外の対応」が行われた事例では他の対応方法と比べて対応期間が長い(140日以上)割合が高くなっていた(図表2-Ⅲ-3-14)。

図表 2-Ⅲ-3-13 事実確認の方法と通報等の受理から事実確認開始までの期間



(図表 2-Ⅲ-3-13 参考図表：集計内訳)

|              |    | 0日     | 1日    | 2日    | 3~6日  | 7~13日 | 14~20日 | 21~27日 | 28日以上 | 合計     |
|--------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 訪問調査         | 件数 | 10,821 | 2,750 | 1,144 | 2,339 | 1,606 | 544    | 248    | 658   | 20,110 |
|              | 割合 | 53.8%  | 13.7% | 5.7%  | 11.6% | 8.0%  | 2.7%   | 1.2%   | 3.3%  | 100.0% |
| 関係者からの情報収集のみ | 件数 | 7,742  | 857   | 360   | 767   | 452   | 176    | 74     | 185   | 10,613 |
|              | 割合 | 72.9%  | 8.1%  | 3.4%  | 7.2%  | 4.3%  | 1.7%   | 0.7%   | 1.7%  | 100.0% |
| 立入調査         | 件数 | 105    | 10    | 8     | 19    | 10    | 2      | 4      | 4     | 162    |
|              | 割合 | 64.8%  | 6.2%  | 4.9%  | 11.7% | 6.2%  | 1.2%   | 2.5%   | 2.5%  | 100.0% |
| 合計           | 件数 | 18,668 | 3,617 | 1,512 | 3,125 | 2,068 | 722    | 326    | 847   | 30,885 |
|              | 割合 | 60.4%  | 11.7% | 4.9%  | 10.1% | 6.7%  | 2.3%   | 1.1%   | 2.7%  | 100.0% |

図表 2-Ⅲ-3-14 終結事例における対応方法と介入から終結までの期間



(図表 2-Ⅲ-3-14 参考図表：集計内訳)

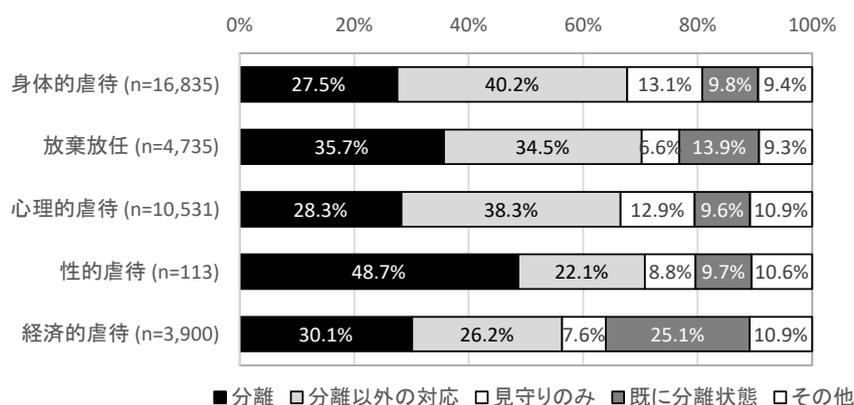
|         |    | 0日   | 1~27日 | 28~55日 | 56~83日 | 84~111日 | 112~139日 | 140日以上 | 合計     |
|---------|----|------|-------|--------|--------|---------|----------|--------|--------|
| 分離      | 件数 | 130  | 654   | 453    | 335    | 309     | 233      | 590    | 2,704  |
|         | 割合 | 4.8% | 24.2% | 16.8%  | 12.4%  | 11.4%   | 8.6%     | 21.8%  | 100.0% |
| 分離以外の対応 | 件数 | 59   | 293   | 341    | 308    | 285     | 261      | 761    | 2,308  |
|         | 割合 | 2.6% | 12.7% | 14.8%  | 13.3%  | 12.3%   | 11.3%    | 33.0%  | 100.0% |
| 見守りのみ   | 件数 | 60   | 120   | 81     | 70     | 65      | 46       | 205    | 647    |
|         | 割合 | 9.3% | 18.5% | 12.5%  | 10.8%  | 10.0%   | 7.1%     | 31.7%  | 100.0% |
| 既に分離状態  | 件数 | 84   | 273   | 192    | 139    | 141     | 93       | 293    | 1,215  |
|         | 割合 | 6.9% | 22.5% | 15.8%  | 11.4%  | 11.6%   | 7.7%     | 24.1%  | 100.0% |
| 合計      | 件数 | 333  | 1,340 | 1,067  | 852    | 800     | 633      | 1,849  | 6,874  |
|         | 割合 | 4.8% | 19.5% | 15.5%  | 12.4%  | 11.6%   | 9.2%     | 26.9%  | 100.0% |

## (2) 対応方法と虐待事例の特徴、対応結果

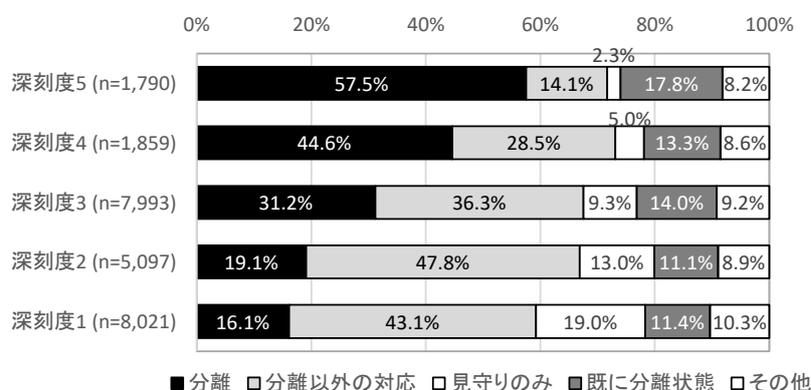
対応方法に関して、虐待の種類や深刻度との関係を整理したところ、下記の傾向がみられた。

- ・本調査の対象となったすべての虐待判断事例において「分離」を行った割合は26.7%であるが、これと比較すると「性的虐待」や「放棄放任（ネグレクト）」が含まれる事案において「分離」対応が行われた割合が高くなっている（図表 2-Ⅲ-3-15）。
- ・虐待の深刻度との関係では、深刻度が重度になるに従って「分離」を行った割合も高まっており、虐待の深刻度が対応方法と密接な関係にあることがわかる（図表 2-Ⅲ-3-16）。
- ・参考として、介護保険サービスの利用状況別にみると、介護保険サービスを利用している場合には「分離」を行った割合は30%未満であり、介護保険サービス未利用者（過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない場合を含む）と比べて「分離」対応の割合が低い傾向であった。（図表 2-Ⅲ-3-17）
- ・対応方法と年度末時点での対応結果の関係をみると、「分離」を行った事例では「終結」とされた割合が高く、「分離以外の対応」や「見守りのみ」では「対応継続」の割合が高い（図表 2-Ⅲ-3-18）。

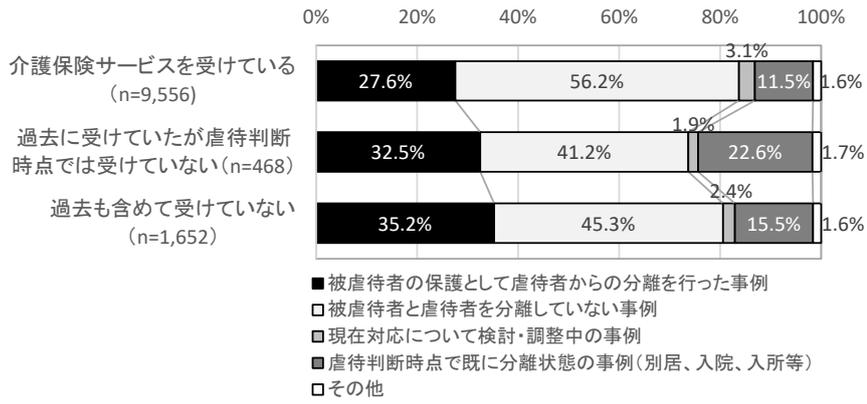
図表 2-Ⅲ-3-15 虐待行為の種類と対応方法



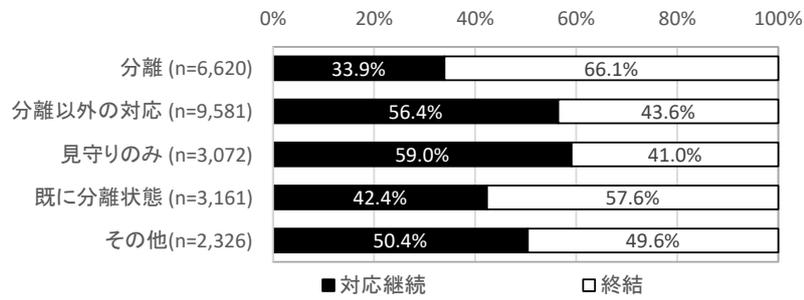
図表 2-Ⅲ-3-16 虐待の深刻度と対応方法



図表 2-Ⅲ-3-17 介護保険サービスの利用状況と対応方法



図表 2-Ⅲ-3-18 対応方法と対応結果



## IV. 調査結果：虐待等による死亡事例

「虐待等による死亡事例」とは、本調査においては「養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」を指す。調査では、各年度内に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めている（調査票E票）。

### 1. 事件形態及び加害者－被害者の関係

「養護者による被養護者の殺人」が12件で被害者12人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が3件3人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が4件4人、「その他・不明」が6件6人、計25件で被害者25人であった。

被虐待者からみた加害者の続柄は、「息子」が14人、「夫」が4人、「妻」及び「娘」「兄弟姉妹」がそれぞれ2人、「その他」が1人であった。

図表 2-IV-1-1 事件形態

|                            | 人数 | 構成割合 (%) |
|----------------------------|----|----------|
| 養護者による被養護者の殺人              | 12 | 48.0%    |
| 養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死 | 3  | 12.0%    |
| 養護者のネグレクトによる被養護者の致死        | 4  | 16.0%    |
| 心中(養護者、被養護者とも死亡)           | 0  | 0.0%     |
| その他・不明                     | 6  | 24.0%    |
| 合計                         | 25 | 100.0%   |

※被害者ベースで集計。事件数、加害者数も15。

図表 2-IV-1-2 加害者の被害者からみた続柄

|    | 夫     | 妻    | 息子    | 娘    | 兄弟姉妹 | その他  | 合計     |
|----|-------|------|-------|------|------|------|--------|
| 人数 | 4     | 2    | 14    | 2    | 2    | 1    | 25     |
| 割合 | 16.0% | 8.0% | 56.0% | 8.0% | 8.0% | 4.0% | 100.0% |

※加害者ベースで集計。

### 2. 被害者・加害者の特徴

#### (1) 被害者の状況

被害者の性別は、「男性」3人、「女性」12人である。年齢は、多い順に「85～89歳」が5人、「75～79歳」が3人、「65～69歳」及び「70～74歳」、「90歳以上」が各2人、「80～84歳」が1人である。

被害者の要介護度は、多い順に「要介護3」が4人、「自立」及び「要介護2」、「要介護4」が各2人、「要支援1」が1人、「不明」が4人であった。

認知症の有無については、「あり」が7人、「なし」が5人、「不明」が3人である。認知症「あり」7人のうち、「自立度Ⅱ」が3人、「自立度Ⅰ」及び「自立度Ⅲ」、「自立度Ⅳ」が各1人、「不明」が1人であった。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）では、「自立」及び「C」ランクが各3人、「A」及び「B」ランクが各2人、「不明」が5人であった。

図表 2-IV-2-1 被害者性別

|    | 男性    | 女性    | 合計     |
|----|-------|-------|--------|
| 人数 | 6     | 19    | 25     |
| 割合 | 24.0% | 76.0% | 100.0% |

図表 2-IV-2-2 被害者年齢

|    | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90歳以上 | 合計     |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 人数 | 2      | 5      | 4      | 4      | 4      | 6     | 25     |
| 割合 | 8.0%   | 20.0%  | 16.0%  | 16.0%  | 16.0%  | 24.0% | 100.0% |

図表 2-IV-2-3 被害者の要介護度

|       | 人数 | 割合     |
|-------|----|--------|
| 要支援 1 | 1  | 4.0%   |
| 要支援 2 | 1  | 4.0%   |
| 要介護 1 | 5  | 20.0%  |
| 要介護 2 | 2  | 8.0%   |
| 要介護 3 | 1  | 4.0%   |
| 要介護 4 | 3  | 12.0%  |
| 要介護 5 | 2  | 8.0%   |
| 自立    | 3  | 12.0%  |
| 不明    | 7  | 28.0%  |
| 合計    | 25 | 100.0% |

図表 2-IV-2-4 被害者の認知症の有無と程度

<認知症の有無>

|    | 人数 | 割合     |
|----|----|--------|
| あり | 12 | 48.0%  |
| なし | 5  | 20.0%  |
| 不明 | 8  | 32.0%  |
| 合計 | 25 | 100.0% |

<認知症高齢者の日常生活自立度>

|         | 人数 | 割合     |
|---------|----|--------|
| 自立度 I   | 0  | 0.0%   |
| 自立度 II  | 4  | 33.3%  |
| 自立度 III | 4  | 33.3%  |
| 自立度 IV  | 2  | 16.7%  |
| 自立度 M   | 1  | 8.3%   |
| 不明      | 1  | 8.3%   |
| 合計      | 12 | 100.0% |

図表 2-IV-2-5 被害者の障害高齢者の

日常生活自立度（寝たきり度）

|    | 人数 | 割合     |
|----|----|--------|
| 自立 | 2  | 8.0%   |
| J  | 4  | 16.0%  |
| A  | 9  | 36.0%  |
| B  | 3  | 12.0%  |
| C  | 1  | 4.0%   |
| 不明 | 6  | 24.0%  |
| 合計 | 25 | 100.0% |

参考図表 被害者・加害者の続柄別にみた事件形態

|         | 養護者による被養護者の殺人 | 養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死 | 養護者のネグレクトによる被養護者の致死 | その他、不明 | 合計 |
|---------|---------------|----------------------------|---------------------|--------|----|
| 夫が妻へ    | 3             | 1                          | 0                   | 0      | 4  |
| 妻が夫へ    | 2             | 0                          | 0                   | 0      | 2  |
| 息子が父親へ  | 1             | 1                          | 1                   | 1      | 4  |
| 息子が母親へ  | 5             | 1                          | 1                   | 3      | 10 |
| 娘が父親へ   | 0             | 0                          | 0                   | 0      | 0  |
| 娘が母親へ   | 1             | 0                          | 0                   | 1      | 2  |
| 兄弟姉妹    | 0             | 0                          | 1                   | 1      | 2  |
| その他の養護者 | 0             | 0                          | 1                   | 0      | 1  |
| 合計      | 12            | 3                          | 4                   | 6      | 25 |

## (2) 家庭の状況

被害者と加害者の同別居関係をみると、被害者 25 人のうち 14 人が「加害者のみと同居」であり、「加害者及び他家族と同居」が 10 人、「加害者と別居」はが 1 人であった。

家族形態は、「未婚の子と同居」が 8 人、「夫婦のみ世帯」及び「配偶者と離別・死別等した子と同居」が各 5 人、「子夫婦と同居」が 3 人、「その他①（その他の親族と同居）」が 2 人、「単独世帯」及び「不明」が各 1 人であった。

図表 2-IV-2-6 被害者と加害者の同別居関係（被害者からみて）

|    | 加害者のみと同居 | 加害者及び他家族と同居 | 加害者と別居 | その他  | 不明   | 合計     |
|----|----------|-------------|--------|------|------|--------|
| 人数 | 14       | 10          | 1      | 0    | 0    | 25     |
| 割合 | 56.0%    | 40.0%       | 4.0%   | 0.0% | 0.0% | 100.0% |

図表 2-IV-2-7 家族形態

|    | 単独世帯 | 夫婦のみ世帯 | 未婚の子と同居 | 配偶者と離別・死別等した子と同居 | 子夫婦と同居 | その他① | その他② | その他③ | 不明   | 合計     |
|----|------|--------|---------|------------------|--------|------|------|------|------|--------|
| 人数 | 1    | 5      | 8       | 5                | 3      | 2    | 0    | 0    | 1    | 25     |
| 割合 | 4.0% | 20.0%  | 32.0%   | 20.0%            | 12.0%  | 8.0% | 0.0% | 0.0% | 4.0% | 100.0% |

※『未婚の子』は配偶者がいたことのない子を指す

その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

## (3) 加害者の状況

加害者 25 人の性別は、「男性」が 20 人、「女性」が 5 人であった。年齢は、多い順に「50～59 歳」が 7 人、「40～49 歳」及び「65～69 歳」、「70～74 歳」、「75～79 歳」、「80～84 歳」が各 3 人、「85～89 歳」が 2 人、「40 歳未満」が 1 人であった。

図表 2-IV-2-8 加害者性別

|    | 男性    | 女性    | 合計     |
|----|-------|-------|--------|
| 人数 | 20    | 5     | 25     |
| 割合 | 80.0% | 20.0% | 100.0% |

図表 2-IV-2-9 加害者以外の他の養護者の有無

|    | あり    | なし    | 不明   | 合計     |
|----|-------|-------|------|--------|
| 人数 | 7     | 16    | 2    | 25     |
| 割合 | 28.0% | 64.0% | 8.0% | 100.0% |

図表 2-IV-2-10 加害者年齢

|    | 40歳未満 | 40-49歳 | 50-59歳 | 60-64歳 | 65-69歳 | 70-74歳 | 75-79歳 | 80-84歳 | 85-89歳 | 合計     |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人数 | 1     | 3      | 7      | 0      | 3      | 3      | 3      | 3      | 2      | 25     |
| 割合 | 4.0%  | 12.0%  | 28.0%  | 0.0%   | 12.0%  | 12.0%  | 12.0%  | 12.0%  | 8.0%   | 100.0% |

#### (4) 事件前の行政サービス等の利用

事件前の行政サービス等の利用状況、行政対応の状況について整理した。

事件前の行政サービス等の利用状況をみると、介護保険サービスについては利用「あり」が25人中11人であった。また、医療機関の利用「あり」は25人中18人、行政への相談「あり」は25人中11人であり、25人中20人がいずれかのサービス等を利用していた。

上記の行政サービス等の利用状況とは別に、事件前の行政機関による何らかの対応の有無（高齢者虐待事例としての対応に限らず）を確認したところ、対応「あり」とされたのは12人であった。

また、高齢者虐待防止法第11条に基づく立入調査を行った事例は3件であった。

図表 2-IV-2-11 事件前のサービス利用状況等

|                               |    | あり    | なし・不明 | 合計     |
|-------------------------------|----|-------|-------|--------|
| 事件前の介護保険サービス利用                | 人数 | 11    | 14    | 25     |
|                               | 割合 | 44.0% | 56.0% | 100.0% |
| 事件前の医療機関の利用                   | 人数 | 18    | 7     | 25     |
|                               | 割合 | 72.0% | 28.0% | 100.0% |
| 事件前の行政への相談                    | 人数 | 11    | 14    | 25     |
|                               | 割合 | 44.0% | 56.0% | 100.0% |
| 事件前の介護保険サービス・医療機関・行政相談いずれかの利用 | 人数 | 20    | 5     | 25     |
|                               | 割合 | 80.0% | 20.0% | 100.0% |

※「介護保険サービスの利用」の「なし・不明」には、介護サービスを「過去受けていたが事件発生時点では受けていない」を含む。

図表 2-IV-2-12 事件前の行政機関による何らかの対応の有無

|    | 人数 | 割合     |
|----|----|--------|
| あり | 12 | 48.0%  |
| なし | 13 | 52.0%  |
| 合計 | 25 | 100.0% |

図表 2-IV-2-13 立入調査（法第11条）の有無

|    | 人数 | 割合     |
|----|----|--------|
| あり | 3  | 12.0%  |
| なし | 22 | 88.0%  |
| 合計 | 25 | 100.0% |

#### (5) 事案の事後検証

死亡・重篤事案が発生した市町村において、当該事案に対する事後検証の実施状況を確認した。

事後検証を「実施した（予定を含む）」のは18件（72.0%）であり、「実施していない」は7件（28.0%）であった。

図表 2-IV-2-14 事案の事後検証の実施状況

|             | 人数 | 割合     |
|-------------|----|--------|
| 実施した（予定を含む） | 18 | 72.0%  |
| 実施していない     | 7  | 28.0%  |
| 合計          | 25 | 100.0% |

## V. 調査結果：市町村の体制整備状況と対応状況

### 1. 取組の状況

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和2年度末の状況を調査した。

実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が89.4%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が88.7%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が85.8%、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が85.6%と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が51.5%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が52.7%と半数程度にとどまっている。

また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率は51.8%にとどまっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

なお、令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和元年度と比べて「地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修」、「居宅介護サービス事業者に法について周知」、「介護保険施設に法について周知」等の実施割合が低下していた。

図表 2-V-1-1 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、令和2年度末現在)

(上：市町村数、下：割合(%))

|                      |   | 実施済           | 未実施           | R01実施済        |
|----------------------|---|---------------|---------------|---------------|
| 体制・<br>施策強化          | 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知<br>(調査対象年度中)  | 1,494<br>85.8 | 247<br>14.2   | 1,492<br>85.7 |
|                      | 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修<br>(調査対象年度中)                                       | 1,082<br>62.1 | 659<br>37.9   | 1,233<br>70.8 |
|                      | 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動<br>(調査対象年度中)                                  | 1,048<br>60.2 | 693<br>39.8   | 1,097<br>63.0 |
|                      | 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成  | 1,250<br>71.8 | 491<br>28.2   | 1,229<br>70.6 |
|                      | 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言   | 1,557<br>89.4 | 184<br>10.6   | 1,539<br>88.4 |
|                      | 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 | 1,545<br>88.7 | 196<br>11.3   | 1,511<br>86.8 |
|                      | 終結した虐待事案の事後検証   | 737<br>42.3   | 1,004<br>57.7 | -<br>-        |
| 行政機<br>関連携           | 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化   | 1,491<br>85.6 | 250<br>14.4   | 1,460<br>83.9 |
|                      | 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備  | 879<br>50.5   | 862<br>49.5   | 710<br>40.8   |
|                      | 高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議   | 1,057<br>60.7 | 684<br>39.3   | 1,041<br>59.8 |
|                      | 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整  | 1,294<br>74.3 | 447<br>25.7   | 1,271<br>73.0 |
|                      | 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化                                | 1,345<br>77.3 | 396<br>22.7   | 1258<br>72.3  |
|                      | 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化                    | 902<br>51.8   | 839<br>48.2   | 837<br>48.1   |
| ネッ<br>トワ<br>ーク<br>構築 | 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組                                     | 1,338<br>76.9 | 403<br>23.1   | 1,329<br>76.3 |
|                      | 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組                                   | 917<br>52.7   | 824<br>47.3   | 888<br>51.0   |
|                      | 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組                                   | 897<br>51.5   | 844<br>48.5   | 871<br>50.0   |
| 法<br>の<br>周<br>知     | 居宅介護サービス事業者に法について周知   | 1,025<br>58.9 | 716<br>41.1   | 1,128<br>64.8 |
|                      | 介護保険施設に法について周知  | 945<br>54.3   | 796<br>45.7   | 1,042<br>59.9 |

## 2. 取り組みのパターンと相談・通報及び虐待判断件数

ここでは、昨年度調査報告書において実施した市町村の取組パターンと相談・通報件数、虐待判断件数の関係の継続確認を目的として、同様の分析を実施した。

### (1) 取り組みのパターン

#### 1) 因子の抽出

市町村における18項目の取組状況への回答を用いて因子分析を行った結果、関連性の高い3つの因子を抽出した。なお、抽出された因子の構成は昨年度調査報告書と同様、第1因子【体制・施策強化】、第2因子【ネットワーク】、第3因子【周知・啓発・教育】とした。

図表 2-V-2-1 取組パターンに関する因子分析の結果

|  | 因子名と負荷量 |        |          |
|--|---------|--------|----------|
|  | 体制・施策強化 | ネットワーク | 周知・啓発・教育 |
| 12.生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化                              | 0.592   |        |          |
| 05.虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言                                 | 0.546   |        |          |
| 13.保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化                  | 0.522   |        |          |
| 06.必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 | 0.511   |        |          |
| 11.老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整                  | 0.509   |        |          |
| 10.高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議                 | 0.504   |        |          |
| 08.成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化                     | 0.472   |        |          |
| 07.終結事案の事後検証   | 0.355   |        |          |
| 04.独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成                        | 0.311   |        |          |
| 09.地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備                  | 0.275   |        |          |
| 15.介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組           |         | 0.874  |          |
| 16.行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組           |         | 0.770  |          |
| 14.民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組             |         | 0.529  |          |
| 17.居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知                              |         |        | 0.870    |
| 18.介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知                                   |         |        | 0.832    |
| 03.高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動                       |         |        | 0.455    |
| 02.地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修                             |         |        | 0.454    |
| 01.高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知                                 |         |        | 0.314    |

#### 2) 取組状況による市町村の分類

1) で分類した類似の取組項目の3グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組み合わせにより、次の8グループに分類した。

G 1 : 取組項目の3グループのすべてが平均以下のグループ

G 2 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G 3 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ

G 4 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

- G5：取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以上で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ
- G6：取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ
- G7：取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ
- G8：取組項目の3グループのすべてが平均以上のグループ

図表 2-V-2-2 取組状況による市町村分類

| 取組状況による市町村分類 | 市町村数 | 構成比 (%) | 因子ごとの取組数 |        |          | 市区町村の概況  |                |                    |
|--------------|------|---------|----------|--------|----------|----------|----------------|--------------------|
|              |      |         | 体制・施策強化等 | ネットワーク | 周知・啓発・教育 | 人口 (平均値) | 高齢化率 (平均値) (%) | 地域包括あたり高齢者人口 (平均値) |
| G1 (すべて平均以下) | 341  | 19.6%   | ▼        | ▼      | ▼        | 21,058人  | 36.9%          | 4,938人             |
| G2           | 93   | 5.3%    | ▼        | ▼      | △        | 39,814人  | 35.5%          | 5,772人             |
| G3           | 149  | 8.6%    | ▼        | △      | ▼        | 24,282人  | 36.6%          | 4,935人             |
| G4           | 73   | 4.2%    | ▼        | △      | △        | 89,812人  | 33.9%          | 5,624人             |
| G5           | 161  | 9.2%    | △        | ▼      | ▼        | 40,992人  | 35.5%          | 7,315人             |
| G6           | 156  | 9.0%    | △        | ▼      | △        | 90,186人  | 33.5%          | 7,618人             |
| G7           | 229  | 13.2%   | △        | △      | ▼        | 49,858人  | 35.2%          | 7,204人             |
| G8 (すべて平均以上) | 539  | 31.0%   | △        | △      | △        | 135,965人 | 32.9%          | 7,994人             |
| 取組項目数 (平均)   | -    | -       | 6.2      | 1.8    | 3.2      | -        | -              | -                  |

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組み項目が市町村全体の平均以下をさす。

## (2) 取り組みパターンと相談・通報件数、虐待判断件数の関係

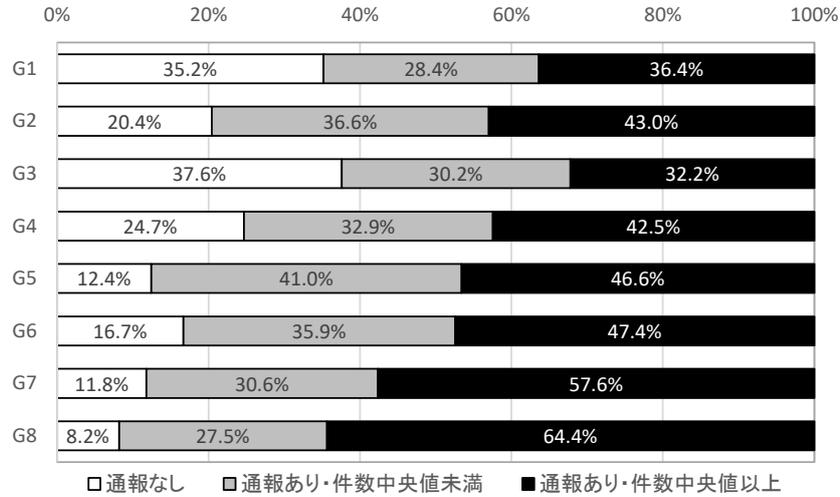
取り組みパターンによる相談・通報件数、虐待判断件数の関係性を確認することを目的としてクロス集計分析を実施した。

なお、ここでは高齢者単位人口（10万人）あたりの相談・通報件数、虐待判断件数を用い、それぞれ、①全体の中央値以上／②未満／③なしの3区分に分類して比較を行った。その結果、相談・通報件数、虐待判断件数に共通して下記の傾向が確認された。

- ・「体制・施策強化等」の取組状況が平均以下（G1～G4）では、「件数なし」の割合が高く、「あり・件数中央値以上」の割合が低い。
- ・「体制・施策強化等」の取組に加え、「ネットワーク」や「周知・啓発・教育」に取り組んでいるグループ（G5～G8）では、「あり」の割合が高くなっている。

このような結果を踏まえれば、市町村の取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数には強い関連性があることがうかがえる。

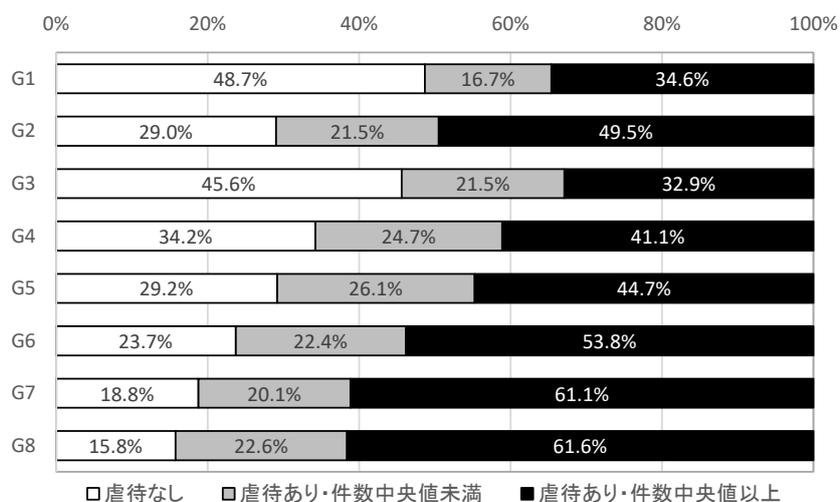
図表 2-V-2-3 取組状況に基づく市町村グループごとの相談・通報件数（高齢者単位人口あたり）



(図表 2-V-2-3 参考図表：集計内訳)

|    |        | 相談・通報件数の分布 |              |              | 合計     |
|----|--------|------------|--------------|--------------|--------|
|    |        | 通報なし       | 通報あり・件数中央値未満 | 通報あり・件数中央値以上 |        |
| G1 | 市区町村数  | 120        | 97           | 124          | 341    |
|    | 割合 (%) | 35.2%      | 28.4%        | 36.4%        | 100.0% |
| G2 | 市区町村数  | 19         | 34           | 40           | 93     |
|    | 割合 (%) | 20.4%      | 36.6%        | 43.0%        | 100.0% |
| G3 | 市区町村数  | 56         | 45           | 48           | 149    |
|    | 割合 (%) | 37.6%      | 30.2%        | 32.2%        | 100.0% |
| G4 | 市区町村数  | 18         | 24           | 31           | 73     |
|    | 割合 (%) | 24.7%      | 32.9%        | 42.5%        | 100.0% |
| G5 | 市区町村数  | 20         | 66           | 75           | 161    |
|    | 割合 (%) | 12.4%      | 41.0%        | 46.6%        | 100.0% |
| G6 | 市区町村数  | 26         | 56           | 74           | 156    |
|    | 割合 (%) | 16.7%      | 35.9%        | 47.4%        | 100.0% |
| G7 | 市区町村数  | 27         | 70           | 132          | 229    |
|    | 割合 (%) | 11.8%      | 30.6%        | 57.6%        | 100.0% |
| G8 | 市区町村数  | 44         | 148          | 347          | 539    |
|    | 割合 (%) | 8.2%       | 27.5%        | 64.4%        | 100.0% |
| 合計 | 市区町村数  | 330        | 540          | 871          | 1,741  |
|    | 割合 (%) | 19.0%      | 31.0%        | 50.0%        | 100.0% |

図表 2-V-2-4 取組状況に基づく市町村グループごとの虐待判断件数（高齢者単位人口あたり）



(図表 2-V-2-4 参考図表：集計内訳)

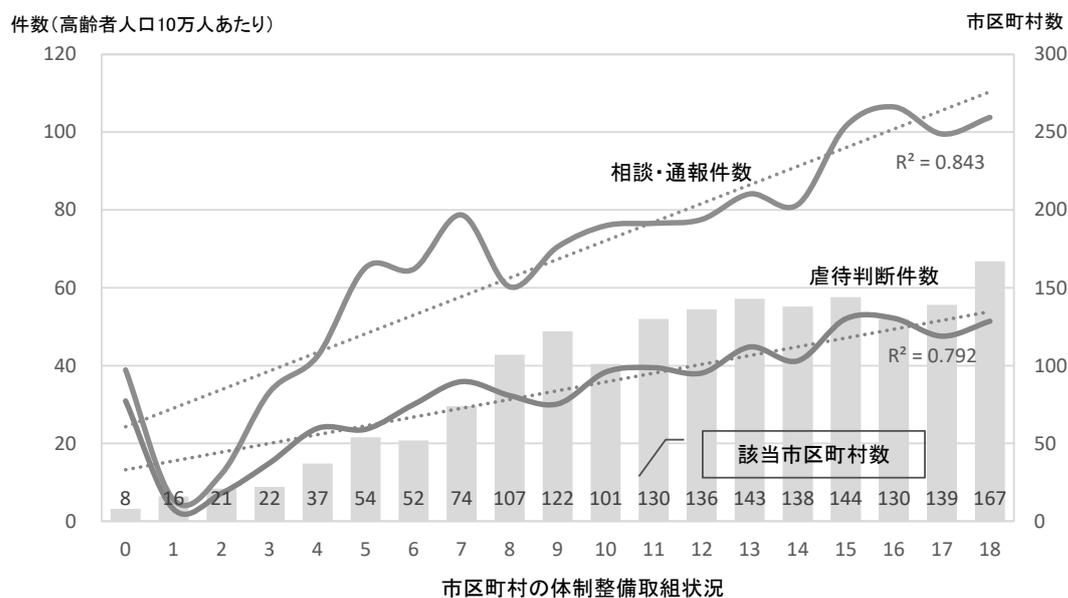
|    |        | 虐待判断件数の分布 |              |              | 合計     |
|----|--------|-----------|--------------|--------------|--------|
|    |        | 虐待なし      | 虐待あり・件数中央値未満 | 虐待あり・件数中央値以上 |        |
| G1 | 市区町村数  | 166       | 57           | 118          | 341    |
|    | 割合 (%) | 48.7%     | 16.7%        | 34.6%        | 100.0% |
| G2 | 市区町村数  | 27        | 20           | 46           | 93     |
|    | 割合 (%) | 29.0%     | 21.5%        | 49.5%        | 100.0% |
| G3 | 市区町村数  | 68        | 32           | 49           | 149    |
|    | 割合 (%) | 45.6%     | 21.5%        | 32.9%        | 100.0% |
| G4 | 市区町村数  | 25        | 18           | 30           | 73     |
|    | 割合 (%) | 34.2%     | 24.7%        | 41.1%        | 100.0% |
| G5 | 市区町村数  | 47        | 42           | 72           | 161    |
|    | 割合 (%) | 29.2%     | 26.1%        | 44.7%        | 100.0% |
| G6 | 市区町村数  | 37        | 35           | 84           | 156    |
|    | 割合 (%) | 23.7%     | 22.4%        | 53.8%        | 100.0% |
| G7 | 市区町村数  | 43        | 46           | 140          | 229    |
|    | 割合 (%) | 18.8%     | 20.1%        | 61.1%        | 100.0% |
| G8 | 市区町村数  | 85        | 122          | 332          | 539    |
|    | 割合 (%) | 15.8%     | 22.6%        | 61.6%        | 100.0% |
| 合計 | 市区町村数  | 498       | 372          | 871          | 1,741  |
|    | 割合 (%) | 28.6%     | 21.4%        | 50.0%        | 100.0% |

### (3) 取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係

ここでは、市町村の虐待対応に向けた体制整備の取組状況と養護者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数の関連について単純化し、取組実施数ごとの相談・通報件数、虐待判断件数（各平均値）について整理した。その結果、相談・通報件数、虐待判断件数はともに市町村の体制整備取組状況と比例関係にあることが明らかとなった（図表 2-V-3-1）。

※養介護施設従事者による高齢者虐待の相談・通報件数と体制整備取組状況の関連については第3章において掲載。

図表 2-V-3-1 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係

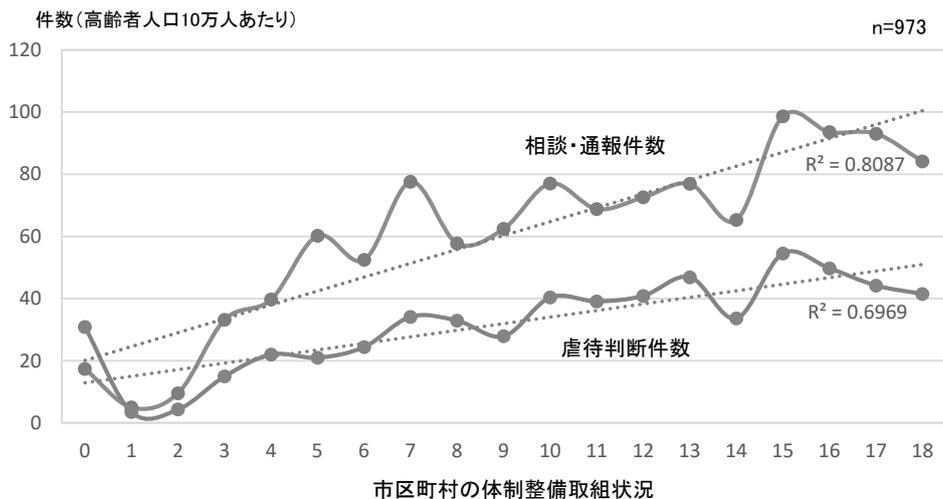


(図表 2-V-3-1 参考図表：集計内訳)

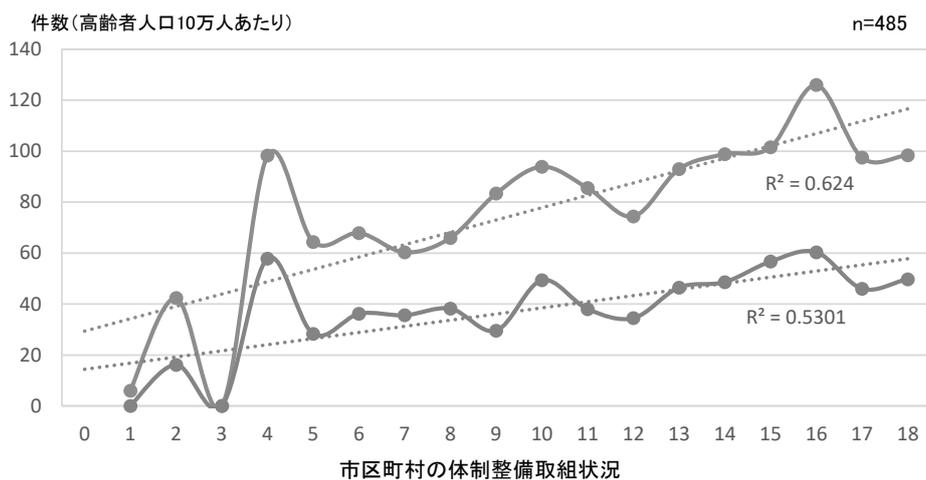
| 体制整備<br>取組数 | 市区町村数 | 高齢者人口10万人あたり  |               |
|-------------|-------|---------------|---------------|
|             |       | 相談通報件数<br>平均値 | 虐待判断件数<br>平均値 |
| 0           | 8     | 38.9          | 30.9          |
| 1           | 16    | 5.5           | 3.1           |
| 2           | 21    | 12.2          | 7.2           |
| 3           | 22    | 33.2          | 15.0          |
| 4           | 37    | 42.5          | 23.9          |
| 5           | 54    | 65.2          | 23.6          |
| 6           | 52    | 64.8          | 30.0          |
| 7           | 74    | 78.7          | 35.9          |
| 8           | 107   | 60.2          | 32.3          |
| 9           | 122   | 70.6          | 30.2          |
| 10          | 101   | 76.0          | 38.3          |
| 11          | 130   | 76.6          | 39.5          |
| 12          | 136   | 77.6          | 38.1          |
| 13          | 143   | 84.1          | 44.8          |
| 14          | 138   | 81.4          | 41.2          |
| 15          | 144   | 101.6         | 52.1          |
| 16          | 130   | 106.5         | 52.2          |
| 17          | 139   | 99.6          | 47.6          |
| 18          | 167   | 103.8         | 51.4          |

市町村の人口規模別（人口3万人未満969市町村、人口3～10万人未満485市町村、人口10万人以上287市町村）にみると、いずれの人口規模でも体制整備の取組数が増えるに従って養護者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数も増加する傾向にあり、人口規模にかかわらず虐待対応に向けた体制整備への取組と相談・通報件数、虐待判断件数は一定の関係性があることがうかがえた（図表2-V-3-2～4）。

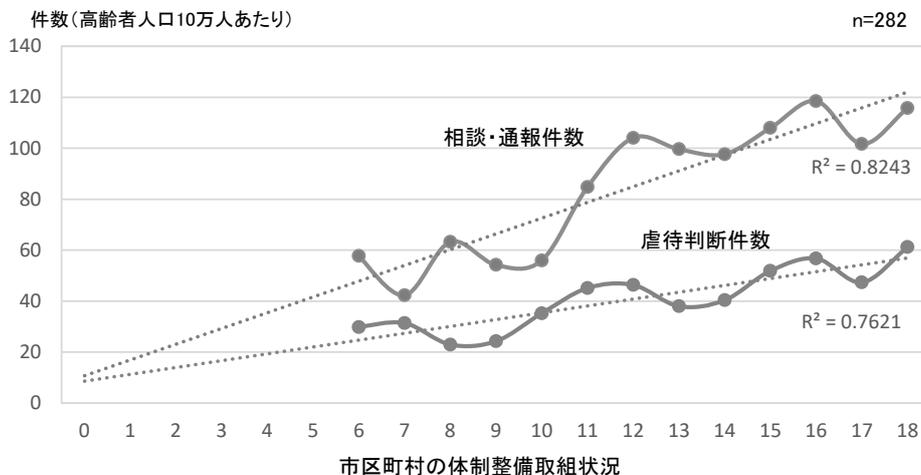
図表2-V-3-2 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係  
（人口3万人未満の市町村）



図表2-V-3-3 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係  
（人口3～10万人未満の市町村）



図表 2-V-3-4 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係  
(人口10万人以上の市町村)



(図表 2-V-3-2~4 参考図表 : 集計内訳)

| 体制整備<br>取組数 | 相談通報件数<br>(件/高齢者人口10万人あたり) |           |              |            | 虐待判断件数<br>(件/高齢者人口10万人あたり) |           |              |            | 市区町村数 |           |              |            |
|-------------|----------------------------|-----------|--------------|------------|----------------------------|-----------|--------------|------------|-------|-----------|--------------|------------|
|             | 全体                         | 3万人<br>未満 | 3~10万<br>人未満 | 10万人<br>以上 | 全体                         | 3万人<br>未満 | 3~10万<br>人未満 | 10万人<br>以上 | 全体    | 3万人<br>未満 | 3~10万<br>人未満 | 10万人<br>以上 |
| 0           | 38.9                       | 17.4      | —            |            | 30.9                       | 30.8      | —            |            | 8     | 7         | 1            | 0          |
| 1           | 5.5                        | 5.0       | 6.0          |            | 3.1                        | 3.5       | 0.0          |            | 16    | 14        | 3            | 0          |
| 2           | 12.2                       | 9.6       | —            |            | 7.2                        | 4.3       | —            |            | 21    | 20        | 4            | 0          |
| 3           | 33.2                       | 33.2      | 0.0          |            | 15.0                       | 15.0      | 0.0          |            | 22    | 22        | 3            | 0          |
| 4           | 42.5                       | 39.7      | 98.2         |            | 23.9                       | 22.0      | 57.9         |            | 37    | 33        | 6            | 0          |
| 5           | 65.2                       | 60.2      | 64.4         |            | 23.6                       | 21.0      | 28.3         |            | 54    | 47        | 12           | 0          |
| 6           | 64.8                       | 52.4      | 67.9         | 57.8       | 30.0                       | 24.4      | 36.1         | 29.8       | 52    | 40        | 10           | 2          |
| 7           | 78.7                       | 77.5      | 60.3         | 42.3       | 35.9                       | 34.1      | 35.6         | 31.4       | 74    | 55        | 14           | 2          |
| 8           | 60.2                       | 57.8      | 66.0         | 63.2       | 32.3                       | 32.9      | 38.2         | 22.9       | 107   | 80        | 28           | 6          |
| 9           | 70.6                       | 62.5      | 83.4         | 54.2       | 30.2                       | 27.9      | 29.5         | 24.3       | 122   | 84        | 29           | 7          |
| 10          | 76.0                       | 77.0      | 93.9         | 56.0       | 38.3                       | 40.4      | 49.3         | 35.2       | 101   | 63        | 28           | 10         |
| 11          | 76.6                       | 68.8      | 85.6         | 84.8       | 39.5                       | 39.1      | 38.0         | 45.1       | 130   | 82        | 36           | 9          |
| 12          | 77.6                       | 72.6      | 74.4         | 104.1      | 38.1                       | 40.9      | 34.4         | 46.3       | 136   | 81        | 43           | 11         |
| 13          | 84.1                       | 76.9      | 93.0         | 99.6       | 44.8                       | 46.9      | 46.5         | 38.0       | 143   | 80        | 44           | 13         |
| 14          | 81.4                       | 65.3      | 98.8         | 97.7       | 41.2                       | 33.6      | 48.6         | 40.4       | 138   | 64        | 54           | 28         |
| 15          | 101.6                      | 98.7      | 101.5        | 108.0      | 52.1                       | 54.5      | 56.6         | 51.9       | 144   | 64        | 38           | 40         |
| 16          | 106.5                      | 93.6      | 125.9        | 118.5      | 52.2                       | 49.7      | 60.3         | 56.7       | 130   | 50        | 40           | 35         |
| 17          | 99.6                       | 93.1      | 97.5         | 101.7      | 47.6                       | 44.2      | 46.0         | 47.3       | 139   | 42        | 37           | 54         |
| 18          | 103.8                      | 84.2      | 98.3         | 115.8      | 51.4                       | 41.5      | 49.8         | 61.2       | 167   | 45        | 55           | 65         |

### 3. 市町村ごとの対応状況と取組状況

#### (1) 市町村ごとの対応件数の分布（養護者による高齢者虐待）【再掲】

市町村ごとに算出した、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口10万人あたり」の相談・通報件数の中央値は70.9件、虐待判断件数の中央値は26.8件であった。また、市町村ごとに算出した「地域包括支援センター1か所あたり」の相談・通報件数の中央値は4.0件、虐待判断件数の中央値は1.8件であった（図表2-Ⅲ-1-2及び図表2-Ⅲ-1-3）。

市町村ごとに算出した、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口10万人あたり」の「終結」事例数（中央値）は14.6件、「対応継続」事例数（中央値）は10.3件であった。また、「地域包括支援センター1か所あたり」の「終結」事例数（中央値）は1.0件、「対応継続」事例数（中央値）は1.0件であった（図表2-Ⅲ-3-11及び図表2-Ⅲ-3-12）。

【再掲】図表2-Ⅲ-1-2 高齢者人口（10万）あたりの相談・通報件数及び虐待判断件数

|            | 平均値  | 標準偏差 | パーセンタイル |     |      |              |       |       |       |
|------------|------|------|---------|-----|------|--------------|-------|-------|-------|
|            |      |      | 5%      | 10% | 25%  | 50%<br>(中央値) | 75%   | 90%   | 95%   |
| 新規相談・通報受理数 | 81.5 | 73.6 | 0.0     | 0.0 | 27.4 | 70.9         | 118.2 | 170.0 | 208.3 |
| 新規虐待判断件数   | 40.2 | 49.4 | 0.0     | 0.0 | 0.0  | 26.8         | 57.9  | 101.1 | 130.0 |

※基礎数は市町村ごと

【再掲】図表2-Ⅲ-1-3 地域包括支援センター1か所あたりの相談・通報件数及び虐待判断件数

|            | 平均値 | 標準偏差 | パーセンタイル |     |     |              |     |      |      |
|------------|-----|------|---------|-----|-----|--------------|-----|------|------|
|            |     |      | 5%      | 10% | 25% | 50%<br>(中央値) | 75% | 90%  | 95%  |
| 新規相談・通報受理数 | 6.1 | 8.4  | 0.0     | 0.0 | 1.0 | 4.0          | 8.0 | 14.0 | 20.0 |
| 新規虐待判断件数   | 2.9 | 5.0  | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 1.8          | 4.0 | 7.0  | 9.4  |

※基礎数は市町村ごと

【再掲】図表2-Ⅲ-3-11 高齢者人口（10万）あたりの対応結果別事例数

|         | 平均値  | 標準偏差 | パーセンタイル |     |     |              |      |      |       |
|---------|------|------|---------|-----|-----|--------------|------|------|-------|
|         |      |      | 5%      | 10% | 25% | 50%<br>(中央値) | 75%  | 90%  | 95%   |
| 終結事例数   | 27.6 | 41.2 | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 14.6         | 40.2 | 70.9 | 99.3  |
| 対応継続事例数 | 25.2 | 39.1 | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 10.3         | 35.0 | 72.7 | 102.3 |

※基礎数は市町村ごと

【再掲】図表2-Ⅲ-3-12 地域包括支援センター1か所あたりの対応結果別事例数

|         | 平均値 | 標準偏差 | パーセンタイル |     |     |              |     |     |     |
|---------|-----|------|---------|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|
|         |     |      | 5%      | 10% | 25% | 50%<br>(中央値) | 75% | 90% | 95% |
| 終結事例数   | 2.0 | 3.3  | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 1.0          | 2.8 | 5.0 | 7.0 |
| 対応継続事例数 | 1.9 | 4.4  | 0.0     | 0.0 | 0.0 | 1.0          | 2.0 | 5.0 | 7.0 |

※基礎数は市町村ごと

## (2) 市町村の種類別にみた取組状況、対応件数の分布（養護者による高齢者虐待）

市町村ごとの取組実施数、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口10万人あたり」の相談・通報件数、及び「高齢者人口10万人あたり」の虐待判断件数について、市町村の種類別に集計を行った。その結果、取組実施数が最も多い「政令市・中核市・特例市・特別区」では、全市町村平均と比べ相談・通報件数は約1.38倍、虐待判断件数は約1.36倍となっていた。逆に、取組実施数が最も少ない「町村」では、全市町村平均と比べ相談・通報件数は約0.84倍、虐待判断件数は0.88倍であった。

図表 2-V-3-1 市町村の種類別にみた取組実施数、相談・通報件数、虐待判断件数

|                            |               | 取組み<br>実施数    | 相談・通報件<br>数(高齢者10<br>万人あたり) | 虐待判断件<br>数(高齢者10<br>万人あたり) |
|----------------------------|---------------|---------------|-----------------------------|----------------------------|
| 政令市・中核市・特例市・特別区<br>(n=128) | 平均値<br>(標準偏差) | 15.9<br>(2.3) | 112.2<br>(54.2)             | 54.8<br>(42.1)             |
| 一般市<br>(n=686)             | 平均値<br>(標準偏差) | 13.4<br>(3.6) | 93.4<br>(59.4)              | 44.3<br>(39.4)             |
| 町村<br>(n=927)              | 平均値<br>(標準偏差) | 10.3<br>(4.3) | 68.5<br>(82.1)              | 35.3<br>(55.9)             |
| 合計<br>(N=1,741)            | 平均値<br>(標準偏差) | 11.9<br>(4.3) | 81.5<br>(73.6)              | 40.3<br>(49.4)             |

## (3) 地域包括支援センターの設置形態別にみた取組状況、対応件数の分布（養護者による高齢者虐待）

市町村の取組実施数、養護者による高齢者虐待に関する「高齢者人口10万人あたり」の相談・通報件数、及び「高齢者人口10万人あたり」の虐待判断件数について、地域包括支援センター設置形態別に集計を行った。その結果、取組実施数が最も多い「直営と委託」では、全市町村平均と比べ相談・通報件数は約1.22倍、虐待判断件数は約1.20倍となっていた。取組実施数が最も少ない「直営のみ」では、全体平均と比べ相談・通報件数は約0.90倍、虐待判断件数は約0.91倍であった。

図表 2-V-3-2 地域包括支援センターの設置形態別にみた取組実施数、相談・通報件数、虐待判断件数

|                  |               | 取組み<br>実施数    | 相談・通報件<br>数(高齢者10<br>万人あたり) | 虐待判断件<br>数(高齢者10<br>万人あたり) |
|------------------|---------------|---------------|-----------------------------|----------------------------|
| 直営のみ<br>(n=920)  | 平均値<br>(標準偏差) | 11.1<br>(4.3) | 73.4<br>(76.8)              | 36.5<br>(50.0)             |
| 委託のみ<br>(n=673)  | 平均値<br>(標準偏差) | 12.6<br>(4.2) | 88.7<br>(70.6)              | 43.6<br>(49.3)             |
| 直営と委託<br>(n=148) | 平均値<br>(標準偏差) | 14.0<br>(3.7) | 99.0<br>(57.9)              | 48.4<br>(43.2)             |
| 合計<br>(N=1,741)  | 平均値<br>(標準偏差) | 11.9<br>(4.3) | 81.5<br>(73.6)              | 40.3<br>(49.4)             |

## 4. 体制整備の具体的方法

市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する令和元年度内の取組状況を調査した18項目について、「広報・普及活動、体制強化」「ネットワーク構築」「行政機関連携」「相談・支援」の4カテゴリに分類した上で、実施している場合はその具体的な方法を、未実施の場合はその理由等を自由記述により回答するよう求めた。

図表 2-V-4-1 カテゴリ別の体制整備における調査項目

| 質問項目 |   | カテゴリ            |
|------|---|-----------------|
| 問1   | 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）  | 広報・普及啓発<br>体制強化 |
| 問2   | 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）   |                 |
| 問3   | 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）                                      |                 |
| 問4   | 居宅介護サービス事業者に法について周知   |                 |
| 問5   | 介護保険施設に法について周知  |                 |
| 問6   | 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成  |                 |
| 問18  | 終結した虐待事案の事後検証   |                 |
| 問7   | 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組                                     | ネットワーク構築        |
| 問8   | 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組                                   |                 |
| 問9   | 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組                                   |                 |
| 問10  | 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化   | 行政機関連携          |
| 問11  | 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備  |                 |
| 問12  | 高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議   |                 |
| 問13  | 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整  |                 |
| 問14  | 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化                                |                 |
| 問15  | 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化                    |                 |
| 問16  | 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言   | 相談支援            |
| 問17  | 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 |                 |

図表 2-V-4-2 体制整備の具体的方法として回答された主な内容

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 1. 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(年度中) |  |
| ○パンフレット等の配布、広報誌等への掲載            | 健康カレンダーや広報への掲載、チラシやポスターを事業実施時に掲示・配布。<br>コロナ禍で住民が集まるイベント、関係者を参集して行う研修会等の機会が無く、広報誌等を利用して周知した。関係者を参集しての研修会や勉強会は開催できなかったため、事業者・関係者等への周知等は感染状況を見ながら今年度に開催する予定。<br>独自に作成した高齢者虐待についてのポスターを継続して関係機関・団体に掲載している他、介護予防教室等で相談窓口の周知。<br>住民への周知は、セーフコミュニティ活動の一環で「虐待の定義」、「相談窓口」、「虐待のチェックリスト」等が掲載されたポスターを掲示している。また、住民を対象に虐待事例の紹介を行っている。<br>介護保険制度や市の保健福祉サービス等をまとめた市民向けの冊子に相談先を記載するとともに、地域包括支援センター相談員を中心に民生委員向けに高齢者見守りシートを作成し、活用している。<br>地域の支え合いガイドマップを住民に対して全戸配布し、相談窓口について周知した。<br>高齢者虐待防止のチラシを作成し、入所施設や医療機関に掲示を依頼しているほか、相談時や健康教育の際に住民や関係者に配布。健康教育や市役所支所や公民館等で高齢者虐待防止ポケットティッシュを配布。 |
| ○上記以外のメディアを使用した周知               | 高齢者虐待防止啓発物品を作成し、高齢者支援関係者・市民等に広く、通報窓口や高齢者虐待について周知している。<br>市関連施設に相談カードを設置。<br>住民への周知についてはケーブルテレビの活用  |
| ○会議集会等での周知                      | 司法書士や介護福祉関係機関を交えた合同相談会をショッピングセンター等で行い、啓発活動を行っている。  |
| 2. 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する周知 |  |
| ○形態の工夫                          | 介護保険サービス事業所が参加する地域ケア会議において研修を実施。<br>在支・包括支援センター担当者に対して、年2回の高齢者虐待防止研修を行っている。また、CM協議会と共催にて高齢者虐待についての研修を行っている。<br>地域包括支援センターでは毎月の事例検討会を開催し、高齢者虐待事例も取り上げて支援方針の検討、検証を行っている。<br>社会福祉士が中心になり委託型包括内で虐待対応マニュアルを作成したものを基に研修を行っている。<br>行政が地域包括支援センターへ、地域包括支援センターは日常生活圏域内において、介護サービス事業所等地域福祉関係者向けに虐待予防に関する啓発周知を行っている。<br>認知症地域支援・ケア向上事業における研修会と合同で開催(Web利用)。   |
| ○対象者の工夫                         | 町内の福祉関係者及び行政職員に権利擁護(高齢者虐待含む)の研修会を実施。<br>民生委員と高齢福祉課職員向けに研修会を企画したがコロナ感染症予防のため研修会は中止、資料を配布して啓発を行った。<br>要援護高齢者支援ネットワーク構成員(市民、民間事業者、介護保険サービス事業者等)に対し、研修会を実施している。<br>地域包括支援センター社会福祉士の連絡会を定期的に開催し、対応フローの確認や介護保険事業所へ高齢者虐待相談窓口の周知活動を行った。<br>地域包括支援センター及び自治体で窓口業務のある所管向けに高齢者虐待基礎研修を実施。<br>養護者による高齢者虐待に関するウェブ研修を、市内介護支援専門員連絡会を対象に開催した。他、市内郵便局員向けにも企画調整したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、次年度以降に延期となった。<br>高齢者虐待担当者には、段階別研修の実施や事例検討会でスキルアップを図り、高齢者虐待に対し迅速かつ適切に対応できるようにしている。   |
| ○研修テーマの工夫                       | 地域包括支援センター等関係者向けの虐待における養護者の支援についての研修会を実施。居宅介護事業所向け虐待研修、養介護施設従事者向け虐待研修を介護・高齢支援課と共催で実施。成年後見関連講演会を障害福祉課と共催で実施。<br>支援者向けには講演会や弁護士による相談会を実施。  |
| ○講師招聘                           | 他市の高齢者虐待防止ネットワークの取り組みについて講師を招き、介護保険事業所、医療機関相談員、地域包括支援センターの職員と勉強会を行った。そして、高齢者虐待防止ネットワーク事業の機能と役割について対応フローを作成した。地域包括支援センターと帳票の見直しを行っている。<br>弁護士による法律相談支援事業において、高齢者虐待のケースの勉強会を地域包括支援センター職員、各事業者の関係者を交えて行っている。  |

|   |   |
|---|---|
| 3. 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動        | <p>○パンフレット等の配布、広報誌等への掲載</p> <p>地域包括支援センター（直営）が対応窓口となっているため、センター便りでの広報、啓発や、研修会の参加、講演会等を企画し住民啓発に取り組んでいる。</p> <p>介護予防教室等で、独自に作成したチラシを配布し、啓発の一環として高齢者虐待の内容や相談窓口を周知。</p> <p>住民への啓発活動は、例年は講演会や勉強会を実施していたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、広報誌に記事を掲載した。</p> <p>○上記以外のメディアを使用した周知</p> <p>直営の地域包括支援センターが住民向けオンライン研修を実施。</p> <p>○会議集会等での周知</p> <p>地域包括支援センター社会福祉士部会による虐待防止の出前勉強会で市民に対し周知・啓発を行っている。</p> <p>地域包括支援センター主催で権利擁護に関する市民向け講座を年3回実施。</p> <p>令和2年度から市民後見人養成講座が始まり、高齢者虐待に関する講義を行った。</p> <p>介護相談員連絡会及び民生児童委員全体会（出前講座）高齢者虐待及び窓口について周知した。</p>  |
| 4. 居宅介護サービス事業者に法について周知、及び 5. 介護保険施設に法について周知 | <p>○周知等のための研修等の開催</p> <p>各包括支援センターにおいて介護支援専門員や介護サービス事業者等に対し、虐待の研修を実施している。介護保険施設においても年1回集団指導している。</p> <p>市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所を対象とした会議で成年後見制度に関する研修を実施。</p> <p>虐待、成年後見制度の活用を内容とした行政、ケアマネジャー、福祉関係者向けの研修を実施。</p> <p>事業所対象の学習会において高齢者虐待防止講演。</p> <p>権利擁護の専門家を講師に招き介護など高齢者を関わる職員を対象に勉強会を開催。</p> <p>CM協議会と共催にて高齢者虐待についての研修を行っている。</p> <p>居宅介護サービス事業者向けの研修を地域包括支援センター主催で開催及び市のマニュアルを介護事業者へ配布。</p> <p>介護サービス研修会を地域包括支援センターとともに企画し、高齢者虐待対応についての研修を行った。コロナ禍ということでDVDを作成し、配布するという方法をとった。</p> <p>高齢者虐待防止について研修会を行ったところ、居宅介護サービス事業者の参加は多かったが、介護保険施設職員の参加はなかった。</p> <p>介護保険サービス事業所の新任者や虐待対応の経験が浅い職員に向け、虐待に関する研修を実施。</p> <p>介護サービス事業所には毎年虐待防止について講師を招き、研修を行っている。</p> <p>居宅介護サービス事業所向けと高齢者施設向けの研修会を毎年交互に開催。令和2年度は高齢者施設向けに開催。</p> <p>○会議・研修等の機会を利用した周知</p> <p>高齢者虐待に関する研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、オンライン研修（集団指導）を実施した。</p> <p>介護従事者連絡会において、弁護士を講師に高齢者虐待防止についての研修を行った。</p> <p>ケース検討会等の機会に、高齢者虐待防止法について周知を行っている。</p> <p>○情報提供</p> <p>市内の地域包括支援センターに所属する社会福祉士と市が共同で高齢者虐待に関するチラシを作成し、区長や民生委員児童委員、市内介護保険事業所へ配布した。</p> <p>高齢者虐待対応状況報告の実施（全ての介護保険事業所を対象に独自資料を配布）。</p> |
| 18. 終了した虐待事案の事後検証                           | <p>○専門職等によるスーパーバイズ</p> <p>虐待対応に知識のある専門職にスーパーバイザーとなっただき、行政や地域包括がスーパーバイズを受ける機会を作っている。</p> <p>老人福祉法による措置を実施したケース等で対応方法等検証が必要な場合においては虐待対応専門職（弁護士、社会福祉士）の派遣を受け振り返りを行っている。</p> <p>事後検証については、専門職会議にて事例検討として検証している。</p> <p>一部のケースについて、高齢者虐待対応専門職チームに事例報告し助言等をいただいている。</p> <p>○行政・地域包括内での共有</p> <p>終了した事案は全地域包括支援センター担当者と共有し、対応の振り返りを行っている。</p> <p>H30年度に起きた死亡事案について事後検証を実施。R2年度中は、市役所と地域包括支援センターにより事例を用いた事後検証を行った。</p> <p>虐待ケースの中でも、支援困難ケースについては、適宜振り返りを行い、今後のケース対応への参考にできるようにしている。</p> <p>地域包括支援センターが終了した事案の見守りと、市と事後検証を行う機会を持ち、再発防止に努めている。</p> <p>終了した虐待については最終チェックシートの中に対応の振り返りをする欄を設けている。</p> <p>終了した虐待事案の事後検証については、必要に応じて包括との事例検討会の議題に取り上げている。</p> <p>月1回の地域包括支援センターの社会福祉士及び市の権利擁護担当で構成される社会福祉士定例会において虐待事案に関する共有と検証を実施している。</p> <p>虐待防止研修会の中で事例として取り上げ、対応は良かったか、代替方法はなかったか等検討している。また、年に数例は、委託包括と市が最終ケースを振り返る機会を持ち検討している。第三者による検証は行っていない。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| 6. 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成            |  |
| ○マニュアル・要綱・ガイドライン等を独自に作成                        | <p>地域ケア会議においてマニュアル案を議論(会議構成員に居宅介護サービス事業者が含まれる。)、H2.6マニュアル策定。</p> <p>虐待の通報があった場合は、独自の相談受付票を作成し、対応フロー図に基づいて対応している。</p> <p>虐待対応フローを作成し、初動から終結までの流れを明確にした。</p> <p>高齢者虐待防止マニュアルを家庭用、養介護施設用、専門職用の3種類適宜配布・ホームページでのダウンロードが可能となっている。施設訪問時は施設用マニュアルを配布。</p> <p>独自の虐待対応マニュアル・事例集の作成等を実施している。</p> <p>町で受付からの流れや虐待の定義についてのマニュアルを作成し、関係機関で確認を行った。</p> <p>2年度末には要綱を改正するとともに、対応フロー図を作成し、地域包括支援センターと改めて対応の流れについて確認を行った。また、定期的な情報共有・意見交換を行っている。</p> <p>社会福祉士5名中、2名が交代。通報を受けてからの対応が人によって変わらないよう、社会福祉士でフローチャートを作成。</p>   |
| ○マニュアル改訂等                                      | <p>令和2年1月虐待対応マニュアルを改訂し、その内容を令和2年度地域包括支援センター職員へ説明し、フローをもって役割等確認した。</p> <p>包括内の社会福祉士会にて高齢者虐待の事例検討やマニュアル改訂に取り組んだ。</p>   |
| 7. 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組 |  |
| ○新たに構築   | <p>住民が参加しての早期発見・見守りネットワークについてはコロナ禍で外出の機会が減った高齢者を中心に民生委員や住民のボランティアによる安否確認訪問の取り組みを開始した。</p>  |
| ○既存ネットワークを活用                                   | <p>地域の商工会や郵便局、新聞販売店なども含め、地域見守りネットワークを形成し、認知症も含めた見守り体制を構築している。</p> <p>75歳以上の単身高齢者世帯を対象にする見守りネットワーク事業を実施した他、民間事業所との協定による地域見守り活動を実施している。</p> <p>町と新聞店、郵便局、銀行、生協、JA、ヤクルト、宗教会等と配達時や訪問時等の業務範囲内における「ひとり暮らし・高齢者世帯等見守りネットワーク協定」を結んでいる。</p> <p>民生委員は、「緊急時情報提供シート」を作成し、定期的な見守りと、発見時の親族等への連絡をスムーズに行える体制を構築。社会福祉協議会は、1人暮らし高齢者を対象としたヤクルト配達を行っており、配達時の見守りを実施している。</p> <p>高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを組織し、民生委員・区長・社会福祉協議会や老人福祉施設連絡協議会・介護支援専門員協会、保健福祉事務所・警察署・法務局・人権擁護委員協議会・司法書士会・医師会・医療ソーシャルワーカー協会を構成員としている。</p> <p>ネットワーク構築のため、「高齢者虐待対策連絡会」を設置し、開催してきたが、「障がい者虐待対策連絡会」を統合した「〇〇市権利擁護推進協議会」を設置し、初回連絡協議会を開催した。</p> <p>高齢者虐待及び高齢者等SOSネットワーク運営委員会を同時開催し、日常的な見守り体制の構築を図っている。</p> <p>市見守りネットワークは、市くらし支えあい条例第27条に基づき、事業者及び自治組織等の協力を得て、日常業務の中で“ゆるやかな見守り”を行ってもらっている。なお、事業所や団体等と市は見守りネットワーク事業に係る協定を締結している。</p> <p>町単位で民生委員、CSW、包括職員等が参加する拡大地域ケア会議を立ち上げ情報交換している。</p> <p>民生委員、社協、介護保険サービス事業者等関係機関とは地域ケア会議や連絡会を通じてネットワークを形成しており、異変を感じた場合は、地域包括支援センターや行政に相談が入る体制が構築できている。</p> |
| ○事例ごとの連携                                       | <p>住民が犬の散歩時に近隣の高齢者を見守ることなど、新たな取り組みも始まった。</p> <p>自治区、民生委員等とは虐待も含めて地域で心配な高齢者がいた場合に情報提供いただけるよう日頃から関係づくりに努めている。</p>  |
| 8. 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉介入支援ネットワーク」の構築への取組   |  |
|  | <p>医療・介護等関係機関についてもサービス調整会議等における連絡体制を構築している。</p> <p>地域包括ケア会議の構成員として位置づけ、会議への参集を行っている。各部会制とし、必要時会議への招集を図っている。</p> <p>DV、高齢者、障害者、児童虐待の担当所管課、関係機関で構成する「虐待・DV対策連携会議」を設置している。また、各包括毎に地域個別ケア会議を実施しており、高齢者虐待を含め対応困難な事例について対応方法等を協議する場を設けている。</p> <p>「成年後見地域ネットワーク会議」および「保健福祉関係相談機関連絡会」等にて、社協等関係機関との見守りおよび介入支援に関するネットワーク構築に向けた取組を実施。</p> <p>在宅医療・介護連携推進協議会及びケアマネ連絡会を通じて、事業所とのネットワークを強化しながら、個別の事案については、関係者を参集し地域ケア個別会議を開催している。</p> <p>駐在員(警察)、診療所医師・看護師・地区担当保健師・介護・障がい事業所、民生委員、公民館長、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等で構成された地域ケア会議を6地区で開催し、情報共有を行っている。</p> <p>名称を冠したネットワークではないが、居住地域及び近隣市町の関係機関により、随時必要な連絡調整を行うネットワークが構築されており、ケア会議を開催することが可能である。</p>  |

|   |
|---|
| 9. 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関入支援ネットワーク」の構築への取組   |
| <p>高齢者虐待防止連絡協議会 実務者会議及び社会福祉協議会「成年後見サポート推進協議会」において、弁護士・司法書士等専門職とのネットワークを整備している。</p> <p>年1回「虐待防止事業運営委員会」を行っている。委員は市内市外の法律関係者、医療関係者に依頼している。</p> <p>高齢者基幹包括支援センター（市）、地域包括支援センターそれぞれが圏域内の医療機関等の関係機関へ連携依頼を行い、その際に情報交換をしていて、普段から連携しやすい関係づくりをしている。</p> <p>個別事例に関して、保健医療福祉サービス関係、司法関係者、生活困窮支援関係機関と支援ネットワークを組んで対応。認知症地域推進体制構築ネットワーク会議を実施しており、高齢者虐待防止への取組も検討しており、取組の評価、委員からの意見をいただく機会を設けている。R2年度は感染症対策のため書面会議で実施。</p> <p>司法関係者、医療機関、警察、介護保険事業者等を構成員とする権利擁護ネットワーク会議を定期的に行い、専門職によるネットワーク構築も図っている。</p> <p>ケースによっては医療機関、警察、保健所、司法書士と連携して対応している。経済的虐待により成年後見制度の利用が必要なケースについては、司法書士を含む会議体のなかで検討している。</p> <p>市役所内部での虐待事例検討会に、外部の弁護士や社会福祉士の派遣を依頼して検討している。</p> <p>毎月、高齢者虐待や成年後見制度市長申立て案件等についてアドバイザー（弁護士、社会福祉士、司法書士）を交え検討会を実施。</p> <p>事例によっては法テラスの弁護士や医療機関との連携を取っているが、虐待対応に限定せず、高齢者全般の支援の構築として行っている。</p> <p>県社会福祉士会、県弁護士会と高齢者虐待防止に関する業務委託契約に基づき専門職チームによる支援介入の取り組みがある。また介護保険事業者、行政、法律専門家、専門職合同で研修会を開催し、ネットワーク構築に取り組んだ。</p>  |
| 10. 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化   |
| <p>○条例・要綱等の整備、予算の確保</p> <p>市長申立てや成年後見制度利用支援事業は、統一した対応ができるよう、関係課で共通の要綱を作成している。</p> <p>成年後見制度利用支援事業実施要綱を平成29年度改訂し、親族申立てについて費用助成ができるように改訂した。</p> <p>市長申立てマニュアル作成、権利擁護アドバイザー会議の実施</p> <p>○協議・連携</p> <p>市長申立てに係る検討会に、専門職に参加してもらい、客観的かつ専門的な視点を踏まえた判断ができるようにしている。また、増加する権利擁護支援ニーズに対応するため、検討会を令和2年度より毎月の開催とした。</p> <p>市長申立てについては、課内・地域包括支援センター職員等を等含め毎月検討会を実施し、市長申立てが適切か判断を行ったうえで申立てを実施。</p> <p>包括会議の社会福祉士部会において成年後見制度の検討を行っている事例の共有を図っている。</p> <p>成年後見制度に関する主管課を福祉企画課とし、成年後見制度に関する相談から市長申立てに係る事務手続き、さらに、成年後見体制整備事業まで一体的に実施している。高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう関係機関や関係部署を構成員に権利擁護ネットワーク会議を組織している。</p> <p>成年後見制度の担当者が措置対応も兼務しており、コア会議のメンバーにも入ってもらい、連携を取っている。</p> <p>○人員等体制整備</p> <p>成年後見制度の市長申立てについては、市役所福祉部高齢者支援課と支所健康福祉課に窓口を設置し、相談から手続きまで行っている。</p> <p>広域4市町村が立ち上げた権利擁護支援センターへの委託、権利擁護（成年後見）制度を主務とする専従の職員を配置している。</p> <p>成年後見制度の市区町村長申立てについては、関係部署との連携及び行政書士会に一部事務委託を行い、円滑な申立てができるよう取り組んでいる。</p> <p>虐待対応窓口と権利擁護担当窓口が同一であるため、成年後見制度が必要な虐待高齢者と認定された場合には、即対応が可能となっている。</p> |
| 11. 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備  |
| <p>○立ち上げに向けた検討</p> <p>R4.4に中核機関の立ち上げ・運営できるよう関係機関と調整し、体制整備を進めている。</p> <p>他市町村と中核機関の立ち上げ・体制整備に向け協議し、事業の実施に関する協定締結を行っている。</p> <p>「虐待等防止・権利擁護連絡会」の組織のもと、虐待防止や早期発見に努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するため中核機関として全体構想を構築していく段階にある。</p> <p>成年後見制度関係課及び士業等の専門職団体等を交えた準備会を設置し、専門職団体等との連携強化を図るとともに、中核機関の設置に向けた検討を行っている。</p> <p>地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けて、専門職団体など地域の関係者と連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場として「権利擁護支援ネットワーク委員会」を設置した。</p> <p>虐待防止に加え、成年後見利用促進を付加するため、高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会設置準備会を設け、新たに弁護士会、司法書士会、社会福祉士会を新たに加えるよう改編中。</p> <p>家庭裁判所・社協・隣接市町と定期的に会議を開催した。中核機関設置について、次期高齢者福祉計画に掲載予定。</p> <p>○機能強化等</p> <p>成年後見制度利用支援事業を実施し、成年後見支援センターの運営を委託、センターを中核機関として体制を強化している。</p> <p>中核機関である、成年後見センターを令和3年4月より設置。また、年に2回成年後見利用推進事業運営委員会、虐待防止ネットワーク運営委員会等を庁内の子育て相談室・障害者地域支援室と共同で開催している。</p> <p>平成30年度に成年後見支援センターを中核機関として位置付けた。専門職の意見を踏まえ、中核機関の段階的な機能強化を図っている。また、地域連携ネットワーク構築に向けた協議会を開催した。</p> <p>令和2年4月より中核機関である成年後見センターを設置。成年後見制度利用支援事業、高齢者緊急一時保護事業を実施。障害者自立支援協議会と情報共有を行っている。</p>        |

|   |   |
|---|---|
| 12.法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議                 |   |
| ○協定締結、協力に関する文書等の作成                                  | 警察署に対し、年度初めに虐待対応連携について文書にて依頼。また、所属長を含めて警察署に出向き、有事の際の連携手順について確認を行った。<br>H31年度から年度初めに保健所と一緒に管轄の警察署へ行き、担当者の挨拶を兼ねた情報共有や支援体制について話をする機会を作っている。<br>警察との2者協定を締結し、支援が必要な高齢者に関する情報を共有・対応に協力を得ている。   |
| ○情報交換・協力体制確認・周知等                                    | 警察署担当者とは他事業や事例を通してすでに協力体制ができており、必要に応じて同行訪問等の協力が得られている。<br>警察署担当課(生活安全課)とは虐待に関わらず、迷い老人や高齢者の見守り等で常に連携していることから、虐待現場に同行訪問することも多々ある。<br>警察署担当者にはケース対応の報告や相談を行い連携した支援を実施している。<br>域内3か所の警察署と行政担当部署、21か所地域包括支援センター権利擁護担当者との意見交換会を1回開催。<br>「悪質商法高齢者被害防止ネットワーク会議」「成年後見地域ネットワーク会議」等により、警察署担当者との協議を実施。<br>市内管轄警察署の虐待対応担当者との連携を行い、ケースごとに対応を協議している。<br>2か月に一回、警察署、行政担当者と定例会議を実施し、早期発見に向けた意見交換をしている。   |
| 13.老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整           |   |
| ○契約締結等  | 要保護高齢者施設一時保護ガイドを運用して、輪番で緊急対応を受け入れていただく体制を組んでいる。<br>広域で確保している枠があり、その中で調整するよう体制整備を行っている。<br>市内にある特別養護老人ホームと協定を結び、毎年輪番制で居室の確保を依頼している。<br>区内にある3ヶ所(医療機関2、介護施設1)の施設と年間契約を行い、緊急一時保護先として居室を確保している。<br>居室確保については、市内の養護老人ホームを運営する社会福祉法人と短期宿泊事業の委託契約を締結。虐待発生時には、被虐待者の緊急避難場所として利用している。   |
| ○対象施設・事業所以外の代替施設の確保・利用                              | 町内の高齢者下宿等を一時的な避難場所として活用する等の調整を進めている。  |
| ○協議・連携、情報共有等  | 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等への虐待発生時の協力依頼は随時行っており、特に養護老人ホームについては、一時保護が必要になる可能性があると思われる段階で情報提供し、居室の確保を行うなど迅速な連携ができています。<br>町が特別養護老人ホームへの「やむを得ない事由による措置」体制を講じる。  |
| 14.高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化 |   |
| ○日常からの連携、情報共有体制                                     | 生活困窮者については生活保護を担当する課、DVについてはDV担当課と連携し、状況に応じて同行訪問したり相談に応じている。<br>生活困窮・DV担当課との連携済み(庁舎内関係課による会議での情報共有と連携体制確保)。<br>庁舎内にて、定期的にDV対策会議を実施。保健センター・社会福祉協議会・福祉課など必要に応じて担当者とケースカンファを行い情報共有をしている。<br>DV、障がい者虐待、児童虐待担当課及び生活保護担当課と連携し、虐待対応につき情報共有を行う体制をとっている。<br>8050問題に係るケースは障害担当課と連携し対応している。<br>DV、生活困窮支援部署などと地域ケア個別会議を開催しケースの連携を行っている。<br>小規模自治体のため、健康福祉課内で生活保護業務、保健師業務等を実施していることもあり、個別ケースごとに関係する職員を集めた会議を開催することができている。<br>虐待等権利擁護支援のための会議を定期的に行い、生活困窮者支援担当者も参加し、事例検討を行っている。 |
| ○組織体制   | 包括的支援が必要な場合や担当部署の調整が必要な場合に中心となる部署として、トータルサポート推進室を設置している。<br>組織改変により、介護保険担当課と生活困窮、高齢者虐待、高齢者福祉の担当課が令和3年4月より同じ課となったことにより、情報の一元化や一体的な対応等の体制が強化された。<br>虐待対応、成年後見制度、居室確保は同一の係、生活困窮者支援は同一の課で行っており、係内、課内で連携して対応している。  |
| ○連絡会議等への招集・参加                                       | 問題が複雑化し、支援が難しい事例については、庁内の各関係課が協力し、対応にあたっている。また、庁内の関係会議を通じ、協力体制を構築している。<br>市長申立、DV担当、保健所等については、連絡会等にて虐待対応の必要性の説明と協力依頼をした結果、スムーズな対応が取れている。<br>高齢者虐待防止ネットワーク会議やDV被害者支援事業ネットワーク主幹者会議などを通じ関係機関との連携を強化した。<br>庁内のDV対策担当者会議、生活困窮者支援に基づく支援会議に参加。<br>権利擁護実務者会議のメンバーに障がい者基幹相談支援センター及び社会福祉協議会(生活困窮等)を追加。高齢者虐待対応・養護者支援の際に関係機関と情報共有及び連携して対応している。<br>令和元年度から引きこもりに関する庁内連絡会議を定期開催。<br>困窮世帯支援担当、障害担当、教育担当等多部署を交えた勉強会に参加し、体制強化を図っている。   |
| ○外部機関との連携   | 生活困窮者やDV等の様々なケース対応については県社協に事業を委託し、保健所や障害関係事業所等と連携をとりながら対応している。  |

15.高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化

○ケースに応じた連携

養護者に精神疾患の疑いがある場合や高齢者本人に精神疾患、認知症のBPSDが悪化し対応に苦慮している場合等は、市保健所の助言をいただき、状況に応じて同行訪問し、医療保護入院等の必要な支援につなげている。  
 精神保健福祉センター等との連携も必要があれば随時連携可能と考えている。現在も精神保健の関わりを要する方等については、地区担当保健師、精神保健担当部署、障害担当と連携できている。  
 養護者自身が抱える問題の解決のため精神医療機関等と連携し支援を行っている。  
 家族支援等複合的な問題のあるケースは健康増進課や障害担当課等と連携をとり対応している。  
 保健所や精神保健福祉センターの協力を得て困難ケースの検討会の開催。  
 地域ケア会議の際、成年後見センター、警察署、保健所、自立支援センター、当市福祉課(生活保護担当課、障がい担当課)及び健康推進課(保健師)、社会福祉協議会、地域医療連携室等が介入している。

○定期的な連絡会等の開催

社会福祉課で福祉関係機関連絡会を月1回程度開催しているため、保健所・精神保健福祉センターにアドバイスをいただいている。  
 各支援機関を交えた連携会議を開催することで、連携をスムーズに行える体制づくりを行っている。

16.虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言

○他機関との連携、対応体制の工夫

養護者が問題を抱えている事例では、必要に応じて他分野の関係者(精神保健、生活困窮等)にも協力を依頼し、問題解決につながるよう働きかけている。  
 養護者の精神疾患等への対応や経済的課題への相談対応実施。必要時、介護支援専門員との同行訪問を行い、介護負担等の状況確認を行っている。  
 虐待があった場合養護者の状態も確認し、状況に応じて関係部局に繋ぐ様になっている。また、ニーズが混在している場合においては、「重層的支援体制整備事業」の総合相談担当と一緒に対応する様にしている。  
 再発防止目的及び介護負担の軽減等を図るために、行政、包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所との連携で養護者の相談に応じている。  
 虐待を行った養護者に精神疾患が疑われる場合、精神科医に訪問を依頼し、現在の状態や対応方針について助言をもらっている。  
 虐待対応に関わった担当地域包括支援センターが養護者支援の中で相談、指導または助言を実施。総合相談の中で、保健医療サービスにつなげたり、財産管理や成年後見に関する相談窓口へ繋いだ。  
 虐待対応マニュアルの中に養護者支援を位置づけ、養護者の支援チームへの引継ぎまでを地域包括支援センターの業務としている。  
 虐待者である養護者が経済的に困窮している場合では、法律相談やその他の保護機関(生活保護)などの相談につなげるほか、養護者に精神疾患等があるような場合には、保健部門と連携するなど、個々の状態に応じた対応を行っている。  
 養護者に対する相談や指導・助言は、個別ケース会議で、役割分担や方法、タイミング等を検討し実施。特に、8050問題がある場合は、養護者支援を市担当者が担い、生活困窮担当・保健所等へ積極的につないでいる。  
 養護者が高齢者の場合は高齢者部門、65歳以下である場合は障害部門等、養護者の担当をつけ対応している。  
 行政、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センターが連携して養護者等の支援を行っている。  
 高齢者は介護支援専門員と連携しながら、養護者(主に子)については、地域共生室内で連携しながら障がいや生活困窮の担当も交えて支援を実施している。  
 人口が少なくコミュニティが狭いため、自然と早期発見や見守りができている。介護保険サービス事業者、行政機関、医療機関、警察で毎月1回地域ケア会議を実施している。養護者への助言等は地域ケア会議において役割分担を決め、それぞれの機関から実施している。  
 対応するときには、職員2人で行い、面談の内容から就労支援へつないだり、障害担当、施設利用が適当であればそれぞれ必要な支援が取れるようにしている。虐待内容によって変わるが、概ね一年に一度以上確認のために訪問している。

○助言、支援内容

虐待の要因等から介入時に必要性を検討。養護者に対するアセスメントの実施、相談支援を行っている。  
 虐待(疑い)も被虐待者(疑い)も支援が必要なケースであるため、両者の生活が安定するまで支援や見守りを行うようにしている。  
 虐待行為を責めるのではなく、それに至った辛さや心情をお聴きするようにしている。傾聴及び適切なサービス導入により介護負担軽減を図った。  
 マニュアルに基づき養護者と信頼関係を確立するよう努め、介護負担の軽減や養護者自身の抱える課題への対応等、支援をし、又は、適切な機関に繋ぎ働きをかけている。  
 虐待事案には複数で対応し、養護者の想いを傾聴し、介護負担等の軽減についての提案を行っている。  
 傾聴により養護者の抱える問題を聞きだし、相談機関へつないでいる。  
 虐待疑いでも介入する事で養護者の虐待を防止し、介護負担軽減に繋がるよう支援している。介入後は入所や入院になるケースが多く、施設・病院・家族からその後の様子を聴取している。  
 養護者からの相談に対して、不満や不安を取り除けるよう専門職による助言を行っている。  
 精神疾患等の養護者に対しては障害相談対応窓口等に繋ぎ、養護者支援にあたっている。男性養護者支援の充実のため、カフェやつどいを実施した。  
 高齢者を保護すると同時に、養護者へ接触を図り、メンタルケアや生活保護制度の案内を行っている。  
 虐待者に息子・娘が多いことから、それぞれの介護者を対象にした「息子介護者の会」「娘介護者の会」を行い、ピアカウンセリングの場を設けている。

17.居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等

○訪問・実態把握調査

特定高齢者把握事業等の実施により、困りごとを抱える高齢者の早期発見に努めている。

地域からの相談等がある場合は、多角的な情報収集により介入・支援方法を検討し、働きかけを行っている。虐待案件はないが、ネグレクトと思われる対象者の動向については適時把握するようにしている。

高リスク家庭を概ね把握しているため、定期的なアウトリーチを行い必要な支援に結び付けるようにしている。

生活実態未把握者訪問事業の実施と、独居、老々高齢者世帯を対象に定期的に訪問する訪問相談員を配置している。

高齢者福祉相談員を設置し、地域の一人暮らし高齢者の見守りや情報収集をおこなっている。

医療機関の受診や介護サービスの利用に繋がっていない高齢者に対し、医師のアウトリーチなどの取り組みを実施している。

介護サービス等を受けていない75歳以上の独居若しくは高齢夫婦のみ世帯又は75歳以上と45歳以上の子の2人世帯を中心に、民生委員等による戸別訪問を実施し、生活状況を把握するとともに、必要な支援につなげている。

医療・介護保険の利用のない高齢者に対する実態把握を行っている。

行政サービスを利用していない83歳の高齢者世帯を対象に実態把握訪問調査を行い早期発見に努めている。セルフネグレクト、サービス拒否者に対しては、定期訪問を行い信頼関係を形成した後サービス導入への支援を実施している。

○関係機関との連携、会議等の活用

民生委員等から情報があり、支援開始となった場合は、情報提供可能な範囲でフィードバックし、今後の活動の励みとなるようにし、早期発見の意識啓発としている。

地域ごとに、民生委員や地域包括支援センター、自治会推薦の協力員、社会福祉協議会などで地域情報を共有し、支援の必要な家庭などを把握する地域支援ネットワーク会議を実施。地域包括支援センター等と連携し、相談・助言・指導を定期的に行い、必要な支援へとつなげている。

民生委員との連携、社協を通じて地域のサロンや見守りネットワークと連携している。また、生活体制整備事業における、協議体や生活支援コーディネーター（社協）と連携し早期発見に取り組んでいる。

住民同士の見守りネットワークが構築されているため、住民からの情報を参考にしながら、定期的に臨時的に村内の各関係機関と情報共有し、支援方法について常に検討している。

○周知

セルフネグレクトを含む高齢者虐待早期発見のためのチェックリストをマニュアルに記載し、市民や関係機関に周知している。

セルフネグレクトについては、早期発見や相談時の参考となるよう、市独自の虐待対応マニュアルを改訂し、セルフネグレクトの例示や活用できる社会資源を追加した。

早期発見については、民生委員や介護支援専門員等に研修を通して『気付きの視点』を学んでもらい、市・包括に「思われる」の時点で相談に繋げるよう伝えている。

## 5. 市町村が挙げた課題

高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等について自由記述形式で回答を求めたところ、養護者による高齢者虐待に関しては831件、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては34件の回答が寄せられた。

養護者による高齢者虐待関連では、「人員配置／確保／異動」に関する事項が111件（13.4%）、「発見／通報困難／啓発」に関する事項が99件（11.9%）、「養護者支援（全般）」に関する事項が87件（10.5%）、「関係機関連携・ネットワーク」に関する事項が84件（10.1%）、「養護者支援（障害／経済）」に関する事項が63件（7.6%）「分掌・マニュアル」に関する事項が52件（6.3%）、「研修・相談支援」に関する事項が45件（5.4%）、であった。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、施設・事業所に対する啓発等の必要性を指摘する意見のほか、対応する市町村の体制等に関する意見等が寄せられた。

図表 2-V-5-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】  
（虐待定義、マニュアルの見直し、関連制度運用上の課題等（抜粋））

| 区分            | 具体例  |   |   |
|---------------|--|---|---|
| 虐待判断・定義       | 虐待の明確な判断基準がなく、現場介入を行う関係機関にとって虐待を認定することが困難。また虐待事案の内容(母子が共依存関係、虐待者が精神疾患など)も複雑化しており、支援介入が難しいことがある。  | 虐待行為はあるが、虐待者が養護者でない場合もある。この場合、法律上の高齢者虐待にはあたらない。しかし、そのようなケースの中でも高齢者自身の保護をしなければならぬことがあるが、法律上の高齢者虐待にはあたらないため、保護先の施設でも虐待枠を使えない、自立度が高く介護保険限度内では短期間の入所しかまかないきれないなどの問題がある。 | 虐待の定義が曖昧なため、支援機関の認識にズレが生じることがある。虐待状況と認定されても、支援方針と本人の意思・意向が相反することがあり、本人の意思・意向を重視すると、状況の改善が難しい場合がある。高齢者虐待防止法に規定がない養護者でない人からの虐待に対して、法の趣旨に鑑みて養護者に準じた対応をしているが、法的根拠が希薄なため、関係機関の協力を得られにくい。 |
| セルフネグレクト      | 身寄りなく、支援者不在でサービス利用拒否のあるセルフネグレクトについて、後見制度などの利用も拒否された場合や、そもそも後見制度利用程の判断能力の低下にいたりない人、拒否のある人に対して、説得ではどうにもならない現状がある。しかし本人の意思に反して無理に後見制度申立やサービス利用や住み替えを決めることもできない。 | 親族等と無縁、支援がない、あるいは親族がいない等独居高齢者のセルフネグレクト状態の困難ケースが多くなっている。経済面、健康面、生活環境等様々な問題があり対応に苦慮している。  | セルフネグレクトによる孤立死問題やごみ屋敷世帯、60歳以上65歳未満の困窮及び金銭搾取世帯等、生活困窮が引き金となってセルフネグレクトに至っている案件への対応が増えてきた。  |
| 分掌・マニュアル      | 高齢者虐待防止マニュアルは作成されているものの、地域包括担当職員がマニュアルを確認せずに対応しているケースが見られる。虐待かどうかの判断やその後の対応等について、本庁・支所間でのバラつきが生じているため、再度職員間でマニュアルの確認・共有が必要である。                               | 本庁と支所の行政職員、包括職員それぞれの役割分担等不明確なまま対応しているため、スムーズな動きにつながらない。また、書類作成に時間がかかり会議開催が遅れることがある。   | 包括支援センターが直営1か所で役場内にあり、被虐待者支援と養護者支援を行う機関を分けることが困難であるため、役割を分けての対応が難しいことが課題である。  |
| 関連制度の運用上の問題   | 虐待者からの分離にあたり、居室の確保が課題。関係機関との連携を図ってはいるが、タイミングによっては受け入れ先を探すのに時間を要す場面も多い。また、所持金僅少だが生活保護には該当せず、親族等の協力も得られない場合、診断書料やPCR検査代の捻出ができずに対応に苦慮することがある。                   | 高齢で養護関係のない夫婦(自立)における暴力等においては、DV防止法の担当課との連携した対応が求められるが、高齢というだけで虐待での対応とされる。DV防止法には年齢の規定がないものの、接見禁止やシェルターでの一時保護など効果的な支援ができないケースがある。                                    | 金銭管理に関して、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を勧めるも申込と聞き取り調査と契約までに1か月以上の時間を要してしまい、その間の保護や対応に困ることがある。  |
| やむを得ない事由による措置 | やむ措置を行えたと規定されている福祉施設の理解が不十分で迅速に協力を得られない場合がある。また、特別養護老人ホームへの入所を目標としたケースの場合、虐待ということで加点が少なく、入所判定委員会であまり加味されないため、やむ措置継続期間が長期に渡ってしまうことがあり困っている。                   | 養護者へ居所を秘匿した場合の入院、医療行為が必要となる高齢者への対応について、親族等に支援者がいない場合、やむを得ない事由による措置等の行政権限を行使できないため、調整に苦慮している。  | 介護保険の対象とならない、自立した高齢者が被害者になった場合、本人を養護者から分離し、安全な場所へ避難させ、保護することが難しい。町内に宿泊施設やホテル等がないため、一時的に介護保険施設等の緊急ショートステイを活用し避難して身の安全を確保している。自立した高齢者の場合、一時避難後の生活の場探しに苦慮することが多い。                      |

また、対応体制上の課題として、職員の人員配置や異動、委託型地域包括支援センター間における対応のバラツキ、担当者に対する研修等フォローアップ研修の必要性を指摘する意見も寄せられている。

図表 2-V-5-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】  
(職員体制等に関する課題等 (抜粋))

| 区分         | 具体例   |  |   |
|------------|---|--|---|
| 人員配置／確保／異動 | 職員数が少なく、職員1人に対する業務内容が幅広いこと、また短期間での異動があったりなどで専門的な知識を要する職員の育成がなかなかうまくできていない。事例も少なく経験も少ない。   | 高齢者虐待の通報件数の増加に加え、家族形態が多様化する中で、事実確認を慎重に行わなければならないケースも増加している。さらに、権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げも控え、業務量に見合った人員の確保と人材の育成が課題である。 | 地域包括支援センターに男性職員がいないため、虐待者への対応にも女性職員だけで対応しなければならない。また、異動や退職があるため、担当職員の知識や経験に差が出てしまう。               |
| 地域包括支援センター | 市内全ての地域包括支援センターに高齢者虐待に係る事務を委託しているが、センター間で対応状況に差が生じており、研修や会議等をとって高齢者虐待の対応を担う職員の資質の向上やネットワークの強化を図る必要がある。  | 各地域包括支援センターの虐待の捉え方が異なり、年間の虐待件数に差がある。虐待対応をして、その後も虐待対応するべきか、総合相談でよいのかなど、各地域包括支援センターがバラバラな対応になっている。                         | 一部事務委託を行っている地域包括支援センターの職員が頻繁に入れ替わるため、経験が蓄積されない。   |
| 研修・相談支援    | 虐待事例にかかわる担当職員は、問題状況の分析能力と介護家族に対する支援の在り方などを見極める力が求められるものであり、事例検討のような研修を積みスキルアップが必要と思われます。また、認知症の理解や、成年後見制度とも切り離せないものであり、抱き合わせた形でさらに周知、啓発が必要であると思います。 | 高齢者サービス等がまだ必要ない、自立した高齢者に対しての虐待通報に対して介入する場合のスキルを身に付ける必要がある。夫婦関係等、すでに構築された人間関係があるため、虐待という認識がない場合の対応について、苦慮している。            | 本人または養護者への心理的アプローチや法的な対応について支援者の個々の技量に頼っている点が多いことが課題と考えている。研修は行っていくが、事例の蓄積や専門家への相談窓口の設置など考えていきたい。 |

図表 2-V-5-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】  
(発見・通報・啓発、関係部署・機関連携に関する課題等 (抜粋))

| 区分            | 具体例   |   |   |
|---------------|---|---|---|
| 発見／通報困難／啓発    | 新型コロナウイルスの影響により、外出自粛等の生活様式の変化があり、課題のある世帯の把握が難しくなっている中で、改めて早期発見・早期対応についての啓発やネットワーク構築の工夫が必要。  | 介護支援専門員等が虐待通報することに躊躇するところがあり、報告のような相談のような曖昧な形での連絡を受け、連絡を受けた地域包括支援センター職員が虐待通報と捉えられないことが起きている。虐待対応については、早期発見、早期介入が重要と言われている中で、適切に相談・通報できる環境づくりと、適切に対応できる環境づくりに取り組んでいく必要があると感じている。 | 虐待への知識、理解が不十分に思われる。特に介護放棄、放任、経済的虐待に対する認識が住民に浸透していない。虐待を受けている側が自覚がなく、訴えられない為、発見が難しい。啓発への取り組みを強化する必要あり。地域包括支援センター、介護保険施設、介護支援専門員、警察組織、住民との連携強化のため、通報先の周知についても広報等も活用し繰り返し啓発する必要あり。 |
| 関係機関連携・ネットワーク | 養護者が引きこもりや精神疾患がみられることがあり、様々な方面からの支援を要するケースが多く見受けられる。そのようなケースは問題が多様化しており、関係機関の連携体制の強化がより一層求められていると思われる。  | 養護者支援について、精神疾患や知的障害、引きこもりなどへの支援が必要なケースについて相談窓口が少ない。最近では、子や孫が関わるケースも増え、子供や子育て世代の支援担当者や連携が必要であるが、担当者が増え連携がとりにくい。経済的問題を抱えるケースも増加し、相談先が少ない。   | 養護者が、疾病・障害・生活困窮・引きこもり等の様々な問題を抱え、社会的な支援を得ることが出来ず、孤立してしまう時、虐待につながりやすくなると思われる。そのため、医療・介護・福祉関係者が連携し、総合的に支援を行っていく必要がある。関係機関との連携・マンパワーの強化が課題である。                                      |
| 行政機関内・間連携     | 養護者が障害を抱えたり、無職で生活困窮状態にあるなど、他領域の問題も複合している場合が多くなっており、他機関・他部署との連携が課題となっている。<br>また、養護者をどのように他機関につないでいくかという課題もある。虐待の解消には被虐待者の支援のみならず、養護者の自立についても考える必要があるが、高齢者担当部局として、どこまで関与すればよいか難しい部分もある。 | 多問題ケースが増えている。虐待の原因が被虐待者側になく、虐待者の精神疾患や発達障がいによる事例が増えている。そうした事例において、保健センターや引きこもり支援センター等の協力の要請を行うが、虐待者(対象者)の相談意思が確認できないと介入できないと言われ情報提供のみで経過観察を行わざるを得ないことがある。                        | 虐待と認知し、他課と連携を図りながら支援をすることに難しさを感じる。担当課と支援を行う際に、双方の業務を理解したうえで、分担を行う必要があると感じた。(例えば、貧困による金銭的虐待を受けている場合、生活保護、成年後見制度、養護老人ホームの担当者へ相談するが、円滑に支援が進まないことがある。)                              |

実際の虐待対応における支援課題についても意見が寄せられている。特に、何らかの障害や引きこもり状態、生活困窮が疑われるものの、適当な支援制度のない養護者への支援の困難さを指摘する意見とともに、解決困難・長期化する事案、介入拒否・困難事例、分離保護に関する記載が多く寄せられている。

こうした課題については、関係機関とのネットワーク体制構築などの体制整備を進めることによって、担当者の負担軽減につなげていくことが考えられる。

図表 2-V-5-1 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養護者による高齢者虐待関連】  
(虐待対応における支援課題等(抜粋))

| 区分           | 具体例  |   |   |
|--------------|--|---|---|
| 養護者支援(全般)    | 高齢者虐待の要因が複層的で、「認知症」「介護ストレス」以外に、長年の家族の歴史、DVの延長、家族機能の崩壊の長期化など、虐待問題のみを解決することでは真の生活課題解決にはならない案件が増えている。   | 養護者支援をどこまで行えばよいのか。「8050問題」など多くの課題を抱えているケースについては、高齢者福祉担当部署や地域包括支援センターだけでは対応しきれない。他機関、多職種との連携を図りつつ対応しているが、職種による対応についての温度差を感じる。  | ・養護者との長年の関係性の問題(DV、家庭内暴力や虐待関係の逆転)による虐待事例の対応に困難を感じている。介護保険サービス利用などの介入を行っても養護者と高齢者本人の関係性は改善が難しく、虐待を解消する方法が分離に限られてしまう。高齢期を迎えるまでの支援の重要性を感じている。<br>・養護者の社会的ひきこもり等や経済的な問題を抱えているときに養護者の自立に向けた支援ができる機関へのつながりが難しい。 |
| 養護者支援(障害/経済) | 障がい(疑いを含む)を持つ養護者が自身で課題認識や障がい受容がされていない場合等、障がい者支援部署につなぐまでに地域包括支援センターが信頼関係の構築から始めねばならず、時間を要することで、地域包括支援センターの負担が大きい。複合課題を有する世帯への包括的支援体制のあり方が課題と感じている。                          | ・家族:経済的困窮の事例が多く、サービス利用に課題がある。<br>・養護者:障害・精神疾患、養護者自身の未自立(経済的、精神的)等があり、養護者支援も既存のサービスや連携だけでは対応が困難となっている。                         | 虐待対応において、高齢者支援よりも、養護者の支援に多く時間を掛ける事例が多い。<br>例として養護者が経済的に困窮している場合や、精神的な疾患を疑うも受診に至らない事例においては、その課題に対応する機関へ繋がるまでは、虐待対応課での対応となり、時間を要する事例においては多くの労力を費やすこととなり、養護者支援に関する具体的な対応策の提示を求めたい。                           |
| 解決困難・長期化     | ・分離するに至らないが、介護者の負担軽減のためのサービス利用ができず対応に苦慮している。<br>・養護者に精神疾患やパーソナリティの問題があるが、自覚がない、もしくは社会資源がなく支援に繋がらない。<br>・被虐待者と養護者を一度は分離した状態でも、被虐待者の希望で自宅に戻り虐待が継続するなど、その都度意思決定支援が求められ時間を要する。 | 引きこもりのケース等は年々増加傾向であり、包括で情報をキャッチした時には、すでに虐待事案等での対応が多くなっている状況です。関わりとしても個々に抱えている理由が様々であり、支援の仕方や面談のタイミング等も慎重にかからなければならないケースがあります。 | 一度分離をした場合でも、被虐待者の強い希望により、虐待者と再度一緒に生活をする場合がある。そうなると、虐待が繰り返しみられ、その都度対応に追われている。また、被虐待者の疾病、性格等により、入院時に保証人、死後事務等のことを考慮すると、支援が難しい場合がある。   |
| 介入拒否・介入困難    | 本人の生命や身体に対する危険性・緊急性が低いケースや、本人や関係者の供述以外の客観的な虐待の事実確認ができないケースで、本人や親族等が介入を拒んでいる場合、行政としてどこまで介入するかの判断が難しい  | 虐待者、被虐待者自身の精神疾患・知的障害・発達障害による支援への拒否があるケースや、双方が共依存関係にあり、介入への拒否があるケースなどが増加傾向にある。   | 虐待者、被虐待者が介入を拒否することがあり、介入が難しい。<br>養護者自身に、障害や経済的困窮などの課題が多く、養護者支援のため関係機関につなぐなど対応しているものの、養護者自身が孤立し、支援がとぎれ、再燃することがあり、関係機関との連携が課題。  |

| 区分            | 具体例   |  |   |
|---------------|---|--|---|
| 分離保護          | <p>虐待の疑いで分離保護が必要と思われる事例で、被虐待者が虐待の事実を認めず、保護を強く拒否するため、対応に苦慮することがあります。</p> <p>養護者と市が対立関係になり、養護者支援が進まないことがあります。施設へ分離保護した被虐待者のADLが低下して、市に対する養護者の憎悪が深まり、対応に苦慮することがあります。</p> | <p>措置するまでの一時分離の際、経済的な理由と緊急連絡先の確保が困難なことから、分離することが難しい場合がある。予算の確保ができると安心して対応することができる。</p>   | <p>養護者による虐待の対応について、被虐待者が分離を望まないこと。分離の後の生活への支援体制について。</p> <p>“分離”と簡単に言われるが、現実それができる方が少ない。</p>  |
| 居室の確保(保護先の確保) | <p>・緊急的な分離が必要な場合、養護老人ホーム等へ受け入れの打診を行うが空きがなく断られてしまう場合や、身元保証人がいないことを理由に入所に繋がらないことがあり、迅速な対応に苦慮することがある。</p>  | <p>居室確保のため特別養護老人ホームへの依頼を行う場合があるが、事前の空きベッドの確保は困難であり、ショートステイの静養室の転用をお願いしている。</p> <p>緊急保護に際して、健康診断や医療受診が必要な場合の費用や手順を予め定める必要がある。</p>   | <p>分離にあたり、老人福祉法の規定による措置を取るために必要な居室は養護老人ホームに確保されているが、在宅酸素等在宅で必要な医療処置が必要な方々は施設の方針で受け入れが難しい状況にある。現在は、都度町内外の施設に受け入れをお願いしている状況。</p>                      |
| 負担感・多忙        | <p>警察からの通報が最も多いが、その中にはかなりの数で家庭内トラブルや家庭内暴力、アルコールによる事件などが多数含まれている。高齢者が被害者・加害者である場合はかならず情報提供があるため全ての事案を聞き取りする労力が必要とされている。</p>  | <p>市に医師や社会福祉士の専門職がおらず、虐待の認定や終結、命の危険等の判断が適切なのが不安を感じる。</p> <p>虐待対応を優先することで、他の業務が停滞するが、人員不足から業務が専門性になっており業務過重になる。</p> <p>虐待対応担当者という認識があり、高齢者虐待だから高齢課の誰、障がい者虐待だから福祉課の誰と線引きされてしまい、各窓口等で相談を受けた人でも自分とは関係ないという感覚があるように感じる。</p> | <p>・地域包括支援センターと連携して、対応を行っているが、行政職員と包括職員のみでは、虐待者に対して対応する際に、恫喝されることや身の危険を感じることもある。</p> <p>・対応が長期化するケース、長時間の電話を頻回にかけてくるケース等があり、市・包括ともに負担が大きくなっている。</p> |

図表 2-V-5-2 高齢者虐待対応を行うにあたっての課題等【養介護施設従事者等による高齢者虐待関連】

| 区分         | 具体的な回答内容   |
|------------|--|
| 対応体制       | <p>小規模自治体のため養介護従事者による虐待対応の際は、事業所と役所との距離感が近くマニュアルに基づく調査方法では、取締感があり事業所とギクシャクする感覚もあり調査後の対応に非常に気まずさが生じ、他の業務への影響にも及ぶ。養介護施設従事者による虐待対応については、市町村単独ではなく県など他の機関と共同での対応が望ましいと考える。</p> <p>施設虐待の対応は、現在は所在市となっているが、①所管法が県にあることが多いこと、②住所地特例施設などの場合、被保険者でないため、情報を持っていないこと等から、所在市でなく、責任主体(所管法で区分する)や県が実施責任を負うなどの改善が必要。</p> <p>住宅型有料老人ホームの虐待対応については、指定権限のある都道府県が主体的に対応し、施設の所在自治体が同行するという形が望ましい。権限のある都道府県が一義的に立ち入り調査する体制とすべきである。</p> <p>特に養介護施設従事者虐待の対応に関して、施設の規模が大きいほど、調査に多大の労力を要することになり、担当部署の負担は大きくなってしまう。</p> <p>要介護施設従事者による虐待事案についても、施設の管轄課が3課に分かれているため、庁内職員の高齢者虐待に対する対応の統一・向上、研修体制の構築も必要である。</p> |
| 対応方法       | <p>施設虐待の対応について、緊急性が高く至急立入りが必要な場合を除く、施設への立入りが新型コロナウイルス感染症対策のため難しくなった。また実地指導等についても利用者との接触回避のため、デイルームの確認が行えず、平時からの介護状況や介護の質の確認や指導を行うことが困難になっている。</p> <p>今なお続くコロナ禍の中で、訪問日時を設定しない事前連絡なしの施設虐待の訪問調査について、感染症対策の観点から、調査実施の判断基準をどのように設けるかが課題となっている。</p> <p>施設虐待について、県のマニュアルでもほとんど触れられておらず、件数も少ないことから、市独自のマニュアル整備が必要と考えている。</p> <p>要介護施設従事者等による虐待の通報件数が増加傾向にあるが、施設種類や虐待種別に応じた事例対応に難しさを感じることがあり、担当職員が変わっても対応できるように、より具体的な事例集や質疑応答集があると良い。また、施設従事者等による虐待防止については、介護保険担当課や庁外関係機関との共有と連携の強化がより必要となり業務量が増えている。</p>  |
| 発見・通報      | <p>施設虐待の通報内容に主観的・不確実な情報が多く対応に苦慮している。</p> <p>コロナ禍にあつて、施設への出入りが制限されているため、施設虐待等の発見や、日々の確認などが困難。</p> <p>介護施設従事者等による虐待は、ほとんどあがってこない。高齢者施設等による事故報告を注意深く確認したり、運営推進会議や実地指導などの際に確認するよう努めているが、外部から虐待や不適切なケアを発見することは難しい。</p>  |
| 改善指導       | <p>養介護施設従事者等による虐待について、国のマニュアルを見ながら対応しているが、判断に不安を抱えながらの対応である事、施設により、受け止め方が異なることから、改善指導の難しさを感じている。</p> <p>市町村に指定権限がない施設従事者による虐待において、虐待の要因として人員配置やパワハラ等が懸念されたが、指定権限がなく指導に関するノウハウもないため、調査・指導が難しい場合がある。</p>   |
| 施設等への研修・啓発 | <p>施設虐待については、対応を学ぶ機会もノウハウを蓄積するすべもなく、根拠をもった的確な対応をするのは市町村単位では難しいので、市町村を対象とした施設虐待対応研修を企画して欲しい。</p> <p>施設従事者の中で虐待防止法や人権擁護に係ることについて理解が出来ていないものが多く課題。また施設の人員が少なく余裕がないことから、施設従事者のストレス等により虐待に繋がることもある。そのため介護施設全体の職場環境の改善も課題となる。</p> <p>養介護施設に対して、虐待通報に関する現地調査を行う際に、管理者等に虐待防止に関する考え方や取り組みなどを伺うことがあるが、まだまだ施設毎に虐待予防に関する意識や対応のレベルには大きな開きがあるように感じる。有効的、有益な研修内容や方法、講師も含め、ありましたらお教えいただきたい。</p> <p>市内介護保険事業所職員を対象に虐待研修を行っているが、施設職員の中には虐待などに関する知識が不十分なものも従事していることが考えられる。そのため専門職だけではなく、施設職員全体に理解してもらう必要がある。</p>  |

## VI. 調査結果：都道府県の状況

### 1. 都道府県における取組状況と市町村に対する評価

#### (1) 都道府県における取組状況

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和2年度の状況を調査した。高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は39都道府県（83.0%）で、「市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）」は36都道府県（76.6%）で実施済みであるが、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み9都道府県）を実施している都道府県は限られていた。また、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み12都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）」（実施済み12都道府県）、「市町村への支援（ネットワーク構築等支援）」（実施済み15都道府県）などを実施している都道府県も限られていた。

図表 2-VI-1-1 都道府県における取り組み

（上：都道府県数、下：割合（%））

|                  |   | 実施済  | 未実施  | R01実施済 |
|------------------|---|------|------|--------|
| 高齢者権利擁護等推進事業関連   | 介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催)                   | 12   | 35   | 13     |
|                  |   | 25.5 | 74.5 | 27.7   |
|                  | 介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修)                       | 27   | 20   | 28     |
|                  |   | 57.4 | 42.6 | 59.6   |
|                  | 介護施設・サービス事業所への支援(看護職員研修)                            | 19   | 28   | 26     |
|                  |   | 40.4 | 59.6 | 55.3   |
|                  | 市町村への支援(権利擁護相談窓口の設置)                                | 36   | 11   | 35     |
|                  |   | 76.6 | 23.4 | 74.5   |
|                  | 市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)                             | 39   | 8    | 43     |
|                  |   | 83.0 | 17.0 | 91.5   |
| 上記補助事業以外の独自の取り組み | 市町村への支援(ネットワーク構築等支援)                                | 15   | 32   | 15     |
|                  |   | 31.9 | 68.1 | 31.9   |
|                  | 地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)                      | 10   | 37   | 15     |
|                  |   | 21.3 | 78.7 | 31.9   |
| 上記補助事業以外の独自の取り組み | 地域住民への普及啓発・養護者への支援(制度等に関するリーフレット等の作成)               | 12   | 35   | 14     |
|                  |   | 25.5 | 74.5 | 29.8   |
|                  | 地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣) | 9    | 38   | 7      |
|                  |   | 19.1 | 80.9 | 14.9   |
| 上記補助事業以外の独自の取り組み | 管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)                        | 44   | 3    | 41     |
|                  |   | 93.6 | 6.4  | 87.2   |
| 上記補助事業以外の独自の取り組み | 市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等                              | 37   | 10   | 31     |
|                  |   | 78.7 | 21.3 | 66.0   |

図表 2-VI-1-2 都道府県における取組実施数の分布（12項目中）

| 実施項目数 | 都道府県数 | 割合     | 累積     |
|-------|-------|--------|--------|
| 1項目   | 0     | 0.0%   | 0.0%   |
| 2項目   | 1     | 2.1%   | 2.1%   |
| 3項目   | 3     | 6.4%   | 8.5%   |
| 4項目   | 8     | 17.0%  | 25.5%  |
| 5項目   | 12    | 25.5%  | 51.1%  |
| 6項目   | 13    | 27.7%  | 78.7%  |
| 7項目   | 4     | 8.5%   | 87.2%  |
| 8項目   | 4     | 8.5%   | 95.7%  |
| 9項目   | 1     | 2.1%   | 97.9%  |
| 10項目  | 1     | 2.1%   | 100.0% |
| 11項目  | 0     | 0.0%   | 100.0% |
| 12項目  | 0     | 0.0%   | 100.0% |
| 合計    | 47    | 100.0% |        |

図表 2-VI-1-3 都道府県におけるその他の取組

|   |
|---|
| <p>・高齢者虐待の実態把握の一環として、厚生労働省の調査と同時に、県独自に調査項目を追加し、県独自調査を実施することにより、高齢者虐待の詳細を把握している。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等職員向け高齢者虐待防止実務者研修(基礎研修・管理職研修・現任者研修)</li> <li>・養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修(管理者・現場リーダー)</li> <li>・介護事業者等への集団指導の場での啓発</li> <li>・介護支援専門員研修における高齢者虐待予防に関する講義</li> <li>・市町村へ的高齢者虐待対応専門職チーム派遣の実施</li> <li>・高齢者虐待防止対応アドバイザー会議の開催</li> <li>・DV支援者研修における高齢者虐待予防に関する講義</li> <li>・市民後見人講座における高齢者虐待予防に関する講義</li> <li>・警察学校(人身安全対策専科教養)における高齢者虐待の現状等に関する講義</li> <li>・養介護従事者の高齢者虐待防止に向けたリーフレットの作成</li> </ul> |
| <p>令和元年10月に、養介護施設従事者等による高齢者虐待が発生した場合の県の初動対応マニュアルを作成し、県に対し通報や市町村から支援依頼があった場合に取りべき対応のマニュアル化を行った。</p> <p>本マニュアルについては、各市町村及び各市町村地域包括支援センターに情報提供を行い、高齢者の安全確保と施設への改善指導、また必要に応じた法的権限の行使などがより一層迅速・的確に行えるよう努めています。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・県条例で、介護保険施設等に配置を義務づけている人権擁護推進員を対象とした研修を実施</li> <li>・介護保険事業者等を対象とする集団指導及び研修において、高齢者虐待防止について説明</li> </ul>   |
| <p>高齢者虐待防止研修会の開催(高齢者福祉施設の管理者等を対象にグループワーク形式で実施し、94名参加)</p>   |
| <p>パネル展示やFMラジオを活用した県民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護や成年後見制度に関する相談窓口の設置<br/>(県社会福祉協議会と連携し、「権利擁護センター」を設置)</li> <li>・成年後見制度利用促進協議会の設置<br/>(市町村における地域連携ネットワークの中核機関の整備や、弁護士等専門職団体との連携強化などを図るための市町村支援を行う)</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権フェスタにて啓発パネルの掲示、啓発リーフレットの配布により相談窓口の周知等を行った。</li> <li>・県に直接、養護者より相談があった際は、市町と連携しながら対応している。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者権利擁護専門家チームの市町村への派遣</li> <li>・成年後見セミナー</li> </ul>   |
| <p>高齢者虐待防止研修(基金事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター等初任者向け研修</li> <li>・市町職員等現任者向け研修</li> <li>・養介護施設従事者等初任者向け研修</li> <li>・養介護施設従事者等リーダー向け研修</li> </ul>  |
| <p>高齢者権利擁護(市町村担当者向け)基礎研修<br/>         高齢者権利擁護(市町村担当者向け)事例検討会<br/>         有料老人ホーム施設長及び従事者向け高齢者権利擁護研修<br/>         市町村職員等高齢者権利擁護対応力向上研修</p>  |
| <p>・高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関の連携等を図るため、関係機関や団体により構成される県高齢者虐待防止連絡会議を年1回実施している。</p>   |

## (2) 都道府県による市町村の取組状況に対する評価

「法に基づく対応状況調査」では、各都道府県に対し、管内市町村の取組について概況を評価するよう求めている（記述回答）。この回答内容について、市町村の取組状況 18 項目に対応させ、肯定的または否定的な評価について件数を整理した。

この結果をみると、「高齢者虐待の対応窓口の住民への周知」や「虐待を行った養護者に対する相談、指導・助言」、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」、「成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるよう体制強化」、「早期発見・見守りネットワークの構築」に関して肯定的な評価が挙げられていたが、「関係機関介入支援ネットワーク」や「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築の取組、「地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備」等に関しては、課題と認識している評価が多い。

なお、新型コロナウイルスの影響によって、「居宅介護サービス事業者に法について周知」や「介護保険施設に法について周知」、「地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修」等が開催できなかったとの回答も複数自治体から寄せられた。

図表 2-VI-1-4 「市町村における体制整備の取組に関する都道府県管内の概況」（都道府県記述回答）における評価

|   | 肯定的評価 |       | 否定的評価 |       |
|---|-------|-------|-------|-------|
|   | 件数    | 割合    | 件数    | 割合    |
| 1. 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）               | 20    | 42.6% | 5     | 10.6% |
| 2. 地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）          | 2     | 4.3%  | 5     | 10.6% |
| 3. 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）     | 2     | 4.3%  | 8     | 17.0% |
| 4. 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成               | 6     | 12.8% | 0     | 0.0%  |
| 5. 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言                        | 17    | 36.2% | 0     | 0.0%  |
| 6. セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等      | 9     | 19.1% | 0     | 0.0%  |
| 7. 終了した虐待事案の事後検証                                  | 1     | 2.1%  | 5     | 10.6% |
| 8. 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化            | 14    | 29.8% | 0     | 0.0%  |
| 9. 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備         | 1     | 2.1%  | 6     | 12.8% |
| 10. 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議              | 0     | 0.0%  | 3     | 6.4%  |
| 11. 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係、機関との調整       | 3     | 6.4%  | 0     | 0.0%  |
| 12. 生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化                    | 3     | 6.4%  | 0     | 0.0%  |
| 13. 保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化        | 1     | 2.1%  | 0     | 0.0%  |
| 14. 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組   | 11    | 23.4% | 1     | 2.1%  |
| 15. 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 | 2     | 4.3%  | 7     | 14.9% |
| 16. 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 | 0     | 0.0%  | 7     | 14.9% |
| 17. 居宅介護サービス事業者に法について周知（調査対象年度中）                  | 2     | 4.3%  | 5     | 10.6% |
| 18. 介護保険施設に法について周知（調査対象年度中）                       | 3     | 6.4%  | 9     | 19.1% |

## 2. 都道府県における取組状況と市町村の取組・対応状況

### (1) 都道府県の取組状況と市町村の取組状況・対応件数（養護者による高齢者虐待）

都道府県の取組状況について、主に養護者による高齢者虐待対応に関わる9項目（問4～問12）について取組実施数の分布を確認した（図表2-VI-2-1）。その結果から、「1～3項目」「4～5項目」「6～7項目」に都道府県を3分した（8項目以上実施している都道府県はなし）。

この3区分ごとに市町村を分け、市町村ごとに算出した取組実施数、養護者による高齢者虐待の「高齢者人口10万人あたり」相談・通報件数、「高齢者人口10万人あたり」虐待判断件数の平均値を比較した（図表2-VI-2-2）。この結果をみると、都道府県の取組実施数が「1～3項目」又は「4～5項目」の市町村では、都道府県の取組実施数が「6～7項目」の市町村に比べて相談通報件数、虐待判断件数が低くなっていた。

図表2-VI-2-1 都道府県における取組実施数の分布（養護者による高齢者虐待対応に関わる9項目中）

| 実施項目数 | 都道府県数 | 割合     | 累積     |
|-------|-------|--------|--------|
| 1項目   | 0     | 0.0%   | 0.0%   |
| 2項目   | 5     | 10.6%  | 10.6%  |
| 3項目   | 5     | 10.6%  | 21.3%  |
| 4項目   | 20    | 42.6%  | 63.8%  |
| 5項目   | 8     | 17.0%  | 80.9%  |
| 6項目   | 6     | 12.8%  | 93.6%  |
| 7項目   | 3     | 6.4%   | 100.0% |
| 8項目   | 0     | 0.0%   | 100.0% |
| 9項目   | 0     | 0.0%   | 100.0% |
| 合計    | 47    | 100.0% |        |

図表2-VI-2-2 都道府県における取組実施数と市町村の取組・対応状況

|                    |               | 取り組み実施数 | 相談・通報件数<br>(高齢者10万人あたり) | 虐待判断件数<br>(高齢者10万人あたり) |
|--------------------|---------------|---------|-------------------------|------------------------|
| 都道府県の取組状況による市町村の区分 | 1～3項目 (n=406) | 12.4    | 87.0                    | 41.4                   |
|                    | 4～5項目 (n=904) | 11.6    | 75.2                    | 37.1                   |
|                    | 6～7項目 (n=431) | 12.8    | 97.5                    | 50.0                   |
| 合計 (n=1,741)       |               | 11.9    | 81.5                    | 40.2                   |

## Ⅶ 新型コロナウイルス感染症による影響

### 1. 調査概要

#### (1) 目的

令和元年末から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は我が国でも猛威を振るい、国民の日常生活に大きな影響を及ぼしている。高齢者においても、以前は日常的に行われていた外出行動や集まる機会等が制限されたり、介護サービス利用に影響が出ている等の報告もあり、これらが高齢者への虐待発生リスクに影響している可能性も考えられる。

本調査では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中で、高齢者虐待の発生状況の変化や高齢者虐待対応における影響等の把握を目的として、市町村を対象にアンケート調査（追加調査）を実施した。

#### (2) 実施概要

##### 1) 実施対象

市町村（悉皆）

##### 2) 実施期間

令和3年7月～8月

##### 3) 実施方法

エクセルファイルで作成した調査票を各自治体担当者へ送付し、都道府県を介して事務局へ提出（メール等による回収）

##### 4) 回収率

|     | 配布数   | 回収数   | 回収率   |
|-----|-------|-------|-------|
| 市町村 | 1,741 | 1,739 | 99.9% |

##### 5) 主な調査項目

- ・市町村の高齢者虐待対応への新型コロナウイルス感染症の影響、対応策 等
- ・地域住民への普及啓発活動に関する新型コロナウイルス感染症の影響、対応策
- ・介護施設・サービス事業所への支援活動(研修等)への影響、対応策 等
- ・その他、高齢者虐待対応に関する新型コロナウイルス感染症の影響等
- ・国や都道府県への期待・要望等

## 2. 調査結果の概要

### (1) 高齢者虐待対応における新型コロナウイルス感染症の影響

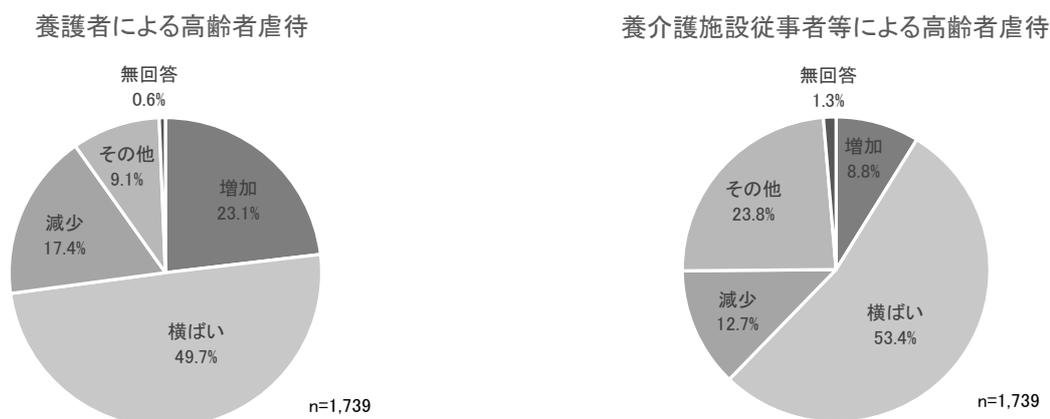
#### 1) 相談・通報件数の変化（令和元年度との比較）

緊急事態宣言の発令が繰り返された令和2年度における高齢者虐待の相談・通報件数について、前年度との比較回答を依頼した。

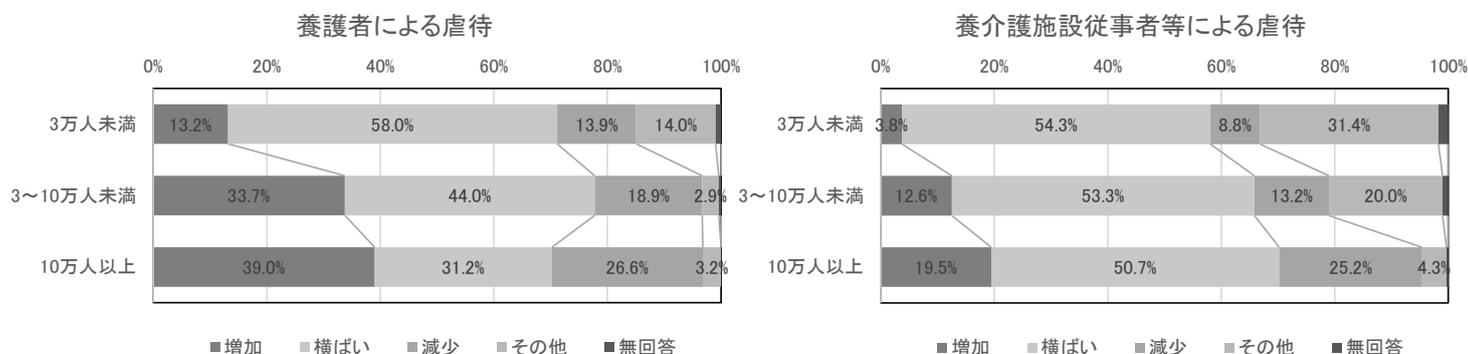
養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、「横ばい」が49.7%と半数近くを占めており、「増加」は23.1%、「減少」は17.4%であった。人口規模別にみると、「横ばい」と回答した市町村は人口3万人未満の自治体が多く、人口規模が3～10万人、10万人以上の自治体では「増加」が33～39%を占めていた。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数は、「横ばい」が53.4%を占め、「増加」は8.8%、「減少」は12.7%であった。なお、「その他」が23.8%を占めているが、その多くは前年度も含め従事者虐待に関する相談・通報がない自治体である。人口規模が3～10万人、10万人以上の自治体でも「増加」は12～19%であり、「減少」(13～25%)とほぼ同比率であった。

図表 2-VII-2-1 相談・通報件数の変化（令和元年度との比較）



図表 2-VII-2-2 人口規模別にみた相談・通報件数の変化



新型コロナウイルス感染症対策が影響していると思われる特徴的な相談内容について記載を求めたところ、養護者虐待の相談に関しては120件程度、従事者虐待の相談に関しては150件程度の回答が寄せられた。

#### ○養護者虐待に関する特徴的な相談内容

養護者虐待の相談においては、本人や家族が感染を懸念して介護サービスの利用を拒否したり、家族の収入減少や失業によって介護サービス利用を控えている状況が複数の自治体から報告された。また、事業所側の感染防止対策によって思うようにデイサービスが利用できなくなったり、介護支援専門員の訪問が少なくなり家族の気持ちを受け止める機会が減少している等の状況もあり、家族の介護負担の増大を招いている状況が明らかとなった。

さらに、感染を懸念して外出機会を減らす等によって世帯の孤立化を招き、虐待リスクが高まることを懸念する記載もみられた。

#### ○従事者虐待に関する特徴的な相談内容

介護サービス事業所においても、新型コロナウイルス感染症による影響が報告された。特に入所系施設・事業所においては、感染防止対策による職員の業務負担増大に伴うストレスの増大、モチベーション低下が懸念される相談や、外部研修受講機会の減少に伴うケアの質の低下、不適切なケアの発生が報告されている。また、介護サービスを利用する高齢者においても、様々な行動制限に伴うADLの低下や認知症等の状態悪化、ストレス増大に伴う介護職員との軋轢の発生など、職員・高齢者ともに大きなストレスが生じている状況が報告された。

従事者虐待の相談・通報に関しては、特に入所系施設・事業所における面会制限の影響が大きい。家族は高齢者本人の状況変化等が把握できなくなり、施設・事業所内でのケアへの不安を募らせたり、高齢者の状態変化が大きい場合や事故時には一方的に「虐待」として通報がされるなど、施設・事業所と家族との情報共有が疎かになったこと等が原因と考えられる相談・通報が報告された。このような状況のなかで、従事者虐待に関する相談・通報が「家族からの通報が減少し、内部通報のみになった」と回答した自治体もある。

図表 2-VII-2-3 特徴的な相談内容（養護者虐待） ※抜粋

|    | 特徴的な相談内容（養護者虐待）  |
|----|--|
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症で経済的に苦しくなり、養護者がイライラし暴力に発展した。</li> <li>・高齢者のデイサービス利用や入院予定が中止となり、在宅で養護者と過ごす時間が長くなり養護者のストレスが溜まり虐待に至った。</li> </ul>   |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待疑いで相談数が増えています。特に警察から夫婦間、8050の家族暴力、暴言です。高齢者が自立しているため（養護が不要）認定とはなりません、必要な支援は行っています。自宅にいる時間が多くなっていることも要因のひとつと思われます。</li> </ul>  |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染対策のため介護支援専門員の訪問が短時間になったり、面接回数が減ったりしたことで、ゆっくり介護者の気持ちを受止めてもらえる機会が減った。</li> </ul>   |
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染を怖れて外出や介護サービスの利用を拒むことで養護者の負担が増えたとの相談あり。</li> <li>・収入減による経済困窮からくる介護サービス利用拒否や医療機関不受診</li> <li>・自宅で家族で過ごす時間が増えたことによるイライラの増加</li> <li>・新型コロナウイルス感染を警戒して外部からの接触を拒み、世帯が孤立化することによる虐待リスクの上昇</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により養護者が仕事を失い、被虐待者である高齢者に金銭依存し、経済的虐待につながる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により養護者の収入が減ることによる経済的な相談。また、養護者の在宅時間が増えることによる介護ストレス等の相談。</li> </ul> |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護者の収入減少によるサービス利用控え。</li> </ul>  |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待として通報を受け、すでに対応を行っているケースで、感染症を理由に介護支援専門員やサービス事業所の家庭訪問が制限されている。</li> </ul>  |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスが従前のように利用できず、ネグレクトや身体的虐待に発展 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の時間が増加したことによる、養護者の介護負担・精神的負担増</li> <li>・本人が感染を懸念し、介護サービス利用を拒否</li> <li>・家族が感染を懸念し、本人の意思に反しサービス利用を拒否</li> <li>・外出機会の減に伴い、心身機能の低下、認知症状の悪化</li> </ul> </li> </ul>   |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けている疑いのある高齢者について、その身体状況をデイサービス等で確認して監視してたが、新型コロナウイルス感染を避けたいという理由で、養護者が高齢者の介護サービスを受けることを拒否することがあり、監視できないといった相談があった。</li> <li>・デイサービス等でコロナの陽性者が出たことにより、しばらくの間、利用ができないことへの不満。</li> </ul>  |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス等が休止したことにより、家族の介護疲れが増大した。</li> <li>・家族が在宅勤務で家にいるようになり、家族がイライラするようになった。</li> <li>・コロナ感染を心配した家族がデイの利用を必要以上に制限してしまう。</li> <li>・サービスが休止したが、家族が家庭で十分な介護が出来ず、オムツ交換をしてもらえない。</li> </ul>   |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護者の外出機会、就労機会の減少によりメンタルヘルス及び経済状況が悪化し、深刻かつ多課題の事例として把握されるケースが例年と比較して多い。</li> </ul>   |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の通所系介護保険サービスが中止又は自粛となり、高齢者の在宅時間が増え、介護負担・ストレスが増える。</li> <li>・養護者が在宅勤務等により在宅時間が増え、介護負担・ストレスが増える。</li> </ul>   |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ感染を理由に高齢者の外出や受診を阻むような内容が複数あった。</li> </ul>   |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被養護者がサービスを利用したいという意向があるながらも、養護者が新型コロナウイルス流行を理由としてサービス利用をさせないことにより、風通しが悪い環境となってしまう。</li> </ul>  |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方親族の支援が受けられない状況による介護負担の増加</li> </ul>  |
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・面会ができないため入院治療に消極的な擁護者</li> </ul>   |
| 16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居している精神疾患の子供の精神状態が不安定になり、親である高齢者に暴言暴行し警察に通報されるケースが多くなった。</li> </ul>   |
| 17 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による仕事の減少等から、高齢の親の年金が生活費等に使わざるを得ない状況。</li> <li>・社会的孤立により、世帯内のストレスの増大。</li> </ul>  |
| 18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地であって、経済低困窮に関連した相談が増加した</li> </ul>   |
| 19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止の観点から宅内に家族が集うことが多くなり、多世代が絡む高齢者虐待が疑われる相談の割合が高まっている。</li> </ul>  |
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅ワークや仕事が減ることで、元々家庭不和の家族が四六時中家にいるためストレスが増し、普段は気にしないことも気になるようになり虐待に繋がるケースがあった。</li> </ul>   |
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用者からの相談が多い。コロナ禍による施設の利用制限が多く、養護者に対するストレスや孤立も原因になっていると思われる。</li> </ul>   |
| 22 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言中に家庭裁判所の面接が行われなかった為、虐待対応中のケースで成年後見制度の申立手続きに遅れが生じたことについて地域包括支援センターから相談があった。</li> </ul>  |

図表 2-VII-2-4 特徴的な相談内容（従事者虐待） ※抜粋

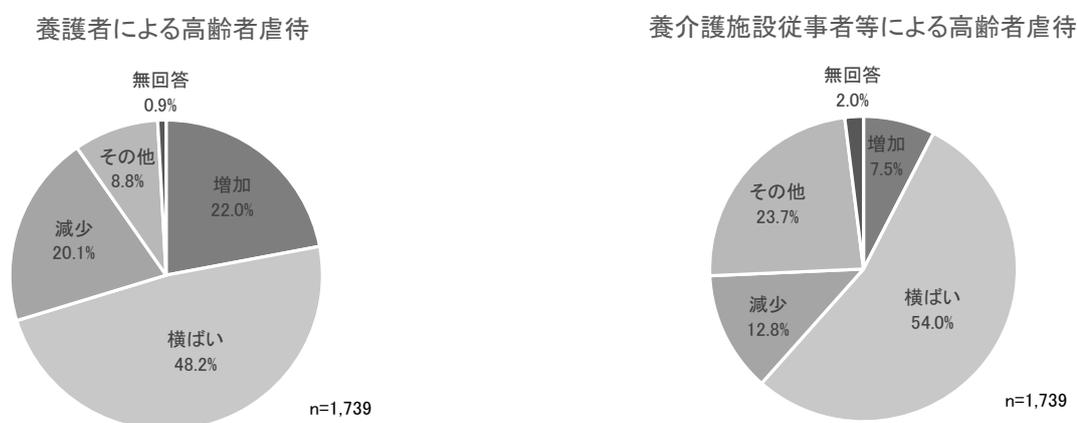
|    | 特徴的な相談内容（従事者虐待）  |
|----|--|
| 1  | ・虐待事例までいかないケースもあるが、コロナ禍における日常生活への制限等があり、従事者のストレスは増大してきている。利用者への対応が気になるケースも増えてきているという情報がある。   |
| 2  | ・新型コロナウイルス感染症の影響により、家族を含めた外部の者が施設入所者への面会が出来ないためか、家族からの相談がなくなり、職員による内部通のみになった。  |
| 3  | ・内部外部研修の機会の減少により、職員の知識不足や誤った介助の方法により、不適切なケアが発生している。  |
| 4  | ・コロナ禍のため、家族は施設に入所している高齢者と直接会うことが出来ず、また施設職員とも連絡体制がうまく行っていなかったため、家族は認知症状が進んでいることが分からないまま、本人が感じていた被害妄想をそのまま虐待と受け取り、虐待として通報があった。           |
| 5  | ・サービス利用の数日前に発熱した場合、家族が県外から帰省している場合等の介護サービス提供拒否   |
| 6  | ・感染拡大予防のため面会が制限され利用者の様子が分からないため痣があると虐待を疑う。   |
| 7  | ・感染リスクから、受診の必要性を認識していながら、医学的診断や治療のために医療機関へ受診させなかった。<br>・面会禁止により、事業所との連絡が気薄になり、状態が悪くなるまで家族に連絡がなかった。                                     |
| 8  | ・明らかな虐待はないが、面会等の禁止や制限により、入居者の生活状況が確認出来ず、施設の対応などは不誠実であったり、説明不足などが原因で虐待通報に繋がるケースがある。   |
| 9  | ・施設従事者が処遇困難な高齢者へのストレスをこれまでは休日に外出するなど発散できていたものが、感染対策で職員も外出制限がなされ、ストレス発散のはけ口がない。また、家族も含めて外部の面会が制限され、利用者本人もストレスが溜まっている。                   |
| 10 | ・面談や外出の制限を行う中で入居者の不満が高まり、その不満を施設職員に向けられることで感情的な軋轢が発生することがあった。  |
| 11 | ・夜勤職員が最低限の人数しか確保できず、入所者の対応中に他の入所者等が出歩かないように短時間の身体拘束を行った。   |
| 12 | ・面会制限のため、会えない期間に ADL が低下していた。低下の理由説明が施設からなかった。<br>・(施設から)施設内の家族とともにレクリエーションの機会が無くなり、職員もモチベーションが下がっている。また感染の不安もあり、職員の精神状態が心配。           |
| 13 | ・事業所における面会や入館の制限等により、以前に比べて家族が利用者とは会う機会が減ったり、外部の目が入らなくなったりすることで、利用者のけがの増加やケアの質の低下を懸念する声が上がっている。  |
| 14 | ・サ高住にて、コロナ感染予防のために DS 等の外部サービス利用を停止し、それにより、施設内での介護量が増加し、職員の負担が多くなる施設が見受けられた。   |
| 15 | ・サービス事業所が休業となり、人の出入りを制限しているため、各利用者が行動を制限され、ADL が低下する傾向にあり、認知症などへの状態悪化が見られる。また各種研修も行われていないか、また行われていても個々で動画等での受講が増え、スタッフの知識やスキル不足が懸念される。 |
| 16 | ・面会が制限されたために、施設等で適切なケアが行われているか確認できず不安である旨の利用者家族からの相談が増えた印象。  |
| 17 | ・コロナ禍により、施設の面会制限が生じており、施設側とのコミュニケーション不足の為か、介護事故が発生した場合、事故ではなく、一方的に虐待として捉えられ市に訴えてくることが多い。   |
| 18 | ・有料老人ホーム等で担当介護支援専門員の来所・面談に制限がある。感染症対策とのことだが、面会でなくても職員同席のため利用者の思いが引き出しにくい環境にある。   |
| 19 | ・感染対策を行うことにより業務量が増えたため従事者のストレスが増強している。   |
| 20 | ・家族の面会が難しい状況が続いたことで、本人の状態変化や施設での小さなトラブルを遠方にいる家族が一方的に解釈し虐待を疑う。  |
| 21 | ・入所系施設で家族との面会や介護サービス相談員の派遣等が出来なくなっており、施設内での介護の状況が不明。家族等からは、介護者からの不適切な介護、言動等について相談がある。  |
| 22 | ・これまでは職員が暴言・手荒い介護をしていた様子を直接見て施設に相談することができたが、面会制限がかけられるようになってからは施設内の様子が分からなくなってしまった。  |

## 2) 虐待判断件数の変化（令和元年度との比較）

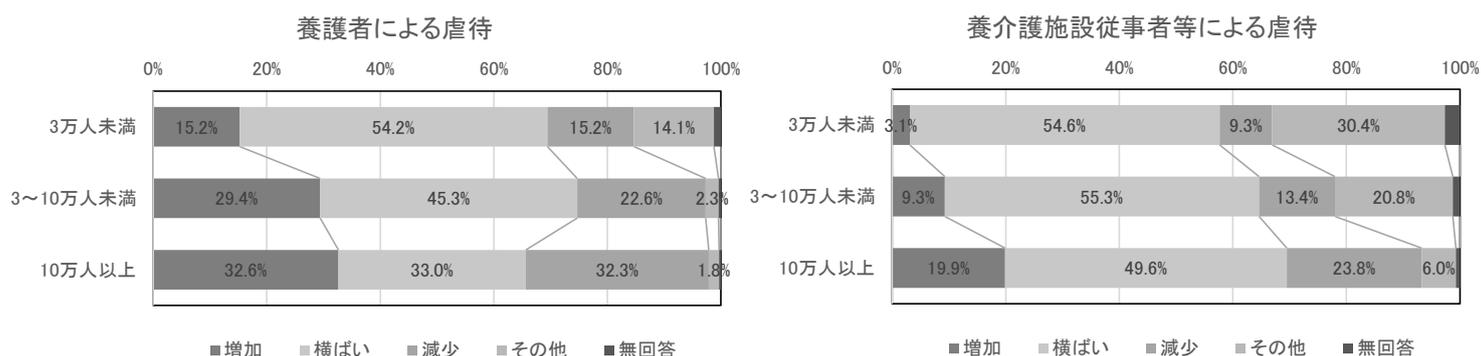
令和2年度における養護者による高齢者虐待と判断した件数を前年度と比較すると、「横ばい」と回答した自治体が48.2%、「増加」が22.0%、「減少」が20.1%であった。人口規模別にみると、3万人未満の自治体では「横ばい」が54.2%、「増加」「減少」がそれぞれ15.2%、人口3～10万人、10万人以上の自治体においても「増加」は29～32%、「減少」は22～32%であり、養護者虐待判断件数の増減状況は分かれていた。

養介護施設従事者等による高齢者虐待判断件数の増減状況は、「横ばい」が54.0%、「増加」は7.5%、「減少」は12.8%であった。人口規模別が大きくなるに従って「増加」の割合が高まるが、「減少」した割合も同様の傾向にあり、自治体によって状況が異なっていた。

図表 2-VII-2-5 虐待判断件数の変化（令和元年度との比較）



図表 2-VII-2-6 人口規模別にみた虐待判断件数の変化（令和元年度との比較）



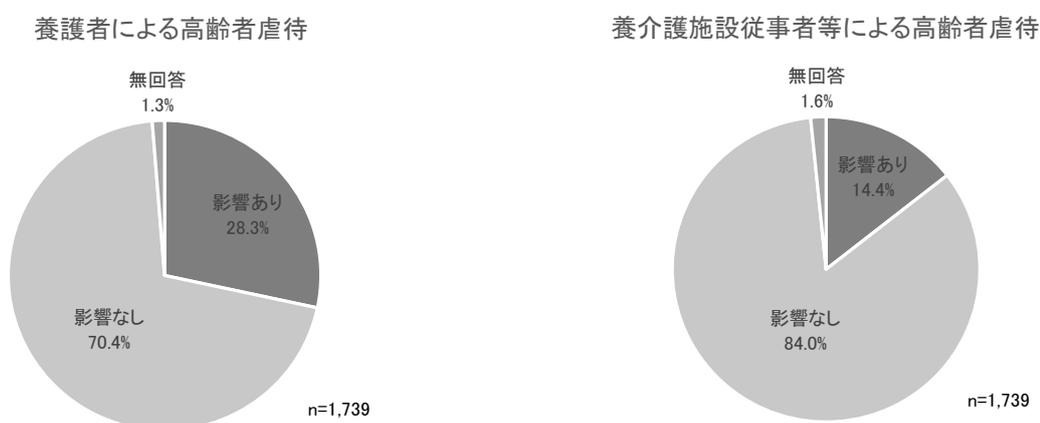
### 3) 高齢者虐待対応における影響

高齢者虐待対応における新型コロナウイルス感染症の影響について確認した。

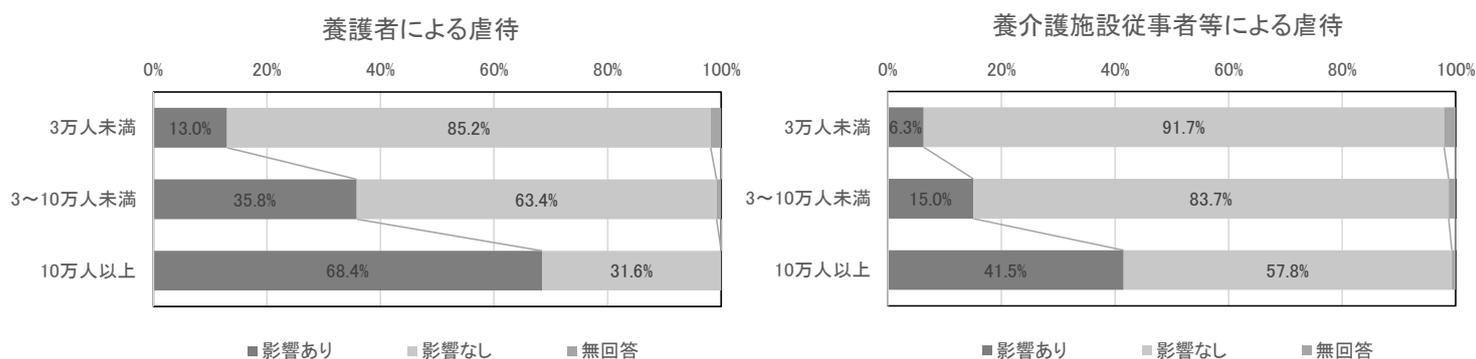
養護者による高齢者虐待への対応では、「影響あり」と回答した自治体は28.3%であり、「影響なし」が70.4%を占めた。人口規模が大きくなるに従い、「影響あり」と回答した割合が高まっており、3万人未満では13.0%であるが、3～10万人では35.8%が、10万人以上では68.4%が「影響あり」と回答していた。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、「影響あり」と回答した自治体は14.4%であった。養護者虐待対応と同様、人口規模が大きくなるに従って「影響あり」の回答割合が高まっており、3万人未満では6.3%であるが、3～10万人では15.0%が、10万人以上では41.5%が「影響あり」と回答していた。

図表 2-VII-2-7 高齢者虐待対応における影響の有無



図表 2-VII-2-8 人口規模別にみた高齢者虐待対応における影響の有無



高齢者虐待対応における具体的な影響と対応取組について記載を求めたところ、養護者虐待対応、従事者虐待対応ともに70～80件の回答が寄せられた。

#### ○養護者虐待

養護者による高齢者虐待対応において影響が出た内容をみると、事実確認における影響としては、自宅訪問時の人数制限や訪問の拒否、入院先における面会制限等による本人や家族への面会が困難になったことが報告された。また、虐待対応を行う中で一時的に分離保護を行う場面でも、分離先居所の確保（含むショートステイ）においてPCR検査受診の必要性や事業者側が設定した隔離期間等、施設側との調整等による支援の遅れが報告された。

これらの影響への対応策として、本人等との面会に関しては、入院時にはオンライン形式で実施したり、自宅訪問時には感染防止対策のうえ人数の調整を図る、自宅訪問が難しい場合は自宅外で面会する等の対応が取られていた。また、分離保護時の居所確保に関しては、事前に事業者側と受入要件を調整する、民間宿泊施設を利用する等の対応が取られていた。

なお、コロナ禍によって地域での交流機会や訪問機会が減少しているため、相談・通報に至っていない可能性を考慮し、地域包括支援センターの権利擁護担当者が自治体内の居宅介護支援事業所と介護サービス事業所を訪問して相談窓口を周知する取組を行っている自治体もみられた。

#### ○従事者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、特に入所系施設・事業所に対して事実確認のための訪問や立入調査の実施面での影響がみられた。事業所側から立ち入りを断られたり、施設へ立ち入ることができても感染防止対策のため限られた場所のみとなり、入居者との面会や居室確認ができない、訪問人数が制限される、訪問時間も制限されるなど、事実確認に大きな制限が掛かっている実態が報告された。

訪問による事実確認が不十分な場合の対応としては、数日間に分けて少人数で短時間ずつ聞き取りを行う、施設外において聞き取りを行う、施設内では利用者のみ聞き取りを行い職員は役所で面接する、事案の緊急度合い等に応じた調査方法を検討・実施する等の対応がなされていた。

図表 2-VII-2-9 高齢者虐待対応への影響と対応の例（養護者虐待）

|    | 養護者虐待対応への具体的な影響  | 対応策として、独自の取組等  |
|----|--|--|
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>入院した病院等の面会制限により、支援者との話し合いがスムーズに行えないことがあった。</li> <li>外出できないことにより金融機関への手続きに不便が生じた。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>家族限定で使用の許可が出されるオンライン形式の面会を実施した。金融機関の手続きに関しては金融機関職員が本人とオンライン面談で相談に応じた。</li> </ul>                              |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>養護老人ホームへの緊急的な保護について、保護対象者が熱発した場合の対応に苦慮した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>病院でPCR検査を受けてもらったり、入所に際して隔離部屋を設置するなどの対応を行った。</li> </ul>  |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な緊急避難場所の確保が困難となった。</li> <li>施設へ避難させる場合、誰がPCR検査を受けさせるか、といったことや、施設によって隔離期間を設けているため、虐待者に徘徊等の症状がある場合、受け入れを断られることがある。</li> <li>被虐待者が新型コロナウイルスの濃厚接触者に当たる可能性があったことから、訪問が延期となった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような条件であれば保護施設に入れるかを可能な範囲で事前に調整する。</li> </ul>  |
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの利用を断られたり、急に在宅になったりすることで、虐待が発生してしまったことがある。</li> <li>分離を図るために施設側へ受入れを頼んでも、PCR検査などの条件があり、緊急ショートステイの利用が極めて困難となった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急ショートステイの利用の改善については、事業者の協議会で議題として検討する予定。</li> </ul>  |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策として施設入所の調整に時間を要する場合がある。</li> <li>地域の交流の場や訪問の機会が減っていることから、通報・相談に至っていない可能性が懸念される。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域包括支援センターの権利擁護担当者が、市内の居宅介護支援事業所と介護サービス事業所を訪問し、相談窓口を周知した。地域の関係者のネットワーク構築を図り、早期発見・早期介入ができるよう努めている。</li> </ul> |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>区独自事業の介護施設利用の緊急一時保護入所は、PCR検査の関係で事案発生日の利用は困難となり、令和2年度は一度も活用できなかった。</li> <li>入院ケースについては面会制限等があり、聴き取りに不自由を感じる場面もあった。感染危惧を理由に地域包括支援センター職員の訪問を拒否する養護者もいた。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>治療目的や家族レスパイト名目で緊急一時保護入院（同じく区事業）を活用するなどしてしのいだ。介護認定あれば、やむを得ない措置を積極的に活用した。</li> </ul>                            |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事実確認を行なう際、訪問する関係機関の制限や訪問人数の調整などが難しくなった。また、新型コロナウイルス感染症を理由に訪問を拒否するケースもあり、事実確認等の業務に支障がでた。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問する職員を限定したり、訪問を拒否するケースの場合、来所してもらったり、家の外で会うなどの工夫をした。</li> </ul>   |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染を心配する養護者が介護支援専門員や地域包括支援センター職員の訪問等を拒否したり、介護サービスの利用を控えることによりモニタリングが行いにくい。</li> <li>迅速な居室確保が難しい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>病院と連携し受診時に状態確認を実施。</li> </ul>   |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>養護者の息抜き場として、認知症カフェを活用を検討していたが、感染症によりカフェが中止となり、養護者が人と話すことでストレス発散できる場が不足した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインでのカフェを開催。</li> </ul>   |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>病院の面会制限により事実確認がスムーズにいかない。</li> <li>県外親族との面会困難。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の権利利益に重大な結果が生じる恐れがある事を病院側に説明して理解を求めている。</li> </ul>   |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急ショートステイ等が必要なケースでも、行動歴が不明な高齢者については、一定の経過観察期間をおかなければ、利用できない事態が生じた。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>独自にはならないが、DV担当と連携し、特別な値段で宿泊できるように、市内2か所のホテルに頼んだ。</li> </ul>   |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問による難色を示される場合がある。</li> <li>施設入所や入院の際に、コロナ禍でも受入れ可能な施設探しや、入所・入院の際の事前のPCR検査等で対応がワンテンポ遅れる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止策の徹底・公共施設での面接の実施</li> <li>入所等の方針が立った段階での早めの動き出し</li> </ul>  |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>養護者の経済的状況の悪化（収入減、失職等）が複数件認められた為、相互の経済依存を高めた可能性がある。また、分離の必要があっても分離先の確保が迅速に行えない事態が見られた。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的事情に対する対応として、生活福祉課との連携を積極的に図る事で、対応した。</li> <li>また、分離先確保に関しては、施策外の民間宿泊施設を利用する事で対応した。</li> </ul>              |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事実確認のための訪問を調整するも、コロナ禍であるため拒否される場面が増加した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染対策を十分に行い密にならないよう実施。</li> </ul>  |

図表 2-VII-2-10 高齢者虐待対応への影響と対応の例（従事者虐待）

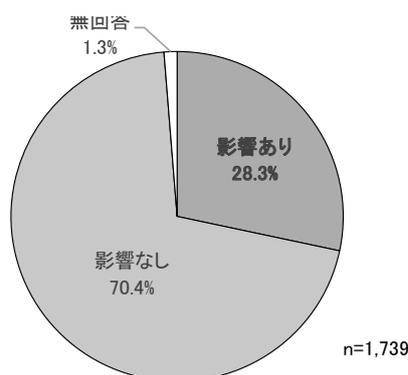
|    | 従事者虐待対応への具体的な影響   | 対応策として、独自の取組等   |
|----|---|---|
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の事実確認のための立入調査ができなくなったため、書類のみの確認と職員からの聞き取りも限られた人数だけしかできなかった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事実確認が不十分な場合には、その都度施設に確認や書類を提出してもらうようにした。</li> </ul>  |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設への立ち入り調査際に、職員からの聞き取り時間の短縮など</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日数を何日間かに分けて、1日2名程度ずつ20～30分と時間を決めて聞き取りを行った。</li> </ul>  |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設への立ち入り調査について、入居者への聞き取りや居室の確認等が制限される。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>なるべく少人数での訪問や、短時間で行うことで、施設側への協力を依頼し、実施している。</li> </ul>  |
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により、施設への訪問が制限され、実態把握が詳細に出来ない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設と密に連絡を行い、妥協策（例：施設内の駐車場に公用車を止め、公用車内で面談を行うなど）を探す。</li> </ul>   |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事実確認のための入居者との面接が出来なかった。（居室エリアへの立ち入りが出来なかった）。</li> <li>施設でコロナが発生していたため施設従事者への指導、助言時の面談が難しかった。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>対応後の施設への指導、モニタリングを書面で行った。また、施設への訪問ではなく、施設管理者やリーダー職に市役所に来てもらって面談を実施した。</li> </ul>   |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスのため、立入調査時に利用者への感染リスク、またそれを理由に施設側に立ち入り調査を断られる可能性がある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所と相談の上、感染症対策（マスク、防護服、フェイスシールド、手袋）をして、立入調査を実施。その旨を施設へ説明する。</li> </ul>   |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設への立ち入りを事業所側から断られることがあった。</li> <li>感染防止対策のため、施設へ立ち入ることができても限られた場所のみとなった。</li> <li>当該利用者を含めた利用者に接することがないよう配慮が必要だった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該利用者の状況を客観的に把握することができるように、高齢者虐待調査を行う場合には、様々な職種の方から聞き取りを行うように配慮した。</li> <li>職員の聞き取りを実施する場所は、手洗い・消毒・フェイスシールドを使用し、また、窓を開けて換気ができる広い会議室がある区施設を利用するなど、感染対策を十分に行った。</li> </ul> |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言当初など、施設居住区域への立入や高齢者との面接を行う判断が難しい時期があった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>立入調査方法に関して、見直しを実施。過去に虐待認定の根拠となった事実を把握した調査方法（職員面接）に重点を置き、極力、居住地域立入を控えるなど、事案の緊急度合い等、事案に応じた、感染症蔓延期の調査方法を実施している。</li> </ul>  |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設への事実確認調査の際に、施設管理者から外部者訪問の制限について発言があった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事実確認調査実施に向け、感染症対策について話し合い、合意を得て実施した。施設訪問時の感染症対策は一般的な具体的方法の範囲で実施した。</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待対応まで行かない苦情の段階では、直接訪問しての確認が取れないため、苦情に対する対応しか行えない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>法的根拠をもとに関われるよう、定期的な指導の一環として立ち入りを検討、ワクチン接種後に介入できるよう検討中。</li> </ul>  |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設を訪問しての調査協力を得ることはできたが、複数人での施設訪問調査が困難であった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設での聞き取りは、入所者についてのみとし、各職員への聞き取り調査は市役所会議室に個別に来庁してもらい、数日にわたり事実確認の調査を実施した。</li> </ul>   |

## (2) 普及啓発活動、人材育成活動への影響

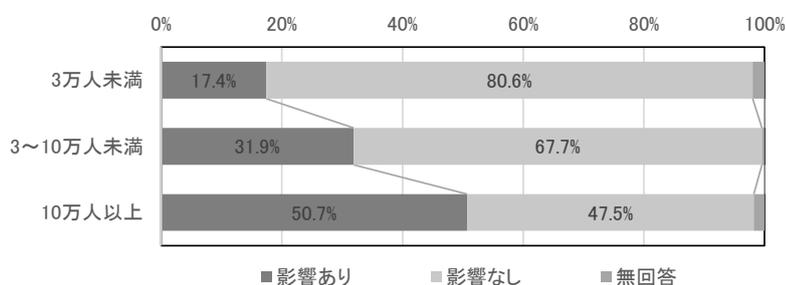
### 1) 地域住民への広報・啓発活動への影響

高齢者虐待の防止、早期発見等に関する地域住民への広報・啓発活動において、新型コロナウイルス感染症の影響があったと回答した自治体は 28.3%であった。人口規模が大きな自治体ほど「影響あり」の割合が高くなり、人口 10 万人以上の自治体では半数が「影響あり」と回答している。

図表 2-VII-2-11 地域住民への広報・啓発活動への影響の有無



図表 2-VII-2-12 人口規模別にみた地域住民への広報・啓発活動への影響の有無



地域住民に対する広報・啓発活動への具体的な影響としては、研修会や講習会のほか、地域に向向いて行っていた出前講座や勉強会、介護予防教室、サロン活動等が中止となり、啓発機会が制限されたことが報告された。

研修会や講習会に関しては、オンライン形式での実施、講義内容を DVD 化して貸出、冊子やパンフレット等を作成して関係機関へ配布する等の対応がなされていた。また、自治会長等とのオンラインでの会議開催や、地域包括支援センターが作成したチラシ等を自治会や民生委員の協力により配布する等で周知啓発活動を行っている自治体もみられた。

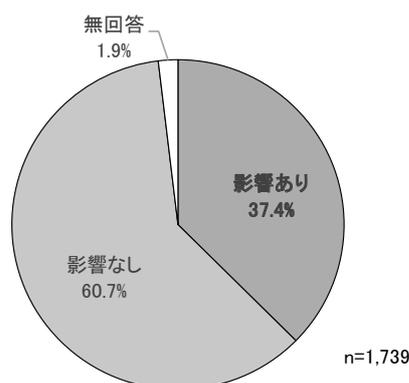
図表 2-VII-2-13 地域住民への広報・啓発活動への具体的影響と対応策

|    | 地域住民への広報・普及啓発活動への具体的な影響  | 対応策として、独自の取組等  |
|----|--|--|
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員や住民に対する地域包括支援センターからの講和等が実施できなかった。</li> <li>外部講師を招いての成年後見制度についての講演会を中止した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係資料を回覧し、地域住民への周知に努めた。</li> </ul>   |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止、権利擁護等に関する研修について、従来通りの開催が困難（方法、定員、場所等）</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインによる開催やソーシャルディスタンスに配慮した定員や会場を設定するなど、工夫して開催した。</li> </ul>  |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>例年実施してきた集合形式の研修会の開催方法の見直しを強いられた。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>三密を防ぐため、定員を少人数とし、時間帯をずらして研修会を行った。</li> </ul>  |
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に地域へ出向いていたが、地域での集まりもできなくなり、多くの方に広報・普及啓発が難しい。</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者に対してチラシを配布し、訪問時啓発活動を個別に行っている。今後、ネットをアーク会議等で、虐待の研修会を行う予定。</li> </ul>                                |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待に特化したものではないが、あんしん見守りネットワークや認知症声かけ訓練等、地域住民や関係者が集まる行事は中止。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>あんしん見守りネットワークについては、協力会員に町で作成した介護予防の冊子等を送付。引き続きの協力を依頼。</li> </ul>                                      |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座等の勉強会を開催しての啓発活動が出来なかった。</li> <li>地域のお祭り等イベントが中止となり、そこでの啓発が出来なかった。</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>講演会については講師の講座を撮影・DVD化して市民へ貸出し出来るように整えた。</li> </ul>  |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外出自粛により、各種事業や会議等が開催中止となり、普及啓発の機会が減った。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ZOOM等の活用による地域住民の代表者等（自治会長等）との会議を実施した。</li> <li>各地域包括支援センター作成の広報を、自治会や民生委員等を介して配布した。</li> </ul>        |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターでの教室や自主グループなどが軒並み中止となり、普及啓発の機会がなかった。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待防止の啓発パンフレットを、区内在宅系介護保険事業所へ郵送し、利用者に配布した。</li> </ul>   |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>普段行っているイベント（講演会や介護予防教室等）については、軒並み中止となったり、人数を制限しての開催等になった。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「コロナに勝」と題して民生委員と地域包括支援センターとで65歳以上の高齢者宅を全件訪問した。訪問の際は自宅で行える体操を掲載したチラシを配布した。</li> </ul>                  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動が止まったため、地域住民が集まる場への啓発が困難</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止のチラシを作成し、地域包括支援センターがポスティングを実施。</li> <li>地域分析を行い、過去の虐待発生が多い地区をピックアップし、地域包括支援センター内で共有した。</li> </ul> |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動が休止しており、啓発の機会が少なくなった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民主体の活動は休止されているところが多いため、認知症サポーター養成講座等で「認知症と高齢者虐待」を切り口に啓発をしている。</li> </ul>                           |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>例年、サロン活動や教室の場に出向いて普及啓発を実施していたが、感染拡大防止のためそれらの活動を自粛しており、普及啓発の機会が少なくなった。</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブルテレビを活用した啓発活動など。</li> </ul>  |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待関連の研修会の中止。</li> <li>認知症サポーター養成講座の開催回数減。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の周知徹底。</li> <li>認知症患者への対応方法や接し方のアドバイスを文書にまとめ、市民に周知するため全戸回覧を行った。</li> </ul>                        |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動における講話の開催ができず情報共有としての交流の機会が減少。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>戸別訪問しパンフレットを投函。銀行ロビーの場所を借りてポスター掲示を実施。</li> </ul>  |

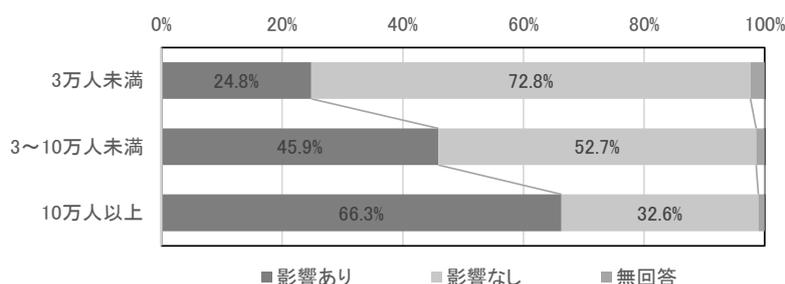
## 2) 介護施設・事業所への支援活動(研修等)への影響

介護施設・事業所に対する研修等の支援活動において、新型コロナウイルス感染症の影響があったと回答した自治体は37.4%を占めた。人口規模が大きな自治体ほど「影響あり」の割合が高くなり、人口10万人以上の自治体では66.3%が「影響あり」と回答している。

図表 2-VII-2-14 介護施設・事業所への支援活動(研修等)への影響の有無



図表 2-VII-2-15 人口規模別にみた介護施設・事業所への支援活動(研修等)への影響の有無



具体的な影響をみると、高齢者虐待防止や権利擁護に関する集合型の研修を中止した、人数規模や対象を縮小して開催した等の回答が多い。また、集合型集団指導や現地で実施するケアプラン点検を見送った、介護サービス相談員派遣事業を見送ったなど、施設・事業所への指導やサービスの質向上に関する取組にも影響が出ていた。

集合型研修会の代替策としては、オンライン形式での研修会開催、アンケート調査やオンラインでの意見交換会、動画配信等によって対応している自治体が多い。

図表 2-VII-2-16 介護施設・事業所への支援活動(研修等)への影響と対応策

|    | 介護施設・サービス事業所への支援活動(研修等)への影響   | 対応策として、独自の取組等   |
|----|---|---|
| 1  | ・虐待防止、権利擁護等に関する研修について、従来通りの開催が困難(方法、定員、場所等)   | ・オンラインによる開催。  |
| 2  | ・介護支援専門員の研修や在宅の医療・介護関係者の研修、集団指導の実施が見送りとなった。<br>・ケアプラン点検について、通常は現地にて行っているが、現地訪問は見送りとなった。                     | ・介護支援専門員研修や集団指導については、市のHPに資料掲載を行い、内容の周知を図った。<br>・ケアプラン点検について、現地訪問ではなく、電話での聞き取りにより実施した。                                |
| 3  | ・事業所向けの研修会の開催ができなかった。<br>・オンライン環境も整備したが、事業所向けの研修、会議等はコロナウイルスの蔓延によりすべて中止した。                                  | ・権利擁護のチラシを作成し、個別に訪問する際周知している。また、民生委員や介護支援専門員に依頼し配布・周知している。オンラインでの研修開催や人数制限しての会議を実施した。今後、感染対策を行い、リモート等も活用しながら研修会を開催予定。 |
| 4  | ・新型コロナ感染症感染拡大防止の観点から、接触機会を極力減らすという政府指針により、会議・研修等についても極力非接触型での実施方法としたため。                                     | ・緊急に開催が必要な会議については、参加者の密集防止のため、必要なスペースより規模の大きな施設を確保し、感染防止に努めた上で開催した。   |
| 5  | ・事業所向け研修を開催できなかった。<br>・参加者や研修内容が限定された。  | ・啓発媒体(高齢者虐待防止に係るチラシやリーフレット)を新たに作成し、配布した。  |
| 6  | ・年3回行っている、研修すべて中止(令和2年度)  | ・アンケート調査、相談先の周知、オンラインでの意見交換会へ変更し実施した。   |
| 7  | ①例年実施している介護支援専門員等専門職対象の研修が開催できなかった。<br>②例年行っている身体拘束等に係る研修を実施する事ができなかった。                                     | ①令和2年度は開催を見送り、令和3年度に、人数を減らした会場設定とzoom,youtubeでの開催とした。<br>②県で貸し出しを行っている身体拘束研修のDVDについて周知し事業所の内研修等に役立てていただくよう案内を行った。     |
| 8  | ・令和2年度は新型コロナウイルスのため、集合研修は行わず、資料配付による研修を行った。   | ・令和3年度は、動画配信による研修を予定している。   |
| 9  | ・新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等のため、集合形式の研修が開催できない、または開催の見込みが立たない状況が続いた結果、虐待研修を含め各種研修が実施できなかった。                    | ・年度の後半にオンラインでの研修を試行したが、オンライン研修の環境を準備できない事業所があり、研修の開催方法について今後の課題としている。   |
| 10 | ・市内介護事業者向けの説明会を開催できなかった。  | ・虐待の通報件数等の虐待に関する資料を作成し、市内介護事業所が閲覧できる掲示板に掲載している。   |
| 11 | ・令和2年度は介護サービス相談員派遣事業を見送ったため、これまで定期的に行っていた介護保険事業所・有料老人ホームの状況把握が全くできなくなった。                                    | ・令和3年度に向け、介護サービス相談員、事業所と調整を図り、電話にて状況を確認する活動を検討した。   |
| 12 | ・集団指導を参加型で開催することができなかった。  | ・動画を市ホームページにアップして集団指導を実施。   |
| 13 | ・集合研修を開催できなかった。<br>・web研修を開催したが、研修内容が限定された。   | ・web研修を開催した。集合研修では管理者が主に参加していたが、web研修にしたことにより、管理者以外の多くの事業所職員に参加してもらうことができたが、web研修ではグループワークを行うことが困難であり、研修内容が限定された。     |
| 14 | ・各地域包括支援センターによる地区介護支援専門員会で年に一度は虐待をテーマとして行っていた。毎年介護支援専門員、サービス事業所、民生委員を対象としていたが、感染対策のため規模を縮小し介護支援専門員のみを対象とした。 | ・一部の地域包括支援センターでは、オンライン会議ソフトを活用し緊急事態宣言等が出されても会が行われるよう対応した。   |
| 15 | ・介護サービス事業所職員を対象とした対面研修が中止となった。  | ・高齢者虐待防止や早期発見・セルフマネジメントなどの内容でDVDを作成し、事業所に配付した。  |
| 16 | ・介護支援専門員、障害支援事業所を対象とした成年後見制度と日常生活自立支援事業についての権利擁護研修が実施できていない。  | ・オンライン会議において、研修とまではいかないが、高齢者虐待の実態や要因分析について共有する機会をもった。   |
| 17 | ・感染拡大防止のため集合研修を中止したため、例年実施している事業所向け研修を開催できなかった。   | ・各圏域で介護支援専門員向けの研修会をオンラインで実施した。  |
| 18 | ・介護手法を学ぶ研修を企画したが、対面で実施できなかった。   | ・動画を撮影し、希望する事業所に配布した。   |
| 19 | ・高齢者権利擁護の研修ができなかった。   | ・市内の介護保険サービスの事業所等を巡回し、虐待対応マニュアルを配布した。   |
| 20 | ・対面形式での研修会を中止   | ・各事業所に研修DVDを配布しアンケートで受講確認、効果測定  |
| 21 | ・毎年行っている居宅介護支援専門員の連絡会や認知症対応型グループホームの連絡会の実施がなかった。  | ・介護支援専門員へは必要な資源や資料をまとめた「ケアマネハンドブック」を配布。グループホーム連絡会はWebで実施予定。   |

### (3) 国や都道府県への期待・要望等

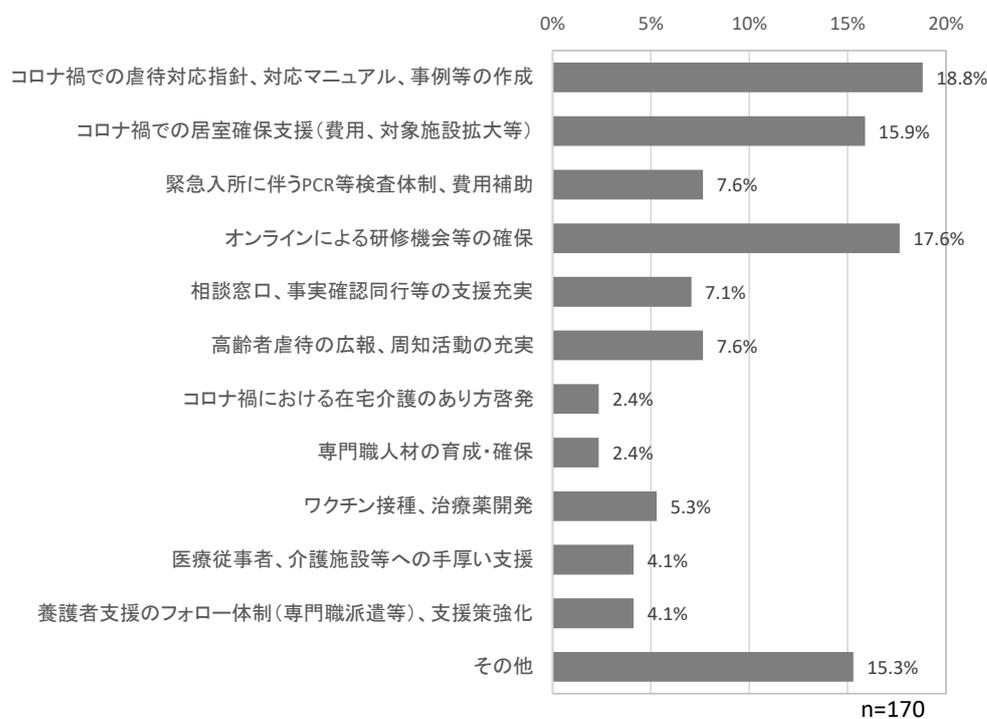
新型コロナウイルス感染症によって高齢者虐待対応にも大きな影響が出ている中で、国や都道府県に対する期待や要望等を自由記述形式で確認した。

内容を分類したところ、「コロナ禍での虐待対応指針、対応マニュアル、事例等の作成」や「オンラインによる研修機会等の確保」、「コロナ禍での居室確保支援（費用、対象施設拡大等）」に対する期待が上位を占めた。

また、「緊急入院に伴うPCR等検査体制、費用補助」や「高齢者虐待の広報、周知活動の充実」、「相談窓口、事実確認同行等の支援充実」等を求める意見も少なくない。

なお、数は少ないものの「コロナ禍における在宅介護のあり方の啓発」や「医療従事者、介護施設等への手厚い支援」を求める意見も寄せられた。

図表 2-VII-2-17 国や都道府県への期待・要望等



## Ⅷ 高齢者権利擁護等推進事業に関する検証及び見直し 実施に向けた調査

### 1. 調査概要

#### (1) 目的

国が実施している高齢者権利擁護等推進事業の活用状況や活用意向とともに、改善が必要な点等の課題を把握し、今後の施策メニューを検討するための基礎資料とすることを目的として、自治体に対するアンケート調査を実施した。

#### (2) 実施概要

##### 1) 実施対象

都道府県及び市町村（悉皆）

##### 2) 実施期間

令和3年7月～8月

##### 3) 実施方法

エクセルファイルで作成した調査票を各自治体担当者へ送付し、都道府県を介して事務局へ提出（メール等による回収）

##### 4) 回収率

|      | 配布数   | 回収数   | 回収率   |
|------|-------|-------|-------|
| 都道府県 | 47    | 47    | 100%  |
| 市町村  | 1,741 | 1,739 | 99.9% |

##### 5) 主な調査項目

#### ●都道府県への調査項目

- ・高齢者権利擁護等推進事業の実施状況（事業の評価、具体的な効果、未活用の理由）
- ・高齢者虐待の取組（「未然防止」、「悪化防止（早期発見、迅速且つ適切な対応）」、「再発防止」）
- ・高齢者権利擁護等推進事業の財源

#### ●市町村への調査項目

- ・高齢者権利擁護等推進事業の活用状況、活用意向、改善点 等

#### 【高齢者権利擁護等推進事業のメニュー】

- 1 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催
- 2 権利擁護推進員養成研修
- 3 看護職員研修
- 4 権利擁護相談窓口の設置
- 5 市町村職員等の対応力強化研修
- 6 虐待対応実務者会議等の設置(虐待対応実務者会議、虐待の再発防止・未然防止策検証会議)
- 7 ネットワーク構築等支援
- 8 地域住民向けのシンポジウム等の開催
- 9 地域住民向けリーフレット等の作成
- 10 養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣(アウトリーチ)

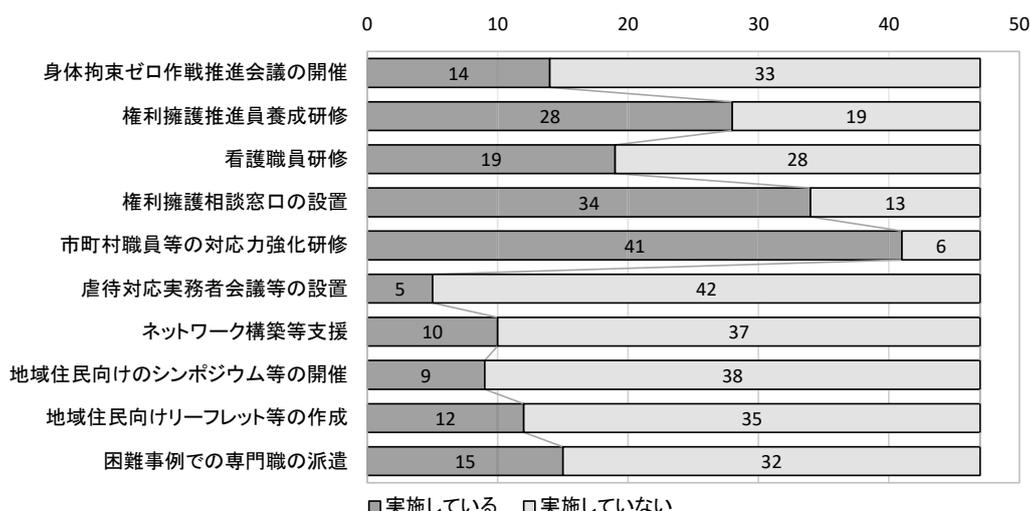
## 2. 調査結果の概要

### (1) 都道府県調査

#### 1) 高齢者権利擁護等推進事業の活用状況

事業メニューのうち、活用割合の高いメニューは「市町村職員等の対応力強化研修」(41 都道府県、87.2%) や「権利擁護相談窓口の設置」(34 都道府県、72.3%)、「権利擁護推進員養成研修」(28 都道府県、59.6%) 等であった。

図表 2-VIII-2-1 高齢者権利擁護等推進事業の活用状況 (都道府県)

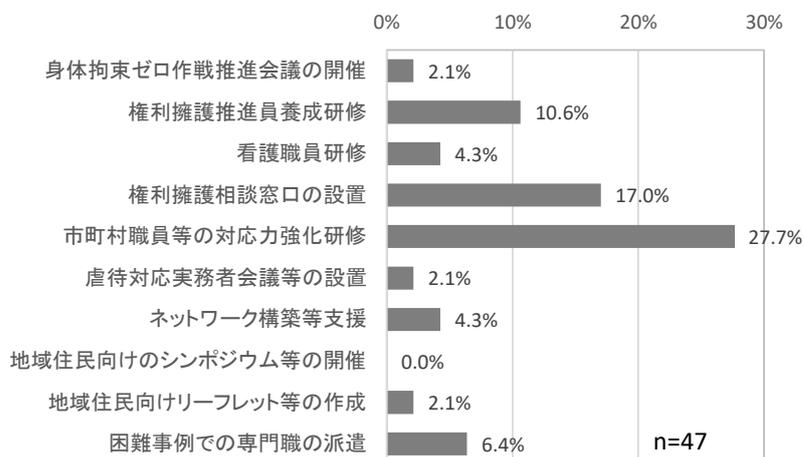


#### 2) 改善が必要な事業メニュー

改善の必要性が指摘された事業メニューは「市町村職員等の対応力強化研修」が 27.7% で最も多く、次いで「権利擁護相談窓口の設置」(17.0%) の順であった。

「市町村職員等の対応力強化研修」に関しては、より具体的で詳細な対応方法、職員の経験年数に応じた段階別研修など、より実践的な研修内容の必要性が指摘された。また、「権利擁護相談窓口」では、市町村担当者や地域包括支援センター等からの相談件数が少ない等の課題とともに、相談体制の充実を図る(必要に応じた専門職への相談、同行による助言等) ことによる市町村への支援効果拡大を期待する意見も寄せられている。

図表 2-VIII-2-2 改善が必要な事業メニュー (都道府県)



図表 2-Ⅷ-2-3 権利擁護推進事業において改善が必要な点

|                | 改善が必要な点  |
|----------------|--|
| 権利擁護推進員養成研修    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、集合研修への参加を事業所法人から自粛するように、指示が出ている事業所もあり、オンライン化が望ましい一方で、事業所によりオンライン化に向けた整備状況が異なるため、プログラムについて内容を精査する必要がある。</li> <li>・令和3年度報酬改定を受け、高齢者虐待に関する取組みを推進していく必要があることから、権利擁護推進員養成研修における受講者数（定員数）を増加させることを検討する必要があると感じている。</li> <li>・虐待の防止や権利擁護に意識の高い事業所や施設からの応募が多く、真に研修の受講が必要な事業所・施設に対し、受講させることができていない。</li> </ul>  |
| 権利擁護相談窓口の設置    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の方からの相談件数は多く、効果が出ていると考えられるが、市町の相談窓口担当課や、地域包括支援センターの担当者からの相談件数は少ないため、今後も担当課宛に周知が必要だと考えられる。</li> <li>・効果的な市町村周知の方法を検討するなど、必要な市町村において活用されるよう実績の向上を図る必要がある。</li> <li>・現在、相談対応は、社会福祉士による電話のみである。必要に応じて、弁護士その他の専門職が対応できたり、直接現場に同行して助言できたりする体制を整えることができれば、市町担当者が直面する困難事例についても、より円滑な対応ができるのではないかと感じる。</li> </ul>   |
| 市町村職員等の対応力強化研修 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民や施設従事者等から虐待疑いと思われる通報が県に入ることがあり、市町村へ伝達しても初動が遅かったり実効的な策を即行うことが困難な事例が散見される。デモンストレーション等のより具体的で詳細な虐待事例対応手順方法について取り上げなければならないように感じている。</li> <li>・担当者の対応経験年数に応じた段階的な研修の実施</li> <li>・自治体ごとの初動力の差に応じた介入方法の担当者研修会…市町村、地域包括支援センター等の理解が進んでいることから、中核機関設置に向けた実践的な内容とするため、シンポジウムに重点を置くようシフトする必要がある。市町村長申立研修会…より実践的な内容とするため、事例報告や困難事例、死後事務の実例を交えてほしいという要望が寄せられた。</li> <li>・当県では初任者向けの研修を行っていたが、概論的な内容では、実際に養介護施設従事者虐待が発生した場合に、経験不足から十分な対応ができていない事例が少なからず出てきた。令和3年度より、実際に養介護施設従事者虐待が発生した場合の市町村の対応手順にフォーカスをあて、より実務に近い内容を学習する内容に変更する予定である。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からオンライン方式での研修開催となった。演習について、PC操作が複雑となり、受講者に十分な内容を伝えきれなかったともいえるところがあったため、次年度で改善したい。</li> <li>・申込がなかった自治体の中には、通報がこれまで非常に少ない自治体も含まれており、適切な通報受付が行えていない可能性があるため、より受講勧奨を行う必要がある。</li> </ul> |
| 困難事例での専門職の派遣   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村支援チームのさらなる活用を図ること</li> <li>・専門職チームは、弁護士会、社会福祉士会に依頼しているが、いつも同じ方をお願いする形になっており、登録メンバーの確保に課題がある。</li> <li>・専門職のスキルアップ、連携強化</li> </ul>   |

### 3) 高齢者権利擁護等推進事業の活用効果

高齢者権利擁護等推進事業を活用した効果について、事業を活用している自治体からは多くの事業メニューにおいて「⑤対応職員の対応力向上に役立った」とする回答が寄せられた。

「②困難事例や専門的な相談に対応できるようになり、問題解決に役立った」割合が高い事業は「権利擁護相談窓口の設置」や「困難事例での専門職の派遣」が、「③市町村と都道府県の連携が強化され、迅速な対応ができるようになった」割合が高い事業は「ネットワーク構築等支援」や「虐待対応実務者会議等の設置」が挙げられた。

図表 2-VIII-2-4 高齢者権利擁護等推進事業の活用効果

|                   | 実施数 | ①高齢者虐待への理解が深まり、適切な通報がなされるようになった | ②困難事例や専門的な相談に対応できるようになり、問題解決に役立った | ③市町村と都道府県の連携が強化され、迅速な対応ができるようになった | ④養護者への支援に役立った | ⑤対応職員の対応力向上に役立った | ⑥その他  |
|-------------------|-----|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------|------------------|-------|
| 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催   | 14  | 35.7%                           | 35.7%                             | 35.7%                             | 21.4%         | 57.1%            | 21.4% |
| 権利擁護推進員養成研修       | 28  | 46.4%                           | 28.6%                             | 10.7%                             | 25.0%         | 78.6%            | 3.6%  |
| 看護職員研修            | 19  | 36.8%                           | 36.8%                             | 5.3%                              | 21.1%         | 68.4%            | 10.5% |
| 権利擁護相談窓口の設置       | 34  | 29.4%                           | 73.5%                             | 29.4%                             | 47.1%         | 47.1%            | 0.0%  |
| 市町村職員等の対応力強化研修    | 41  | 34.1%                           | 43.9%                             | 48.8%                             | 46.3%         | 80.5%            | 2.4%  |
| 虐待対応実務者会議等の設置     | 5   | 20.0%                           | 40.0%                             | 80.0%                             | 40.0%         | 100.0%           | 0.0%  |
| ネットワーク構築等支援       | 10  | 40.0%                           | 30.0%                             | 50.0%                             | 10.0%         | 30.0%            | 0.0%  |
| 地域住民向けのシンポジウム等の開催 | 9   | 66.7%                           | 22.2%                             | 11.1%                             | 0.0%          | 55.6%            | 0.0%  |
| 地域住民向けリーフレット等の作成  | 12  | 66.7%                           | 25.0%                             | 25.0%                             | 50.0%         | 50.0%            | 0.0%  |
| 困難事例での専門職の派遣      | 15  | 6.7%                            | 100.0%                            | 26.7%                             | 53.3%         | 53.3%            | 0.0%  |

※下線は50%以上の回答率。

#### 4) 高齢者権利擁護等推進事業の未活用理由

高齢者権利擁護等推進事業を活用していない理由を確認したところ、ほぼすべての事業メニューにおいて「②予算面での制約があった」とする回答が半数前後を占めていた。

「①他に代替策があり、必要性を感じないため」と回答した事業では「市町村職員等の対応力強化研修」(33.3%)や「権利擁護相談窓口の設置」(23.1%)、「地域住民向けリーフレット等の作成」(22.9%)が上位である。また「③専門職等の確保が困難なため」では、「権利擁護相談窓口の設置」(23.1%)や「困難事例での専門職の派遣」(28.1%)が上位であった。

図表 2-Ⅷ-2-5 高齢者権利擁護等推進事業の未活用理由

|                   | 未実施数 | ①他に代替策があり、必要性を感じないため | ②予算面での制約があるため | ③専門職等の確保が困難なため | ④地域にニーズがないため | ⑤その他  |
|-------------------|------|----------------------|---------------|----------------|--------------|-------|
| 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催   | 33   | 18.2%                | <u>54.5%</u>  | 9.1%           | 15.2%        | 6.1%  |
| 権利擁護推進員養成研修       | 19   | 15.8%                | 47.4%         | 5.3%           | 15.8%        | 21.1% |
| 看護職員研修            | 28   | 14.3%                | 35.7%         | 14.3%          | 3.6%         | 39.3% |
| 権利擁護相談窓口の設置       | 13   | 23.1%                | <u>53.8%</u>  | 23.1%          | 7.7%         | 0.0%  |
| 市町村職員等の対応力強化研修    | 6    | 33.3%                | <u>50.0%</u>  | 16.7%          | 0.0%         | 16.7% |
| 虐待対応実務者会議等の設置     | 42   | 19.0%                | <u>54.8%</u>  | 16.7%          | 4.8%         | 7.1%  |
| ネットワーク構築等支援       | 37   | 8.1%                 | 48.6%         | 13.5%          | 16.2%        | 16.2% |
| 地域住民向けのシンポジウム等の開催 | 38   | 7.9%                 | <u>57.9%</u>  | 2.6%           | 15.8%        | 15.8% |
| 地域住民向けリーフレット等の作成  | 35   | 22.9%                | <u>62.9%</u>  | 5.7%           | 2.9%         | 11.4% |
| 困難事例での専門職の派遣      | 32   | 18.8%                | <u>56.3%</u>  | 28.1%          | 9.4%         | 6.3%  |

※下線は50%以上の回答率。

5) 高齢者権利擁護等推進事業による未然防止、悪化防止、再発防止の取組

高齢者権利擁護等推進事業による高齢者虐待の未然防止に向けた取組、悪化防止（早期発見、迅速且つ適切な対応）に向けた取組、再発防止に向けた取組の実施状況を確認したところ、いずれの事業においても高い割合でこれら3つの観点での取組が実施されていた。

図表 2-VIII-2-6 高齢者権利擁護等推進事業による未然防止、悪化防止、再発防止の取組

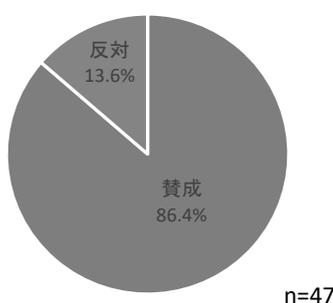
|                   | 実施数 | 未然防止に向けた取組実施 | 悪化防止（早期発見、迅速且つ適切な対応）に向けた取組実施 | 再発防止に向けた取組実施 |
|-------------------|-----|--------------|------------------------------|--------------|
| 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催   | 14  | 71.4%        | 64.3%                        | 78.6%        |
| 権利擁護推進員養成研修       | 28  | 100.0%       | 92.9%                        | 78.6%        |
| 看護職員研修            | 19  | 78.9%        | 68.4%                        | 47.4%        |
| 権利擁護相談窓口の設置       | 34  | 44.1%        | 82.4%                        | 55.9%        |
| 市町村職員等の対応力強化研修    | 41  | 63.4%        | 82.9%                        | 68.3%        |
| 虐待対応実務者会議等の設置     | 5   | 60.0%        | 80.0%                        | 60.0%        |
| ネットワーク構築等支援       | 10  | 60.0%        | 60.0%                        | 60.0%        |
| 地域住民向けのシンポジウム等の開催 | 9   | 77.8%        | 77.8%                        | 55.6%        |
| 地域住民向けリーフレット等の作成  | 12  | 66.7%        | 66.7%                        | 33.3%        |
| 困難事例での専門職の派遣      | 15  | 20.0%        | 66.7%                        | 60.0%        |

6) 高齢者権利擁護等推進事業の財源について

高齢者権利擁護等推進事業の財源について、「介護保険事業費補助金」(国1/2、都道府県負1/2)から「地域医療介護総合確保基金」(国2/3、都道府県1/3)に移管して基金事業として実施することへの賛否を確認したところ、「賛成」と回答した都道府県が38自治体(86.4%)を占めた。

「介護保険事業費補助金」から「地域医療介護総合確保基金」に移管するメリットとしては、都道府県の負担軽減につながることで、予算が確保され中長期的な事業実施が可能になること等が挙げられている。一方で、移管によるデメリットとしては、基金の事務負担増大(申請や計画策定等の必要性)や他の基金事業への影響等を懸念する意見が寄せられた。

図表 2-Ⅷ-2-7 「地域医療介護総合確保基金」に移管する賛否(都道府県)



図表 2-Ⅷ-2-8 「地域医療介護総合確保基金」に移管するメリット・デメリット

| メリット   | デメリット  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>基金移管により県負担が軽減される。事業メニューが一元化され分かりやすくなる。</li> <li>一般財源の縮減により、予算の確保が容易となる。また、同様の理由により、新規事業の立ち上げも容易となる。</li> <li>基金として一定の予算が確保されることで、中長期での事業実施が可能となる。</li> <li>予算要求の際に基金事業はシーリング対象外となるため、予算額を減らすことなく要求できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>県の基金事務の事務量が増大する。</li> <li>基金を財源とする別事業との兼ね合いから、予算の都合上、実施が難しい場合が予測される。</li> <li>地域医療と介護の総合的な基金ということで、高齢者権利擁護等推進事業の配分が低くなることも予測されます。</li> <li>基金事業として予算上のシーリングがかけられる場合があり、財源を移行させる年度については、新規事業が行いづらくなるのが想定される。</li> <li>継続的に設置する必要がある相談窓口については、設置期限のある基金では対応できないおそれがある。</li> <li>地域医療介護総合確保基金の申請において、事業者、市町村、都道府県がそれぞれ申請、及び市町村計画、都道府県計画等を策定しなければならないため、事務手続きが増える。</li> <li>「地域医療介護総合確保基金」の財源に限りがあるため、既存事業を圧迫するおそれがある。</li> </ul> |

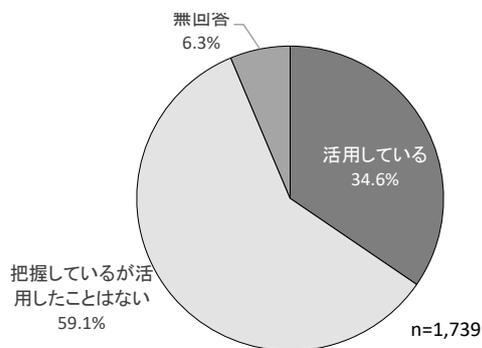
## (2) 市町村調査

### 1) 高齢者権利擁護等推進事業の活用状況

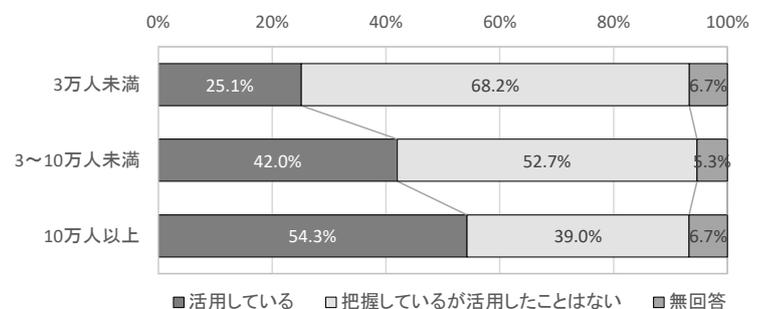
高齢者権利擁護等推進事業を「活用している」と回答した自治体は34.6%であり、人口規模が大きな自治体ほど活用割合が高くなっていた。

一方で、活用していない自治体に理由の記載を求めたところ、「事業活用が必要な事例がない・少ない」(19.8%)、「既存の取組、他事業や関係機関等の取組で対応できている」(17.2%)とともに「事業の存在、内容、都道府県の実施状況を未把握」(20.1%)、「活用方法、手続、効果等が不明、情報不足」(10.8%)を挙げた市町村も少なくない。市町村担当者に高齢者権利擁護等推進事業が知られていない可能性が示唆された。

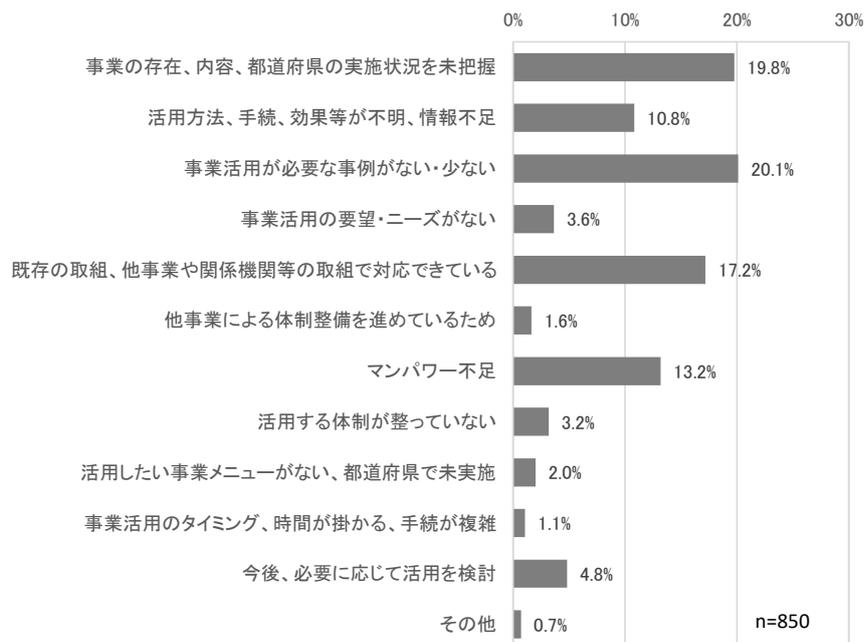
図表 2-VIII-2-9 高齢者権利擁護等推進事業の活用状況 (市町村)



図表 2-VIII-2-10 人口規模別にみた高齢者権利擁護等推進事業の活用状況 (市町村)



図表 2-VIII-2-11 高齢者権利擁護等推進事業未活用の理由 (市町村)

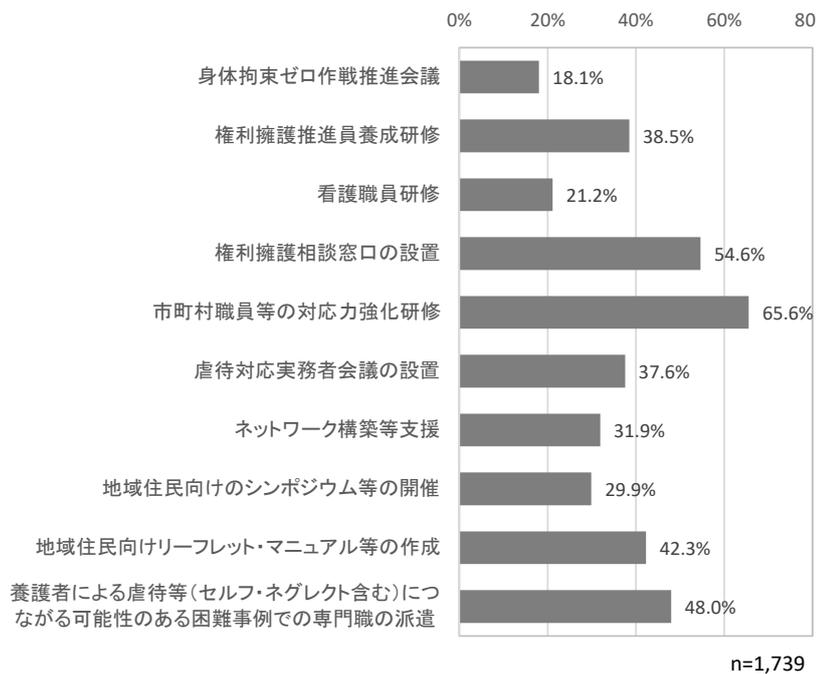


## 2) 高齢者権利擁護等推進事業の活用意向

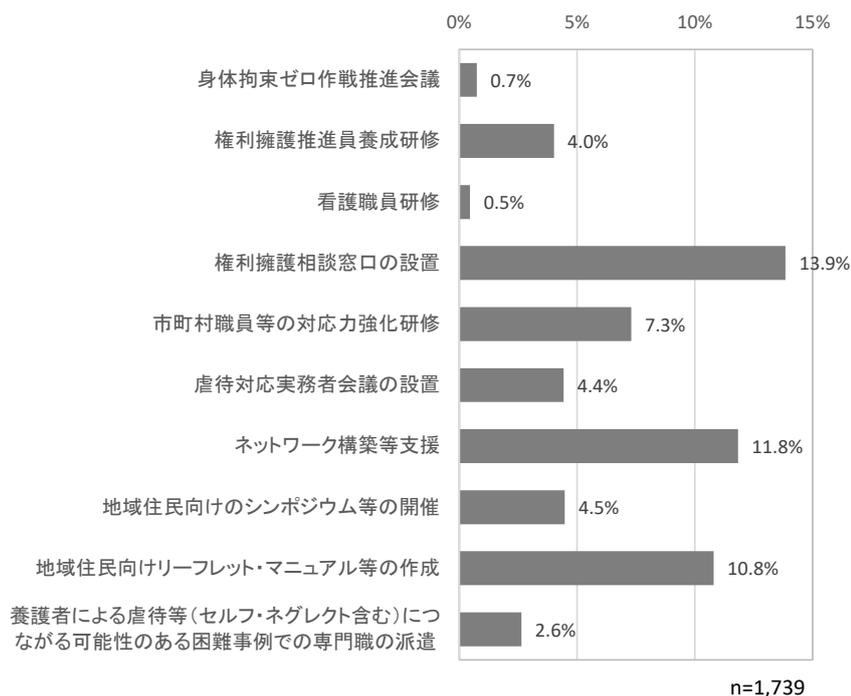
高齢者権利擁護等推進事業の活用意向を確認したところ、「市町村職員等の対応力強化研修」や「権利擁護相談窓口」の利用を希望する市町村が半数以上を占めた。また、「困難事例での専門職の派遣」や「地域住民向けリーフレット・マニュアル等の作成」、「権利擁護推進員養成研修」、「虐待対応実務者会議」に対する活用意向も少なくない。

一方で、市町村独自の実施状況を見ると、いずれの事業においても実施割合は高くない。

図表 2-VIII-2-12 高齢者権利擁護等推進事業の活用意向（市町村）  
（活用したい・している事業）



図表 2-VIII-2-13 独自に実施している事業（市町村）



### 3) 改善が必要な事業メニュー

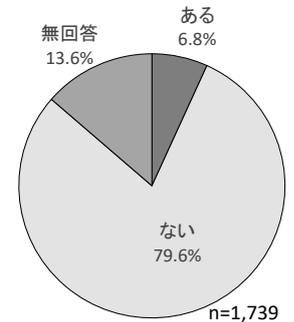
高齢者権利擁護等推進事業において改善が必要な点が「ある」と回答したのは6.8%であった。

改善が必要として指摘された内容を見ると、「市町村職員等対応力強化研修」では事実確認に焦点をあてた内容や対応困難な状況に置ける支援のあり方など実践的な内容を求める意見とともに、オンライン化など研修形態の工夫、開催頻度等に関する意見が寄せられた。

また、「困難事例での専門職の派遣」については、専門職チーム活用時には日程調整や事前準備に時間がかかる等の課題が挙げられており、施設・事業所内で実施する研修会等への講師派遣や個別ケース会議への参加、オンライン形式の活用などの要望も寄せられた。

なお、一部市町村からは、「都道府県でどのような高齢者権利擁護等推進事業を行っているのが情報が乏しい」、「どのように活用すればよいのか分からない」など、事業の周知、活用方法等に関する課題も寄せられた。

図表 2-Ⅷ-2-14 改善の必要性 (市町村)



図表 2-Ⅷ-2-15 改善が必要な事業メニュー

|               |  |
|---------------|--|
| 市町村職員等対応力強化研修 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分が受講した時は、架空の事例に基づき、社会福祉士会の帳票の書き方が中心となっていた。実際に対応が難しいのは、本人が分離を拒んだり、措置の決定の必要性がない事例。何をゴールにすればよいのか、対応方法を知りたい。</li> <li>定員を設けず、受講希望者が全員受講できるようにオンラインでの研修を検討する。中堅・指導的立場の職員向け研修の開催を検討する。</li> <li>地域包括支援センター職員に権利擁護に関する研修について案内と申し込みをとりまとめて行っている。応募多数により、参加できない職員も多いため、市町村主催の研修で補完しているが、なおも研修機会が不足することが多いという課題がある。</li> <li>研修の実施などはオンラインで国が直接主催することが可能である。研修をオンライン化できるなら、多忙で参加できない従事者のことも考えて、いつでも見られるよう、研修をアーカイブ化していただきたい。</li> <li>いわゆる 8050 問題のように個人への支援から関係性の支援と支援の対象が変化しているため、そういう視点での研修があればと考えます。</li> <li>研修の実施を希望(頻繁にやってもらいたい)。</li> <li>養介護施設従事者による虐待対応について、事実確認調査に関する研修等を実施して欲しい。毎回、どのように進めたら良いのか、迷いながら対応している</li> </ul> |
| 専門職派遣         | <ul style="list-style-type: none"> <li>専門職を招集して個別会議などを開催できる体制の構築。</li> <li>高齢者虐待専門職チームに派遣を依頼し、助言をいただいている。困難事例があった際に依頼するため、日程調整で時間がかかってしまうことがある。</li> <li>施設内で行われる研修・勉強会に講師を積極的に派遣して欲しい。派遣を通して、従事者の意識向上に繋げるとともに現場の実態を正しく把握し、防止に向けた効果的な取組みを提案して欲しい。</li> <li>会議や研修会等については、今後は WEB での開催となる。また、事業内の専門職派遣についても同じような形となり、利用方法を見直す必要があるのでは。</li> </ul>  |
| 事業の周知、窓口の明確化等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県でどのような高齢者権利擁護等推進事業を行っているのかの情報が乏しい。県自体が事業についての PR や市町村との協働を積極的に行ってほしい。</li> <li>他事業とのすみ分けや、どのように活用すればよいかわからない。</li> <li>活用を促すのであれば、県より、事業周知をしっかりと行ってほしいです。また、事務手続きの簡素化を検討してほしいです。</li> <li>施設等従事者向けの事業が色々あることや市町村職員も参加できる事業もあると知らなかった。もっと周知してもらいたい。</li> </ul>   |

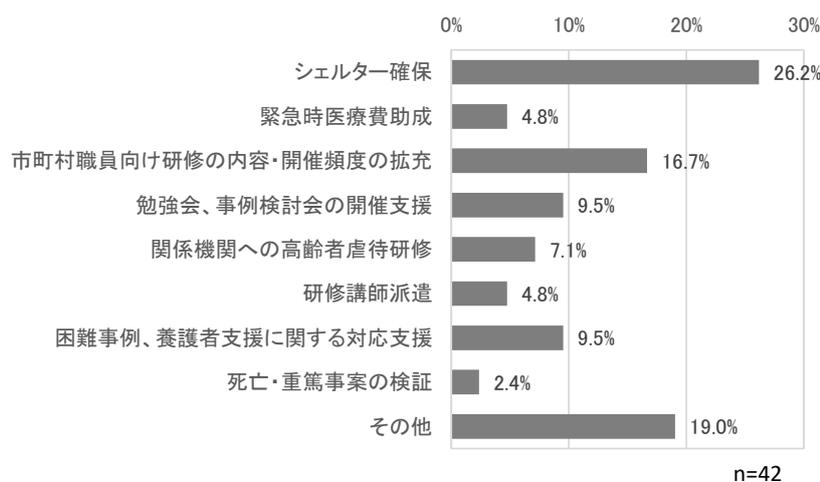
#### 4) 高齢者権利擁護等推進事業に追加を希望する事業

高齢者権利擁護等推進事業への追加を希望する事業等について意見を求めたところ、「シェルター確保」に関する要望が最も高かった。分離保護時の居室確保は以前からの課題であるが、コロナ禍における居室確保の困難さもあり、市町村のニーズが高い支援になっている。また、居室確保にも関連する「緊急時医療費助成」へのニーズもみられた。

「市町村向け研修の内容・開催頻度の拡充」や「勉強会、事例検討会の開催支援」、「関係機関へ的高齢者虐待研修」など、各種研修等の充実を求める意見も少なくない。

また、「困難事例、養護者支援に関する対応支援」を求める割合も一定みられた。

図表 2-VIII-2-16 追加を希望する事業等（市町村）

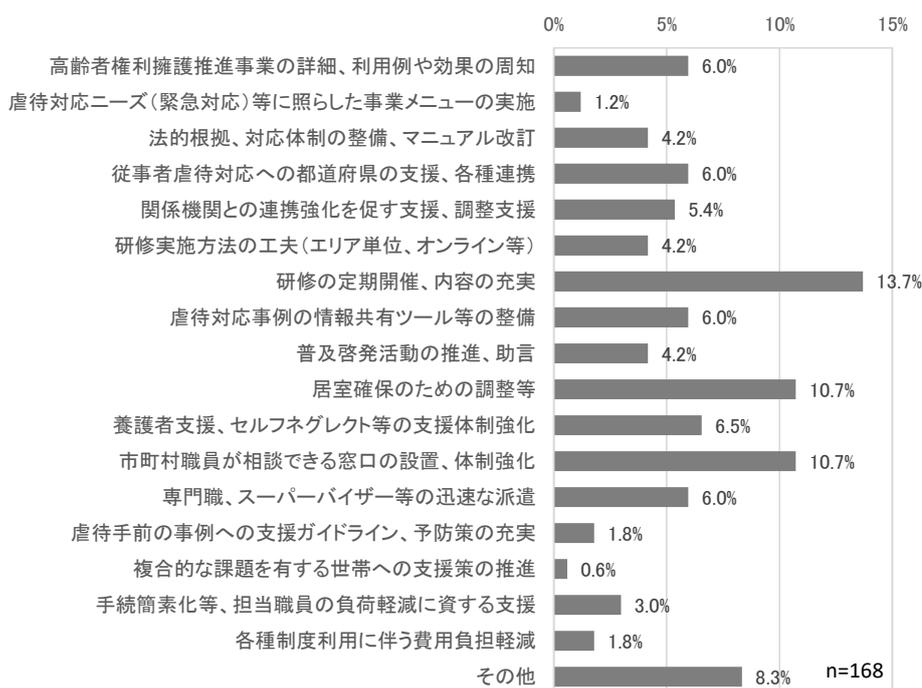


#### 5) 国や都道府県に対する期待

国や都道府県に対して期待する支援内容について、自由記述形式で意見を求めた。

その結果、「研修の定期開催、内容の充実」や「居室確保のための調整等」、「市町村職員が相談できる窓口の設置、体制強化」などを期待する割合が上位を占めた。

図表 2-VIII-2-17 国や都道府県に対する期待（市町村）



## VI. 考察

令和2年度は新型コロナウイルスの流行があり、高齢者虐待に様々な影響を与えた。よって調査結果を解釈するに当たっては、その点を留意して頂きたい。また引用している令和元年度の報告書は『高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書（令和3年3月）』である。

### 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

#### (1) 相談・通報～事実確認調査

これまで経年的に増加していた相談・通報件数及び虐待判断件数は令和2年度に大きく減少した。令和元年度と比較すると前者は2,267件から2,097件に、後者は644件から595件になった（図表2-II-1-2）。また相談・通報者を見ると家族・親族が18.9%から13.9%へ、介護サービス相談員は1.0%から0.2%にそれぞれ減少した（図表2-II-1-3）。

事実確認の実施状況は令和元年度の88.2%から87.4%の微減に留まっている（図表2-II-1-6）。初動期の対応期間は相談通報受理～事実確認開始は、0日については令和元年度の23.3%から30.5%に増加し、中央値も7日から4日に大きく減少している。通報受理～虐待確認については0日が11.8%と変化は無いが、中央値は36日から34日に減少している（図表2-II-1-8）。しかし、事実確認調査を実施していない理由の中には情報不足や家族等の拒否が散見される（図表2-II-1-7）。被虐待高齢者の権利擁護の観点から、このような理由により事実確認調査が行われないことは大きな問題である。

これらの結果を考えると、新型コロナウイルスによる影響により施設の面会制限などで家族・親族、介護サービス相談員などの訪問が出来なくなり虐待の発見が難しくなった一方、相談・通報された事例については自治体が事実確認調査を速やかに実施しているが、後述のように虐待対応の原則が崩れている可能性もある。

新型コロナウイルスに限らず、今後も感染症が流行することも考えられる。しかし高齢者の権利擁護を考えると、そのような状況下においても施設に外部の目が届くような取り組みが必要となる。施設職員にも大きな負担を強いる状況ではなお更である。今回の新型コロナウイルスの流行で得た教訓を活かし、感染対策を十分講じた上での早期発見の方策を講じることが求められる。

一方、このような状況下にも関わらず、事実確認開始及び虐待確認までの日数が減少していた。これは自治体の事実確認調査の技量が向上したとも考えられるが、新型コロナウイルス流行下での事実確認調査を出来るだけ早期に終了させようとした可能性も残る。この点については本調査から明確に述べることはできないが、被虐待者に直接会っての安否確認を行うなど、虐待対応の原則が遵守されていたか懸念が残る。今回の流行下における自治体の取り組みが適切であったかどうか、検証が必要だろう。また検証を行うことにより、同じような事態が生じた際の自治体の指針となるだろう。さらに施設・事業者自身も自ら虐待防止に取り組み、もし虐待が生じた場合は自ら検証を行うことにより、虐待防止の具体的な取り組みへつなげるきっかけとなるだろう。

なお、6割以上の自治体で相談・通報が無い状況では（図表 2-II-1-19）、通報・相談があった場合に迅速かつ虐待対応の原則を順守した事実確認調査が困難になる可能性がある。都道府県の支援や専門職チームの活用など求められる。

## （2）虐待事例の特徴

虐待の種別であるが令和元年度と比べて、身体的虐待が 60.1%から 52.0%に減少した一方、性的虐待が 5.4%から 12.1%に倍増した（図表 2-II-2-1）。また虐待の深刻度については「3. 生命・身体・生活に著しい影響」が 21.3%から 14.6%に減少している。その分、深刻度 1 と 2 という軽度が増加している（図表 2-II-2-4）。性的虐待は顕在化し難い虐待であり倍増した理由は本調査結果からは明らかにすることはできない。しかし性的虐待への意識が高まり、その結果として増加したのであれば、高齢者の権利擁護の推進につながるものである。引き続き性的虐待への意識を高めていくことが求められる。しかし、性的虐待の 95.2%が深刻度 1 であり、他の虐待に比べて明らかに軽度と判断されている（図表 2-II-2-5）。深刻度の判断は主観が入るため困難な側面があるが、深刻度の評価が適切に行われているか検討が必要だろう。また自治体だけでなく、施設・事業所も虐待防止の取り組みの中で性的虐待への問題意識を高めることが望まれる。

虐待者の職種であるが、介護職が令和元年度の 79.5%であったのに対して令和 2 年度は 79.1%とほとんど変わらなかった（図表 2-II-2-17）。介護職が虐待者の多くを占めている状況は変わらず、引き続き介護職を対象とした虐待防止研修、介護負担軽減、認知症ケアのスキル向上などの取り組みが必要である。そして施設におけるこれらの取り組みを促進するために自治体の支援が求められる。また介護職に限らず虐待が行われているため、施設・事業所の全職員が虐待防止研修を受講することも必要だろう。

虐待が行われた施設は介護保険施設が令和元年度の 41.3%から 37.0%と若干の減少を示しているのに対して、居宅系は 8.4%から 11.1%と若干の増加がみられた（図表 2-II-2-24）。これには新型コロナウイルスにより施設系の虐待が顕在化し難かったのに対して、居宅系の方が顕在化しやすかった可能性がある。また、その他が 1.7%から 3.2%と倍増している（図表 2-II-2-24）。件数は少ないが、虐待が行われる施設が多様化している可能性がある。事実確認調査や指導等においても、その他施設に対応できる体制の構築が必要だろう。

虐待の発生要因をカテゴリー別にみると、運営法人（経営層）の課題においては「経営層の現場の実態の理解不足」が 44.7%、組織運営上の課題では「職員の管理指導体制が不十分」が 65.2%、虐待を行った職員の課題では「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が 78.5%、被虐待高齢者の状況では「認知症による BPSD（行動・心理症状）がある」が 57.3%となっており、各項目に若干の増減はあるが、前年度の発生要因と大きな差は無かった（図表 2-II-2-33）。

また虐待が発生した施設・事業所の取組をみると「管理者の虐待防止に関する研修受講あり」が特別養護老人ホームで 47.9%から 38.1%に大きく減少していた一方、「虐待防止委員会の設置あり」は特別養護老人ホームでは 63.1%、介護老人保健施設では 72.0%に達している（図表 2-II-2-38）。

これらのことを勘案すると、虐待防止委員会の設置など形式的な制度は整えられつつあるが、管理者や介護職員などへの研修は未だ不十分な状況と言えるだろう。新型コロナウイルスの影響があったとはいえ、ICT（Information & Communication Technology）を活用した遠隔研修を実施する体制も整えられつつあり、積極的な研修の受講が求められる。

### （3）虐待事例への対応状況

虐待判断件数は減少しているが、老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応である「施設等に対する指導」は16件の減少に留まり、「改善計画提出依頼」は1件、「従事者等への注意・指導」は18件増加している（図表2-II-3-1）。それに対して介護保険法の規定に基づく権限の行使の「報告徴収、質問、立入検査」は前年度の194件から135件、「改善勧告」は82件から69件に減少している（図表2-II-3-2）。また老人福祉法に基づく権限の行使の「報告徴収、質問、立入検査」は前年度の75件から53件、「改善勧告」は27件から21件に減少している（図表2-II-3-3）。このことは全体の虐待判断件数の減少を考慮しても、権限行使より権限行使以外の対応が増加していることを示している。前述のように深刻度が軽いものが増加した可能性も考えられるが、新型コロナウイルスの流行下で権限行使が自治体の負担となったこと、そして事実確認調査を十分に行えないことにより発生要因の分析が十分でなかったり、客観的な事実確認や根拠が求められる権限行使に踏み切れなかったりしたことなどで権限行使以外の対応で済まされた可能性もある。虐待の内容、そして当該施設・事業所の状況に合わせて、必要な権限を行使することが必要である。

## 2. 養護者による高齢者虐待

### （1）相談・通報～事実確認調査

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数そして虐待判断件数が共に減少しているのに対して、養護者による虐待は通報・相談が35,774件、虐待判断件数が17,281件と令和2年度より増加していた（図2-III-1-1）。この増加は高齢者人口の増加の影響の他に、新型コロナウイルス流行による養護者の在宅時間の増加なども関係する可能性がある。

一方、相談・通報者の内訳をみると令和元年度は介護支援専門員が27.5%、次いで警察が27.2%であった。それに対して令和2年度は警察が31.2%、次いで介護支援専門員が25.4%となり、割合が逆転していた（図2-III-1-4）。わずかな増減ではあるが新型コロナウイルス流行による介護支援専門員の行動制限などで虐待発見に影響がでた可能性は排除できない。一方、警察では虐待の疑いがあるものは自治体へ相談・通報することが周知されてきており、そのために増加したと思われる。この背景には様々な要因が考えられるが、平成25年及び平成31年に、警察庁より「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（通達）」が発出され、警察当局において、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身安全関連事案に対する一元的な対処体制が確立され、対応が積極的に行われてきたことも増

加要因の一つであると考えられる。

事実確認調査であるが、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例は令和元年度が50.7%に対して、令和2年度は49.4%と微減であった。それに対して「虐待ではないと判断した事例」は27.5%から33.5%に増加し、「虐待の判断に至らなかった事例」は21.8%から17.0%に若干減少している（図2-Ⅲ-1-7）。虐待の判断に至らなかった理由として最も多いのは「通報内容、虐待事実が確認できず」の22.5%であるが、虐待ではないと判断されていないため、虐待の確証は無いが否定もできない状況であることが推察される。また、「情報が不足」、「本人が否定・訴えなし」、「養護者が否定」などの理由も挙げられている。事実確認調査の能力向上が必要である。

初動対応期間であるが、通報・相談者が誰であっても、「0日」が過半数を占めており（図2-Ⅲ-1-10）、前年度と比較してもほとんど変化はない。新型コロナウイルス流行下であることを考慮すると、自治体の努力が伺える。しかし、調査方法を見ると34,957件中12,419件、つまり35.5%が「関係者からの情報収集のみ」となっており、被虐待者に直接面会をして安否確認をするという虐待対応の原則が守られていないことが示された（図2-Ⅲ-1-13）。これは令和元年度の33.7%より増加している。新型コロナウイルスの影響も考えられるが、未だ、虐待対応の原則が守られていない事例が3割を超えることは憂慮すべきことである。また事実確認調査の方法により虐待判断の割合に大きな差がある。「関係者からの事情収集のみ」が37.9%となっており、関係者からの情報収集のみでは虐待判断に必要な情報が十分に収集できない可能性が示唆された。事実確認調査方法の改善が必要である。

## （2）虐待事例の特徴

虐待の種別であるが、身体的虐待が68.2%、次いで心理的虐待が41.4%となっており（図2-Ⅲ-2-1）、前年度と大きな傾向の違いは見られない。しかし、複数の虐待が同時に行われており（図2-Ⅲ-2-2）、相談・通報を受けた虐待以外についても、虐待の事実がないかの確認が求められる。このような観点からも、前述の「関係者からの情報収集のみ」という事実確認の方法は課題がある。

深刻度であるが、1が33.6%と最も多く、次いで3が31.3%となっていた。（図2-Ⅲ-2-4）。深刻度については令和3年度調査から4段階の新深刻度指標が用いられているため、経年変化を見ることができなくなるが、より適切な評価を行うための取り組みを継続して行う必要がある。

被虐待者の基本属性であるが、性別、年齢共に前年度と大きな違いはない（図2-Ⅲ-2-6/図2-Ⅲ-2-7）。認知症高齢者の日常生活自立度や障害高齢者の日常生活自立度も同様に大きな変化は無い（図2-Ⅲ-2-11/図2-Ⅲ-2-12）。

虐待者の基本属性であるが、こちらも息子が最も多く、次いで夫、娘の順に多いという傾向は前年度と変わらない（図2-Ⅲ-2-29）。また虐待者との同居の有無や家族形態についても前年度と傾向は変わらない（図2-Ⅲ-2-37/図2-Ⅲ-2-38）。前者を見ると「虐待者のみと同居」が52.4%と過半数を占めており、虐待者である夫のみとの同居が3,005件、息子のみとの同居が3,444件、娘のみとの同居が1,252件であり、これらで43.33%となる（図2-Ⅲ-2-43 集計内訳）。この世帯類型における虐待発生のリスクは高いと考えられ、虐待が生じる前の予防的介入が求められる。

虐待発生の要因は虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」が57.9%で最も多い（図2-Ⅲ-2-46）。前年度の報告書でも考察しているが、これは「精神状態が安定していない」、「理解力の不足や低下」、「障害・疾病」、「（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題」、「経済的困窮」などと重複して回答されている（図2-Ⅲ-2-47）。これらのことから「性格や人格（に基づく言動）」の背後にある課題を明らかにする必要がある、それを怠ると虐待者の個人的問題として必要とされる養護者支援や支援体制構築のための体制整備に結びつかなくなる危険がある。そのため「性格や人格（に基づく言動）」の項目については見直しが求められる。この点については、法に基づく対応状況調査票に関する提案(p294～)を参照して頂きたい。

### （3）虐待事例への対応状況

初動期における対応期間では、相談通報受理から事実確認開始までは「0日」が60.5%を占め、中央値は「0日（即日）」となっており、虐待確認までの日数も「0日」が38.9%と最も多く、中央値は「2日」となっている（図2-Ⅲ-3-1）。一方、事例終結までの期間は介入から終結までは「140日以上」が27.0%と最も多く、中央値は「77日」、相談通報受理から終結は「140日以上」が28.8%と最も多く、中央値は「82日」となっている（図2-Ⅲ-3-2）。このことは通報相談があった場合の迅速な対応が行われている一方、終結までには長い時間が要されていることを意味する。

しかし、事実確認の方法と通報等受理から事実確認開始までの期間を見ると、「関係者からの情報収集のみ」は「0日」が72.9%を占め、訪問調査の53.8%、立入調査の64.8%を上回っている。つまり、被虐待高齢者に直接会って安否確認を行うという虐待対応の原則が守られていないために開始までの期間が短くなっているとすれば、これは大きな問題であり、改善が求められる（図2-Ⅲ-3-13）。また終結事例の対応方法と介入から終結までの期間をみると、「分離以外の対応」において「140日以上」が33.0%、「見守りのみ」が31.7%となっている（図2-Ⅲ-3-14）。分離以外の方法の場合、終結に時間を要する原因としては社会資源が不足している、対応する人員や時間が不足しているなどが考えられ、更なる体制整備が求められる。しかし、見守りのみで140日以上経過するのは支援の在り方そのものを再検討する必要がある。自治体は事例検討を行うなど、終結に長期間を要する事例への対応が求められる。

### （4）虐待等による死亡事例

虐待等による死亡事例は25人であった（図2-Ⅳ-1-1）。令和元年度の15人から大きく増加した。加害者の56.0%が息子であり（図2-Ⅳ-1-2）、加害者のみと同居も56.0%であった（図2-Ⅳ-2-6）。これは養護者による高齢者虐待全般の傾向と同じものであり、死亡事例が特別な状況下において生じたものではないことを示唆する。この中で「事件前の介護保険サービス・医療機関・行政相談いずれかの利用」が80.5%と多くを占めており（図2-Ⅳ-2-11）、対応が適切であったかの検証が求められる。

事後検証については「実施した（予定を含む）」が72.0%を占めており、自治体の死亡事例発生への危機感を示しているのではないだろうか。

## (5) 市町村の体制整備状況と対応状況

本調査は我が国の今後の高齢者虐待の施策の在り方を決める基礎資料となる。そのため現在の施策がどの程度役立っているかの評価が必要となる。市町村の体制整備状況が養護者による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と関連するか分析した結果、相談・通報件数、虐待判断件数はともに市町村の体制整備取組状況と比例関係にあることが明らかとなった(図表 2-V-3-1)。今後は体制整備状況が虐待の終結までの期間など、虐待対応との関係の検証が必要だろう。

## (6) 都道府県の状況

都道府県における取り組み状況であるが、令和元年度と比較すると、「介護施設・サービス事業者への支援(看護職員研修)」は55.3%から40.4%へ、「市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)」は91.5%から83.0%へ、「地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)」は31.9%から21.3%に、それぞれ大きく減少していた(図表 2-VI-1-1)。これらはいずれも新型コロナウイルス流行の影響とかがえられる。しかし、ICTを活用した遠隔研修やWEB動画配信サイトなどを利用することにより、このような状況にも対応することができる。創意工夫をして対応することが求められる。

